

平成14年 (2002年)

久米島町議会会議録

第1回臨時会 (4月8日～4月10日)	3日間
第2回臨時会 (6月20日)	1日間
第3回定例会 (6月28日～7月17日)	20日間

久米島町議会

目 次

〈平成14年第1回久米島町議会臨時会（4月8日）〉

（1日目）

第1号（4月8日）

平成14年第1回久米島町議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	4
議事日程第1号の追加	5
仮議長紹介	6
町長職務執行者挨拶	6
開会	7
日程第1 仮議席の指定	7
日程第2 議長選挙	7
追加日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	9
追加日程第2 会期の決定（会規則5）	9
追加日程第3 副議長の選挙	9
追加日程第4 議席の指定	11
追加日程第5 常任委員の選任	11
追加日程第6 議長の常任委員の辞任	11
追加日程第7 議会運営委員の選任	12
追加日程第8 決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議について	13
追加日程第9 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	14
追加日程第10 発議第1号 久米島町議会委員会条例	14
追加日程第11 発議第2号 久米島町議会会議規則	16
追加日程第12 発議第3号 久米島町議会傍聴規則	17
追加日程第13 発議第4号 久米島町議会文書規程	18
追加日程第14 発議第5号 久米島町議会公印規程	19
追加日程第15 発議第6号 久米島町議会事務局設置条例	20
追加日程第16 発議第7号 久米島町議会処務規程	21
追加日程第17 閉会中の継続調査申出の件	22
追加日程第18 決議第2号 閉会中の議員研修会等に関する決議	23
追加日程第19 農業委員会委員議会選出について	23
散会	23

〈平成14年第1回久米島町議会臨時会（4月10日）〉

（2日目）

第2号（4月10日）

出席議員	25
議事日程第2号	27
開会	28
日程第1 会議録署名議員の指名	28
日程第2 議案第1号 工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設 工事2工区）	28
日程第3 議案第2号 工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設 工事2工区）	31
日程第4 議案第3号 工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設 工事1工区）	37
日程第5 議案第4号 久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する 条例の制定について	40
日程第6 議案第5号 久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定 について	43
日程第7 承認第1号 久米島町役場の位置を定める条例のほか119件の 専決処分の承認を求めることについて	45
日程第8 承認第2号 平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認 を求めることについて	47
日程第9 承認第3号 金融機関の指定の専決処分の承認を求めることに ついて	62
日程第10 承認第4号 一部事務組合への加入の専決処分の承認を求める ことについて	64
日程第11 承認第5号 沖縄県離島医療組合規約の一部変更による 専決処分の承認を求めることについて	66
日程第12 承認第6号 久米島町税条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることについて	67
日程第13 承認第7号 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて	69
閉会	71

〈平成14年第2回久米島町議会臨時会（6月20日）〉

第1号（6月20日）

平成14年第2回久米島町議会臨時会会期日程	73
出席議員	74
議事日程第1号	76
開会	77
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	77
日程第2 会期の決定（会規則5）	77
日程第3 同意第1号 助役の選任について	77
日程第4 同意第2号 収入役の選任について	82
日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	87
日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	89
日程第7 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	90
日程第8 議会広報調査特別委員会委員の選任ならびに正副 委員長の互選について	92
閉会	92

〈平成14年第3回久米島町議会定例会（6月28日）〉

（1日目）

第1号（6月28日）

平成14年第3回久米島町議会定例会会期日程	95
出席議員	96
議事日程第1号	98
開会	99
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	99
日程第2 会期の決定（会規則5）	99
日程第3 議長諸般の報告について	99
日程第4 町長施政方針	99
日程第5 議案第6号 平成14年度久米島町一般会計予算について	109
日程第6 議案第7号 平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	118
日程第7 議案第8号 平成14年度久米島町老人保健特別会計予算について	120
日程第8 議案第9号 平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	121

日程第9	議案第10号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算につて……………	123
日程第10	議案第11号	平成14年度久米島町介護保険特別会計予算について……………	124
日程第11	議案第12号	平成14年度久米島町水道事業会計予算について……………	128
日程第12	議案第13号	久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について……………	131
日程第13	議案第14号	久米島町町づくり基金条例の設置について……………	135
日程第14	議案第15号	久米島町土地開発基金条例の設置について……………	137
日程第15	議案第16号	久米島町庁舎等新築基金条例の設置について……………	138
日程第16	議案第17号	久米島町地域振興基金条例の設置について……………	141
日程第17	議案第18号	久米島町過疎地域自立促進計画について……………	143
日程第18	議案第19号	久米島町監査委員事務局設置条例……………	156
日程第19	議案第20号	沖縄県介護保険広域連合の設置について……………	157
日程第20	同意第8号	教育委員の選任について……………	166
日程第21	同意第9号	教育委員の選任について……………	169
日程第22	同意第10号	教育委員の選任について……………	171
日程第23	同意第11号	教育委員の選任について……………	172
日程第24	同意第12号	教育委員の選任について……………	173
散会			177

〈平成14年第3回久米島町議会定例会（7月1日）〉

（2日目）

第2号（7月1日）

出席議員			179
議事日程第2号			181
開会			182
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）		182
日程第2	議案第21号	久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	182
日程第3	議案第22号	久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	184
日程第4	議案第23号	久米島海洋深層水ふれあい館条例……………	185
日程第5	議案第24号	久米島町職員定数条例の一部を改正する条例……………	193
日程第6	議案第25号	公の施設の廃止について……………	194

日程第7	議案第26号	久米島町立保育所条例の一部を改正する条例	196
日程第8	同意第6号	監査委員の選任について	198
日程第9	同意第7号	監査委員の選任について	199
日程第10	選挙第3号	久米島町選挙管理委員会委員の選挙	200
日程第11	選挙第4号	久米島町選挙管理委員会委員の選挙	201
日程第12	発議第8号	沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書	201
日程第13	発議第9号	義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書	204
日程第14	決議第3号	儀間川総合開発事業の建設促進について	205
日程第15	発議第10号	日米地位協定の改正に関する要望	207
日程第16	決議第4号	「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」	208
散会			211

〈平成14年第3回久米島町議会定例会（7月16日）〉

（3日目）

第3号（7月16日）

出席議員	213	
議事日程第3号	215	
一般質問通告一覧表	216	
開会	218	
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）	218
日程第2	議案第27号 久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について	218
日程第3	議案第28号 久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例	219
日程第4	議案第6号 平成14年度久米島町一般会計予算について	222
日程第5	議案第7号 平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	222
日程第6	議案第8号 平成14年度久米島町老人保健特別会計予算について	222
日程第7	議案第9号 平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	222

日程第8	議案第10号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算について……	222
日程第9	議案第11号	平成14年度久米島町介護保険特別会計予算について……	222
日程第10	議案第12号	平成14年度久米島町水道事業会計予算について……	222
日程第11	一 般 質 問	……	227
	田里市郎さん	……	227
	上里総功さん	……	228
	宮田勇さん	……	234
	仲地宗市さん	……	239
	糸数誠三さん	……	246
	山川正員さん	……	247
	吉永安扶さん	……	250
	仲村昌慧さん	……	252
散会	……	……	259

〈平成14年第3回久米島町議会定例会（7月17日）〉

（4日目）

第4号（7月17日）

出席議員	……	261	
議事日程第4号	……	263	
開会	……	264	
日程第1	会議録署名議員の指名（会規則120）	……	264
日程第2	一 般 質 問	……	264
	上江洲盛元さん	……	264
	翁長英夫さん	……	272
	平田勉さん	……	276
	崎村稔さん	……	284
	山城和満さん	……	288
	仲原健さん	……	295
	國吉修さん	……	296
	島袋完英さん	……	302
	喜久里猛さん	……	310
	真栄平勝政さん	……	316
閉会	……	317	

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 1 回久米島町議会臨時会

1 日 目

4 月 8 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 1 回 久米島町議会臨時会

2 日 目

4 月 1 0 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 2 回 久 米 島 町 議 会 臨 時 会

1 日 目

6 月 2 0 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久米島町議会定例会

1 日 目

6 月 2 8 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

2 日 目

7 月 1 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

3 日 目

7 月 1 6 日

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

4 日 目

7 月 1 7 日

平成14年(2002年)

第1回久米島町議会臨時会

1日目

4月8日

平成14年 第1回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年4月8日（月） 会期3日間
 閉 会 平成14年4月10日（水）

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
4月8日	月	本会議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 仮議長紹介 ○ 町長職務執行者挨拶 ○ 仮議席の指定 ○ 議長の選挙 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 副議長の選挙 ○ 議席の指定 ○ 議長の常任委員の辞任 ○ 常任委員の選任 ○ 議会運営委員の選任 ○ 議案審議（委員会報告） 決議第1号、2号 発議第1号、2号、3号、4号、5号 6号、7号 ○ 農業委員会委員議会選出 ○ 散会
4月9日	火			休会
4月10日	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案審議（即決案件） 議案第1号、2号、3号、4号、5号 承認第1号、2号、3号、4号、5号、 6号、7号 ○ 閉会

平成14年 第1回久米島町議会臨時会

会議録 第1号

招集年月日	平成14年4月8日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	4月8日 午後1時30分	臨時議長 糸数 誠 三	
	散会	4月8日 午後5時15分	議長 高良 ノブ	
応招議員 出席議員 出席 32名 欠席 0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良 ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	1番	江洲 良徳	2番	翁長 英夫
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
職務執行者	松元 徹	教育総務課長	太田 喜功
出納室長	伊良皆 真秀	生涯学習課長	山城 英明
総務課長	大田 治雄	住民課長	大城 行男
建設課長	仲村 昌保	税務課長	比嘉 隆
企画財政課長	長井 聰	福祉課長	山里 昌輝
町づくり推進課長	平田 光一	保健衛生課長	神里 勇
商工観光課長	盛本 實	水道課長	吉元 幸信
農林水産課長	平良 進	空港課長	内間 邦夫
農業委員会事務局長	仲宗根 省一	消防長	幸地 猛
教 育 長	仲村 昌昭		

平成14年 第1回久米島町議会臨時会 議事日程

[第1号]

平成14年4月8日(月曜日)午後1時30分

開会及び開議

日程番号	事件番号	件名
第1		仮議長紹介
		町長職務執行者挨拶
第2		仮議席の指定
		議長選挙

平成14年 第1回久米島町議会臨時会 議事日程

[第1号の追加]

平成14年4月8日（月曜日）午後1時30分

開会及び開議

日程番号	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（会規則120）
第2		会期の決定（会規則5）
第3		副議長の選挙
第4		議席の指定
第5		常任委員の選任
第6		議長の常任委員の辞任
第7		議会運営委員の選任
第8	決議第1号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議について
第9		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
第10	発議第1号	久米島町議会委員会条例
第11	発議第2号	久米島町議会会議規則
第12	発議第3号	久米島町議会傍聴規則
第13	発議第4号	久米島町議会文書規程
第14	発議第5号	久米島町議会公印規程
第15	発議第6号	久米島町議会事務局設置条例
第16	発議第7号	久米島町議会処務規程
第17		閉会中の継続調査申出の件
第18	決議第2号	閉会中の議員研修会等に関する決議
第19		農業委員会委員議会選出について 解散

(午後 1時30分 開議)

○ 事務局長 内間久栄君

事務局の内間久栄です。本臨時会は、久米島町初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が議長の職務を務めることになっています。出席議員中、糸数誠三議員が年長者であります。

ご紹介申し上げます。糸数誠三議員、議長席に着席願います。

○ 臨時議長 糸数誠三

皆さん、こんにちは。臨時議長を務めさせていただきます糸数誠三でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま紹介されました糸数誠三です。地方自治法107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。なにとぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は32名であります。

議会臨時会を開催します。

ただいまより平成14年第1回久米島町議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、久米島町議会会議規則がまだ公布されておりませんので、今議会に議員提出議案第1号で提案される「久米島町議会会議規則案」に準じて進行したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、これにより議事の進行につきましては、「久米島町議会会議規則案」によって進めます。

ここで、町長職務執行代理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○ 町長職務執行者 松元徹君

久米島町議会議員の皆さん、こんにちは。久米島町誕生おめでとうございます。共に喜びたいと思っております。

町長が誕生するまで職務執行者を務めさせていただきます松元徹でございます。よろしくお願いいたします。

久米島町誕生最初の臨時議会におきまして職務執行者として一言ごあいさつを述べさせていただきます。

さて、明治41年、1908年仲里村と具志川村がスタートし、2002年3月31日で94年の仲里村と具志川村の幕が閉じました。そして4月1日は新生久米島町が誕生し、前両村議長の高良、喜久里議員の久米島町誕生祭の正副実行委員長の下で両村民が心を一つにし、久米島町民となり、町民皆で久米島町の誕生を祝福いたしました。まさに久米島の長い歴史の

中で1908年の村政施行に匹敵する2002年4月1日は史実として永久に残る歴史的日となりましょう。

私は新町長が誕生するまでは職務執行者に就任しておりますが、新町長に久米島町行政が滞りなく引き継ぎができるよう、課長以下職員と共に混乱期のこの時期、業務態勢の整備に取り組んでいるところでございます。

膨大な合併の調整事務の作業、久米島町行政になっての新たな事務の作業など、役場職員は心機一転して久米島町役場の職員として自覚し、混乱を最小限に止めるよう、また、住民サービスに支障を来たさないよう努め、日夜業務に邁進しているところでございます。

久米島町誕生のとき、島民が久米島町民となって久米島町を祝福したように、新しい町長の誕生も久米島町民皆が祝福し、久米島町の舵取りを委ねられるよう願っております。

このような町長が誕生するまではしっかりと引き継ぎができるよう、ここに同席の私以下教育長、それから課長を中心にして、職員皆で頑張っていきますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いし、久米島町議会のご発展と議員の皆様のますますのご活躍、ご健勝を祈念し、また、21世紀の未来に輝く新生久米島町の目標であります「活力、潤い、文化を創造する元気な町久米島」の実現を確信し、平成14年久米島町のもとで、初臨時会での職務執行者のあいさつとさせていただきます。

○ 臨時議長 糸数誠三

これより本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 臨時議長 糸数誠三

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

<日程第2>

○ 臨時議長 糸数誠三

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は32人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に江洲良徳君、翁長英夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でいたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱の点検は済みました。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

総務課議会担当内間久栄君が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長 内間久栄君

ご指名がありますので、名前を呼びますので、その順をお願いします。

大変申し訳ないんですけども、点呼は、1番議員から議席順のとおり申し上げますので、よろしくをお願いします。

江洲良徳議員、翁長英夫議員、田里市郎議員、島袋完英議員、仲村昌慧議員、國吉武議員、國吉修議員、真栄平勝政議員、上江洲盛元議員、山川正員議員、我謝政市議員、糸数誠三議員、山城和満議員、宮田勇議員、山城節議員、平田勉議員、新垣盛助議員、大田哲也議員、與那嶺孝成議員、仲地宗市議員、高良ノブ議員、仲原健議員、山城篤三議員、山城宗太郎議員、山里昌伸議員、知念弘議員、平田清勇議員、吉永安扶議員、國吉弘志議員、喜久里猛議員、崎村稔議員、上里総功議員。

○ 臨時議長 糸数誠三

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番江洲良徳議員、2番翁長英夫議員、開票立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票数32票、有効投票32票、無効0。

有効投票のうち、高良ノブ議員18票、宮田勇議員14票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。

したがって、高良ノブさんが議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選された高良ノブ議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

高良ノブ議員に議長の当選承諾の挨拶をお願いします。

議長、議長席にお着きをお願いします。

○ 議長 高良ノブ

どうもありがとうございました。

議長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

私たち久米島住民が待ち望んでおりました久米島町が4月1日に誕生し、今日、初議会での議長選挙にあたり、私が議員各位のご推挙により議会議長の要職に就かせていただき身に余る光栄に思っております。

皆様のご推薦を受けたうへは、身を呈してそのご厚情に報いるよう覚悟を新たにしているところでございます。

議会運営につきましては、公正を旨とし言論の府として議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力するつもりでございます。

議員各位におかれましては、今後、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任のあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○ 臨時議長 糸数誠三

しばらく休憩いたします。 (午後 2時25分 休憩)

○ 議長 高良ノブ

再開します。 (午後 2時26分 再開)

○ 議長 高良ノブ

これより本日の会議を開きます。

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

<追加日程第1>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則案第120条の規定により、議長において、1番江洲良徳さん及び2番翁長英夫さんを指名します。

<追加日程第2>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から4月10日の3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は3日間と決定しました。

<追加日程第3>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は32名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則案第32条第2項の規定によって、立会人は田里市郎さん並びに島袋完英さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局から氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長 内間久栄さん

ご指名がありますので、氏名を読み上げます。

江洲良徳議員、翁長英夫議員、田里市郎議員、島袋完英議員、仲村昌慧議員、國吉武議員、國吉修議員、真栄平勝政議員、上江洲盛元議員、山川正員議員、我謝政市議員、糸数誠三議員、山城和満議員、宮田勇議員、山城節議員、平田勉議員、新垣盛助議員、大田哲也議員、與那嶺孝成議員、仲地宗市議員、仲原健議員、山城篤三議員、山城宗太郎議員、山里昌伸議員、知念弘議員、平田清勇議員、吉永安扶議員、國吉弘志議員、喜久里猛議員、崎村稔議員、上里総功議員、高良ノブ議員。

○ 議長 高良ノブ

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

田里市郎さん及び島袋完英さん、開票の立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票数32票、有効投票31票、無効1票。

有効投票のうち喜久里猛さんが16票、國吉弘志さん14票、宮田勇さん1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は7.75票です。したがって、喜久里猛さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

休憩します。 (午後 2時50分 休憩)

再開します。 (午後 2時51分 再開)

ただいま副議長に当選されました喜久里猛議員が議場におられます。

会議規則案第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

喜久里猛さんに副議長当選承諾とあいさつを求めます。

○ 副議長 喜久里猛さん

皆様の絶大なる支持をお受けしまして、新生久米島町の副議長ということで、これから、新しい21世紀の久米島をつくるために議長共々頑張りたいと思います。

皆様のご協力、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

<追加日程第4>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第4条第1項の規定により、ただいま着席した議席のとおり指定します。

<追加日程第5>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例案第5条第1項の規定によって山城和満さん、仲村昌慧さん、國吉弘志さん、島袋完英さん、山城篤三さん、糸数誠三さん、崎村稔さん、仲原健さん、喜久里猛さん、仲地宗市さん、國吉修さん、知念弘さん、山川正員さん、宮田勇さん、上江洲盛元さん、高良ノブ、以上16人を総務文教民生委員会常任委員に。

大田哲也さん、新垣盛助さん、田里市郎さん、國吉武さん、上里総功さん、江洲良徳さん、吉永安扶さん、平田清勇さん、山里昌伸さん、山城節さん、我謝政市さん、與那嶺孝成さん、山城宗太郎さん、翁長英夫さん、平田勉さん、真栄平勝政さん、以上16人を建設経済常任委員にそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の皆様をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

休憩します。 (午後 2時56分 休憩)

再開します。 (午後 2時57分 再開)

議長の常任委員の辞任でありますので、副議長と交代したいと思います。お願いします。

<追加日程第6>

○ 副議長 喜久里猛

追加日程第6、議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって議長高良ノブ君の退場を求めます。

高良ノブ議長からその職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、高良ノブ議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。 (午後 3時01分 休憩)

○ 議長 高良ノブ

再開します。 (午後 3時02分 再開)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより常任委員会の委員長及び副委員長を互選をしていただきます。

しばらく休憩します。 (午後 3時10分 休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3時11分 再開)

これから諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務文教民生委員会常任委員会委員長に宮田勇さん、副委員長に國吉弘志さん。経済建設常任委員会委員長に上里総功さん、副委員長に田里市郎さん。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

<追加日程第7>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例案第5条第1項の規定によって宮田勇さん、國吉弘志さん、仲地宗市さん、山城篤三さん、喜久里猛さん、上里総功さん、田里市郎さん、山里昌伸さん、翁長英夫さん、山城節さんを指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、宮田勇さん、山城篤三さん、國吉弘志さん、喜久里猛さん、仲地宗市さん、上里総功さん、田里市郎さん、翁長英夫さん、山里昌伸さん、山城節さんを選任することに決定しました。

これから議会運営委員会の委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。 (午後 3時14分 休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 3時15分 再開)

これから諸般の報告をします。

議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に宮田勇さん、副委員長に上里総功さん、以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

<追加日程第8>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第8、決議第1号、議会広報調査特別委員会設置案に関する決議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○ 1番 江洲良徳さん

決議第1号

議会広報調査特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

久米島町議会議長 高良ノブ殿

平成14年4月8日

提出者 久米島町議会議員 江洲良徳

賛成者 久米島町議会議員 翁長英夫 田里市郎 島袋完英

提案理由

議会広報は、議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議、活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する議会広報調査特別委員会を設置する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まずはじめに、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから決議第1号、議会広報調査特別委員会設置案に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

＜追加日程第9＞

○ 議長 高良ノブ

追加日程第9、南部広域市町村圏事務組合議会議員の推薦を行います。

推薦の方法は議長がしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

南部広域市町村圏事務組合議会議員に高良ノブを指名します。

○ 議長 高良ノブ

お諮りします。

ただいま議長が指名した高良ノブさんを南部広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、高良ノブさんが南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました高良ノブさんが議場におられますので、会議規則案第33条の第2項の規定による告知をいたします。

＜追加日程第10＞

○ 議長 高良ノブ

追加日程第10、発議第1号、久米島町議会委員会条例案の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 5番 仲村昌慧さん

発議第1号

久米島町議会議長 高良ノブ殿

平成14年4月8日

提出者 久米島町議会議員 仲村昌慧

賛成者 久米島町議会議員 國吉武 國吉修 真栄平勝政
久米島町議会委員会条例

上記のことについて、地方自治法第112条第1項第2号の規程により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町委員会条例を制定する必要があるため、地方自治法第112条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

発議第1号についてお伺いします。先ほどの発議第1号の方ですが、本日配布されて、審議、内容の把握も十分なされないままこれを決議して、今後も何件かありますが、このやり方が妥当かどうか。

本来でしたら、前日なり前々日なりに議案は議員の皆さんに配布する中で、皆さんがこれを検討して、その結果、これについて賛成なり、反対なりをまた在り方を質していくのが議員の務めかと思いますが、今日いきなり配られて、内容を十分に検討する暇も与えないでこれを決議としてやるべきなのかどうか。本来なら議運の中で検討されるべきだと思いますけど、どうしてもそれをやらなければならない理由があるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時38分 休憩)

再開します。

(午後 3時45分 再開)

○ 議長 高良ノブ

5番仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

ただいまの山城議員の質問にお答えします。

両村合併に伴い、その人数において又、賛成者の人数も変わってきますので、中身の状況においては、ほとんど同じであります。人数が変わってきますので、あくまでもそれが議会運営上、質疑の中においてこの案を議決しなければ議会の運営に支障をきたすということでもありますので、ぜひご理解をいただいて、決議をしていただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

発議第1号、本案に賛成します。

その理由として、合併前、両村各々委員会条例がありましたが、合併と同時に消滅しました。そういったことで久米島町として新たな委員会条例を制定して議会運営を行うべきものだと思って、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから追加日程第10、発議第1号、久米島町議会委員会条例案の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は採決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第1号、久米島町議会委員会条例の制定については可決することに決定しました。

<追加日程第11>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第11、発議第2号、久米島町議会会議規則案の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 9番 上江洲盛元さん

発議第2号

平成14年4月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 上江洲盛元

賛成者 久米島町議会議員 山川正員 我謝政市 糸数誠三

久米島町議会会議規則の制定について

上記のことについて、地方自治法第112条第1項第2号の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会会議規則を制定する必要があるため、地方自治法第112条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

この会議規則の第9条ですけど、まもなく5時になりますので、第2項を特別に適用することを要望します。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 4時40分 休憩)

再開します。

(午後 4時41分 再開)

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本件は議決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第2号、久米島町議会会議規則案は原案のとおり可決することに決定しました。

<追加日程第12>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第12、発議第3号、久米島町議会傍聴規則案の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 13番 山城和満さん

発議第3号

平成14年4月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山城和満

賛成者 久米島町議会議員 宮田勇 山城節 平田勉

久米島町議会傍聴規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会傍聴規則を制定する必要があるため、会議規則第14条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(午後 4時45分 休憩)

再開します。

(午後 4時46分 再開)

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから追加日程第12、発議第3号、久米島町議会傍聴規則案の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は議決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第3号、久米島町議会傍聴規則案は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

本会議は、会議時間が午後5時までとなっておりますが、まだ議案が残っておりますので延長したいと思います。よろしいでしょうか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

それでは時間を延長したいと思います。

<追加日程第13>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第13、発議第4号、久米島町議会文書規程案の制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

○ 17番 新垣盛助さん

発議第4号

平成14年4月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

賛成者 久米島町議会議員 新垣盛助

賛成者 久米島町議会議員 大田哲也 與那嶺孝成 仲地宗市

久米島町議会文書規程

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会文書編纂及び保存規程を制定する必要があるため。会議規則第14条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これから追加日程第13、発議第4号、久米島町議会文書規程の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は議決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第4号、久米島町議会文書規程案は原案のとおり可決することに決定しました。

<追加日程第14>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第14、発議第5号、久米島町議会公印規程案についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 21番 上里総功さん

発議第5号

平成14年4月8日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 上里総功

賛成者 久米島町議会議員 仲原健 山城篤三 山城宗太郎

久米島町議会公印規程

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会公印規程を制定する必要があるため、会議規則第14条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから追加日程第14、発議第5号、久米島町議会公印規程案についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は議決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第5号、久米島町議会公印規程案は、原案のとおり可決することに決定しました。

<追加日程第15>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第15、発議第6号、久米島町議会事務局設置条例案の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○ 25番 山里昌伸さん

発議第6号

平成14年 4 月 8 日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山里昌伸

賛成者 久米島町議会議員 知念弘 平田清勇 吉永安扶

久米島町議会事務局設置条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会事務局設置条例を制定する必要があるため、会議規則第14条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これから追加日程第15、発議第6号、久米島町議会事務局設置条例案の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は議決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第6号、久米島町議会事務局設置条例案は、原案のとおり可決することに決定しました。

<追加日程第16>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第16、発議第7号、久米島町議会処務規程案の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ 29番 國吉弘志さん

発議第7号

平成14年 4 月 8 日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 國吉弘志

賛成者 久米島町議会議員 喜久里猛 崎村稔 江洲良徳
久米島町議会処務規程

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

仲里村及び具志川村の合併に伴い、久米島町議会処務規程を制定する必要があるため、会議規則第14条の規定に基づきこの案を提出する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

議案について、議員は十分にご理解いただけたものと解釈いたします。よって質疑を省略し、討論を打ち切り、速やかなる議事の進行を求めるものであります。

○ 議長 高良ノブ

賛成者、いますか。

ただいま山城節議員から、本案については進行したらどうかという動議が提出されました。賛成議員もいますので、この件につきましては成立しました。

よって、発議第7号、久米島町議会処務規程案の制定についての動議は成立しました。

発議第7号、久米島業議会処務規程の制定について進行したらどうかという件を議題とします。

本案は挙手によって行います。

ただいまの発議第7号、久米島町議会処務規程案の制定について、質疑、討論省略に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、追加日程第16、発議第7号、久米島町議会処務規程案の制定についてを採決します。

本案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、本案は可決されました。

<追加日程第17>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第17、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

<追加日程第18>

○ 議長 高良ノブ

追加日程第18、決議第2号、閉会中の議員研修会等に関する決議についてを議題とします。

決議第2号については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、決議第2号、閉会中の議員研修会等に関する決議については、別紙のとおり決定されました。

<追加日程第19>

○ 議長 高良ノブ

日程第19、久米島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会委員の推薦は4人とし、吉永安扶さん、崎村稔さん、中村彰男さん及び山里昌伸さん、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の久米島町農業委員会委員は4人とし、吉永安扶さん、崎村稔さん、山里昌伸さん、中村彰男さん、以上の方をご推薦することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

(午後 5時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会臨時議長 糸 数 誠 三

久米島町議会議長 高 良 ノ ブ

署名議員（議席番号1番） 江 洲 良 徳

署名議員（議席番号2番） 翁 長 英 夫

平成14年(2002年)

第1回久米島町議会臨時会

2日目

4月10日

平成14年 第1回久米島町議会臨時会

会議録 第2号

招集年月日	平成14年4月10日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	4月10日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	閉会	4月10日 午後4時23分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	3番	田里 市郎	4番	島袋 完英
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
職務執行者	松 元 徹	教育総務課長	太 田 喜 功
出 納 室 長	伊良皆 真 秀	生涯学習課長	山 城 英 明
総 務 課 長	大 田 治 雄	住 民 課 長	大 城 行 男
建 設 課 長	仲 村 昌 保	税 務 課 長	比 嘉 隆
企画財政課長	長 井 聰	福 祉 課 長	山 里 昌 輝
町づくり推進課長	平 田 光 一	保健衛生課長	神 里 勇
商工観光課長	盛 本 實	水 道 課 長	吉 元 幸 信
農林水産課長	平 良 進	空 港 課 長	内 間 邦 夫
農業委員会事務局長	仲宗根 省 一	消 防 長	幸 地 猛
教 育 長	仲 村 昌 昭		

平成14年 第1回久米島町議会臨時会 議事日程

[第2号]

平成14年 4月10日 (水曜日) 午前10時

開会及び開議

日程番号	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名 (会規則120)
第2	議案第1号	工事請負契約の締結について (真我里地区管渠敷設工事2工区)
第3	議案第2号	工事請負契約の締結について (真我里地区管渠敷設工事2工区)
第4	議案第3号	工事請負契約の締結について (真我里地区管渠敷設工事1工区)
第5	議案第4号	久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定について
第6	議案第5号	久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定について
第7	承認第1号	久米島町役場の位置を定める条例のほか119件の専決処分の承認を求めることについて
第8	承認第2号	平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
第9	承認第3号	金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについて
第10	承認第4号	一部事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについて
第11	承認第5号	沖縄県離島医療組合規約の一部変更による専決処分の承認を求めることについて
第12	承認第6号	久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
第13	承認第7号	久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
		閉会

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。会議を開く前に、執行部の皆様に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

4月8日の久米島町の初議会におきまして、議員の皆さまの推挙を受けまして、再び議長に就任することになりました高良でございます。来年の11月まで、執行部の皆さまと相携えて、久米島発展のために一生懸命頑張りたいと思いますので、今後ともご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、傍聴の申し出があります。久米島ホテル館の佐藤文保さん、傍聴の申し出がありましたので許可しました。

○ 議長 高良ノブ

ただいまから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番田里市郎さん及び4番島袋完栄さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第1号、工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設工事2工区）を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

議案第1号

工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設工事2工区）

次のとおり、工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

記

1. 契約の目的 : 真我里地区管渠敷設工事（2工区）
2. 契約の金額 : ￥45,360,000
3. 契約の相手方 : 沖縄県那覇市宇安謝620番地の173
株式会社 譜久里組

代表取締役 譜久里榮孝

4. 契約の方法 : 指名競争入札

工事請負契約書及び図面を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

この真我里の工事はもう着工していますが、請負契約書のところの工事完成保証人、これは請負業者と同じ譜久里で同姓ですね、どういう関係なのか、それをお聞きしたいと思います。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの上里議員のご質問にお答えいたします。この契約の相手方の代表者譜久里榮孝、そして保証人の譜久里建設株式会社の代表取締役譜久里頭、これは実際には親子関係でありますけれども、会社としまして独立して独自の会社の組織であります。そしてこれは、県それから旧仲里村の工事の指名審査の基準に基づいて、それぞれ認められている組織であります。

○ 21番 上里総功さん

今の説明では、完全に独立した会社ということではありますが、住民から見た場合に、何かあるんじゃないかとか、そういうことが懸念されるわけですよ。そういうことが今までもあったのかどうか。完全に独立した会社ということではあります、いろいろな談合問題とか、今後こういうのを続けていけば、発生する恐れがないのかどうかですね、今後もしそういうことをまたやっていくのか、そこまでお聞きしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時20分 休憩)

再開します。 (午前 10時21分 再開)

○ 町長職務執行者 松元徹さん

旧仲里村の指名審査委員会では、法的に条例の規定に基づいて譜久里組及び譜久里建設は別の法人という下でやっております。今後も法的、条例あるいは規定に則って審査はしていく考えであります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

今回の工事請負契約書は、旧仲里村の高里久三村長との契約で、われわれが今回審議にあるということで聞きますが、請負者の譜久里組、沖縄県那覇市安謝、旧具志川村では村

内に会社がない業者に対しては工事を発注しないという方針でやってまいりました。仲里村では村内に会社としての住所を有しないものに対して工事を発注してきたような流れがあるようですが、こういう在り方が、村内の業者育成、または地方の公共工事の地方に対する発注が、これで妥当なのかどうかはたいへん多くの意見に分かれるところかと思いますが、譜久里組は沖縄県でも特Aランクにランクされている業者です。公共工事がたいへん厳しい中で、村内の業者育成の面から考えたら、町内の業者に、村内に会社登録をされている業者に工事を発注する方向に今後改めていく考えはないかどうか、職務執行者としてはどう考えるかお伺いします。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

本社は那覇にありしても、今まで従業員は久米島で、久米島の工事に関しては雇用して確保しております。ですから、島内の雇用の確保の面からも、今の私の考えとしては継続して入札に参加する必要があると考えております。

○ 13番 山城和満さん

従業員の雇用はそうですが、会社としての登記が那覇市にある以上は、会社の法人税といますか、株式会社になっていますけれど、会社としての利益に対する税金の納付先は久米島町にはなんら落ちてきません。利益を上げるために工事をやるとは思いますけれど、利益を上げて島の発展につながるかどうかというところは、われわれは今後考えていくべきだと思います。

そして、ただいまお話がありますように、今後についてもそういうふうなやり方が本当に島のためになるのかどうか。沖縄県の特Aランクの業者となると、当然県の発注する工事を請け負うなり、そして島については久米島町内に会社を有する業者に、業者育成の面からも、また町の財政の面からも、その方がもっと好ましいんじゃないかと考えております。今後、指名審査検討委員会の中でも島の発展につながる道はどれが一番いいのかということを重ね認識していただいて、又、住民に対しても説明がつくような審査をしていただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、工事請負契約の締結について（真我里地区管渠敷設工事2工区）

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第1号、工事請負契約の締結について(真我里地区管渠敷設工事2工区)は原案のとおり可決されました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第2号、工事請負契約の変更について(真我里地区管渠敷設工事2工区)を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

議案第2号

工事請負契約の変更について(真我里地区管渠敷設工事2工区)

平成14年4月8日、第1回久米島町議会において議決を経た工事請負契約(真我里地区管渠敷設工事2工区)について契約金額の一部を変更したいので議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

記

1. 契約の目的 : 真我里地区管渠敷設工事(2工区)
2. 契約の金額 : 変更前 ¥45,360,000
変更後 ¥52,500,000
増減額 ¥7,140,000
3. 工事の工期 : 竣工年月日 平成14年3月31日
改定による竣工年月日 平成14年5月20日
3. 契約の相手方 : 沖縄県那覇市字安謝620番地の173
株式会社 譜久里組
代表取締役 譜久里榮孝
4. 契約理由 : 設計変更に伴い、契約金額を変更する必要がある。
工事改定契約書を添付してご置きます。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 10番 山川正員さん

この工事は仲里村において議決を経た当時の契約であります、その後また増額になっ

ていますよね。その理由として、設計変更に伴い、契約金額を変更する必要があるとありますが、どういう変更があったのか詳しくご説明をお願いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの山川議員のご質疑にお答えします。当初、延長が710mでありまして、今回151mの延長の増ということになっております。これはひとつには設計金額と、そして落札した契約金額がここに差額が生じまして、これは入札残ですけれども、この入札残の分を設計変更しまして、それを改定契約して、この議会の提案ということになっております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 16番 平田勉さん

工期の設定の仕方について質問します。変更したときから50日増になりますね。元契約での工期が50日間、金額にして714万円、延長して、先ほどの説明で151mですけれども、それだけの分で元契約のほぼ同じ日数を工期延長が出てくるというのは、どうも腑に落ちないんですけれども、当初契約段階で工期の設定に無理があったんじゃないのかなという気もするんですけれども、そこらへん具体的に説明をお願いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの平田議員のご質問にお答えします。これはこの工事の発注、県の認可をしたのは平成13年の11月29日でございます。ですからこの11月29日に認可を受けまして、それからその間作業は進めておりますけれども、1月31日に入札、そして2月1日着工という、そういう工期の関係もありまして、当初の期間が工期的に短かったということは、これはございます。今回のこの変更しての、改定の工期におきましては、繰り越しの事業の県の協議の中で、県との協議も整って、このような改定の工期ということになっております。

○ 16番 平田勉さん

この工事は13年度当初予算の中での真我里地区の下水道管渠敷設工事というのは、かなり早い時期から計画をされていたものですから、その準備というのはなされていたと思うんです。ですから、もうちょっと、これは前から言っているんですけれども、あまりにも発注する側のものの考え方で進められている。もうちょっと請負する業者の適正な工期、そういうものも念頭にした作業の進め方をしないと、住民から見ると、業者は1社しかおちないというのも懸念されます。このへんも含めて今後の工事の在り方について、旧態依然の考え方は捨てて、新しい事業として、新しいものの考え方というのが必要だと思いますが、そのへんはいかがですか。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

おっしゃるとおりでございます。われわれとしましても、今、建設業界が非常に厳しい中で必要とする公共工事等はできるだけ事業化していこうと、そういうことで担当課の方にはハッパをかけております。できうれば、年間通してバランス良く工事が発注、そして

着工ということができればよろしいんですが、なかなか行政の絡らみで、事務手続き等でどうしてもある時期に集中するようなことは、われわれ指揮官として感じております。できるだけわれわれも努力して、事務上の処理で工事がバランス良く発注、着工できるようなことは、今後も極力講じていきたいと考えております。

○ 13番 山城和満さん

ただいまの工事の改定契約についてですが、151mの延長することが、今回の入札残消化のためだと言われてもしょうがないと思いますけれども、今回、工事の契約改定して151m延ばさなければいけない理由というのは、今いう入札残の消化のためだけなのかどうかお伺いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの山城議員のご質問にお答えします。この真我里地区については、旧仲里村の下水道工事の変更認可を受けまして、この地区全体の事業の完了ということもございまして、この真我里地区で仲里村の下水道工事に対する県の認可は全てその地区として完了するというのもございまして、今回この地区の延長、延ばして、地区全体を完了すると。仲里村の現在の認可を受けている事業を全て完了するということになります。

○ 13番 山城和満さん

今回の工事改定契約によりまして、真我里地区は完了するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 水道課長 吉元幸信さん

そのとおりでございます。仲里村の下水道事業の現在受けております認可は、区域内の工事は全て完了するということになります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

ただいまの議案第2号ですが、平成14年4月8日、第1回久米島町議会において議決を経たとなっておりますが、私の記憶では4月8日に決議しておりませんが。

それから、久米島町議会となっておりますが、この議会の議決の日についてよろしいでしょうか、定例会なのか臨時議会なのか、そのへんの必要性はどうでしょうか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 10時38分 休憩)

再開します。

(午前 10時41分 再開)

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの喜久里議員のご質問にお答えします。字句の挿入をお願いします。平成14年4月8日、そこに「提案の」第1回久米島町臨時議会においてということで、「提案の」挿入、それから久米島町議会となっておりますけれども、その間に「臨時」を挿入してい

ただきたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

ただいまの私の質問の趣旨理解されたのでしょうか。これは今日ですよ、可決したのは。4月8日提案になっていますが、そうすると、久米島町臨時会において議決を経たとなっていますが、文章からすると8日に議決したということです。だから10日じゃないんですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時43分 休憩)

再開します。 (午前 10時46分 再開)

○ 水道課長 吉元幸信さん

この平成14年4月8日となっている箇所を削除いたしまして、第1回久米島町臨時議会において議決を経た工事請負契約というふうをお願いしたいと思います。

○ 9番 上江洲盛元さん

議決を求めますよね。今、議決を求めるわけですから、平成14年4月10日第1回久米島町臨時議会において議決を経た工事請負契約について、契約金額の一部変更したいので議会の議決を求める。ですから、僕が言いたいのは、議決を経た工事請負契約、これは今、議決するんですよ。ここでは文章どうですかと聞いているんです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時48分 休憩)

再開します。 (午前 10時49分 再開)

他に質疑ございませんか。

○ 24番 山城宗太郎さん

この151mの延長ということでありまして、そのどこからどれだけその区域で151mとありますけれど、これ図面もなにもなくて、どちらの方に延長されたのかわかりませんが、そこのところお願いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

この図面ではちょっとわかりづらいですけども、真我里の久米島写真館の前ですね、左側の通り、これは村道です。その部分と、大城周英さんの後ろの方ですね。図面がこれではちょっとわかりづらいんですけども、仲里側では高里スーパーの手前の方から後ろの方に、山手側の方にいきまして、その道路の2カ所外でこれだけの延長ということになっています。

○ 24番 山城宗太郎さん

今の説明を聞いてほしいはわかりますけれど、たぶんわからない人もいますので、次回からはそういうのがあれば、ぜひ図面で記して示してもらいたいと思います。

○ 23番 山城篤三さん

この工事は今年度で終わる、これを入札した段階で工事は全て終わる予定になっていますが、今言われる大城周英さんのところは入っていたが、この入札残がなければ、工事は来年度までかかったということですか。これがあつたから工事は終わっていたんですか。これは入札の段階で工事は終了したのかどうか。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご指摘は非常に難しい部分がございます、決定金額と請負金額が必ずしも一致しないというのがこれまでの結果からしまして、そういうふうなことになっております。じゃあこの入札残が出た場合にはどうするのかというところは、これは入札になる前から、この地区内でどういう箇所はどういうものができるのかということと全延長の部分もありまして、そういう結果、入札契約金額が予定額よりも下回ったということもありまして、延長も大幅の増になったということになっております。

○ 23番 山城篤三さん

私が言うのは、この段階で、工事は終了ではなかったかということです。来年にまわっていったのかと。工事の予算がこれだけ工事の入札残が残らなければ、工事は来年までかかったのかということです。これは入札の段階でそういうのが頭にあつたということだと思います。今度、予算を組んで指名して、この入札残がなければ、この計画は来年度までかかったのかということです。これは競争して落とされたから金は残っている、そういうこととなりますが、そうすると、差し当たり入札の段階で工事が全部設計の中に含まれておれば、その中にこれだけ押し込んだということになるんですか。予算がきつからどうのこうの問題じゃないと思います。業者は妥当だと思って入札したんだから、最初からその設計はあつたんじゃないかということです。今課長が言われる単価のどうのこうの問題は関係ないです。そして余つたから、この工事に対する最初から設計にあつたのに、これだけの代金を押し込んだんじゃないかという、残つたらですよ、本当に設計がね、設計が来年度に残っていたら、これは私はそう問題はないと思いますよ。これは今年で終わりますと、終わって残つたら金も残ると思いますよ。これ継続工事ならこれで理屈が通るんですよ。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時56分 休憩)

再開します。 (午前 10時57分 再開)

○ 水道課長 吉元幸信さん

質問にお答えします。当初のこの計画で入札しまして、その入札の残の分と、その一部のまた見直し部分、引き込みとかそういう分の見直しがありまして、今回は改定ということになっております。

○ 23番 山城篤三さん

図面の段階で、その一部見直しというのは審査の中で出てきたと思う。金額が大きいと

思いますよ。これからも大きな問題が出てくると思うんだけど、ひとつの工事ぐらいのお金だから、その審査しておれば、こういうミスは出てこないんですよ。変更になった延長された図面とか、それで、ほかに今の不備のところの図面があるか、又、改定した図面がありますか。延長の、構造物の、単価はもちろん直せませんので実質の図面がありますか。この金額に対する内訳書とかの金であるといっていますので。

僕が指摘するのは、この競争入札の段階で工事は全て終わりますということになっているんですこれ、審査して、ちゃんと図面も調べて、そして終わったことになっておりますので、なぜ次からこんな大きな大金が、調整に、そして入札残、今までの入札残はこれからまた継続をする必要があったのか、この工事は入札の段階で終わっています。そして今度700万に対する新たな、単価はもうこれ変えられませんからね、資料があれば説明していただきたいと思います。

○ 水道課長 吉元幸信さん

改定の延長した分に対する図面とか設計書とか、その件につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんが、一応報告書の作成はしております。

○ 議長 高良ノブ

山城篤三議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。これは大事なものだと思いますので、会議規則第55条ただし書きの規定によって、あと1回だけ発言を許します。

○ 23番 山城篤三さん

延長とそして変更というのは都合で、結果的には延長をそのまま工事終点、事業終結の延長部分に対しては入っていなかったということで、終結として認識していいですか。というのは、入札した段階で、真我里地区の工事は終わった、また延長の図面がありますれば、その分は来年に向けるということで考えていいですか。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご指摘のところは、入札の時点では、この工事は完了するという部分もありまして、地区内の部分的な見直し等により生じた部分でございます。そのへんはご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

だいたい質疑が出尽くしたと思いますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、工事請負契約の変更について（真我里地区管渠敷設工事2工区）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第2号、工事請負契約の変更について(真我里地区管渠敷設工事2工区)は原案のとおり可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第3号、工事請負契約の変更について(真我里地区管渠敷設工事1工区)を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

議案第3号

工事請負契約の変更について(真我里地区管渠敷設工事1工区)

真我里地区管渠敷設工事(1工区)について契約金額の一部を変更したいので議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

記

1. 契約の目的 : 真我里地区管渠敷設工事(1工区)
2. 契約の金額 : 変更前 ¥37,684,500
変更後 ¥52,182,900
増減額 ¥14,498,400
3. 契約の相手方 : 島尻郡久米島町字儀間327番地の2
株式会社 丸一組
代表取締役 富村一夫
4. 契約理由 : 設計変更に伴い、契約金額を変更する必要がある。
工事改定契約書及び図面を添付してございます。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

先ほどの2号議案もそうですが、今回の3号議案につきましても、どうも文書と議案があわない。これは調べてから回答してください。まず村長名がこれでいいのかどうか。それから今の3号議案ですけれども、契約の相手方が島尻郡久米島町、ですから今日は久米

島町になりますが、工事改定契約は仲里村なんですね、そのへんのところがどうも私はこれ本当に真剣に、議案に上げるためにつくったのかどうかちょっと疑問に思っていますが、回答をお願いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまの喜久里議員のご質問にお答えします。この改定契約書は合併する前の旧村の住所となっていますが、この本契約につきましては、新しい住所を記載し、契約の相手方と、久米島町長職務執行者 松元徹というふうに訂正して改定契約を締結したいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

先ほどの議案でも問題になっていましたが、今回の契約の変更額1千449万8千円、このような高額の変更、単に設計変更によるということで入札もなくしてこの業者にそのまま発注していいものかどうか。どういう理由でこれを追加工事というかたちで契約変更しようとしているのかお伺いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時16分 休憩)

再開します。

(午前 11時18分 再開)

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご指摘の件につきまして、これは金額的にも大きい金額になっておりまして、本来でしたら別件発注ということも考えられますけど、今の県道側からの真我里地区に敷設している関係上、どうしても地域全体がそういう交通に非常に支障を来すということが現在施工している業者の現場のすぐ隣ということもありまして、そういうこともいろいろな条件を検討した結果、この業者と変更契約したいということでもあります。

○ 13番 山城和満さん

先ほどもお聞きしましたが、真我里地区は本年度工事完了だといっていますよね。工事完了ということは、この工事が入札された段階で当然完了される分だけの工事を計画されて発注されるべきだったんですよ。どうして今回、1千400万円余りの追加の工事が出なければいけないんですか。話している意味わかりますか。1千400万円余りも今回契約変更するという事態がおかしいですよ。本年度で真我里地区は終わるんでしたら、本契約の段階で、その分の工事が含まれて当たり前だと思いますよ。先程来、元の仲里村の議員が聞いても、本年度で終わるといって計画だったという話ですよ。今回じゃあ、この追加の分が出てこなければ、今年度では終わらなかったということになるわけですか。お伺いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時21分 休憩)

再開します。

(午前 11時23分 再開)

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問ですね、真我里地区の事業の完了ということで先ほどから申ししておりますけれども、真我里地区の事業全体の完了として、それを当初の計画と、実際その事業量、そしてその予算の範囲ですね、その中で県の予算、それを行った時にどうしてもこの事業量全体計画、もちろん地区としては終わるんですけども、そういった細かい部分のそういう部分が当時の計画の中では省かれていたということもございまして、その部分と今度の入札残によります改定の分と含めまして、今度の発注の変更契約ということになっております。

○ 13番 山城和満さん

今回の工事の改定契約ですけど、これは旧具志川も仲里も一緒だと思いますけれど、今工事しているところと関連するといえますか、付随するようなものについては、この業者と随意契約するような入札残などについては、こういう事例は具志川のほうにもありましたが、今回の工事はちょっと異常だと思います。変更前が3千700万円、今回5千200万円になろうとしているんですね。これだけの1千500万円近い金が随意契約でこういうふうに行われていいのかどうか。この工事をするために入札の段階では競争入札で行われたと思います。いくらかの差でこの入札に洩れた業者に対して、こういう随意契約があるということが出たということがをどう説明しますかという、大変な問題になると思います。

この行政が公平公正にやっていくというのをきちんとやるためには、こういう1千500万円近いような契約変更をやることに対して、入札の当初の工事発注の段階で、こういうこともありますということを公表したのかどうかですね。この工事を取っておけばあとで随意契約もついてきますというような、そういうものがあってこの工事がとれたのか。今回のような工事の発注の仕方を見ますと、いらん勘ぐりをするんですよ。金額があまりにも大きいものですから。これはたぶん入札残とは違うと思います。入札残以外にも他の予算がついてきていると思います。だから本来あるべき指名競争入札でわずかの差で落ちた業者に対しても説明がつくような工事の発注の仕方じゃないと、1千500万円近い工事が随意契約で落とされたということになるわけですよ。これでは競争に勝負して、その時の競争で落ちた業者に対して、どう申し開きするんですか。ちょっと説明をお願いします。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

ご指摘のとおり、やはり入札残が高額ということで、又、他の業者からみても非常に厳しい感想をもっているということですが、おっしゃるとおりだと思います。われわれとしては、この工期も非常に厳しい中でスムーズに、この事業が工事が進行するようということを含めて、この随意契約ということになったんですが、今後こういう入札残が高額な場合は、やはり指名審査委員会等の中でももっと議論して、今後は検討していきたいと思

います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、工事請負契約の変更について（真我里地区管渠敷設工事1工区）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第3号、工事請負契約の変更について（真我里地区管渠敷設工事1工区）は可決されました。

○ 議長 高良ノブ

お諮りします。

このまま12時まで続けますか、それともトイレタイムとりますか。

（「進行」の声あり）

進行の声がありますので、12時まで続行します。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第4号、久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

議案第4号

久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定について

久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

提案理由

久米島ホテル館の管理、運営及び生息地の保護、啓発、調査研究のため条例制定をしな

ければならない。

条例の概略説明については、担当課長より行います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の案をご説明します。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、久米島町久米島ホテル館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沖縄県指定天然記念物クメジマボタル及びその生息地の保護、啓発、調査研究を図ること、及びその他のホテル、天然記念物、希少種などの環境保全、保護啓発、調査研究に関することを目的とし、その施設を宇大田420番地に久米島ホテル館を設置する。

(職員)

第3条 久米島ホテル館を管理運営するため必要な館長その他職員を置く。

(職務)

第4条 館長は、久米島ホテル館の運営を統括し、所属職員を監督して業務の達成に努める。

(入館料)

第5条 久米島ホテル館に入館する者は別に条例で定める入館料を納付しなければならない。

(利用者の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は良俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 展示物、施設（植物、生物を含む）を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他、館長が適当でないと認めるとき。

(ホテル館の運営)

第7条 ホテル館の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ホテル館の運営については、第3条に基づき配置された専門的職員が行う。
- (2) 入館者に対して、その状況に応じ適切なガイドを実施する。
- (3) 第2条に基づき、専門的調査研究を行い、教育、保護、資料の収集、飼育、展示、整理保存、出版物の発刊などを行う。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、ホテル館の利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに館長の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者が故意又は過失により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育長が損害を賠償させることが適当でないときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、ホテル館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 12番 糸数誠三さん

附則の方で、交付の日とありますが、日にちは設定していますか、お伺いします。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

附則の方で、この条例は交付の日から施行するとありますが、可決されたら即交付いたします。

○ 12番 糸数誠三さん

本日という意味ですか、今日決まりましたら。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

今日、議決されましたら、明日になるかと思えます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

素晴らしい事業を条例によって設置したということでうれしく思います。クメジマボタルはキクザトサワヘビと同じように、あるいはまた最近発見されました海底鍾乳洞のサザナミシヨウグンエビ等々について、その他、久米島という島は非常に動植物の特殊な島になっております。大陸との陸続きの時代の、あるいは揚子江が久米島を流れていたとか、いろいろそういう面からも解明される特殊な動植物、世界で久米島にしかないという素晴らしいものですので、こういう条例ができたということについて賛成を表明いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第4号、久米島町久米島ホテル館の設置及び管理に関する条例の制定については可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第5号、久米島町久米島ホテル館入館料徴収条例の制定についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

議案第5号

久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定について

久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

提案理由

自然学習及び観光客への展示案内及び、飼育生物等の維持管理に係る経費の一部を入館者に負担していただくために入館料徴収条例を制定しなければならないためであります。

条例等の概略を担当課長より説明させます。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

久米島ホテル館入館料徴収条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、久米島ホテル館の入館料について必要な事項を定めるものとする。

（入館料の徴収）

第2条 教育委員会は、久米島ホテル館を見学する者から別表第1に定める額の入館料を徴収する。

2 教育委員会は、久米島ホテル館において企画する事業を行う場合には第1項の規

定にかかわらず、その都度使用料を定め、徴収することができる。

(入館料の徴収時期)

第3条 入館料は、久米島ホテル館の見学を開始する前に徴収する。

(使用料の減免)

第4条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、入館料の額を減免し、または免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 教育委員会は、すでに徴収した入館料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときには、この限りではない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

この条例は既に旧具志川村で設置されて管理運営されておりました。今度の合併によって久米島町という名称の変更でありまして、質疑、討論省略して進行する動議を提出します。

○ 議長 高良ノブ

賛成者いますか。

(「賛成」の声あり)

ただいま宮田議員より議案第5号について質疑、討論を省略して進行したらどうかとの動議が提出されております。賛成者もおります。この件についてを議題とします。

議案第5号、久米島町久米島ホテル館の入場料徴収条例の制定についての動議を議題として採決します。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

ただいまの宮田議員の動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、ただいまの議案第5号、久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定についての動議は可決されました。

これから議案第5号、久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定についてを採決します。

この採決は挙手によって行われます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第5号、久米島町久米島ホテル館の入館料徴収条例の制定については可決されました。

お諮りします。

あと15分、12時まで時間残っているんですが、休憩して午後1時30分から始めたいと思います。

休憩します。 (午前 11時46分 休憩)

再開します。 (午後 1時30分 再開)

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、承認第1号、久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の制定の専決処分を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第1号

久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の
制定の専決処分の承認を求めることについて

久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

専決処分書

久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年4月1日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく廃置分合に伴い、久米島町の条例を制定する必要がある。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 13番 山城和満さん

ただいまの議案については、119件の条例が提案されていますが、個々の条例の中身については、ちゃんと把握しているもの、又、中身ついて十分に把握できていないもの様々だと思います。この条例が今日、この本会議で可決成立しなければ、行政の執行にどのような問題点があるのかお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質疑にお答えします。条例につきましては、これまで合併作業の中で両村の関係課それぞれ摺り合わせ作業を行い、そして新町の条例として専決処分を処理されております。各施設の管理条例とか、それぞれの120本の条例については、全て新町の業務を執行する下で当然必要なものとして提案しております。

そして、中身については、多少の不具合等が生じた場合には随時見直していきたいということで確認しておりますので、今後の改正等がありましたら随時議会で提案し執行していきたいと思います。

○ 13番 山城和満さん

たいへん多くの条例が今回合併に伴って例規集大変多くなって、先ほども話したように十分に把握できていないところも何件かあるかと思いますが、この条例について今後も議員の皆さんに委員会なりで細かくといたしますか、内容の説明なり、また勉強会なども必要かと思いますが、行政の執行の上でどうしても本日の議会で可決しなければいけないというのであれば、その中で進行する中でも、ごく一部ですが、補助金交付条例などに関しましても、以前の具志川村の補助金交付条例とは交付団体ですか、違うような点も見受けられたりして、ちょっと理解に苦しむところもありますが、今後、先ほど総務課長がお話のように、執行する中で中身についても、議員の皆さんの意見などもよく取り入れて、この条例が住民に本当に行き渡るように執行していただければと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の制定の専決処分を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第1号、久米島町役場の位置を定める条例ほか119件の制定の専決処分を求めることについては原案のとおり可決されました。

＜日程第8＞

○ 議長 高良ノブ

日程第8、承認第2号、平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第2号

平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条の第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同第3条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

理由

総務省告示第33号（平成14年1月24日告示）により久米島町となることから、地方自治法施行令第2条（昭和22年5月3日政令16）に基づき暫定予算を調整し執行しなければならないため、議会を招集するいとまがないため地方自治法第179条第1項により専決処分する。

専決第126号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集するいとまがないと認め、次のとおり専決処分する。

平成14年度暫定予算

- ・一般会計
- ・国民健康保険事業特別会計
- ・老人保健特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・水道事業会計

理由

総務省告示第33号（平成14年1月24日告示）により久米島町となることから、地方自治法施行令第2条（昭和22年5月3日政令16）に基づき暫定予算を調整し執行しなければならないため、議会を招集するいとまがないため地方自治法第179条第1項により専決処分

する。

平成14年 4月 1日 久米島町長職務執行者 松元徹
久米島町暫定予算の内容説明をします。

平成14年度久米島町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の暫定予算、内容説明を行います。

従来の新年度予算においては、3月に議会の承認を経て、4月1日からの執行というかたちをとりますが、今回は新制久米島町の誕生により、新町長が決定される間においては各会計とも暫定予算により町の財政の運営を行ってまいります。

新町が4月1日に発足することにより、地方自治法施行令第5条第2項により消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもってこれを打ち切るとされておりますので、旧団体では出納整理期間なしの決算となり、支払いのできない経費については新町へ引き継がれることとなります。

暫定予算においては13年度の打ち切り決算による債務の小計額及び14年度の人的経費を基本として計上しております。

それでは、一般会計より順に、総額及び暫定予算内容につきましてご説明いたします。

暫定予算書の1ページをお願いします。一般会計暫定予算の歳入歳出総額を62億5千790万円と定める。

2ページをお願いします。歳入におきましては、町税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税として、旧団体の4月から6月間の収入実績を基に算定し、計上を行っておりますが、分担金から町債においては、現年度分に加え、旧団体ごとに収納のできなかった分を併せて計上しております。各費目ごとに旧団体が記載されておりますのが、13年度分となります。

新規事業としては、国庫補助金、町債として、奥武島1号線、深層水線のみを暫定予算へ計上しております。この路線につきましては、隣接しておりますエビ養殖場及びモズクの収穫時期を前にすると工事等により成長に影響が出る恐れがあるため、企業誘致の促進に取り組むため早急に整備を進める必要があることなどを勘案し着手する必要があるとして計上してございます。

4ページの歳出費目を上げてございます。歳出におきましても、事務的経費であります人件費、補助金なども3カ月分を基本として、旧村での未払分を加え編成を行っておりますので、暫定予算の大半が旧団体分としての計上となっております。

従来、補助金、町債のほとんどが出納整理期間での収納となっておりましたので、大幅な赤字となるため、一時借入により現金調整を行い、この債務の諸支出金、補償補填及び賠償金として計上を行っております。

以上が一般会計にかかります暫定予算の主な内容となっております。

次に特別会計に入ります。121ページをお願いします。国民健康保険特別会計暫定予算を歳入歳出総額2億8千46万8千円と定めております。

国民健康保険特別会計におきましても、一般会計暫定予算同様、歳入では国庫補助金、療養給付交付金の13年度未収入分、14年度の国民健康保険税に係る4月から6月分を計上しています。

歳出においては、人件費、扶助費の3カ月分と、13年度未払による小計額を加えた額を計上しております。

以上が国民健康保険特別会計暫定予算の主な内容となっております。

老人保健特別会計暫定予算を歳入歳出予算3億4千530万8千円と定めております。

歳入におきましては、14年度医療給付費の支払基金、国庫補助、県補助、一般会計負担分と13年度経費の未収入分、歳出では医療給付費の3カ月見込み分と13年度未払いによる小計額を加えた額を計上してあります。

以上が老人保健特別会計暫定予算の主な内容となっております。

介護保険特別会計暫定予算を歳入歳出総額1億7千623万円としてあります。

介護保険特別会計におきましても、一般会計暫定予算同様、14年度予算においては人件費、介護サービス給付費の3カ月分と13年度未払による小計額を加えた額を計上してあります。

以上が介護保険特別会計暫定予算の主な内容となっております。

下水道事業特別会計暫定予算の歳入歳出総額3億6千233万9千円と定めております。

歳入におきましては国庫補助金、町債の13年度未収入分、歳出につきましては14年度人件費の3カ月分及び浄化センターなどの施設維持管理費、13年度事業未払い分による施工管理委託費、工事請負費の計上となっております。

以上が下水道事業特別会計暫定予算の主な内容となっております。

農業集落排水事業特別会計暫定予算を歳入歳出総額6千694万4千円と定めてあります。

歳入において、農業集落排水事業においては、旧具志川村においてのみ事業を行っており、13年度分において事業を完了しておりますが、13年度において未収入である国庫補助金、町債を歳入として計上しております。

歳出におきましても、13年度において未払い分としての工事費を計上しております。又、一般会計への繰り出し分につきましては、旧村で一般財源から支払いを行った経費であり、国庫及び町債が収納されることにより、一般会計へ戻す額として計上しております。

以上が農業集落排水事業特別会計暫定予算の主な内容でございます。

水道事業会計暫定予算につきましては、旧団体においてそれぞれ年間予算を合算し、3カ月分を割り出し計算、ただし、4月から6月にかけて執行が確実なものについては予算化しております。収益的収入は5千222万4千円、収益的支出は5千15万8千円となっております。又、資本的収入事業がないため、企業債と補助金に費目存置、資本的支出は建設改

良費に767万5千円、企業債償還金は達成が9月のため費目存置となっております。

以上が水道事業会計暫定予算の主な内容となっております。

これをもちまして承認第2号、平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の事項の概要説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 9番 上江洲盛元さん

旧仲里村議員のわれわれにつきましては、農業集落排水事業特別会計暫定予算というこの予算については初めてであります。仲里村ではこういう予算はありませんでした。それでお聞きしたいと思いますが、いわゆる農業集落排水事業の内容についてひとつご説明願いたいと思うことと、それから、町債について、下水道事業債で農業集落排水事業へ下水道事業からそこに歳出するという意味なのか、これをひとつご説明いただきたいと思えます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答えしたいと思います。農業集落排水事業は旧具志川村では建設課の方で担当していました関係上、私の方から説明いたします。

集落排水事業は旧具志川村では久間地、山里、仲地の3集落を対象に、本来の下水処理を行う事業でございますが、現在、行っている突貫事業の下水処理と事業の内容については、全く一緒でございます。この地域におきましては、久間地に現在、建設のカンジングダムの関係で3集落からの汚水が直接流れ込んで、久間地のカンジングダムに水質汚染が出る可能性があるということで、急ぎょ農林省の予算でございます。それで3集落をカンジングダムの完了と同時に早めに仕上げないといけないということで、カンジングダム事業の地域がやっている事業からはちょっと外して、現在進めているところでございます。平成13年度で完了しまして、事業は継続事業として、5月あたりからは共用開始の予定になります。

それから、下水道事業債の件につきましては、費目存置ということで、予算措置しております。

説明不足で申し訳ございません。この5千200万円は費目として、下水道事業に入れてあります。

○ 企画財政課長 長井聡さん

農業集落事業の地方債の件でございますが、5款地方債1目に下水道事業費という名称でございますが、これはあくまでも費目では下水道事業費という費目の地方債でございます。費目、下水道事業会計で借り入れする地方債でございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

少しは理解していますが、今、説明を聞いていますと、カンジダムとの関係で汚い水が流れてくる、それをカンジダムに流さないように、そういうことで、例えば久間地あたりで工事をしているのを見たんですが、こんな大きなパイプですね、この中を流すんですが。そしてもう一つは下水処理との関係を言っていました、簡単に素直に字をみますという、雨が降ってきて、排水、あるいはそういったもの、あるいはもう一つは家庭排水、下水だから家庭排水も入ると思いますけれども、これは雨水も一緒ですから、道に落ちる。といいますは、普通、旧仲里村でやっている下水パイプを見ましたらこのくらいしかありません。こんな大きいんですから、ちょっとどうなのかなと思います、雨水も一緒ですか、あるいは家庭排水、これはそのまま大原の清水小学校の西の方の汚水処理場につないでいるのか、あるいはその他どうなっているのか、そこいらも併せて聞きたいんですが。汚水と雨水と一緒に、あの大きいパイプに流していると、そういうことで、しかもカンジダムの周辺の集落ですよ。そこを一つお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまのご質疑にお答えします。ただいまの質問の中でちょっと勘違いしている場面もあるかと思いますが、大きなパイプ、300ミリのパイプの話だと思いますが、これは畑かん事業の久間地のダムからヤンガー池、それと上溝池に原水を送って、向こうからまた逆に自然流下で流す方式で、今の集落排水事業とは全然別のパイプでございます。今の下水路の、農業集落排水事業の計画としましては、直径150ミリの径路の管でございます、雨水は流れません。家庭雑糞排水等々で、水洗関係の汚水を久間地の一番低い所に自然流下で流して、そこからポンプアップで西銘の保育所の県道まで上げて、そこからまた自然流下で清水校の村の浄水処理場まで一応流して、向こうで突貫事業の下水道事業の汚水と一緒に処理するという、今、工事を行っているところでございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

内容も十分わからないで勘違いもあったんですが、ただ、この名前が農業集落排水、今、話を聞いてみたら各家庭からの汚水ですよ。ちょっとそこいら、この農業集落排水という言葉と内容とが、僕にはちょっとわからないんですけれども、そこいら、普通の下水道という感じでいいですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

農業集落排水事業というのは、国県の補助金の事業対象の名前だと思いますが、実際、中身につきましては、今の質問のとおり下水道事業と全く同じ考え方でいいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 4番 島袋完英さん

84ページ商工観光費の方ですね、説明の23で、観光地誘客対策事業とありますが、実際どういう事業を展開するのか、その内容を教えてください。

それから、その下の、専門嘱託員賃金ですか、これはどういう職員なのか、これも観光の専門職か、どういう職員を配置するのか。

それから、88ページの土木費なんですけど、深層水線と工事がありますが、向こうの埋立地を、果たしてあれを登記は完了しているのか。ちゃんと土地として登記までされているのか。それともまだ海というふうな地目なのか。完了していなければ、企業誘致というふうなこともありますけど、いつまでにこれがちゃんとした企業誘致ができるように仕上がるのか、その点を教えてください。

○ 商工観光課長 盛本寛さん

私の方からお答えします。観光誘客対策事業、この誘客の「遊」がちょっと間違いがあります。「勧誘」の「誘」です。この事業は、現在、久米島観光が落ち込んでいるという中で、どうやって誘客しようかという、いろいろな企画があって、その誘客の方法、ピーアールしたり、そういう部分で使っていこうというところです。

そして、現在、J T Aの補助金、運航費用額ということで地元からだいぶ出ておりますけれども、そのへんの対策費として一部使いたいというふうに考えております。

続きまして2点目ですが、専門嘱託員賃金の件ですけれども、これはウミガメ館の館長であります山崎さんの嘱託賃金となっております。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

87ページの海洋深層水関連の埋立の件について、お答えいたします。埋立地については、既に登記も終えております。現在は土地開発公社の所有地となっております。そして、今、現在の状況でも、企業の立地の利用もあれば、適した利用でありましたら誘致ができるように、対応はできるようにしてあります。

○ 4番 島袋完英さん

空港ターミナルができて5年になりますが、ターミナルはできたけれどお客さんはどんどん減っていると。年間1,000人から2,000人くらい減っているような話も聞かれますけど、観光協会の方でも一生懸命働いているんですけど、肝心のパンフレットさえないんですよ。これを聞いたら、今、作らせていますと、作成中ですよと言っているんですけども、これはもう半年ぐらい経っているんですけど、まだできていません。町になってこういうところもすぐ取りかかっているのか、パンフレットとかポスターなど、そういう準備をしているのか。

それから、今の深層水の件ですが、これまでそこに進出したいというふうな、工場を設けたいというところの問い合わせが何件あったか。それから、皆さんの方からそういう呼び掛け、企業誘致の、そういうものをやっているのかどうか。やっていたらどういう方法で、どういうところに呼び掛けをしているのか、お聞きしたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本寛さん

パンフレットにつきましては、確かに、そうとう不足していると、今後、この中身につ

いて、そのまま増刷するのか、又、リニューアルする部分はないかどうか、久米島観光協会と調整しながら進めてはいます。

昨年やるべきだったんですが、予算面とかそういうのがあったものですから、ちょっと先送りになったんですけども、今回そういうかたちで暫定予算を認めていただければ、さっそくそういうふうには取りかかろうというふうには考えております。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

深層水関係の企業誘致の件ですが、企業誘致として、今、準備している面積が、道路等を除いて2.8haほどあります。そのなかで平成14年度から事業が入りまますが、沖縄県クルマエビ養殖事業協同組合、そこが県の補助事業を行いまして、大体一つの面積として事業展開の予定をしているが、1.4ha、いわゆる半分ほどはその稚エビの生産ということの事業が平成14年度から展開されます。そして残りの土地については、今、内定ではありませんが、久米島海洋深層水株式会社についても、将来においてそこに計画していくということでの話があります。

それから今、深層水研究所の側の方で試験研究をしております東海産業というところが健康食品のスピルリナ研究をしている最中で、そこについても、ある程度の土地を、内定を今しております。それで残りの面積は約7,000㎡で、そんなにたくさんあるということではなく、分譲については公募するか相対で対応するか検討しているところです。企業誘致については、分譲地だけでなく島全体を対象ということで、今後、取りかかっていきたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 3番 田里市郎さん

お伺いしたいと思います。10款の教育費の中の区分で、工事請負費が、金額にして2千826万3千円について、説明の中で大規模改造事業（校内LAN整備工事）とありますが、どういった内容かご説明をお願いします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

ただいまの質問にお答えします。大規模改造事業（校内LAN整備事業）は、教育の情報プロジェクトの提起によって全ての小中学校、高等学校からインターネットでアクセスできるように、全ての学校の学級、あらゆる授業において、児童生徒及び教員等が学習できる環境づくりのためにということで、校内LANを整備して、子どもたちの教育をするような事業であります。

○ 3番 田里市郎さん

小中高全校ということになりますかどうか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

国としては、小学校、中学校、高等学校ですが、私たち、この予算については旧仲里村

分の小学校、中学校の分の整備事業ということになっております。

○ 31番 崎村稔さん

31番崎村です。103ページをお願いします。13節の委託料のところ、フッ素洗口委託料がありますけれども、旧仲里議会ではあまり聞かない項目ですが、どういうものかご説明願います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

崎村議員の質問にお答えします。フッ素洗口委託料は、今まで小学校、中学校の児童生徒に1週間に1回程度ということでフッ素洗口に向けています。その薬品代ということでこの予算が計上されております。

○ 31番 崎村稔さん

前の具志川村長の内間村長の時に、飲料水にフッ素を入れてはどうかという運動があって、私も講演会に1回行ったんですけれども、私としては賛成派でしたけれども、このフッ素運動はどうなっているのか。また今後、久米島町になってからもこのフッ素をやっていくのか、その説明をお願いしたいと思います。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

このフッ素を水道水に投入するという事は、おそらく首長の方針に基づくとお思います。旧仲里村においては、当時の仲里村長は水道水にフッ素を投入するという考えはもっておりませんでした。そして、旧具志川村では投入するかどうかをテーマに入れて議論をされたようです。そして両村が合併して、久米島町になりまして今後どうするか、これは新しい町長が誕生してから、この問題はまたテーマになるのではないかとお思います。今の時点では、職務執行者としては、これはまだ議題に入れようとは思っていません。

○ 5番 仲村昌慧さん

31ページをお願いします。19節の久米島町誕生祭におきましては、当初まったく予定していなかったわけですが、3月に入って急にこれが決まりまして、3月16日に久米島町誕生祭の実行委員会がありました。その時に予算書がありますが、その中に会場設営費、アトラクション費、花火費、旗設置費、広報費、以上で380万円の予算が承認されました。この予算は既に402万5千円は既に執行されたものとおと思いますが、この20万2千円はどうなるのか、予算がオーバーした理由は何なのかお聞きします。

それから、102ページ10款の教育費の説明の中で、大岳小学校体育館の解体撤去がありますが、大岳小学校の体育館は現体育館と別の場所で新しい体育館が、今、建設が進められています。その体育館の完成予定が当初3月の25日でありましたが、その体育館完成後に旧体育館を撤去するという事で、これまでの学校行事、それからPTA行事、子どもたちの体育の授業等が進められてきました。しかし、現在、建設されている体育館の工期が延びまして、5月31日と工期が延びました。それによって、昨日の大岳小学校の入学式は現在の体育館で学校行事を終えることができましたが、話によりますと、10日以降、こ

の体育館が解体されるという情報がありまして、P T Aの方でも非常に心配されています。この体育館の解体はいつからやるのか、そして完成後に体育館の解体ができないのか、どうしてもできないのかどうか、その点についてお伺いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの31ページの久米島町誕生祭の経費の内訳についてなんですが、ただいま議員からありましたとおり、当初については380万円ですね、その後に農協の部会の皆さんが和牛、要するに牛肉の食指といいますか、それに伴って、そこで試食を無償でやりたいということの要請がありまして、急ぎよその分についても予算化して執行しようということで、両村調整して、財政の方で計上をしております。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

大岳小学校体育館の解体の件につきましては、県の施設課からの指導等もあり、工期も過ぎておりまして、早急に解体するようということではありますが、作業は学校現場の方と調整をしながら、そしてまた、担当とも十分に詰めて、作業を検討したいと思います。

○ 5番 仲村昌慧さん

じゃあ解体がいつかということはまだはっきり決まってないということですね。大岳小学校のP T A行事も5月内では行事予定は出ておりますし、それから学校行事等の関連もあります。それから、4月5月は天気が悪くて、雨天の日が続くと思いますが、子どもたちの体育館授業にもそうとうの影響が出てきます。地域の方々の利用に対しても影響が出てきます。

それと、先ほどこの資料いただきましたが、来月の12日に町長選挙がありますが、この選挙の開票場が第2投票場を旧具志川村の嘉手苧以外は全て具志川村の改善センターで投票というふうの開票場が決まっています。そうすると、もう解体が決定されているというふうな解釈がされます。5月12日の選挙までは、この解体をしないで、そこで投票できるように検討すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの選挙関連に関しての質問にお答えしたいと思います。既に係同士の調整の中では、工程上、大岳の体育館は壊されるということで判断し、選挙管理委員会の委員会で投票場の問題を提起しまして、体育館が壊されるという前提の下で、既に県の方へはこの手続きを終了しております。まずその見直し等が可能かどうか、再度また係の方で調整を、横の連携を取りながら判断したいと思います。

○ 5番 仲村昌慧さん

先ほど申し上げたように、P T A、それから子どもたち、地域、それから校区の選挙関連もありますので、そういうところに支障がないように、できるだけ5月12日の投票日以降に解体するように検討していただけるようお願いをしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 2時35分 休憩)

再開します。

(午後 2時38分 再開)

他に質疑ございませんか。

○ 16番 平田勉さん

38ページの体験交流施設事業の「島の学校」の関連が委託料の中で計上されていますけれども、確か「島の学校」は観光協会、旧両村も含めていろいろ議論されてきて、NPO法を活用した法人組織で運営をしていこうというふうな議論がなされてきたんですけれども、今回、この予算書の中では、事業費が計上されているんですけれども、このへんの具体的な分が全部整理をされて、その事業が前年度スタート、13年度でスタートをしていることになっているんですが、このへんの概要について、具体的に説明をお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

「島の学校」体験交流施設の件だと思うんですけれども、「島の学校」という名称は平成10年くらいから、約2年こえると思いますけれども、ガイド養成事業とかソフト事業的なものが最初「島の学校」としてスタートしました。そして、それに関連して、島田懇談会事業に及んで、旧具志川村においてこの施設を、島の学校のいろいろな案内とかガイド養成とか、そういう拠点を、施設構成するものが、この島の学校体験交流施設整備事業となっております。それで、こちらの予算計上されているのは平成13年度の基本調査、計画策定の、基本設計策定の予算となっております。

それから、体験型交流施設事業につきましては、平成14年度から実施される事業で、今、いろいろなガイドブックとか、そして案内のパンフレットとか、それからガイド養成も含めてでありますけれども、そういうふうなソフト事業で、それと体験型交流施設ということで奥武島のキャンプ場、それから紬関係のいろいろな久米島紬体験施設、そういうことでの事業が平成14年度から事業計画をされて入っています。これは体験型交流施設事業となっております。

○ 16番 平田勉さん

この体験型交流施設ですね、「島の学校」の今後の在り方について、利用するときに、今の説明からすると、既にこの体験交流施設はもうできるということであれば、今まで議論なり併行で進んでいたのかどうか。これまでの議論は既につめて、一つの町として交流施設ができるのであれば、そこを起点にして、島一円をゾーンの的に見たときに、どうかたちでの受け入れ体制になっていくのか、NPO法を活用した法人組織での運営とか、いろいろな部分、議論されてきた部分が、この交流施設を拠点にしたひとつの計画として、再度練り直されてくるのか、このへんの位置づけがどうなるのか、具体的に説明をお願いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

前々から「島の学校」の事業について、ソフト事業でのガイド養成とか、それをどう運営していくのかとか、あるいはNPOとか、そのことについても、旧具志川村と合わせて久米島全体として新規事業で、そしてその事業についても、この「島の学校」の施設整備、その施設整備における運営とか、そういうことについては、今まで進められている「島の学校」の進め方とか、そこに運営する拠点を、つまり利用するのか、どういう管理運営するのか、これもも含めて、運営についてはこれからの協議になってきます。

○ 16番 平田勉さん

再度、もうちょっと整理をしたいんですけども、二つの柱があると思ってます。一つは、これは旧仲里では、この「島の学校」の体験交流施設の話は、全く議論されて、今まで予算化をした記憶がないものですから、一つは島懇事業としてこれを計画をし、スタートをしているという、これが一点ですね。一方では、観光協会を含めた、しかも職員も一人出向のかたちで「島の学校」というものは議論をしながら準備をしてきた。一方では、三者で進めてきたものを一方では単独この島懇事業としての走りが、だから私は二つ併行して走っていたんですかというのはその点なんですね。これが一つです。

そうすると、この島懇事業で走っていた部分と島が一つになったわけですから、今まで利用してきた「島の学校」として議論して部分とこの二つをどうドッキングをさせて、どう整合性を持たせていくか、これが今後の課題だと思っています。そうなったときに、どういう位置づけになるのですかというのを、これについてもう最後なので、このへんをもうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

○ 商工観光課長 盛本寛さん

お答えします。今の質問なんですけれども、ちょうど2年くらい前に「島の学校」ソフトの部分を持ち上げてやってきました。それも確かに事務局は仲里村の方に置いて、仲里村の方で進めてきたと思うんですけれども、実際に事業そのものは仲里村の事業ではなかったんです。島一円として具志川からも負担金も出してやってきましたわけです。ですからそれは仲里村の事業ではないという部分は理解していただきたい。

そういう中で、決してそのことが、その後における島田懇談会事業というのは出てはきたんですけれども、ソフト部分だけやってどうなるかという、そこに拠点になる施設がないとダメでしょうということになったんです。じゃあこれは自前でやるのか、この施設で補助が出るかといういろいろ議論もしました。ところがそういう補助事業がなかったので、たまたまこの島田懇談会事業というのができたものですから、じゃあそれを活用して拠点作りをしようということであったわけです。ですから決して二本立てで行ってやろうという考えは全くなかった。そういう一つの「島の学校」のソフト部分の中でそういう話が出てきて、じゃあそういう事業でやりましょうということでありまして、決して二本立てで、全く併行して進めてきた事業ではなかったということでございます。

○ 4番 島袋完英さん

島づくり推進課のほうの事業で、私たちのほうではよくわからないんですよ。バーデハウスとか、いろいろ聞いてはいるんですが、その進捗状況とか、それから運営の方法、ああいうものをつくってあとが大変ですよ、採算とかそういうのも計算されているのかどうか。町営になるとこれまた大変だなと思いますし、運営を委託するのか、そのところをバーデハウス委託料として説明の中にありますが、先ほどの海洋深層水ビジターセンターとか、そこを含めて詳しく説明していただけますか。工事の進捗状況とかも。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

海洋深層水を活用しての健康増進施設ということで、西奥武島の方に、畳石の近くですけど、バーデハウス、仮称ですが、バーデハウス久米島整備事業を進めております。この事業につきましては、海洋深層水を利用するのプールですね、あるいは水の水圧とか、またそれを暖めてのその水とか、それによっての水圧マッサージとか、そういうもので健康増進していくという施設であります。面積にして、1階建で1,365㎡ほど、いま計画しております。

事業の実施としまして、平成12年度におきまして調査基本設計、そして平成13年度で実施設計を終えております。平成14年度、15年度で建築を行いまして、16年度オープンという予定で、いま進めております。

運営管理面につきましては、行政としては全く、今初めての事業といえますか、施設で、これにつきましては、これまで村づくりプロジェクト委員会とか、その中でいろいろ進めておりますが、これからは民間も含めてその運営管理については詰めていきたいと思っております。

今、話し合っていることは、町直営ではどうしてもこういう施設については適してないだろうと、ぜひ民間のノウハウも入れて、できたら株式会社を設立して第三セクターになるか、というようなことでより民間のノウハウを入れながら、また町民の健康増進につながるような施設運営ということで、その管理運営について、いま詰めているところがあります。

○ 10番 山川正員さん

クメジマホテル館について出ていますけれども、関連しますので。

ホテル館は、将来久米島の目玉になると思いますので。われわれ、旧仲里村の議員もこれに関してはあまりわからないんですよ。確かそのホテル館は平成10年に計画されて、10年度に整備、11年に完成して、11年の5月1日から会館していますよね。それから11年の11月に館長が転任しましたね。それで今まで、実績がわからないんですよ。今、ホテル館に年間に何人の入館者がいるのか。それと、ホテル館の将来の拡張なんか、ホテル館の整備なども計画しているのか、どのような計画を持っているのか。今までその館長は委託だったんですか、そうだったと聞いているんですが、今度の4月から職員になっていると思いますがどうですか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

今のクメジマホテル館については、これは去年の実績につきましては、今年の3月までの実績であります。記帳した者が5,479名、記帳しないでそのまま素通りして利用している皆さんはこれより2、3千名はいるのではないかと。そこで見た人が名前を書いてくださいという方のみであります。この方が5,479名でございます。

それから、ホテル館周辺のいろいろな整備等がありますが、現在、クメジマホテルの生息地であり、環境を変更するような、このへんあたりはできないかと思えます。現状を変更することにより、またホテルが消滅、もしくはまたいなくなる可能性もあり、当分はこの現状のままの運営にならうかと思えます。そこらへんあたりのことにつきましては、現在の館長とも詰めていきたいと思えます。今後のホテル館の在り方等についてもこれから検討を要するものであります。

全国のホテルサミットにつきましては、来年、平成15年の4月もしくは5月、全国大会規模の研究大会を、いま久米島誘致ということで進めております。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

職員の採用については、現在は本務職員を採用して実際担当しております。

○ 10番 山川正員さん

昨日、僕も調べたんですけれど、草ボーボーしているんですよ、橋のこの近辺、だから館長1人では無理じゃないかと思えます。将来は2、3名ぐらい入れて、もっと多くしてやったらどうかなと思っているんですけど、そういう計画はないのか。人員、説明する方がね、館長1人では間に合わないと思えます。川原の草を刈るのも館長1人では無理だと思うんだがね、今現在草ボウボウしていますよね。そういうのも考えているのか、館長1人でそのままもっていくのか。将来的には何名ぐらい、1人ぐらいは採用すると思うんですけど、その計画はもっているのか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

今現在は、館長1人ですが、4月付けで臨時職員を配置して飼育と保護をしております。又、水草等の清掃については、専門的にこういったのが環境破壊して、ホテル等が生息しない、又、幼生が生息できないような環境になると思えますので、これは専門家方々とも相談申し上げながら、いま生涯学習課長が答弁したように、そのまま私たちはしたいと思っております。

○ 10番 山川正員さん

答弁はよろしいですが、今後はりっぱに整備して、ホテル館というのは久米島の目玉観光地になる可能性があります。そこだけじゃないんですよ。久米島はいたるところにホテルがいるところがあります。それも考えて、りっぱな観光地として整備してください。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

今回の平成14年久米島町暫定予算と、この暫定予算の効力はどの程度のものなのか。今年度新しい町長ができたなら、本予算を制定した段階で、今皆さんがいろいろ質疑しているものについては、どう取り扱われるのかお聞きしたいと思います。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

あくまでも暫定予算でございます。4月、5月、町長が誕生するまでです。ただし、行政事業は去年度から今年継続していたもので、ほとんどがまた新町長の下で引き継がれていきます。そして新町長の下で方針に基づきいろいろな事業がまた申請されていくと思います。

○ 13番 山城和満さん

それで、僕が先に伺った、非常に不思議に思っているんですけど、62億5千700万円あまりの予算書を今日一日でこれ審議して議決してくれという話はどうて無理だと思うんですよ。これまでの予算書でしたら、各特別委員会できちんと審議して、この予算が本当に、この予算が執行されることによって、住民に対する福祉のサービス、又、経済の自立に向けてどういう効果が見込まれるかということを引きちんと審議されたはずなんですよ。この場でこれを審議して、これで議決してくれというのは、暫定という名前の中であまりにも一方的じゃないかというふうになんて思っているんですが、あえてこの日程も今日までということですので、この中で何点かお聞きして、そしてまた新町長誕生のあとに、この予算の中身については逐一検討していきたいと思います。

衛生関係の部門ですけど、今回の予算書の中であらゆる項目、委託料またはいろいろな金額の中に、各項目に明細が出ております。何についてはいくら、何についてはいくらということが出ておりますが、衛生費の項目の中で総括で出て、明細が出ておりませんのは、何らかの意図があるのかどうかお伺いしたいと思います。

環境衛生の方で、ページの65ページ、委託料。その前に需用費とか役務費については明細が出ております、各項目ごとの。これを公にしてはまずいのかどうか。

それと、歳入の方ですが、18ページの特定公園補助金、国庫支出金ですね、屋内運動場建設、具志川村繰越分となっておりますが、5億1千700万円、屋内運動場もこの3月完成予定がちょっと1月ぐらい延びて4月には建物が完成することになっているはずですが、今回この5億円を何をやろうとしているのか。総額でこの屋内運動場公園、いくら金をかけて、完成までにいくら金をかけるというふうな計算が出ているのか。それで、年間どれぐらいの費用対効果といいますか、事業を見込んであるのかお伺いしたいと思います。この2点だけお聞きしたいと思います。

○ 企画財政課長 長井聡さん

1点目の保健衛生費の委託料ですが、これは各費目共通しますので、私の方でご説明申し上げます。予算書の作成上、現在の電算プログラムでは、競争入札等々に係る分について

ては、金額説明の中で省くというのがプログラム設定をされています。例えば、今回は保健衛生費だけではなくて、工事関係の測量設計委託等々について13節の委託料、そして15節の工事請負費につきましては、説明から額を外す方針で今予算書が作成されています。

○ **保健衛生課長 神里勇さん**

13節の委託料の内訳ですが、これは数字に表しても問題はございません。ただいまの財政課長の説明どおりで、プログラムがそういうシステムということでもあります。

○ **町づくり推進課長 平田光一さん**

屋内運動場建設の件についてお答えいたします。歳入であります18ページの歳入の件ですけれど、これにつきましては、補助金とか起債の歳入につきましては、4月、5月は歳入の収入の時期になりますので、その13年度分についてのものがそこに暫定予算として上がってきております。これは具志川工事費関係についても、13年の、工事が4月25日で完了しますが、それまでの工事費等で支払われる予算となっております。そして14年度事業分につきましては、また今回の暫定予算ではなくて、新町長が誕生してからの新年度予算の中で組み込まれていく。ドームの全事業費ですけれど、概ね13億円ということです。そのあと、野球場とか駐車場とか、そういうものを予定しておりますが、14年度につきましても、ドームの中の芝、人工芝張りとか、そして駐車場とか計画をしております。そこには利用関係の費用対効果として、より町民の健康増進利用活用もありますけれど、特に観光を振興する立場として、ぜひいろいろな面で冬場観光の対策、誘致ですね、そういう関係も併せてこのドームについては活用して、島の観光を盛り上げていこうということでの目的でいま整備されています。その細かい費用対効果につきましては、これからですね、いま利用計画とかを進めていって、ちゃんとしたものをつくって運営をしていくということで今進めています。

○ **13番 山城和満さん**

先ほど、衛生費の項目の中で金額を明記することが好ましくない、支出されるものについて、基本的には情報公開ということが、行政を執行するにあたっては重要になってくると思うんですよ。これを公開することが町民にとってマイナスになるのか、これをいま言う公開してはいけないといったらおかしいんですけど、何らかの、いま現に仕事をしている人たちにとってマイナスになるとか、または住民にとってマイナスになるとか、何らかの問題があってこれを公開しない。コンピュータにそういう入力をしたというのは何らかの意図があるわけですよ。これが妥当なのか、はっきりいまして、これは暫定予算といいますが、毎月いくらかこれは支払われているわけですよ。こういうふう支払われていくというのを議会に提案するのに、これ聞きたいといったら、これは公開しませんということで通るのかどうかお聞きします。

○ **企画財政課長 長井聡さん**

ご質疑にお答えします。公開しないということではございません。予算を作成する場合、

処理を行います、その中で入札に出す場合、金額が出ないようなプログラムを組んでおります。と申しますのは、工事請負費、いわゆる13節の委託料もこれは入札になります。ですから13節を全部金額が表示されないように設定してあるということです。しかし、説明欄では金額が表れないようなプログラムを組んでおりますが、そういった中で、隠さなくてもいいもの、その委託料の中では確定している額もありますので、表してもいい額もあります。そのへんご理解いただきたいと思います。ただ、入札関係、そういった部分の13節、あるいは15節の工事請負費については今後ともそういったかたちの額が出ない方法で作成しますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

だいたい質疑出尽くしていると思いますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第2号、平成14年度久米島町暫定予算の専決処分の承認を求めることについては可決されました。

15分間休憩します。 (午後 3時12分 休憩)

再開します。 (午後 3時30分 再開)

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、承認第3号、金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第3号

金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについて

金融機関の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので議会の議決を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

専決処分書

久米島町指定金融機関について、地方自治法（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により、次のとおり指定した。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

久米島町指定金融機関 沖縄県農業協同組合

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

この金融機関指定というのは、久米島には琉球銀行支店と農協の2カ所あるのだが、あえてここで農協という指定をしなければいけない理由があるのかですね。そして琉球銀行だって戦後まもなくいろんなかたちで住民復興にたいへん利便性を図り、そして、それを利用し、両村ともだいぶん潤いをしてまいりましたが、具志川村においては交代制でやったというのだが、あえてここで沖縄県農業協同組合ということで出てきた理由を説明願います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの件につきましては、旧仲里村、具志川村の収入役と総務課長含めていろいろ協議しました。そして両村からの提案を出して、金融場所、窓口の場所について文書を送り、仲里の窓口、具志川の窓口、それぞれの窓口で可能かどうかということで、銀行については両方に窓口を持つことはできないという回答がありまして、これは本店の方からの回答です。両庁役場の窓口を設置するということはできないということの回答がありまして、そしてこの1年間は農協を指定して行うということにし、次年度から交代制について、具志川村がやっていたようなかたちも可能ではあります。

○ 14番 宮田勇さん

将来的には琉球銀行がその条件が揃えば可能だということですね。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについての採決を

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第3号、金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについては可決されました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、承認第4号、一部事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第4号

一部事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについて

沖縄県町村交通災害共済組合への加入ほか4件の加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので議会の承認を求めます。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

専決第121号

専決処分書

沖縄県町村交通災害共済組合への加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

専決第122号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

南部広域市町村圏事務組合への加入について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成14年4月1日から次の規約により南部広域市町村圏事務組合に加入する。

南部広域市町村圏事務組合同規約（別紙）

理由

南部広域市町村圏事務組合同規約第3条における事務を共同処理するため、南部広域市町村圏事務組合へ加入する必要性が生じたが、沖縄県知事への許可申請に係る事務の緊急性に鑑み、地方自治法第286条第1項の規定による協議について、急施事件につき議会を招集

する暇がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

専決第123号

専決処分書

沖縄県市町村職員共済組合への加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

専決第124号

専決処分書

沖縄県市町村総合事務組合への加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

専決第125号

専決処分書

沖縄県市町村自治会館管理組合への加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

本案については、もともと具志川村、仲里村の合併によって、両村の廃置分合によって新たに久米島町という誕生になりまして、久米島町として加入するのは当然だと思いますので、質疑省略、討論省略の進行の動議を求めます。

○ 議長 高良ノブ

ただいま承認第4号、一部事務組合への加入の専決処分の承認を求める件について、宮田勇議員から動議が提出されました。

賛成者もおりますので、この動議は成立します。

承認第4号、一部事務組合への加入の専決処分の承認を求める件については、質疑、討論を省略する動議についてを議題として採決します。

この採決は挙手でいきます。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、宮田議員から提出されました動議は可決されました。

これから承認第4号、一部事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについてを

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第4号、一部事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについては可決されました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、承認第5号、沖縄県離島医療組合同規約の一部変更による専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第5号

沖縄県離島医療組合同規約の一部変更による専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同第3条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成14年4月8日提出 久米島町長職務執行者 松元徹

理由

沖縄県離島医療組合の構成団体である具志川村と仲里村の合併により平成14年4月1日から久米島町となることから、市町村の合併の特例に関する法律(昭和)40年法律第6号)第9条の2第1項の規定に基づき、規約の変更を行う必要があるが、同規約の変更について議会を招集するいとまがないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集するいとまがないと認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県離島医療組合同規約の一部変更について(別紙)

理由

沖縄県離島医療組合の構成団体である具志川村と仲里村の合併により平成14年4月1日から久米島町となることから、市町村の合併の特例に関する法律(昭和)40年法律第6号)第9条の2第1項の規定に基づき、規約の変更を行う必要があるが、同規約の変更について議会を招集するいとまがないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成14年3月31日提出 具志川村長 内間清六

平成14年3月31日提出 仲里村長 高里久三

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(午後 3時48分 休憩)

再開します。

(午後 3時50分 再開)

○ 議長 高良ノブ

質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、沖縄県離島医療組合規約の一部変更による専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第5号、沖縄県離島医療組合規約の一部変更による専決処分の承認を求めることについては可決されました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、承認第6号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第6号

久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成14年4月8日 久米島町長職務執行者 松元徹

理由

地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第117号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第44号）が平成14年3月31日公布（平成14年4月1日施行）に伴い、久米島町税条例の一部を改正する必要があるが、町議会を招集するいとまがないため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分する。

専決第128号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別添、久米島町税条例（平成14年4月1日条例第46号）の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町町職務執行者 松元徹

記

専決処分した理由

地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第117号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第44号）が平成14年3月31日公布（平成14年4月1日施行）に伴い、久米島町税条例の一部も改正する必要があるが、町議会を招集する時間がないため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分する。

○ 税務課長 比嘉隆さん

承認第6号の専決処分書による久米島町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成14年度の税制改正に伴う一部改正であります。

改正点は、地方税法を中心とする関係法令の改正に伴う字句の改正、条文への新しい号の追加、新しい項の追加、新しい条の追加等から成っています。

第24条関係は

低所得者層の税負担に配慮するため、均等割の非課税限度額の加算額が152,000円を192,000円への改正となっています。

第31条第2項関係は

マンションの立替えの円滑化に関する法律の制定に伴い、均等割に関する税制上の措置が講じられ、「法人」等の区分追加となっています。

第36条は地方税法施行規則における字句の追加、第68条は地方税法の「条項改正」に伴う改正ですので省略いたします。

第73条関係は

固定資産税に対する納税者の信頼確保等のため、固定資産税の情報開示について、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較出来るように、又、借地人・借家人対象資産の固定資産税額を閲覧出来る措置が講じられた為となっています。

尚、この条文に関しましては、施行期日が異なりますので、附則で整備してございます。

附則第5条は条例24条同様、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額は320,000円から360,000円の改正となっています。

附則第6条の2第3項第1号、附則第10条、附則第15条、については字句の追加・条項

の削除となっていますので省略します。

附則第15条の2の追加条文は、運輸施設整備事業法の用に供する特別土地保有税に対して課する規定となっています。

附則第17条第1項第2号は

個人住民税における土地等の譲渡益8,000万円を超えた場合の9%の税率は平成8年に改正されましたが停止なっていました。今回の改正では廃止となり、当該部分の税率は7.5%となります。

附則第19条第1項は、昨年からの優遇措置となっています。株売却時における100万円の控除期間が「15年3月31日から17年12月31日」に延長されたものとなっています。また字句の改正等となっています。

又、同条の追加条文等は平成15年1月からの申告分離課税の一本化に当たり、一般の個人投資家の申告事務の負担の軽減を図るため、住民税における株式等譲渡益に係る申告不要の特例の創設となっています。

附則第1条におきましては、それぞれの改正規定の施行日及び経過措置の適用規定となっています。

以上ご説明終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

進行してよろしいでしょうか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第6号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、承認第6号、久米島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては可決されました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、承認第7号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長職務執行者 松元徹さん

承認第7号

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を
改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成14年4月8日 久米島町長職務執行者 松元徹

理由

現沖縄振興開発特別措置法が平成14年3月31日の失効に伴い、新たな沖縄振興開発特別措置法（平成14年法律第14号）、沖縄振興開発特別措置法施行令（平成14年政令第102号）、第17条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）が平成14年3月31日公布（平成14年4月1日施行）に伴い、久米島固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが、町議会を招集するいとまがないため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分する。

専決第129号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別添、久米島町固定資産税の課税便所の特例に関する条例（平成14年4月1日条例第47号）の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成14年4月1日 久米島町長職務執行者 松元徹

専決処分した理由

現沖縄振興開発特別措置法が平成14年3月31日の失効に伴い、新たな沖縄振興開発特別措置法（平成14年法律第14号）、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）、第17条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）が平成14年3月31日公布（平成14年4月1日施行）に伴い、久米島固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが、町議会を招集する時間がないため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分する。

○ 税務課長 比嘉隆さん

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年4月1日 久米島町長職務代理人 松元徹

久米島町条例第122号

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第1条中「第6条」の次に「、沖縄振興特別措置法（平成1）4年法律第14号）第17条、94条」を加える。

第2条の「平成14年4月1日以降」の次に「平成19年3月31日までの間」を加える。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

（午後 4時10分 休憩）

再開します。

（午後 4時11分 再開）

○ 議長 高良ノブ

質疑ありませんか。

進行してよろしいでしょうか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第7号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、承認第7号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成14年第1回久米島町議会臨時会を閉会します。

（午後 4時23分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号3番） 田里市郎

署名議員（議席番号4番） 島袋完英

平成14年(2002年)

第1回久米島町議会臨時会

2日目

4月10日

平成14年 第2回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年 6 月20日（木） 会期 1 日間
 閉 会 平成14年 6 月20日（木）

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
6 月20日	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議案審議 (即決案件) ○ 閉会

平成14年 第2回久米島町議会臨時会

会議録 第1号

招集年月日	平成14年6月20日 (木曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月20日 午前10時05分	議長 高良ノブ	
	閉会	6月20日 午前11時42分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	5番	仲村 昌慧	6番	國吉 武
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	仲村昌昭
助役		教育総務課長	太田喜功
収入役		生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉隆
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長		保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成14年 第2回久米島町議会臨時会 議事日程

[第1号]

平成14年6月20日(木曜日) 午前10時05分

開会及び開議

日程番号	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	同意第1号	助役の選任について
第4	同意第2号	収入役の選任について
第5	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第6	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第7	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第8		議会広報調査特別委員会委員の選任ならびに正副委員長の互選について

(午前 10時05分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。会議を始める前に、新しく町長に就任された高里町長に一言お祝いの言葉を申し上げます。

この度の町長ご就任おめでとうございます。私たち久米島町民が長年待ち望んでおりました合併もみごとに実現しまして、これから新しい久米島町の町長として島の発展のため、そして住民の福祉向上のために議会、行政一体となって頑張っていきたいと思いますので、共に頑張りましょう。そして、1万人の代表ですので、今後、仕事もますます厳しくなっていくと思いますので、健康には十分気をつけられて頑張ってくださいと思います。おめでとうございます。

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ただいまから平成14年第2回久米島町臨時議会を開会します。
本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって5番仲村昌慧さん、6番國吉武さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日6月20日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月20日の1日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、同意第1号、助役の選任についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

おはようございます。町長になって議場の入場は初めてでございます。皆さまはもう既に自分の席で馴染んでゆっくりしているかと思いますが、私は初めてで、今、かつ

ての16名の議員の皆さんと32名の皆さんを前にしたときに、大変な数だなど、それからまた、新しい新町建設に向けてしっかり取り組んでいくという皆さんの決意が感じられて、非常にあがっております。

その前に一言ご挨拶申し上げます。

私は、5月12日の町長選挙において町民並びに議員各位の皆さんの暖かいご支援によりまして栄えある当選の榮譽に欲することができました。このことに対して心から厚く御礼を申し上げます。

さっそく5月13日に当選証書を交付して、即、町政の運営に取り組んでおりますけれども、その仕事量の多さ、それから職責の重大さに改めて決意をしているところでございます。

合併は皆さんと共に、住民と議会議員の皆さんと共に成立されましたけれども、合併は手段であって、目的はこれからいかに久米島町が発展し、そして住民の福祉が得られ、生活が良くなるかということが合併の大きな目標ではないかと思っています。そういう目的を実現するためには議会、それから町民が一致協力して取り組まなければならないものだと思います。

そこで、まず、遅れている14年の予算を早期に成立させて、14年度の各種事業を実施して、島の経済、福祉、教育の向上に当たらなければならないと思って、予算編成に職員の方には連日連夜残業でやっていますけれども、一日も早く予算が成立して、14年の議会ができるようにということで職員に対してもハッパをかけて、やっと予算ができて、今日、おそらく配布できるのではないかなと思っています。

その予算を執行するためにも、まずは助役、収入役の選任をしなければならないということで、一日も早く町政を円滑に運営するためには、一日も早く助役、収入役の選任をして、万全な体制で新しい久米島町の建設に取り組んでいかなければならないという決意で臨時議会をお願いしたわけです。あとで提案しますので、どうか慎重審議の上、原案どおり同意をさせていただきますことをお願い申し上げます。

では、同意第1号の説明に入ります。

同意第1号

助役の選任について

久米島町助役に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 島尻郡久米島町字仲泊520番地

氏 名 長井 聰

昭和23年12月18日生

平成14年6月20日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

助役の選任については、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得る必要がある。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

助役の選任について、当局の方に、何で資料を前もって各議員に提出しなかったのか。

それと、非常におかしく思っているのは、当事者が挨拶まわりしているわけなんです。それは違うのじゃないかと、推薦する、町長が挨拶するんだったら別に問題ないんですが、当事者自身が挨拶回りをしていると、そのことについて町長はどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

資料の配付について、前日に配らなかったことについては申し訳ないと思って、お詫び申し上げます。

これまでのかつての仲里村における助役、収入役の選任の場合において、本人がまわった事例があるということで、私も回ろうかなということをやりましたけれども、議場の壇上で堂々とやるべきものが議会の正常な運営ではないかなということで、私はまわりたいという気持ちは山々ありましたけれども、もし仮に私がまわってみたら事前の、皆さんの意志が無視されるのではないかなということで、私は遠慮したわけでございます。そこで、本人たちにできるだけまわって挨拶をということをお願いしたわけですが、それがこれまでの仲里村の慣例としてそういうことがあったので、私もそれに習って一応挨拶だけはやった方がいいのではないということで勧めたわけでございます。

○ 21番 上里総功さん

町長は今、旧仲里村の慣例だということではありますが、その他に、最近、議会に対しての前もっての資料の配付がものすごく遅いわけなんです。そういうのも今後気をつけてもらいたいことをお願いしまして、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案同意第1号、助役の選任についてですが、この経歴、略歴については記載されていますが、町長が今回助役に選任したい理由、大本にあるのは、この人でなければいけないという基本的な考え方、ただ単に今回合併したから具志川、仲里というふうに割り振らなければいけないという考え方があったのかどうか、そして町長が今後の久米島町のリーダ

一として久米島を引っ張っていく中で、助役に対する思いを伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

まず、1点目の合併したので単なるその合併をした理由で選任したかということですがけれども、その中には一部あるかと思えますけれども、しかし決してそうではない。彼の略歴を見てください。学歴においても申し分ないと、それから実績、役場に長年勤めていて、総務課長、企画、それから合併事務局長ということで、私は彼の実力、力量というのを高く評価しております。そして合併事務局長として、彼がいたからこそ、ちょっと大げさになりますけれども、そのくらい言っても合併は実現しなかったかなということで、私は町長になって2カ月足らずですけれども、これまでの彼の庁内での活動、それから地域の皆さんの意見を聞いても申し分ないということで、本人にお願いしましたら、本人は非常に当初は遠慮したいと。しかし、あんたの力量を見て私がお願いするから、ぜひ共々に久米島町建設のために頑張ってもらいたいと、これまで旧具志川、旧仲里村がお互いに切磋琢磨して敷かれたレールと一緒に頑張ったけれども、新町というこの町、久米島町は全く新しい道を自分たちで切り開いていかなければならないので、苦勞もするけれども、しかしまたやりがいもあると、だから一心同体となって頑張ってくれということでお願いしましたら、本人も、じゃあ私でよければということで引き受けたわけです。

そういう理由で、私は何も合併したから両方の住民の仁和をとるためとか、こういうものもありますけれども、しかしこれはこの中の一部分であって、彼の力量をかって提案しておりますので、よろしくお願ひします。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

同意第1号、助役の選任について、賛成のうで述べさせていただきます。

長井聰氏は、略歴の方でもご存じのように、平成元年から平成9年まで総務課長を務めておられて、そして平成9年から議会事務局長、そして平成13年に合併事務局長として先ほど町長の方からも合併の実現に多大な実力を発揮し、合併が実現できたという高い評価を得られておられます。そういうことで、行政経験が豊かであり、そして識見も豊富であります。人格も言うまでもなく新生久米島町の助役として最適任者であると思ひます。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第1号、助役の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は31名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって5番仲村昌慧さん、6番國吉武さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名投票です。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。四角い枠の中に入れてください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○ 事務局長 内間久栄さん

それでは、氏名を呼びますので、順次投票願います。

1番江洲良徳議員、2番翁長英夫議員、3番田里市郎議員、4番島袋完英議員、5番仲村昌慧議員、6番國吉武議員、7番國吉修議員、8番真栄平勝政議員、9番上江洲盛元議員、10番山川正員議員、11番我謝政市議員、12番糸数誠三議員、13番山城和満議員、14番宮田勇議員、15番山城節議員、16番平田勉議員、17番新垣盛助議員、18番大田哲也議員、19番與那嶺孝成議員、20番仲地宗市議員、21番上里総功議員、22番仲原健議員、23番山城篤三議員、24番山城宗太郎議員、25番山里昌伸議員、26番知念弘議員、27番平田清勇議員、28番吉永安扶議員、29番國吉弘志議員、30番喜久里猛議員、31番崎村稔議員。

○ 議長 高良ノブ

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

仲村昌慧さん及び國吉武さん、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数31票、有効投票31票、無効投票0票、有効投票のうち賛成31票、反対0票。以上の通り、賛成多数です。よって、同意第1号は可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、同意第2号、収入役の選任についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第2号

収入役の選任について

久米島町収入役に下記の者を選任したいから、地方自治法第168条第7項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 島尻郡久米島町字謝名堂562番地の1

氏 名 松元 徹

昭和25年3月15日生

平成14年6月20日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

収入役の選任については、地方自治法第168条第7項の規定に基づき、議会の同意を得る必要がある。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

○ 21番 上里総功さん

収入役の選任について、松元氏は、前の仲里村の助役でありました。今回、久米島町の収入役に選任しようとしておられますが、どのような理由で収入役に適任だというご判断をされたのか、それとまた、収入役の内部起用ができなかったか、その理由についても具体的にお聞きしたいと思いますので、お願いします。

もう1点、その他に、今回の収入役の選任は、町長選挙の選挙協力のお礼人事ではないかという風評があります。私はこれは悪質な風評であることを願っておりますが、町長はこの風評に対してどのように考えなのかお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

私は松元を収入役に提案した理由は、過去の助役としての実績、それから彼の学歴、識見、人柄、あらゆるものを総意して彼を提案しております。

なぜ内部から起用しなかったか、これは自由ですから、これこそが僕は非常に疑問だと思うんですが、それから選挙の協力者と、これももう少し議員はしっかりと確認してやっていただきたいと。彼は職務代行者として選挙のせも私の協力はやってないです。逆に助

役として一緒にやってきた者がどうして協力しないかということで、彼の評価は非常に落ちております。それくらい彼は仕事に誠実で、曲がったものの嫌いな人であります。そういうことですから、これは人の風評だということで、今言うようなことを言われると、本人にとってはとても心外じゃないかなと思っております。そういうことで、私は彼の実績をあげてやっております。それから内部起用ということですが、これは長の特権事項でありますので、私はあえて彼を選任したわけです。

○ 21番 上里総功さん

今、町長が言ったように、助役の実績と略歴、その他人柄ということではありますが、旧仲里村の助役のときは、観光産業に力を入れるということで選任された経緯があります。その人が一生懸命やったということでありますが、やった後に観光入域者数を10万から15万にやるんだということで、議会の場でもさんざん言っていたんですが、その実績が全然なされてない。それにも係わらず実績ということで認めるのか。その他に町内職員からは非常に信頼感がないと、信頼されてないと、そういうことも聞いております。そういうことで、果たして信頼のない人を収入役にあげて、果たして職員がやる気を起こすのかどうか、それが非常に問題があります。そういうことで、本当にそういう面で適任かどうか、もう一度そういう実績を町長は評価するのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、2点目の、内部起用は自由だということではありますが、確かにそれは自由であります。でも、内部から昇格していけば、職員たちもまた一生懸命頑張っていれば、やる気が出るんだという、そういう意識改革もできると思うんです。そこの所を無視して、自由だということで簡単に片づけているんですが、果たしてそれでいいのか。

その他に、3番目の風評ではないということをお聞きして、私も非常に、そういうことではないという町長からの言葉でありますので、それを信じたいと思います。そういうことで、もう一度お願いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

人の評価は、私はこれは一部分だけで評価して決めるということはどうかと思えます。彼は確かに観光においては過去20年余り係わってきて、非常に優秀であると、そういうことで私は観光において彼は今後最も必要であると。しかし他の部分において相当活躍したということで、むしろ確かにご指摘の15万人は達成しなかったけれども、これは、今それに向けて着実に進んでおります。一朝一夕にできるものではないですから、そのへんはひとつ長い目で見ていただきたいということをお願いしたいと思います。ただ、彼の実績等については、他の面から私は高く評価しているということでもあります。

内部起用も、これは当然自由なことですから、私の判断でやりますので、一人しか選ばませんので、法律に必ずしも内部から起用しなさいということはないです。確かに、今、おっしゃるように、内部から起用することによって職員の意欲は高くなるということですが、彼以上の人がいれば内部起用も私は考えておりましたけれども、私の4カ年間

を見る範囲では、彼が一番適任だと思っております。なぜかといいますと、合併も携わってきた。そして、これから新しくやろうという新町づくりのために一生懸命やろうというような時期に、むしろ合併に係わって、そして内容もよく知っている、そういう人がいいのではないかなということで、彼を挙げています。

また、職員の中では非常に人気がないと言っていますけれども、じゃあその職員はどういう人か、その人個人個人の自由ですから、その人が仕事をよくやって、何したとか、または仕事をあまりしないで注意されて叱られたとか、そういうようなことで取り上げて良くないとか言うようなことですので、その良くない事実をはっきり掴んで、私は判断をしたい。私も、これは人間であるかぎり欠点もあるし、それは多いに批判していい。ただ、個人的な私的なことで取り上げてやるというのは、個人対個人の場合はいいですけれども、公的な立場での個人のそういうことはどうかと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

同意第2号、収入役の選任についてお聞きします。略歴書の中に、昭和51年3月、宮崎国立大学卒業。昭和52年4月1日私立大分高等学校理科教諭就職。そして62年4月1日久米島にて農業。62年6月1日、沖縄旅行社久米島営業所所長。平成10年11月、久米島紬事業組合参事。同年12月1日、仲里村助役に就任。そして職務執行されて、現在に至っているわけですが、今回、この松元さんを収入役に選任したいという町長の先程来の話の中で、本人の学歴、識見いろいろ説明がありましたが、この履歴書ではないんですけど、この略歴の中にどうも不思議なものがあるんです。62年4月1日から6月1日まで2カ月間農業ですね。普通の人が、僕がわかる範囲では2カ月間やった仕事を略歴史に載せるかどうか。もう一つ、10年11月紬組合参事ですね、12月1日まで、基本的に何日間かわかりません。仲里村の助役に就任するための階段ではないですけども、本当に、紬組合がどういう組織で、どういうものかはよくわかりません。どうなのかということを、町長もこの人を十分にわかっていて今回選任したいということですから、この経歴についてわかりやすいように説明していただければと思います。

○ 町長 高里久三さん

62年の農業については、本人の声を聞かないとわからないですけども、10年11月の紬組合については、これは私がお願いして、助役に就任してくれということでお願いで、私がお願いしてこういう事情になっております。

○ 13番 山城和満さん

こういうのは別にあら探しではないんですけども、本人は沖縄旅行社の久米島営業所の所長をしているときは、こういうのを本人が謙遜しているのかどうかわかりませんが、久米島商工会、観光協会ですか、会長か何かもしていたと思うんですよね。会長で

はなく事務局ですか。そういうのを載せないというのは、皆さんに対して隠したいのかどうか。ことさら載せる必要がないのかどうか。本来でしたら、2カ月間農業した以上に何年間もこういうのに係わってきたというのを公にすべきだと考えるんですけども、町長としてはそういうものはあえて言う必要はないというふうに理解して、こういう略歴書、作成したのかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

略歴に付いては、本人の意思によって書いているものですから、私がこう記述しなさいということではできません。これは本人の人権に係わる問題ですから。ただ、観光協会の会長はやってないと思います。理事かどうかはわかりませんが。失礼、会長は1年やったそうです。それはなぜ落としたのかどうかわかりませんが、とにかくなぜここに書かないのかは、私は本人に聞いてみないと真意は定かでないということでもあります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○ 4番 島袋完英さん

賛成です。人事というのは、やっぱり町長がこれは選挙で決まった町長が一番誰と組んだらやりやすいかと、仕事を誰と組むことによって自分の任期中に支えてもらえるかというふうなことがまず第一だと思うんです。

今、いろいろ職員の話もありましたが、私は職員の中にも非常に優秀な人たちもおりますが、今、町長の答弁において、やはり新しい町になってスタートする分ですから、今、町長が一番、この人たちだったらしっかりやっていけるというふうな人事を組んだと思うんです。松元氏は私も、彼の略歴は以前から知っているんですが、一番感じたのは、教員を辞めて、就職を辞めて久米島に帰ってきたときに、沖縄旅行社に勤めたときに、私はこの人がそういう観光業できるかなというふうなことを本当は思っておりました。しかし、やはり仕事をこなすうちに、彼の包容力というんですか、そういった人をまとめるようなところもあるんです。観光に関しても非常に熱意がありました。又、高里村長が誕生したら助役に就任したんですが、この学歴、それからいろいろな職歴を見ても、町長がそれだけ信頼している松元氏ですから、この4年間、まず、町長が組みたい形でやるのが、私は一番ベターだというふうに思いますので、この松元氏の起用には賛成であります。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

○ 14番 宮田勇さん

本案に賛成します。先ほど、提案理由にもあったとおり、プロフィールを見る限り大変識見も高く、人柄も良く、大変誠実であります。なぜ誠実かと私が言うのは、先ほど質疑で、町長の選挙に協力したとかそういった話も出ておりましたが、答弁のとおり全くそうであります。というのも、私も、そして協力者として協力依頼をしましたところ、自分は職務執行者でありますので誰の応援もできないと、中立で守りたいのでということで、しっかりとどこにも付かず、家でしっかり自分一人でおって、われわれも憤慨したくらいですよ。村長の助役として一緒に協力してきた人がなぜ協力しないのかと、私も叱ったくらいでした。あの人は。やっぱりその人の人柄で、そういうことで、私は誠実な人だと思いました。

また、彼は、旧仲里村の助役として、その実績、短い3年半という期間でありましたが、その力量は町民に大変により評価をされていると私もこう思っております。そうした意味で、新しくできたこの新町久米島町建設計画を円滑に運営するには、やっぱり三役和気あいあいと気が合って、相談しやすい人、もちろん補佐役ですからやっぱり町長が選んだ方が最適者だと、私はこう思いまして、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

○ 10番 山川正員さん

私も賛成の立場で討論をいたします。松元氏は、行政経験豊かで、人格が円満で、本町の収入役には最適であると思っております。松元氏は旧仲里村で現町長の高里氏と共に3、4年余り、三役の一人として立派に旧仲里村の行政に携わってきました。松元氏は過去には2、3の会社の役員としても立派に会社の運営を成功させております。特に、倒産状態にありました久米島紬協同組合等を建て直した経歴もあります。よって私は、松元氏は収入役に最適者であると思いまして、賛成いたします。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これから同意第2号、収入役の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

ただいまの出席議員は31名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって7番國吉修さん、8番真栄平勝政さんを指名します。

これから投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名投票です。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長 内間久栄さん

それでは、氏名を申し上げますので、順次投票をお願いします。

1 番江洲良徳議員、2 番翁長英夫議員、3 番田里市郎議員、4 番島袋完英議員、5 番仲村昌慧議員、6 番國吉武議員、7 番國吉修議員、8 番真栄平勝政議員、9 番上江洲盛元議員、10 番山川正員議員、11 番我謝政市議員、12 番糸数誠三議員、13 番山城和満議員、14 番宮田勇議員、15 番山城節議員、16 番平田勉議員、17 番新垣盛助議員、18 番大田哲也議員、19 番與那嶺孝成議員、20 番仲地宗市議員、21 番上里総功議員、22 番仲原健議員、23 番山城篤三議員、24 番山城宗太郎議員、25 番山里昌伸議員、26 番知念弘議員、27 番平田清勇議員、28 番吉永安扶議員、29 番國吉弘志議員、30 番喜久里猛議員、31 番崎村稔議員。

○ 議長 高良ノブ

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

國吉修さん及び真栄平勝政さん、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数31票、有効投票29票、無効投票2票、有効投票のうち賛成16票、反対13票。以上の通り、賛成多数です。よって、同意第2号は可決されました。

お諮りします。

15分休憩してからやりますか。それとも継続しますか。

トイレタイムにします。

休憩します。

(午前 11時07分 休憩)

再開します。

(午前 11時27分 再開)

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第3号

久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を久米島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求め
る。

記

住 所 久米島町字比嘉105番地

氏 名 江洲良榮

生年月日 昭和14年11月15日

平成14年6月20日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、久米島町固定資産評価審査委員会委員を選任す
るため議会の同意を得る必要がある。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案に賛成します。提案されている江洲良榮氏は、元仲里村議会議員という識見も高い
し、また長年の固定資産評価審査委員という経験もありまして、豊かでありますので、大
変よい適任者ではないかと、こう思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

は、同意されました。

＜日程第6＞

○ 議長 高良ノブ

日程第6、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第4号

久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を久米島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求め
る。

記

住 所 久米島町字宇江城750番地

氏 名 平良政敏

生年月日 昭和4年11月11日

平成14年6月20日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、久米島町固定資産評価審査委員会委員を選任す
るため議会の同意を得る必要がある。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで討論を終わります。

これから同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第5号

久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を久米島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字仲地100番地

氏 名 保久村昌欣

生年月日 昭和21年9月9日

平成14年6月20日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、久米島町固定資産評価審査委員会委員を選任するため議会の同意を得る必要がある。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

固定資産評価委員の任期についてお伺いしますが、同意3号、4号、5号、この3名についての任期は一緒であるのか、任期は何年なのかお聞きします。

○ 税務課長 比嘉隆さん

今のご質問にお答えいたします。本議会におきまして同意が得られまして、町長が選任されました場合におきまして、3名をそれぞれクジで行います。そして1人につきましては1カ年、2人目は2カ年、3人目は3カ年ということで、当初はその計画で1年、2年、3年の任期となります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 10番 山川正員さん

私も3名の方には賛成であります。それで、中身をちょっと聞きたいと思います。この評価について、納税者から不服申し立てに対し審査するのがこの3名ですよね。その中身、土地、家屋、償却資産の3つからなっているわけですね、固定資産評価委員は。その3名が何の専門と決まっているんですか。3名で一緒にやるのか、それとも一人ひとり専門としてやっているのかお聞きしたいです。

○ 税務課長 比嘉隆さん

お答えいたします。固定資産につきましては、土地、家屋、償却資産それぞれ3つの税から成り立っております。この審査委員会の委員の皆さんにつきましては、合議制、3名で全ての審査申し立てに対しての審査ということになります。

○ 10番 山川正員さん

他の町村ではこれは決まってないですか、一人は何々、専門専門と。僕も調べてはいないけど。3名で同じ一つの事をやるという意味ですか。そうですか。この1年遡って、この1年間どのくらいの件数の相談があったか。わかっていたら、旧具志川でもいい、旧仲里でもよろしいけど、その仕事ですね、何件あったか。わかりましたらお願いします。

○ 税務課長 比嘉隆さん

ただいまのご質問にお答えします。これまでこの審査委員会、そして審査委員も設置しておりますが、これまでにつきましては、そういった質問事項等、書面にしての申請書類はこれまでございません。全て窓口に来られて、窓口のご説明で納得してお帰りいただいているような状況にございまして、これまでの件数というのはまだちゃんとした件数というのはありません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されました。

＜日程第 8＞

○ 議長 高良ノブ

日程第 8、議会広報調査特別委員会委員の選任ならびに正副委員長の互選についてお諮りします。

去る 4 月 8 日、初議会において議会広報調査特別委員会の設置について決議しましたが、調査特別委員の選任ならびに正副委員長の互選について指名してごさいませんでしたので、本臨時会で報告し、議員皆さまの採決をお願いします。

お諮りします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、地方自治法第 110 条第 2 項の規定により山城節さん、新垣盛助さん、仲地宗市さん、山城和満さん、知念弘さん、上里総功さん、平田清勇さん、山川正員さん、仲原健さん、翁長英夫さんを指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会の委員は、山城節さん、新垣盛助さん、仲地宗市さん、山城和満さん、知念弘さん、上里総功さん、平田清勇さん、山川正員さん、仲原健さん、翁長英夫さん、以上の方々を指名することに決定しました。

これから議会広報調査特別委員会の委員長ならびに副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

(午前 11時40分 休憩)

休憩前に引き続き再開します。

(午前 11時41分 再開)

これから諸般の報告をいたします。

議会広報調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員長に山川正員さん、副委員長に山城節さん、以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成 14 年第 2 回久米島町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午前 11時42分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号5番） 仲村昌慧

署名議員（議席番号6番） 國吉武

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久米島町議会定例会

1 日 目

6 月 2 8 日

平成14年 第3回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成14年 6月28日（金）
 閉 会 平成14年 7月17日（水） 会期20日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
6月28日	金	本会議	午前10時	○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 町長施政方針 ○ 議案の上程 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 同意第8号 同意第9号 同意第10号 同意第11号 同意第12号
29日	土	休 会		
30日	日	休 会		
7月1日	月	本会議	午前10時	○ 議案の上程（即決案件） 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 同意第6号 同意第7号 選挙第3号 選挙第4号 発議第8号 発議第9号 発議第10号 決議第3号 決議第4号
7月2日	火	特別委員会	午前10時	
3日	水	休 会		
4日	木	休 会		
5日	金	休 会		
6日	土	休 会		
7日	日	休 会		
8日	月	特別委員会	午前10時	
9日	火	特別委員会	午前10時	
10日	水	特別委員会	午前10時	
11日	木	休 会		
12日	金	休 会		
13日	土	休 会		
14日	日	休 会		
15日	月	休 会		
16日	火	本会議	午前10時	○ 議案の上程（付託案件即決） 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第27号 議案第28号 ○ 一般質問
17日	水	本会議	午前10時	○ 一般質問（6月定例会終了）

平成14年 第3回久米島町議会定例会

会議録 第1号

招集年月日	平成14年6月28日 (金曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月28日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	6月28日 午後7時05分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	7番	國吉 修	8番	真栄平 勝政
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉隆
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成14年 第3回久米島町議会定例会

議事日程〔第1号〕

平成14年6月28日（金）

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3		議長諸般の報告	
第4		町長施政方針	
第5	議案第6号	平成14年度久米島町一般会計予算について	委員会付託
第6	議案第7号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	委員会付託
第7	議案第8号	平成14年度久米島町老人保健特別会計予算について	委員会付託
第8	議案第9号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	委員会付託
第9	議案第10号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算について	委員会付託
第10	議案第11号	平成14年度久米島町介護保険特別会計予算について	委員会付託
第11	議案第12号	平成14年度久米島町水道事業会計予算について	即決
第12	議案第13号	久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について	即決
第13	議案第14号	久米島町町づくり基金条例の設置について	即決
第14	議案第15号	久米島町土地開発基金条例の設置について	即決
第15	議案第16号	久米島町庁舎等新築基金条例の設置について	即決
第16	議案第17号	久米島町地域振興基金条例の設置について	即決
第17	議案第18号	久米島町過疎地域自立促進計画について	即決
第18	議案第19号	久米島町監査委員事務局設置条例	即決
第19	議案第20号	沖縄県介護保険広域連合の設置について	委員会付託
第20	同意第8号	教育委員の選任について	即決
第21	同意第9号	教育委員の選任について	即決
第22	同意第10号	教育委員の選任について	即決
第23	同意第11号	教育委員の選任について	即決
第24	同意第12号	教育委員の選任について	即決

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。始まる前にご報告します。

今日はシネマ沖縄様より末吉さん、与那さん、謝名元さんから傍聴、撮影の申し出がありますので、許可しました。

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。ただいまから平成14年第3回久米島町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって7番國吉修さん及び8番真栄平勝政さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月17日までの20日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

意義なしと認めます。したがって会期は、本日から7月17日までの20日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議長の諸般の報告。

久米島町議会平成14年4月10日臨時議会以降、私が出席しました会議等の概要は、お手元に配布しているとおりでございますので、ご覧になってください。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、町長の施政方針説明を行います。

○ 町長 高里久三さん

1 はじめに

平成14年度第3回久米島町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました平成14年度予

算案をはじめ諸議案の説明に先立ち、町政運営に対する所信の一端と、施策の概要を申しあげ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

久米島は古くから1島2村の時代が続いて参りました。島は一つという島民の心が合併協議会を設立させ、幾多の議論を重ね具志川村と仲里村の対等合併を実現させ久米島町が誕生しました。全国的な市町村合併の潮流の中で、久米島町の誕生は21世紀幕開けとして沖縄県の歴史に深く刻まれるものと思います。

私はこのたびの合併を久米島の振興発展と両村民の福祉の向上を図るうえで最大の契機と捉え、その実現に向け全力を傾注して参りました。

このようなことから今後は、町民の皆様が合併に託された夢と希望が限りなく広がる21世紀の町づくりを真剣に進めていくことが私に課せられた重大な責務であると受け止め、去る5月の久米島町長選挙に立候補し、信託を得ることができました。これも偏に議員各位をはじめ町民皆さんの深いご理解と暖かいご支持、ご支援の賜であり、心から感謝を申し上げる次第であります。

初代久米島町長に就任し、職責の重さに身が引き締まる思いではありますが、町民がともに手を携え、町民が主人公であるとの理念の下、新町建設計画に掲げられております久米島町の将来像、「活力・潤い、文化を創造する元気な久米島町」の実現に向け、町民の一人一人から託された夢と希望をしっかりと受け止め、これからの町政運営に当たる所存であります。

沖縄県は本土復帰30年の節目を迎え、三次にわたる振興策により、学校や道路等の社会資本の整備は確実に進展して参りました。しかし依然として米軍基地問題や景気の低迷・若年層を中心にした高失業率など厳しい経済・雇用情勢にあります。このような状況を踏まえ久米島町としてのまちづくりを展開していかなければなりません。

久米島町は合併により新たな自治体としてスタートいたしました。今後は、21世紀のあるべき姿を展望し、具志川村・仲里村合併協議会で策定されました新町建設計画を基軸にして今後10年間の久米島町の町づくりの指針となる第一次総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）等を策定することが、まず最初に取り組みなければならない重要な課題であります。

沖縄県においては「本土との格差是正」から「自立経済の構築」に目標を移した「沖縄振興特別措置法」に基づき、具体的な施策計画となる「沖縄県振興計画」が策定されますが、この沖縄振興計画との整合性も図りながら、久米島町の第一次総合計画の策定に取り組んで参ります。

予算編成に当たりましては、これまで旧具志川村、旧仲里村において住民福祉の向上や社会資本整備等について数々の施策を展開しておりますことから、旧両村が計画・実施して参りました事務事業を久米島町が引き継ぎ着実に実施していく必要があります。

したがって、合併という特別な事情から年度途中の編成となった平成14年度予算は、

旧両村から引き継いだ事業も計上する形で編成いたしておりますことをご報告申し上げご理解を賜りたいと存じます。

以上、これからの久米島町のまちづくりに全職員が一体となって誠心誠意取り組んで参りますので、町政に対して議員各位並びに町民の皆さんのご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、主要施策の概要についてご説明申し上げます。

2 産業の振興について

(1) 産業の振興

本町の基幹産業であります農業は、将来にわたっても主産業として振興を図る必要があります。今後担い手となる若者が魅力を感じ将来への夢を抱ける農業でなければならないと考えます。そのためには生産基盤の整備や経営改善など抜本的な対策を講ずる必要があるため関係機関との連携を密にし、基盤整備を始め生産組織の育成強化、支援体制の強化、現地生産・現地消費（地産地消費）の推進等に努めて参ります。

さとうきびは本町の期間作物であり、その動向は本町の経済に大きな影響を与える重要な作目であります。しかし、就業者の高齢化、後継者不足など多くの課題を抱えています。

このような中、県や久米島さとうきび推進協議会の指導のもと、農業生産法人が6法人設立され、遊休化している農地の集積や機械化の一貫体系の推進等、さとうきび振興のうえで大きな役割を果たしており、今後とも支援して参ります。また、振興策としましては、新さとうきび・糖業活性化事業（新R事業）の導入による荒撫地の解消、優良種苗供給、緑肥の推進等を実施します。さらには、関係機関の連携を取りながら、生産規模の拡大、機械化など経営の合理化、生産性の向上なども支援して参ります。

つぎに、野菜・花卉・果樹の振興であります。野菜は国内の産地間競争だけではなく外国との競争や、高齢化・後継者不足の問題など厳しい環境にあります。しかし、久米島野菜の品質は本土市場において高く評価されており、引き続き主要品目であるゴーヤー・インゲン・サトイモ等の生産体制の強化、経営の効率化を促進して参ります。また、キクを中心とした花卉等については適地適作を基本に平張り施設、耐防風施設等の導入による安定生産・安定出荷を図り、生産者や生産団体の経営健全化を支援して参ります。

果樹のマンゴやタンカン等はこちら数年、台風（塩害）被害等により、生産が伸び悩んでいる状況にありますが、農家や関係機関と連携を取りながら果樹の生産振興に取り組んで参ります。

本町においてアリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶事業が実施されていますが、平成14年には本町のアリモドキゾウムシの根絶確認、平成17年にはイモゾウムシの根絶確認が予定されています。

今後は、甘しょを本町の戦略的作目のひとつとして振興するため、展示圃場の設置・組織育成・新規農家の育成・圃場事業の導入等の施策を推進して参ります。

葉たばこは、これまでもっとも付加価値の高い柵目として栽培が促進されておりますが、今後ともさとうきびとの輪作体系化を促進するとともに、関係機関とも連携を図りながら支援して参ります。

畜産については、昨年9月のBSE（狂牛病）発生以来、消費者の牛肉離れとともに本町においては子牛価格の暴落等、畜産農家は大きな打撃を受けました。このことを解消し、畜産の振興を図るうえから、平成14年度から平成18年度にかけて、畜産基盤再編総合整備事業を導入し、家畜セリ市場の移転整備、畜産整備、草地の造成、草地管理機械等の整備を実施して生産基盤の整備拡大を図ります。また肉用牛の改良増殖のため、優良繁殖牛の導入、家畜防疫体制の強化のため家畜共催加入等の支援も行います。

（2）水産業・林業の振興

水産業については海洋深層水を利用した栽培漁業の振興、漁業生産拠点施設としての漁場の整備、保全施設の整備等を推進します。モズクについては加工場が設置され、生産体制が確立されていますので、価格の安定化に向けての対策等を県や漁協とも連携を図りながら取り組んで参ります。

林業については、森林の持つ水源かん養としての機能も保持しているため、森林一帯の自然保護対策を推進するとともに水保全整備事業を導入して、これまでに造林を行った地区においては保育事業を実施します。また、海岸一帯の保安林整備事業にも取り組みます。

（3）商工・観光の振興

商工振興については、久米島商工会への支援とともに連携を密にしながら、商工業の育成を行い地域経済の活性化の推進に努めます。

イーフ地区並びに仲泊を中心とした中央・振興通り地区に商店街が形成されていますが、近年の経済情勢の悪化により消費意欲の低下や消費者ニーズの多様化、さらには島外消費への依存等の課題を抱えております。

そうした中、イーフ地域については昨年度から若い世代が中心となり「自立する商店街」を目標に独自プランを展開して活性化のために動き出しております。また、中央・振興両通りの商店街でも「21世紀のまちづくり推進協議会」を設立し商店街の活性化に向け活動を始めております。このような商店街づくりを積極的に支援するとともに、引き続き各地域の商工業の振興に努めて参ります。

一方、観光産業は総合産業であり関連産業への波及効果が大きいことから、本町経済の自立的発展を担うリーディング産業として、さらには一次、二次産業ともリンクさせる形で振興策を推進して参ります。

久米島空港の拡張整備に伴うジェット化、東京直行便の就航等の輸送体制の強化や観光関連施設の整備等を行ってきましたが、依然として入域観光客は横ばいの状況にあります。このような中、両村合併を機に久米島空港内に事務所を構えていた観光協会を具志川庁舎内へ移転し、商工観光課との連携を密にすることにより協会員の底辺拡大を行い観光産業

に携わる事業所の強化及び人材育成を図って参ります。

今年度は「通年型観光」や体験滞在型の観光地づくりの一環として国、県の補助事業を導入し「沖縄県体験滞在交流促進事業」を推進していきませんが、そのソフト部門を活用しガイド養成等人材育成を含めた事業を展開して参ります。

また、近年沖縄本島に加え本土からの修学旅行が年々増加の一途を辿っています。これまで重ねたキャンペーン活動を始めとする種々のPR活動がその要因でもあります。今後とも修学旅行の誘致については積極的に支援して参ります。

現在、体験滞在観光を進めているところでありますが、その体験交流型観光地づくりの起爆剂的役割が期待できる島の学校体験交流施設の整備も推進します。さらに沖縄体験滞在交流促進事業を導入し久米島紬伝統工芸体験施設の整備、キャンプ場自然体験施設の整備、体験滞在プログラム等の作成を進めて参ります。

(4) 海洋深層水の利活用

久米島における新たなる産業創出並びに雇用創出が期待できる海洋深層水関連事業を積極的に推進し、企業誘致や観光振興面での活用を図って参ります。今年度、企業用地へ沖縄県車海老漁業協同組合が海洋深層水を活用した稚エビ生産をし、その販売を全国展開する拠点としての養殖供給施設を整備することになっており、その実現のため諸条件の整備を進めて参ります。さらに、既存の海洋深層水関連事業所の生産活動支援を図るとともに、道路等のインフラ整備を進めさらなる企業誘致を図って参ります。

また、海洋深層水を活用した健康増進の深層水体験交流施設バーデハウス久米島の整備を図り、平成16年度供用開始を目指して参ります。

また、今年11月に海洋深層水利用研究会主催による第6回海洋深層水利用研究全国大会・久米島大会が開催されますが、国内外から300名余りの研究者等を迎える大会であり、島はもちろん久米島の深層水を全国的にPRする絶好の機会でもありますので、大会受け入れ実行委員会を組織し、万全な体制で大会を成功させていきたいと思っております。

(5) 久米島紬の振興

久米島紬は500年の伝統があり、歴史的、文化的にも久米島が全国に誇れる伝統的工芸品であります。

地場産業としての経済的な波及効果や中高年層の雇用効果が大きく紬振興は、「町おこし」に繋がるものであると確信しております。ここ数年、県の支援や生産組合の努力により振興に向けて前進しつつあり、久米島紬事業協同組合の自立支援や、生産の促進・販売体制の強化や後継者育成などを支援して参ります。

また、久米島紬の製造工程の中で現在は失われている桑栽培、養蚕及び製糸を復活させ、国の無形文化財指定に向けて取り組みます。さらに今年度は、県の補助事業である「沖縄県体験滞在交流促進事業」を導入して紬の全行程が体験できる施設を建設し、町民を始め対外的にも久米島紬の普及を図って参ります。

3 生活環境の整備

住環境の基本となる道路整備につきましては、県道の久米島空港～真泊線、宇根～仲泊線の拡幅整備を引き続き促進するとともに、町道整備としてはミーフガー線、仲泊8号線、奥武島1号線、深層水線、儀間29号線を整備し、快適な生活環境づくりに努めて参ります。

離島の交通体系として重要な施設である兼城港湾は、港湾整備5カ年計画に基づき整備が継続され、本年度においては2,000トン級が接岸できる岸壁、エプロン部分が完成する予定であります。今後は沖防波堤の嵩上げ等の整備に向けて関係機関と調整して参ります。

陸上の交通安全対策については、「人命はすべてに優先する」という基本理念のもとに、安全、円滑・快適な交通社会を実現するために、県・警察・交通安全協会と連携し交通安全思想の普及高揚と家庭や職場など、地域一体となった交通安全対策の推進に努めます。

また、交通事故多発地区においては事故原因の調査と対策、見通しの悪い箇所の改善やカーブミラーの設置等の対策を実施します。

有償バス事業については、町民の足として重要な役割を果たしており、今後も引き続き、町民や観光客へのサービス提供を確保するとともに安定的な運営に努めて参ります。

水道は町民が健康で文化的な生活を営むために日常生活で欠くことのできない施設であります。安全で良質な水を供給することを最大目標に、既存施設の維持管理を徹底し、健全運営に努めて参ります。

下水道は町民が快適な生活を営むうえで、さらには公共用水域の水質を保全するための重要な施設である。一部地域で教養が開始されており、その地域でのそつ族率の向上を図るとともに、未整備地区への事業の展開を図り普及率の拡大に努めて参ります。また、大岳地区（字仲地、山里、久間地）で整備されている農業集落排水事業についてもその接続率向上に取り組んで参ります。

地域の自然を保持し生活環境の向上を図るには、赤土対策やし尿処理対策及びごみの不法投棄の問題が重要な課題となっております。このことから、し尿処理施設については緊急対策と中長期対策に区分して対策に取り組んで参ります。また、ごみの不法投棄については、啓発看板等を設置し住民の環境美化意識の高揚を図って参ります。

赤土対策としては役場職員でプロジェクト班を発足して随時取り組んでおりますが、今後は、沖縄県農業協同組合、久米島製糖株式会社、重機オペレーター代表等を網羅した組織を発足して赤土対策に取り組んで参ります。

町民の生活向上や観光振興を目指す本町にとって、ごみ処理問題は重要な課題となっております。

可燃ごみは久米島ニュークリーンセンターで、不燃ごみについては既設の処分場で処理しているのが現状であります。一般廃棄物を適切に処理するためには、リサイクル機能を備えた最終処分場の建設が課題となっております。このことから平成14年度から平成15年度の間において浸出水処理施設やリサイクルセンターを併設した一般廃棄物最終処分場の

整備を実施いたします。

また、早急に久米島町の分別方法を策定し、啓発ポスター等を配布してごみの減量化と資源化への町民の意識の高揚を積極的に図って参ります。

医療体制については、公立久米島病院が平成12年5月に開設され、町民の健康管理の向上が図られることから、町民の経済的・精神的負担は大幅に軽減されており、更なる病院機能の拡充を目指して参ります。

防消防・防災体制については、防災行政の基本となる地域防災計画を地域の実情に応じた実践的なものとし、災害対策本部の設置基準、避難勧告の実施基準を具体化するなど災害時の初動体制の強化を推進します。

災害時において、国、県、町が迅速に対応するには、情報の伝達が極めて重要であります。

このため、防災行政無線の整備充実を図ります。また、消防の施設整備については、近年の複雑多様化する各種災害に対応し、効果的な消防活動を確保するため、継続的な充実強化を図って参ります。

地域における安全を確保するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主的な防災体制を確立することが極めて重要であります。このようなことから、消防団の充実強化をはじめ、各字単位の自主防災組織や女性消防クラブ等の組織化を進め、地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

救急業務においては、プレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を目指すために、救急業務実施体制の一層の充実強化を図ります。

4 社会福祉について

少子・高齢化の進展や多様化する福祉ニーズなど社会環境は大きく変化しております。このような中、全ての町民が安心して快適な生活が営めるよう社会福祉の充実に取り組んで参ります。

児童福祉においては、少子化対策への取り組みの一つとして地域ぐるみの子育て支援、児童虐待の早期発見、早期対応や児童の育成環境の整備に取り組みます。特に出生率の減少や育児スタイルの多様化する中であって、これから赤ちゃんを産み育てていく若い両親支援とともに、保育施設等各ニーズの変化に対応できるよう、民間施設や関係機関との連携強化に努めて参ります。

老人福祉については、超高齢化社会を迎える今世紀、厚生労働省が推進しているのが「21世紀における国民健康づくり運動」で「すべての人が健康で明るく元気に生活できる社会」を基本理念としています。福祉分野では、そのための環境づくりが重要であることから、個人の力と社会の力を合わせて福祉の町づくり事業を総合的な視点から推進して参ります。また、町老連の組織強化は、これまでの活動方針を踏襲しながら、各単位老連を中心とした活動の展開を充実強化することとし、特に介護予防を目的とした各種活動を引

き続き継続して実施して参ります。さらには、町の老人世帯の実態を把握し、施設整備の必要性や、様々な不安要因を改善していくことを目的とした「高齢者生活実態調査」を実施すべく、その調査内容を検討するところであります。

福祉行政のすべての活動で、住民と直接かかわっているのが、町社会福祉協議会であります。介護保険に伴う各事業所の立ち上げやサービスメニューの検討から介護予防事業まで含め幅広く活動を展開していくためのマンパワーの確保に取り組んで参ります。

ない、町社会福祉協議会の業務は健常者から、身体、精神、知的障害者の対応も不可欠であることから、福祉保険の分野にわたり、一体的な業務運営がなされるよう支援して参ります。

介護保険事業については、老人保健福祉計画との調和を保ち、効率的、効果的な事業運営を図り、これらの事業が一体的に推進していけるよう素案の内容検討を進めているところです。さらに具体的な事業の取り組みについては、平成15年度から沖縄県広域（34町村）で取り組んでいくことになると思われませんが、広域化によって住民サービスの低下をきたさないよう取り組んで参ります。

国民健康保険は、今やわが国の医療を支える重要な役割を果たしています。21世紀の少子高齢化社会においても町民誰もが安心して医療サービスを受けることができるように、医療保険制度の安定的な運営に努めます。また、引き続き医療費通知、レセプト点検などによる医療費の適正化に努めるとともに長期滞納者に対しての納付督促や徴収指導員の体制強化を行い保険税の収納率向上に努めて参ります。

老人医療は、老人保健法に基づいて70歳以上（一定の障害者については65歳以上）の人に係る医療費について設ける事業であります。我が国は世界一の長寿国となっておりますが、引き続き高齢者が豊かな生活を送っていくためには、心身の健康保持が不可欠な条件であると考えております。

このようなことから高齢者の健康を保持していくために老人保健事業による食生活改善推進協議会等組織の強化を図り、健康教育、健康相談、機能訓練、健康診査及び訪問指導等の充実に努めます。

地方分権の施行に伴い、平成14年4月1日から、これまで市町村が行っていた国民年金印紙納付制度が廃止され、国において直接収納することになっております。

少子・高齢化社会の現在、国民年金制度は、我が国の公的年金制度の柱として、ますますその重要性を増しています。

しかしながら、若年層を中心とした年金制度に対する関心が依然として希薄なため、保険料未納等の問題が生じています。

このため、特に若年層に重点を置いた制度啓発と各種の保険料収納対策を強力に推し進め、町内の無念金発生防止を図るための事業を推進して参ります。

本町の精神保健活動については、久米島精神障害者家族会（あけぼの会）の活動を通じ

て沖縄県内で先導的な役割を果たしてきております。今後とも、小規模共同作業所の活動を支援し、精神障害者の自立と社会参加を進めて参ります。また、平成14年度から申請事務が県から市町村へ委譲されたこともあり、よりきめ細かい精神保健の在宅サービスを提供して参ります。

母子保健推進員の活動の充実、母子保健推進連絡協議会の組織の強化、保健士、看護師、助産士、栄養士等を活用した乳幼児の検診、妊産婦の検診、歯科保健、相談事業、思春期の子供達への保健教育の充実を推進して参ります。

5 教育文化の向上について

(1) 学校教育の振興

学校教育は、平成14年度から、学校週5日制の下、新教育課程がスタートしました。新しい学習指導要領は、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育むことを目指し、その基盤として、基礎・基本を確実に身に付けさせることを求めています。さらに、文部科学省の『21世紀教育新生プラン』では、7つの重点戦略の筆頭に、IT事業や20人事業などの実施による「分かる授業で基礎学力の向上を図る」ことを掲げています。

本町としましては、学校教育環境の整備、教職員の資質の向上、文化・スポーツの振興、新教育課程への適切な対応等を主な柱として諸施策を講じて参りたいと思います。

本年度は、「県の学力向上主要施策『夢・にぬふあ星プラン』を受けての久米島学力向上計画の推進」、「イントラネット事業の推進」、「文部省指定中高一貫教育への支援」、「大岳小学校のプールの改築」、「学力向上フロンティア事業への支援」等の施策を行って参ります。

学力向上対策については、国・県の主要施策に基づき、旧村の従前の計画を見直し、島一円としての活動方針を発展的に計画して新しい組織体制で準備しスタートしました。

学校週5日制の対応については、学校・家庭及び地域との連携を密にし、所期の目的が達成できるよう取り組んで参ります。

次ぎに中高一貫教育についてであります。平成14年3月に県立高等学校編成整備計画の前期計画において連携型の中高一貫教育が計画されております。このような中、具志川中学校・久米島中学校が久米島高等学校との連携校としての文部科学省の研究指定を受け、事業がスタートしております。この新しい教育システムを積極的に支援して参ります。

(2) 生涯学習の振興

進展する国際化、情報化、高齢化の中にあって多様化、高度化する学習要求に応え「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習環境の整備が求められています。

このようなことから町内の各種社会教育団体の育成を図るとともにIT講習会をはじめ各種講座・講演会の開催や生涯学習フェスティバルを開催し、心豊かな生涯学習社会の実現に努めます。

また、豊かな心と健全でたくましい青少年を育成するために、学校、家庭、地域が役割を發揮し地域における子供たちの体験機会の拡大、ボランティア活動の活性化及び芸能・文化活動等の推進を図って参ります。

(3) 文化の振興

琉球王朝時代より、中国など東洋文化の影響を受けながら長い歴史を通じて発展してきた久米島の文化を守り、継承していくと同時に、自然との調和がとれた新しい文化を創る活動を積極的に展開し、文化の香り高い町づくりを推進して参ります。

文化振興の拠点となる「久米島自然文化センター」では、常設展や特別展などにより、久米島の歴史・文化を住民や来島者に紹介し、好評を得ており、引き続き活動を展開して参ります。また、ほたるの里「久米島ホテル館」も展示内容の充実・周辺地域の環境整備も継続的に行われ、環境教育、生物・自然学習の拠点として確立しつつあります。平成15年4月19・20日には、第36回全国ホテル研究大会久米島大会の開催が決定されており、約200名ほどの会員の来島が予定されております。この大会を始めとする「クメジマホテル」に関する文化事業等を支援して参ります。さらには町内各地域の民俗芸能の発掘とその継承、角力、民謡、舞踊、古典芸能等の奨励や文化財の保全整備を推進するとともに、文化協会の育成強化並びに文化活動の推進を積極的に支援して参ります。

(4) 人材育成

他地域の文化も学習するとともに久米島の歴史と文化を見直す機会ともなる「なかざと交流会」・「島尻青年の翼」等の児童生徒の交流事業を推進して参ります。

また、育英基金制度のさらなる充実を図り、人材育成に努めます。

(5) スポーツの振興

平成12年度から実施されています具志川運動公園施設の整備を早急に完成させるとともに、既設スポーツ施設の活用促進や学校体育施設の利活用による各種スポーツ大会を展開し、子供から大人まで参加できる環境づくりと併せて体育指導員の育成も図って参ります。

さらに、今年は島尻体育協会主催による夏季大会のソフトボール競技が久米島で開催されますので、体育協会との連携を密にしながら大会成功に向けて取り組んで参ります。

6 行財政について

地方分権及び行政改革の推進など、社会情勢がめまぐるしく変化する中で、地方公共団体の体質の強化が求められています。このような状況の中で、長年の悲願でありました両村の合併を成し遂げこれまで以上の行政サービスの向上が求められますので、取り組む課題として事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、情報公開に向けての文書ファイリングシステムの構築、電子自治体に向けての情報化基本計画の策定や事務のOA化に努めながら、さらなる行政サービスの向上に向けて幅広い改革を積極的に推進する必要があります。本年度はこれらに対応できる体制づくりに努めて参ります。

また、職員の資質の向上を図るため、各種研修などに積極的に職員を派遣し研修の充実

強化に努めます。

財政運営にあたっては極めて厳しい財政事情を乗り越えるために旧具志川村、旧仲里村の合併という最重要課題に取り組むことにより、財政の建て直しを図り、健全化を図る道を選択いたしました。引き続き、財政基盤の強化のため、新町建設計画を基盤に計画的・効率的な事務事業の執行、経常経費の削減に努め、行政運営の円滑な推進を図りながら、機能的な組織、機構の構築、定員管理及び、給与の適正化、職員の能力開発等に努めて参ります。

以上、平成14年度予算案の総額は次のとおりであります。

一般会計、118億4千982万4千円。国民健康保険特別会計、10億6千669万7千円。老人保健特別会計、12億4千904万2千円。介護保険特別会計、6億6865万6千円。下水道事業特別会計、5億2千939万7千円。農業集落排水事業特別会計、6千694万4千円。水道事業会計、3億6千217万8千円。合計で157億9千273万8千円。

7 おわりに

以上、町政運営にあたって、私の基本的な考え方と主要施策の概要を申し述べましたが、平成14年度の予算については、年度当初は暫定予算で町政運営をスタートし、今回、本予算としての平成14年度会計の予算を編成いたしました。現下の厳しい財政状況の下、久米島町としての旧両村から引き継いだ事業の実施や今後の新規事務事業等に対応するためには、計画的な財政運営が必要であります。自己財源の確保、事務事業の改善、経常経費の削減等行財政の効率的な運営を推進し、職員とともに住民福祉の向上に鋭意努力する所存であります。

議員各位のご理解とご協力をいただき、慎重審議の上、諸議案の議決を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年6月28日 久米島町長 高里久三

以上、よろしく申し上げます。

これで町長の施政方針を終わります。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

はじめに、平成14年度久米島町一般会計予算の概要をご説明申し上げます。

平成14年度当初におきましては、4月1日の両村合併により4月から6月までの間の経費を経費として暫定予算編成を行い、業務を行って参りました。暫定予算では、平成13年度から債務継承額と、14年度義務的経費の3カ月分を基本として予算編成を行っておりま

すが、本予算では暫定予算において計上された予算額に14年度分の7月から3月までの経費を合算したものが平成14年度の各会計予算となります。

それでは、一般会計より順に総額及び予算概要を説明いたします。

一般会計の歳入歳出総額を118億4千982万4千円と定める。

平成14年度当初予算額が100億円を超える大規模な予算となった大きな要因としましては、通常4月から5月までの間に設定されております出納整理期間が旧村の消滅により3月31日までの打ち切り決算となったため、13年度3月分が14年度予算に計上されたことによるものであります。

歳入としましては、13年度において収納できなかつた一般財源及び特定財源を含めた額となっており、特に公共事業等の投資的経費に係わる補助金や裏負担分に充当する地方債の収納が5月に集中するため、既存財源の割合が大きなものとなっております。

構成比から見ますと、国庫支出金が23.9%、県支出金が13.2%、地方債が23.2%となっており、全体予算額の60.2%を占めております。旧両村の予算で最も高い構成割合となっておりました普通交付税が29.1%で、今後の算定においては、合併後10年間は合併しなかつた場合の額をそのまま算定し、11年度目から段階的に調整することになります。

計上額は13年度の実施額を基に算定しておりますので、7月の本算定後に確定することになります。

歳出に起きますのは、歳入同様、平成13年度から債務承継額を含めたものとなっており、義務的経費が24%、投資的経費が42.3%となっております。

性質別の構成割合では、普通建設事業費が40.9%、補助費等17.6%、人件費16.7%の順になっており、普通建設事業費におきましては13年度事業の暫定予算計上分が40%を越える要因であり、14年度事業分として約20%、20億円余りとなっております。今年度から庁舎建設等の経費に充てるため基金を設置して、当該年度の予算を勘案しながら計画的に積み立てを行って参ります。

また、地域振興に寄与する基金として地域振興基金も併せて積み立てを行います。

平成14年度において暫定予算を専決した後に新年度予算を編成するという手法を取りましたが、合併初年度の特殊事情によるものであり、町としては適正かつ効率の良い財政運営を行い、住民福祉の向上に努めて参ります。

以上が一般会計歳入歳出総額の主な要因となっております。以上、よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時53分 休憩)

再開します。 (午前 10時54分 再開)

○ 町長 高里久三さん

議案第6号

平成14年度久米島町一般会計予算

平成14年度久米島町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出118億4千982万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担をする行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成14年6月28日提出 久米島町 高里久三

第1表歳入歳出予算で、歳入、町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項鉱山税で、トータルで1款町税が5億3千329万6千円となります。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、2項地方道路譲与税、3項航空燃料譲与税で、2款地方譲与税のトータルが7千211万円になります。

3款利子割交付金356万1千円、1項同額でございます。

4款地方消費交付税5千709万3千円、1項同額でございます。

6款自動車取得税交付金2千102万8千円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

7款地方特例交付金966万9千円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税34億4千940万8千円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金230万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金5千820万5千円、1項負担金、同額でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料で、12款使用料及び手数料の合計が5千509万3千円であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、3項国庫委託金で、13款国庫支出金のトータルが28億2千641万6千円になります。

14款県支出金、1項県負担金、2項県補助金、3項県委託金で、14款県支出金の合計が15億6千613万1千円であります。

15款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売却収入で、15款財産収入の計で2千109万9千円であります。

17款繰入金3億2千219万5千円、1項繰入金、同額であります。

18款諸収入、1項町預金利子、2項雑入の計で9千912万円であります。

19款町債27億5千110万円、1項町債、同額でございます。

歳入合計118億4千982万4千円の合計でございます。

歳出、議会費1億5千76万円、1項議会費、同額であります。

2款総務費、1項総務管理費、2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費で、2款総務費の合計が25億5千195万3千円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費で、3款民生費の合計が13億4千291万8千円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費で、4款衛生費の合計が13億8千129万9千円あります。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、3項水産業費で、6款農林水産業費の計が12億8千659万4千円あります。

7款商工費1億8千628万6千円、1項商工費、同額でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項下水道事業費、4項住宅費、5項港湾費、6項空港費で、8款土木費の合計が11億1千753万5千円あります。

9款消防費3億2千191万1千円、1項消防費、同額であります。

10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費、5項社会教育費、6項保健体育費、トータルで教育費が10億5千917万8千円あります。

11款災害給付費、1項農林水産施設災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、11款災害復旧費が2億2千26万8千円あります。

12款公債費7億587万2千円、1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金14億525万円、1項諸費、同額であります。

14款予備費1億2千万円、1項予備費1億2千万円。

歳出合計が118億4千982万4千円あります。

債務負担行為、久米島町防災無線整備事業、平成14年～平成15年、年度額5千万円。

第3表地方債、一般公共事業費、一般単独事業、それから過疎対策、辺地、義務教育、それから合併並びに振興、災害、減債、森林、公営、一般廃棄物までトータルで27億5千110万円になっております。起債の方法等については、どうぞお目通しをお願いします。

以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

11時過ぎておりますので、15分間休憩します。 (午前 11時05分 再開)

再開します。 (午前 11時24分 再開)

これから質疑を行います。

○ 31番 崎村稔さん

一般廃棄物処分場の建設事業費として2億2千500万円計上されておりますが、建設場所が儀間の上流ということで、今、儀間の住民から反対が出ており、話し合いをやっておりますけれども、予算計上してあるのは儀間の住民の納得を、了承を得ているのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

お答えいたします。最終処分場の建設については、地域住民と儀間の住民とも何回もお話はしております。そういうことで、若干反対している方もおりますが、精力的に話し合いを重ねて、理解を求めるように努力したいと、ぜひこの事業は建設していかなければいけませんので、地域の理解を求めるように努力したいと思っています。

○ 31番 崎村稔さん

ぜひこれはお願いしたいと思います。

もう一つ、今、そのごみを燃やした後の灰はどこに埋め立てをしているのか、それがちよっとわからなかったものですから。具志川の方に持って行っているのか、それとも仲里の方に持って行って埋め立てしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

旧具志川村の大原、それから旧仲里の現在の埋立地と両方に交互に運搬を行っております。

○ 27番 平田清勇さん

工事請負費の説明欄で工事請負費の場合はその説明欄に金額がないのが本当ではないかと思うのだが、今までそこは入れてなかったと思うのだが。

それと、農業集落排水事業の第1款1項1目の繰出金、その金額と、一般会計の繰入金金額が違うんですよ。一般会計予算は14ページ、水路改修費が8ページ、それは同じ金額になるべきではないかと思うのだが、以上、2点お願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。工事費に金額が入っている件ですけれども、前の議会でも指摘されたということではありますが、今回、繰越分も13年度の暫定に回ってくる繰越分も含めてのものがありますので、その分をはっきりさせるために金額を入れたということでもあります。次回からは工事費との絡みがありますので、表さないようなかたちにするか、次の予算書に

については十分このへんを配慮して検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時30分 休憩)

再開します。 (午前 11時35分 再開)

○ 助役 長井聰さん

平田議員の質疑にお答えします。農業集落排水事業会計から一般会計への繰り入れですが、これは数字の打ち違いです。1万円差額となっています。その差額につきましては、受入を、その農業集落排水にあがっている額で提示したいと思います。予算書の1万円を減額というかたちで処理したいと思います。

○ 3番 田里市郎さん

最終処分場について、最終処分場については、本部町や宮古を視察して理解しておりますが、字嘉手苅でもこれは一般から反対が出ておりますが、嘉手苅で説明をする考えはないかどうかお伺いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

嘉手苅の地区から反対ということはまだ受けておりませんが、そのようなことであれば我々としては、現地に行って説明したいと思っております。

○ 3番 田里市郎さん

あの場所から污水か何か流れるとすると、嘉手苅の椎名地区に流れて来るんです。それでぜひ説明をしていただきたいと思います。終わります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 14番 宮田勇さん

久米島野球場実施設計業務4千600万円予算があります。今後その野球場の実施計画の説明を求めます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

117ページの13節委託料、久米島野球場実施設計業務であります。この事業計画といたしまして、平成14年度に実施設計、15年度から工事に入る予定で、今年は用地買収と実施設計の予定をしています。

○ 14番 宮田勇さん

今、用地買収も進める予定ということですが、場所はどのへんか、そのへんもしっかり答えてくれませんか。

それと、規模は大体どういった規模の内容で。というのは、今度合併したので、久米島を活性化するためにそういった施設が充実すれば、過ぎた話だが、最近まで話がありました大阪の久米島郷友会から阪神タイガースをここへキャンプ誘致をしようかという動きもありましたけれども、別の方に決まったようではありますが、将来的にそのくらいの規模を

誘致できるような規模の野球場か、もっと具体的に説明を求めます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

場所といたしましては、現在、完了しましたホタルドームの東、後側の東部分であります。県道空港線に面した、現在は土地改良地区で耕地でございますが、これを農振除外しまして、今、事務を進めているところでございます。

規模としまして両サイドが100mで、センター間が120mということで、規模としては公式的な野球場の部類に入ると思います。

それ以外に詳しい内容につきましては、委員会で説明するというので、今日、資料を持っていませんので、細かいことは委員会で詳しく説明したいと思っております。

○ 14番 宮田勇さん

実施計画、実施設計に入るんですが、大体執行部としてはどのくらいの予算を掛けてこれをやるのか、それはやっぱりそれなりの計画はあるのは、予算はどのくらいいるだろうというのは、やっぱり概算してあると思うんですが、というのは、地域に新たに作ったらどれくらいつくのか。といいますのは、私は地域性を無視するわけではないんですが、今の仲里の野球場を利用すれば用地買収もいらぬんですよ。ある程度はもうありますので、それを拡張することによって工事費の軽減にもなりますし、また、おそらく将来、プロがここへキャンプで誘致に来られたときの宿泊はイービーチホテルか、日航ホテルになろうかと思うんですけども、宿泊からも近くて、そのへんが適しているのではないかという考え方もあるんですが、もちろんのこと、雨天練習場は具志川にあるんですけども、それはそれでまたその役目も果たすと思うんですが、雨天の場合は距離的にも20分以内では移動するから、やっぱり予算も、あまり無駄な予算を使わないような方法もあろうと思うんですが、そのへんを検討して考えたことはないのか。大体概算どのくらい予算がかかると、仲里だったら大体、執行部が考えている半分の予算でできるのではないかなど、用地買収しなくても、あの後ろの方は町有地ですから、そういった無駄な予算はないと思っておりますが、そういったのを協議検討したことがあるか、お答え下さい。

○ 建設課長 仲村昌保さん

説明いたします。この事業は平成12年度から始まりまして国の予算も全体計画として27億7千800万円の予算が付いているところでございます。この部別に説明しますと、ドームが13億円、それと球場の方が9億円、さらに附帯施設の多目的広場がありますが、これが1億円、その他の用地費とか作物補償等が4億7千800万円、トータルで27億7千800万円の予算で継続事業でありますので、この場所にドームと野球場と陸上競技場ということで国、県の採択を受けています。

○ 14番 宮田勇さん

補助率まで言ってください。国の補助率、これは100%補助ですか。予算的なものもしっかり説明してください。

○ 建設課長 仲村昌保さん

補助率が2分の1補助です。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 21番 上里総功さん

先ほどから最終処分場の件で出ておりますが、この最終処分場のコンサルタント、沖縄Aという会社があるわけなんです。今、儀間の方でも、再三この会社が来て説明しておりますが、この会社の実態は果たして信用できる会社なのか、そのところを説明願えればと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

沖縄Aにつきましては、県内の環境関係、県でも沖縄Aが講演したり、いろいろ計画を作ったり携わっているようです。そういうことで、中身については、実績等もありますし、私個人としては信頼できるコンサルタントだと思っております。

○ 21番 上里総功さん

私もある信頼できる方から資料をもらったんですが、今までこの会社は、恩納村、中城、北中城村、南大東、島尻消防組合、こういう所へ行くと、黒い噂が流れているという情報があるわけなんです。そういうことで、再度この会社の本当の実態を調べる必要があるのではないかと、そう思いますが。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

今、おっしゃられているのは初耳でありまして、久米島の最終処分場の件でも精力的に取り組んでいるし、そういうことがあれば、私の方では詳しくわかりませんが、後で聞いてみたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

今、担当課の課長からの答弁について、町長の方はこういう会社ということ、果たして総事業費が15億円という大きい事業をこういう会社に任せていいのか、その所を町長の考えもお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

私も今、黒い噂というのは初耳であります。その実態については、調査していきたいと思えます。もし万一そういう事実がわかるならば、これは今後検討していきたいと思えます。そういう噂のあるような、または不正行為のあるような事業者に対して委託するのも、入札参加させること事態がおかしい問題だと思います。そのへんは事実を調査してやっていきたいと思っております。

○ 13番 山城和満さん

議案6号、総額118億円余りの予算ですので、たいへん皆さん多くの質問を持っていますが、提案ですが、委員会へ付託して、委員会での審議を徹底してもらいたいと思えます。

(「異議なし」の声あり)

○ 16番 平田勉さん

総額118億円というたいへん金額的に見たら膨大な予算ですけれども、ただ、前年度予算と比較検討をしようにも全く前年度と比較できない。ただ、私たち前年度の仲里村の予算は持っているんですけれども、具志川のものがないので、総合的な比較検討をしたいなと思うんですけれども、委員会に向けて、若干資料ができれば欲しいなと思うんですけれども、その資料の中で、これで比較してみたらほとんど繰越、繰越分というのが多くて、この繰越分での、例えば工事が終わって支払分が繰り越されている部分、あるいはまだそろそろ工事が終わる分とか、あるいはこれから着工する分とか、それがいいのかどうかは別として、この繰越分の若干の中身、そこの整理をして、実質的に14年度の事業予算としてどれだけなのかという、そこらへんをちょっと、自分で計算機でやるのもあれだと思うんですけれども、委員会審議に向けて参考資料としてそういう細かい資料を作っていただけないかなという希望なんですけれども、どんなでしょうか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

ただいま、平田議員から要望がありますように、委員会が2日からありますが、それに向けてできるだけ参考になるような資料を準備していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

先ほど山城和満議員から、この議案第6号については、予算審査特別委員会で細かく質疑ができるので、質疑を終了したいという動議が提出されました。賛成者の方もおりますので、この動議は成立しました。

この動議について採決したいと思います。

採決は挙手によって行いたいと思っております。

ただいまの動議のように決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、山城議員から提出されました動議は可決されました。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

(午前 11時52分 休憩)

再開します。

(午後 1時36分 再開)

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第7号

平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算

平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億6千669万7千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入の最高額は1億円とする。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、諸手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

国民健康保険特別会計予算の概要を申し上げます。

平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ10億6千669万7千円と定める。

国民健康保険特別会計につきましては、一般会計予算同様13年度3月分が14年度予算として計上されており、10億円を超える要因となっております。

それでは、歳入より主な予算額を申し上げます。

国庫支出金7億2千342万円、構成比で67.8%。国民健康保険税2億3千645万4千円、22.5%。療養給付費交付金2千838万8千円、2.7%の順になっており、国民健康保険に係る国庫支出金及び療養給付費が医療の実績により負担されるもので、確定により収納される時期が5月に集中するため、確定財源の割合が大きくなっております。

歳出では、保険給費5億5千623万5千円、52.1%。老人保健拠出金3億5千282万5千円、33.1%。介護納付費4千865万4千円、4.6%となっており、保健給付負担金実績額が2か月遅

れとなるため、平成13年度に2.3カ月分が14年度予算として計上されております。

以上が平成14年度国民健康保険特別会計予算の概要となっております。

予算書の2ページを開けてください。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税2億3千645万4千円、1項国民健康保険税、同額でございます。

3款使用料及び手数料75万円、1項手数料、同額でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、4款国庫支出金の計が7億2千342万円であります。

5款療養給付費交付金2千838万8千円、1項療養給付費交付金、同額でございます。

7款連合会支出金879万5千円、1項連合会費補助金、同額でございます。

8款共同事業交付金1千846万8千円、1項共同事業交付金同額であります。

9款繰入金3千180万9千円、1項他会計繰入金、同額でございます。

11款諸収入、2項預金利子、3項雑入、諸収入の計が1千861万3千円であります。

歳入合計が10億6千669万7千円となっております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2項徴税費、3項運営協議会費で、総務費計が3千336万1千円であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費、3項出産育児諸費、4項葬祭費で、2款の保険給付費の計が5億5千623万5千円であります。

3款老人拠出金3億5千282万5千円、1項老人保健拠出金、同額でございます。

4款介護納付金4千865万4千円、1項介護納付金、同額でございます。

5款共同事業拠出金957万円、1項共同事業拠出金、同額でございます。

6款保健施設費975万2千円、1項保健施設費、同額でございます。

7款基金積立金100万円、1項基金積立金、同額でございます。

10款予備費5千500万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計で10億6千669万7千円となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ

とにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第8号

平成14年度久米島町老人保健特別会計予算書

平成14年度久米島町老人保健特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億4千904万2千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

老人保健特別会計予算の概要を申し上げます。

平成14年度久米島町老人保健特別会計予算の歳入歳出を12億4千904万2千円と定める。

歳入におきましては、支払基金交付金が8億8千243万6千円で、構成比で70.6%。国庫補助金が2億4千308万8千円で19.5%。一般会計繰入金6千249万2千円で5.0%、県支出金6千101万9千円で4.9%の順になっております。

扶助費の中で支払基金交付金が負担する割合は約70%で、全国の医療費状況を集計し、四半期ごとに各市町村の交付金額を確定するため、前年度の旧村実績を勘案し、当初では見込額を計上しております。

歳出では、医療諸費のうち医療給付費が12億2千400万円、医療費支給費2千144万円、審査手支払数料359万8千円となり、歳出総額の9割以上を扶助費が占めております。

以上が平成14年度老人保健特別会計の予算の概要となっております。

それでは予算書の2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款支払基金交付金8億8千243万6千円、1項支配基金、同額でございます。

2款国庫支出金2億4千308万8千円、1項国庫負担金、同額でございます。

3款県支出金6千101万9千円、1項県負担金も同額でございます。

4款繰入金、6千49万2千円、1項一般会計繰入金も同額でございます。

6 款諸収入、1 項延滞金及び加算金、それから 2 項預金利子 1 千円、3 項雑入で、6 款諸収入の計が 7 千円であります。

歳入合計が 12 億 4 千 904 万 2 千円であります。

歳出、第 1 款医療諸費 12 億 4 千 903 万 8 千円、1 項医療費諸費、同額でございます。

2 款諸支出金、償還金、繰出金で 2 款諸支出金は 3 千円であります。

4 款予備費 1 千円、費目存置であります。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計が 12 億 4 千 904 万 2 千円となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

< 日程第 8 >

○ 議長 高良ノブ

日程第 8、議案第 9 号、平成 14 年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第 9 号

平成 14 年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算書

平成 14 年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ 6 千 694 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区部及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地歩債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

農業集落排水事業特別会計予算書の概要を申し上げます。

平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千694万4千円と定める。

農業集落排水事業特別会計予算におきましては、平成13年度で事業完了となっており、今年度に計上されております予算につきましては、出納整理期間無しによる打切決算のため歳入歳出ともに暫定分が主な経費となっております。また、一般会計への繰出金として計上されている予算につきましては、旧村において既に支払を完了している事業費分の国庫及び地方債が収納されたためであり、一般会計からの財源で支払を済ませているため繰出となっております。

以上が平成14年度農業集落排水事業特別会計の予算概要となっております。

予算書をお開き下さい。

第1表歳入歳出予算、歳入、4款国庫支出金6千174万4千円、1項国庫補助金、同額でございます。

5款町債520万円、1項町債520万円同額でございます。

歳入合計6千694万4千円。

歳出、1款一般管理費6千658万7千円、1項一般管理費、同額でございます。

2款公債費35万7千円、1項公債費、同額でございます。

歳出合計が6千694万4千円であります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 1時53分 休憩)

再開します。

(午後 1時57分 再開)

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算を議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第10号

平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算書

平成14年度久米島町下水道事業特別会正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億2千939万7千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方実方第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入の借入の最高額は、1億円
と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額
を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、諸手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算
額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

下水道事業特別会計予算概要を申し上げます。

平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2千939万7千
円と定める。

歳入におきましては、国庫支出金2億1千716万7千円、構成比で41%。地方債1億9千400
万円で36.6%。一般会計繰入金1億992万6千円で20.8%の割合となっております。

国庫支出金、地方債共に平成13年度事業に係る歳入が出納整理期間なしの打ち切り決算
により計上されているため、特定財源の割合が大きなものとなっております。

歳出につきましては、本工事を宇西銘地内管路設置工事を行います。また、両村合併に
伴い下水道業計画を全体的に見直さなければならぬため、イーフ処理区増変更認可及び

清水処理区の再評価を実施する予定となっております。

以上が平成14年度下水道業特別会計予算概要となっております。

予算書の2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款使用料及び手数料830万2千、1項下水道使用料、同額でございます。2項手数料2千円、使用料及び手数料の計が830万2千円となっております。

2款国庫支出金2億1千716万7千円、1項国庫補助金、同額であります。

3款繰入金1億992万6千円、1項繰入金、同額でございます。

5款諸収入、3項町預金利子1千円、4項雑入1千円、計で5款の諸収入2千円。

6款町債1億9千400万円、1項町債1億9千400万円、同額でございます。

歳入合計が5億2千939万7千円。

歳出、1款総務費4億2千491万4千円、1項総務管理費、同額でございます。

2款公債費8千448万3千円、1項公債費、同額でございます。

3款予備費2千万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計が5億2千939万7千円となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

ただいま進行との声ですが、進行してよろしいでしょうか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第11号

平成14年度久米島町介護保険特別会計予算書

平成14年度久米島町介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億6千865万6千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入の借入の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、諸手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町介護保険特別会計予算概要を申し上げます。

平成14年度久米島町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6千865万6千円と定める。

介護保険特別会計は、第1号被保険者保険料、国庫支出金、国庫調整交付金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金により運営を行っております。

保険給付費に係る割合については、第1号被保険者の保険料17%、国庫支出金20%、国庫調整交付金5%、支払基金33%、県支出金、一般会計繰入金は共に12.5%ずつの割合となっております。

介護保険特別会計の歳出は93.8%を保険給付費が占めており、保険給付費の増について平成12年の制度施行以来、施設サービス及び住宅サービス受給率が年々上昇する傾向にあり、今年度を実施します第2期介護保険事業計画並びに老人保健福祉事業計画の見直しを第1期事業計画に踏襲し、保険給付費に対する施策の方向性及び事業実施の方法等の基本方針を定め、円滑な運営を図られるよう事業展開を行って参ります。

以上が平成14年度介護保険特別会計予算概要となっております。

予算書の2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、歳入、第1款保険料9千309万4千円、1項介護保険料、同額でございます。

2款使用料及び手数料2千円、1項手数料、同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金で、3款国庫支出金の計が1億8千25

1万1千円であります。

4 款支払基金交付金2億589万5千円、1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金7千313万9千円、1 項県負担金、同額であります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 項基金繰入金、6 款繰入金の計が1億1千401万1千円であります。

8 款諸収入、預金利子、雑入で、8 款諸収入の計が4 千円でございます。

歳入合計が6億6千865万6千円であります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費、3 項介護認定審査会費、4 項趣旨普及費で、1 款総務費の計が3千347万6千円であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、3 項その他諸費で6億2千719万円でありま
す。

3 款財政安定化基金拠出金798万8千円、1 項財政安定化基金拠出金、同額であります。

4 款基金積立金1 千円、1 項基金積立金1 千円。

5 款予備費1 千円、1 項予備費1 千円であります。

歳出合計が6億6千865万6千円であります。

以上であります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

介護保険特別会計について、この対象の項目の中に現年度分、過年度分というのが随所に出てまいります。現在の予算と過年度の予算の内訳はどうなっているのかお伺いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

資料を持ってきてないため十分なるお答えはできないわけですが、現年度分、過年度分というふうな文言が入っていることに対しましては、通常、老人医療等もそうですが、3月からスタートして特別会計の場合には2月に終わるということになるわけですが、今回に限りまして4月、3月末日で出納閉鎖しております。ということで、さらに一月分はいわゆる14年度の予算に入ってきたと。概ね4、5千万円台と担当の方では言っておりましたが、何がいくらというふうな細かい明細については、今、私の方には手元に資料がございませんので、十分にお答えはできません。したがって、一月間、通常でしたらその月に発生したものを連合会に資料送付して、それが決定するのがその翌月と、いわゆる二月遅れでこれが支払いされていきますので、どうしても毎回そうなるんですが、今回に限っては決算で上がってくるのは11カ月になります。平成13年度の決算は。したがって14年度については13カ月というふうに今回に限ってそういうふうなかたちになってきます。

これ以上の細かい数字については、また後日の審査会でお答えさせていただきます。よ

ろしくお願いします。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 16番 平田勉さん

12ページ19節、南部広域認定審査委員会について、その構成等について教えてほしいんですが、平成11年度の7月1日に認定審査委員会が設置されたことに伴い、南部広域は同合議会で委員会を構成していると思うんですけども、われわれの手元にあるのは当時のその資料、南部広域のその資料しかないものですから、その後、委員構成等に変更があったのかのかどうか。

それと委員の報酬ですね、確か委員長5名、副委員長5名、委員が15名という構成だったと思うんですけども、その報酬を教えてください。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。報酬につきましては、これまた、今、私の方の手元に資料がございませんで、お答えできないんですが、合議会につきましては、今現在もそのままだと認識しております。

構成なんですけど、例えば、保健所代表であれば誰か代理といいますか、その都度その職場から個人的な都合によりこのメンバーの入れ替えとか、そういったのは発生してきているというふうに聞いております。合議会そのものは、今、14年度まではそのまま継続していくことになっております。

○ 16番 平田勉さん

負担金の算出根拠は、人口割と均等割で50%、50%になっているかと思うんですけども、その65歳以上人口の基本となるこの人口のおさえ方、これは国勢調査ではじいた65歳以上人口をおさえているのか、あるいは県当りの統計資料での実態調査等の報告した数字をおさえているのか、そこも参考に教えてください。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

人口とそれから高齢人口で、負担金は計算されてきております。その基礎となっているのは国勢調査というふうに認識しております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、本案については、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算の概要について申し上げます。

平成14年度久米島町水道事業会計予算は、収益的収入2億7千633万4千円、収益的支出3億457万5千円、資本的収入は費目存置2千円、資本的支出5千760万3千円と定める。

今年度の拡張事業の計画はありませんが、宇大田の千歳橋改修工事に伴う配水管の移設工事を予定しております。このため、修繕費と材料費、人件費に過大な費用を必要とするため予定損益計算書においては2千872万8千円の純損失を見込んでいます。

水道事業におきましては、今年度も安全で良質な水道水を安定的に供給することを最大の責務とし、業務を行って参ります。

以上が平成14年度会計になります予算概要の説明であります。

予算書の1ページを開けてください。

議案第12号

平成14年度久米島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度久米島町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 3,704戸 |
| (2) 年間総吸水量 | 1,154,000m ³ |
| (3) 一日平均吸水量 | 3,162m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	2億7千633万4千円
第1項 営業収益	2億1千248万2千円
第2項 営業外収益	6千385万1千円
第3項 特別利益	1千円

支出

第1款	水道事業費用	3億457万5千円
第1項	営業費用	2億3千799万6千円
第2項	営業外費用	6千557万8千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	100万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5千760万1千円を過年度分損益勘定留保資金5千760万1千円で補填するものとする)。

収入

第1款	資本的収入	2千円
第1項	企業債	1千円
第2項	補助金	1千円

支出

第1款	資本的支出	5千760万3千円
第1項	建設改良費	1千22万7千円
第2項	企業債償還金	4千737万6千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年度額は、次のとおりと定める。

省 略

(債務負担行為)

第6条、省略します。

(企業債)

第7条、省略します。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は4千万円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出金の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費及び企業債償還金相互の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6千392万9千円

(2) 交際費 10万円

(他会計からの補助金)

第11条 企業債支払利息の財源のため一般会計からのこの会計へ補助を受ける額は、6千350万円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち1千円は、次のとおり処分するものとする。

省略

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産購入限度額は、1千826万円と定める。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第12号、久米島町水道事業会計予算についておたずねします。

5ページの他会計からの補助金というところで、企業債支払利息の財源のため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、6千350万円であるとなっておりますが、この根拠を伺います。

○ 水道課長 吉元幸信さん

お答えします。水道事業の会計、企業会計では、建設のために要した費用、これは資本的、主に建設における資本的支出となるんですけども、この事業をやるために起債をするわけですけども、その起債をした償還金、それから利息につきましては、一般会計から繰り入れをすることで、できるという企業会計の中でうたわれております。そういうことも踏まえまして、そしてご存じのように水道会計で料金収入だけではこういった償還金を返済しますと当然膨大な赤字ということで、これが水道料金の値上げとうにも続いていくという結果になります。そういうこともありまして一般財源から繰り入れをお願いしてやっていますところであります。

○ 13番 山城和満さん

水道料金の高騰を防ぐためといいますか、そういうふうに理解してよろしいかと思いますが、ちょっとお伺いしたいんですが、営業外収益の資金計画書にある6千385万1千円と、この一般会計からの6千350万円とは全然別なものなのかどうかお伺いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問の中で、これは6ページの方になりますけれども、営業外収益の合計

が6千385万1千円、その内訳としまして、1項の受取利息と配当金等が35万円、そして2項の方で他会計補助金が6千350万円、これは一般会計からの繰入金でございます。これらを合わせまして6千385万1千円ということになります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第12号は、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、32名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6項第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、しばらく休憩します。

(午後 2時30分 再開)

再開します。

(午後 2時31分 再開)

諸般の報告を行います。

休憩時間中に開催されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が届いていますので報告いたします。

委員会の委員長に宮田勇さん、副委員長に上里総功さんが互選されました。

以上で報告を終わります。

お諮りします。

2時半になりましたが、休憩しますか、それとも続行しますか。

15分休憩します。

(午後 2時32分 休憩)

再開します。

(午後 3時06分 再開)

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、議案第13号、久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についてを議題とします。

本件の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第13号

久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例

上記議案を提出する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の委員の定数は、16人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

提案理由

農業委員会委員のうち選挙による委員の定数を定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

以上、審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

農業委員の選挙による委員の定数についてであります。委員の政令定数といいますか、農業者数と耕作面積によってその基準定数が決まってくると思いますが、この基準定数は何名であるのか。

それから選挙によらない、選任による委員は何名であるのかお伺いします。

○ 農業委員会事務局長 仲宗根省一さん

農業委員会の質問について、農業委員会の定数についての基準ですが、この方は農業委員会に関する法律施行令第2条の2で「その区域の農地面積、そして農家数により定める」となっております。久米島町の農家数、農地面積の方は、農地面積が1,543ha、農家数は1,089戸です。この基準にて1,300ha以下、そして農家数は1,100戸以下の農業委員会においては20名以下になっております。

次の政令の方法なんですが、農業委員会法の規定によりまして1号委員、農業及び農業協同組合から各1人、そして市町村議会が推薦する学識経験者等を要する者の中から5名以内というふううたわれております。

○ 5番 仲村昌慧さん

基準定数が20名以下となっておりますが、今回、条例定数で16名とする理由は何なのか。それから選任による委員は5名だといっていますが、今回、選任による委員は何名にする予定なのかお伺いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時10分 休憩)

再開します。 (午後 3時11分 再開)

○ 農業委員会事務局長 仲宗根省一さん

南部地区の同規模市町村が概ね16名と委員の数を設定してありますので、それに従って16名としております。

議会推薦と農協推薦、議会は5名以内でございます。

○ 5番 仲村昌慧さん

南部地区の水準に従ってということではありますが、今回、両村が合併しまして、合併依然のそれぞれの委員が選挙による委員が18名、19名ですか、約30名近くの委員が急激に合併して16名に制限するということになります。そのことによって1人の委員が広範囲にわたって、その範囲をみるということでもあります。財政改革の中での理由もあるかと思いますが、南大東村におきましては、この前新聞にも載っておりましたが、報酬の見直し等によって、この財政改革を図っております。今の委員の一人当たりの報酬が3万6千円ですが、月額、それを日額の1万円に見直ししたという例がありますが、急激に委員がこれだけ減るということは本当に委員にとっての負担が多くなるということで、南部市町村の水準に、基準に従うのではなくて、今回、特別に合併して、急激に減らないような措置がとれないものかどうか、お伺いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時15分 休憩)

再開します。 (午後 3時19分 再開)

○ 助役 長井聡さん

質疑がありました選挙委員に関する人数の件ですが、20名にした方がもっと委員の皆さん方のその負担が軽くなるのではないかとということではありますが、選挙委員の法定定数が20名で、それを条例で16名にしたわけでございますが、推薦の委員が5名、議会推薦、そして農協関係で1名います。それを最大限に活用した場合6名ということになりますので、結果的に22名、その22名というかたちの農業委員会で、委員の皆さん方にそういった活動をしていただきたいと。いわゆる行革等もありますので、そのへんも踏まえましてそういったかたちで選挙委員は16名ということで設定してありますので、そのへん、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 21番 上里総功さん

定数に関しては、あくまでも16名は選挙ということではありますが。今まで選挙ということにはなっているんですが、地域からの推薦ということで今まで農業委員を選んできたわけなんです。その地域割はどのように考えているのか、そののところまでお願いしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

静かにお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えします。地域割りはどういう考えを持っているかということですが、これはあくまでも公職選挙法に準じて、選挙による選出になりますので、内々での調整は出てくるかと思うんですが、行政から地域割りということはできません。

○ 21番 上里総功さん

行政からそれができないというのはおかしくなるんじゃないですか。これはまさか、この農業委員は立候補する人は僕はいないと思いますよ、久米島には。そういうところまで考えてものを言っているのか、はっきりしてください。

○ 総務課長 大田治雄さん

これも合併して初めての試みでもあります。他の地域においてはそういう選挙になったケースも出てきております。当久米島においても、おそらくやりたいという方々が相当出てくるかと思えます。そういうことでご理解を求めたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、久米島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についてを採決します。

お諮りします。

本件は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第13号、久米島町農業委員会の選挙による委員の定数

に関する条例については、可決されました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、議案第14号、久米島町町づくり基金条例の設置について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第14号

久米島町町づくり基金条例の設置について

久米島町町づくり基金条例の設置を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町の特徴をいかし、活力と個性豊かな町づくりを推進するため、久米島町町づくり基金を設置する。

久米島町町づくり基金条例について。

設置、第1条、久米島町の特色を生かし、活力と個性豊かな町づくりを推進するため、久米島町町づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2条で積立、3条で管理、4条で運用益金の処理、5条で繰替運用、6条で処分、7条で委任という具合に条例で定めてあります。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川村ふるさとづくり基金条例（平成2年具志川村条例第8号）又は仲里村ふるさと振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成3年仲里村条例第11号）の規定により積み立てられた現金、債権、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案第14号、久米島町町づくり基金条例の設置についての議案について、経過措置の中で「合併前の具志川村ふるさとづくり基金、仲里村のふるさと振興基金は、この条例により積み立てられた基金とみなす。」となっておりますが、具志川村のふるさとづくり基金、仲里村のふるさと振興基金が、この久米島町町づくり基金に名目が変わったということな

のか、また、中身もそのまま受け継ぐというかたちで、この久米島町に元の基金が入ってくるのかどうか、そこのところをお伺いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。ただいま質問のとおり、旧具志川のふるさとづくり基金、それから旧仲里のふるさと振興基金をトータルした額を引き継いでいくと。そして事業内容についても引き継いでいきたいというふうに考えております。

○ 13番 山城和満さん

目的として「活力と個性豊かな町づくりを推進するため」とありますが、本日現在、基金にいくら残っているのか。そして今年度、特にこれでやりたいというものが町の執行部の方に案としてありましたらお伺いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

基金の額ですけれども、旧両村のをトータルしまして4億3千170万5千円が基金の額となります。現在、何に使うかというご質問ですけれども、何に充当したか、今は把握しておりませんので、後ほど特別委員会あたりで回答したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 13番 山城和満さん

基本的には、一般会計に繰り入れるためのものではないというふうに考えているんですけれども、この町づくりのための予算といいますか、特にこれをやるためにこの基金を作るんだというふうな考え方でしたら、一般会計に予算編成の中にいつでも繰り入れられるというふうなとらえ方のものなのかどうか、こういう事業をやるために基金を作るんだという基金の本来の目的と、今お話の、一般会計の中にどの区分に繰り入れるかというものとは質がちょっと違うのではないかというふうに考えますが、町長いかがなものですか。

○ 助役 長井聰さん

旧具志川村、旧仲里村でふるさとづくり、これはふるさと創生基金からの積立できております。両村ともそういったふるさとづくり、ふるさと創生資金というかたちで村づくりのための事業に充当するというのでやっております。旧具志川村も仲里村も人材育成等にもそれを果実を充てておりました。今回も全く同じような町づくり、そういった趣旨の事業に充当するというのでございます。いわゆる財政調整基金等の単なる財源が不足ですから繰り入れましよう、その行き先は、充当先はわかりませんよという基金ではございません。そういったふるさとづくり、町づくりに該当するような事業に充当するというのでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案に賛成します。元々旧具志川村、仲里村でそれぞれふるさとづくり基金、仲里ではふるさと振興基金というかたちで基金を作られておりました。この4月の合併によって、そして両村のものを統合して、新たに久米島町として町づくり基金条例でありますので、それは十分妥当であり、作るべきだと、こう思って本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、久米島町町づくり基金条例の設置についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第14号、久米島町町づくり基金条例の設置については可決されました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、議案第15号、久米島町土地開発基金条例の設置について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第15号

久米島町土地開発基金条例の設置について

久米島町土地開発基金条例の設置を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

公用若しくは公共用に供するため土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため久米島町土地開発基金を設置する。

久米島町土地開発基金条例、設置、第1条、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、久米島町土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

2条では積立て、3条では運用、4条では管理、5条で繰替運用、6条で運用益の処理、

7条で委任を規定してあります。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

経過措置、この条例の施行の日の前日までに、合併前の土地開発基金条例（昭和49年具志川村条例第1号）又は仲里村土地開発基金条例（昭和49年仲里村条例第16号）の規定により取得し、保有する土地並びに積み立てられる現金、債権、有価証券等は、それぞれの条例により積み立てられた基金とみなす。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

○ 14番 宮田勇さん

議案第15号、本案については、先ほどの第14号と全く同じ条例設置でございます。したがって質疑終結、討論省略で進行の動議を提案します。

○ 議長 高良ノブ

ただいま14番宮田議員から議案第15号久米島町土地開発基金条例の設置については、議案第14号と全く一緒に、質疑・討論を省略して進行したらどうかとの動議が提出されました。賛成者もおりますので、この動議は成立しました。

ただいまの討議についてを議題とします。

採決は挙手によって行います。

この動議のように決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。よって、議案第15号久米島町土地開発基金条例の設置については、質疑・討論を省略する動議は可決されました。

これから議案第15号、久米島町土地開発基金条例の設置についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第15号、久米島町土地開発基金条例の設置については、可決されました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、議案第16号、久米島町庁舎等新改築基金条例の設置について、本案の提案理

由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第16号

久米島町庁舎等新改築基金条例の設置について

久米島町庁舎等新改築基金条例の設置を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

町の庁舎等新改築資金に充てるため、久米島庁舎等新改築基金条例を設置する。

久米島町庁舎等新改築基金条例、第1条が設置となっております。第1条、町の庁舎等新改築資金に充てるため、久米島庁舎等新改築基金（以下「基金」という。）を設置する。

2条で積立て、3条で管理、4条で運用益金の処理、5条で処分、6条で委任という条例であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

先ほどもまでの条例では、旧両村の積立となっておりますが、これにはそれがないんですけれども、もうみんな両方とも使ってしまったのかどうか、お尋ねします。

○ 助役 長井聰さん

お答えいたします。旧具志川村では庁舎建設基金という基金がございまして、最終議会でしょうか、その前の議会において全額取り崩して一般財源化しております。

旧仲里村では、そういったかたちで基金はございませんので、先の経過措置規定は設けてございません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

ただいまの新改築基金条例なんですが、運用益金の処理ということで、これは先ほどの14号、15号と似たようなことだと、全く同じということで先ほどの14号の審議打ち切りが出ましたので、関連でここで質問します。

14号につきましては、利率を設けて処分することができるとなっておりますが、他のこの3件につきましては、そのへんの運用方法の収益についてというのがうたわれてないですが、その差はなんですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時43分 休憩)

再開します。 (午後 3時44分 再開)

○ 企画財政課長 山城保雄さん

繰替運用については、一般会計の運用とか、他の特別会計の運用に基づいて資金が足りなくなった場合に基金から期間とか利率をそのまま設けて、それを基金を運用できるということ。それで運営した後にも基金に戻していくということになります。

この庁舎改築基金については、そういうことができないということであっております。その違いであります。

○ 30番 喜久里猛さん

行政が条例を制定するのに議会の承認も得ることになりますが、基金を積み立てることで、庁舎資金にせよ、先ほどの町土地開発基金にせよ、条例に基づいて基金を積み立てるわけですが、その取り扱いについて、法律上だめだということですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

これは、基金条例の中でこういう運用ができますということを規定を設けて運用していくということになります。

○ 30番 喜久里猛さん

新庁舎においては、庁舎を造るまでには10年余りかかるわけですが、その間に何億円という金が積み立てられます。これが財政上必要だとあれば、当然流用をわれわれにお願いするはずなんです。ということは、別に利率を付けてもおかしくないのではないということなんです。先ほどの土地開発の方で利率が付けられるのであれば、これは法律上の規則とかはないと私は解釈しますが。

○ 助役 長井聰さん

お答えいたします。町づくり基金条例等につきましては、その繰替運用を設けてございますが、あえて全部の基金にその繰替運用を設けていないわけです。この繰替運用は全基金に繰替運用規定を設けることは可能であります。全基金に設けた場合についてのそのへんの煩雑さ等を考えまして、ある程度枠を決めているということで解釈をお願いしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、久米島町庁舎等新改築基金条例について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第16号、久米島町庁舎等新改築基金条例の設置については可決されました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、議案第17号、久米島町地域振興基金条例の設置について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第17号

久米島町地域振興基金条例の設置について

久米島町地域振興基金条例の設置を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

文化・教育・福祉・産業等を通じて、地域の振興、活性化及び豊かなまちづくりを推進するため、久米島町地域振興基金を設置する。

久米島町地域振興基金条例、第1条、設置、第1条は文化・教育・福祉・産業等を通じて、地域の振興、活性化及び豊かなまちづくりを推進するため、久米島町地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

2条で積立て、3条で管理、4条で運用益金の処理、5条で処分、6条で委任を条例規定してあります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

ご審議をよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

議案第14号と全く同じような感じがするんですが、内容がどう変わるのか、質問をします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

この基金は、合併市町村に対して特別交付税で措置される予算措置を基に基金造成をすることになります。この基金はソフト的な事業に運用できるということで、県内市町村の例によりますと、果実を運用してこのソフト事業をしていくということでの基金条例になります。

○ 14番 宮田勇さん

これは一般財源からの取り崩しの積立ではなくて交付税で入ってくるものですか。そうしたら運用の内容については、全く運用については似ていることになりますか。

○ 助役 長井聰さん

合併特例債というのがありまして、これはハードに使われる特例債と、この基金は、合併した場合の地域の一体情勢ですか、ソフト部分に使われる合併の特例債でございます。これは今年度予算も計上してありますが、1億円特例債として借りまして、それを積み立てていきます。久米島町の最上限額が約10億円みております。この10億円を毎年1億円程度積み立てしていきまして、久米島町のソフト部門のソフト的ないろいろな事業に充てるということでありまして。

現在のところは、ソフト面しか充てられませんということの国の回答ですが、将来的にそういったハードの面の補助もできないかどうか、そのへん今度の、これからの検討課題になると思います。

○ 14番 宮田勇さん

交付税という説明がありましたが、これは特例債で借りて、この償還はどういうかたちでやるのか、このまちづくり基金条例においても、旧仲里村の場合はふるさと振興基金とかたちでそれを取り崩してソフト面、あらゆるところに負担金補助金とかたちでやっていましたが、全く同じような感じがするのだが、もっと詳しく説明をお願いします。

○ 助役 長井聰さん

これも、充当率が95%で、申し込んだ額の95%になりますが、その内の70%が普通交付税で、元利償還金が帰ってきます。算入されてきます。ですからあくまでも起債ではございますが、70%補助の事業という考え方で、70%の補助であると考え方も可能だと思います。そういったかたちで1億円借りますと7千万円が交付税で編入されているとかたちです。その後の3千万円につきましては、返していかないと、一般財源から返していかないといけないということがございます。その積立金が毎年1億円ずつ積立しまして、約10年間。その基金に基づいて、現在のところ合併したところが少ないものですから、国の方針としても定かでない部分がありまして、今、つかめない部分があるんです。国の方ではその果実運用でそういった事業をしてほしいという話もあるんですが、今の時代の金利の安い場合にそういった果実がどれだけ発生するのか、これからの県や国との協議事項にはなると思います。

○ 4番 島袋完英さん

毎年1億円ずつといっているんですが、これは国が定めているんですか。どうせ借りるんでしたら、今10億円借りて少しずつ返していった方が、現在、合併したお互いの町民には利益になると思っているけど、これ、1億円ずつといったら10年後にしかできませんね。それを、今、10億円すぐ借りることはできないのかどうか。

○ 助役 長井聰さん

一括して10億円も可能でございます。ただ、現在の金利条件も合わせて、10億円借りて、果実、いわゆる利潤を生むのと、10億円借りた場合の返す利率、かえってその部分とトントンではないか。あるいは大きいのではないかという感じがします。もうちょっと、どれだけ、4、5億円借りた場合にどういったかたちにバランス的になるか、これからの金利変動がどうなるのか、そのへんも見極める必要があります。ただいまのところ、今年に限り1億円ということで計上してございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

「なし」

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、久米島町地域振興基金条例の設置について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第17号、久米島町地域振興基金条例の設置については可決されました。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、議案第18号、久米島町過疎地域自立促進計画について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第18号

久米島町過疎地域自立促進計画について

久米島町過疎地域自立促進計画を別案のとおり策定することについて、過疎地域自立促進即別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第32条の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項の規定に基づく追加公示に伴い、久米島町過疎地域自立促進計画を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

資料としてたくさんの自立促進計画書が多岐にわたってありますので、内容については読み上げるのは省略して、以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 26番 知念弘さん

事業計画の中でその事業内容で、総合福祉センター建設事業とあって、小規模授産施設、グループホームとありますけど、どういった人たちが利用し、どういった目的を持っているのかお伺いいたします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。実はこの2点につきましては、本来でしたら保健衛生の部門ですが、私の方でこの事業の企画、当初から係わってきておりますので私の方から答弁いたします。

総合福祉センター、これはいわゆる町の社会福祉協議会の拠点施設、いわゆる総合的な福祉施設になります。その中にはいろいろな機能を備えた複合施設ということになるわけですが、その福祉等の再度に小規模授産施設、これは今、高校の近くにあるいわゆる精神の共同作業所、これを格上げして、あれは作業所なんですけれども、授産も含めた施設に規模を拡大しようと、これには、今は精神だけですけれども、三障害が入ってきます。精神、それから身体、知的、この三障害の方々を対象にこの授産施設の中でいろいろ作業をしていただくということで、内容についてはこれから細かく検討していくところでございます。

それからグループホームですが、このグループホームにつきましては、民間の方で、いわゆるこの痴呆老人のグループホームとか、それから精神のグループホームとかいろいろありますので、その中でも民間と競合しないように、特に精神の分野については、これから業務がどんどん市町村の方に委譲されてきますので、ここでいうグループホームは、精神のグループホームということで、これは8ユニットで、同一敷地内に8ユニット、9ユニットくらいが原則とされています。したがって個室というんですか、個人個人が持てる部屋を8つないし9つくらい作ろうと。どんどん保護者の方が高齢化してきております。

そういうことで精神障害の方々が後々別の施設に入らないでここでグループホームに入居して、そこから授産施設に通所できるような体制がとれればということで、今、この計画をあげております。

○ 26番 知念弘さん

ただいまのことの答弁で、こういった事業計画することはたいへん素晴らしいことです。小規模授産施設として三者団体といいますか、知的障害者、身体障害者、精神障害者一緒になって社会復帰を目指し、できるような施設だと期待しております。そして、グループホームも、今、高齢化社会の中で家族、兄弟、子供における、高齢者の方々がたいへんその傷害を持った人の苦勞といいますか、やっている現状もいっぱい見てきているし、そういった施設を造ることによって家族が、当事者も含めていい結果が出ると信じていますので、ぜひこの事業は続けてほしいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 4番 島袋完英さん

住宅についてお聞きします。旧村両方とも公営住宅として村営住宅、その建設がどんどん進んでおりますが、私は具志川村の議会で、県営団地を誘致するというので、うちの議会では促進決議までやったんです。促進決議までやったんですが、いろいろアパートとか、その場合に、議員の中にアパート経営者が多くいて、どうも進まなくてそのまま立ち消えになっているわけなんです。公営住宅、村営住宅もいいんですが、私は県営住宅を誘致して、結局人口増にもつながるわけ。これは。県営住宅ですと沖縄本島からも入れるわけですから、村営住宅になるとここまで来ないと入れませんよね。ここで生活している人でないと。ですから県営住宅を誘致して、もっと那覇の方から県内のあちこちから入れるようなものがないのではないかと、これは県営住宅の場合は50世帯からはもう一つの自治会が作れるくらいの規模になるんです。50世帯以上の場合には公園、それから集会場、地域の公民館みたいな、これも備わるわけ。あの県営住宅は。ですから村営住宅もいいんだけど、県営住宅も進めてほしいと思うんだけど、町長はどうお考えか。

○ 町長 高里久三さん

公営住宅についてのご質問ですけれども、3、4年前に仲里村に県の公社の公営住宅を造るということで土地も大体決まっておりましたが、その隣に1年足らずの新しいマンションができて、すぐその隣でしたので、一般の方々が個人のと公益のと料金が違うので、一般の人々がなぜ向こうは差があるかということで、新しく入ったアパートから全部公営のアパートに移ったら、造ってじきの経営が困るのではないかということで、地元の企業を保護するという意味で断った例があるんです。そのときに美崎地区に造ってくれということでやりましたら、県の方はそこに造ったら入居者がいるかなということで断った例があります。間違いなく入居者はいるから、造ってくれということで要望しましたけれ

ども、県は引き上げましたけれども、最近の状況を見ますと、もうそろそろ、先に造ったアパートも落ちついてきたし、これからまたその状況を見て、もしそれを造っても一般のアパート事業に影響がなければ当然、町で造る町営住宅よりは公社で造る方がより、今おっしゃる住民の増加にもつながるし、町の負担にもならなくて地域の開発ができるので、そのへんも今後検討していきたいと思っております。

○ 4番 島袋完英さん

両方の村営住宅を見ても非常に豪華です。豪華なことはいいんですが、これが家賃に降りかかっていますね、その分は。これはちまたの話では、低所得者向けであればもう少し金がかからない設計、そういうものを作って、逆に家賃を8千円とか1万円前後の家賃になるくらいのもを造った方がいいんじゃないかというふうな、これが住民の意見ですよ。あんな豪華に造って、結局3万円くらいですか、今、家賃が。それを月11万円未満の人たちが入りますけれども、11万円余から2万9千円、それで電気料とか払ったら、これはもう生活は本当に苦しいですよ。ですから今後、そういうところも検討して、低所得者は大体でいいんじゃないかということではなくて、逆に家賃を低く抑えられるような建物を進めた方がいいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かにおっしゃるように、できるだけ建築には金を掛けないで、その分家賃を安くするという方も一つの方法ですけれども、その基準がどうなっているのか。公的な資金を伴うのでそれがどこまで安く作れるか、そのへんも検討して、できるだけ安く造って、安い賃料で貸すということも、今後、検討していきたいと思えます。

○ 15番 山城節さん

事業計画の中に生活支援ハウスというのがありますけれども、確か去年度、現町長もご一緒に高知県の医療事業の視察に参りましたおりに生活支援ハウス大月町生活支援ハウスという看板がありまして、ただいまこの事業は推進中であります。そこで記念にと思ひましてその立て看板と写真を撮ってきた覚えがあります。

そこで生活支援ハウスとはどのような内容であるか、あるいは支援対象者はどういった方々であるか、この点をお伺いしたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

生活支援ハウス、非常に新しい事業ですが、この施設の目的なんですが、これはあくまでも高齢者、特に独居老人、それから老人世帯を中心とした、そういう方々のいわゆる一人住まいでは不安でどうしようもないと、そういう方々を中心に入居できる施設であると、いわゆる介護保険、そのものとはそんなに贅わりないわけですが、ただ、この施設の本来、一つの条件の中には老健施設、いわゆる老人保健施設か、もしくは療養型病床部の側に併設することというふうに基本的にはそうなんですが、県に確認したところ大丈夫だということでしたので、大丈夫だと思って計画をあげております。老人のコミュニティーセンタ

一なんです、4月にわかみずの方のデイサービス施設と比較してみますと、同じ保険料を払っていて、サービスの内容がこんなに異なっておかしいと、あの施設は元々老人の福祉活動の場ですので、いわゆるそこで通所して、デイをする施設ではないという、機能的にも非常にまずい状況にあったものですから、そのことでデイサービスセンターを新設したいんだと、何としても造りたいんだがということで、県の方にお問い合わせしたら、県の方としては、あれよりはの方がいいんだと、したがってデイサービス施設と併設というかたちになります。必ずしも独居老人なのか、それとも老人世帯に言及するのかということについては、それは多少介護保険の対象になりうる可能性のある方々、いわゆる要支援の方々も大丈夫ではなかろうかと。ただ、と申しますのは老健施設もしくは療養型病床郡の個人施設と違うかたちで併設ということが条件付けされていますので、病院から退院した方々が入れる施設であれば、介護保険の対象の方々も可能ではなかろうかと。ただ、本義会が終わり次第県の方で再度このことについては進めていくということで、県の方の日程調整も終えているところでございます。

○ 16番 平田勉さん

先ほど、町長の施政方針とか、これを見てもあれなんですけれども、これまでずっと気になっているのが一つあるんですが、特に交通通信体系の部分なんです、輸送の大量化、高速化とか安全性、安定性という部分でいろいろやっているんですけれども、これだけ交通体系のコストが高いという部分で、コストの軽減化という部分がなかなか触れられてこない、現実の問題として一つの課題としてそのコストをいかに軽減化をしていくか、そのへんもこういう計画の中で取り上げて、低コスト化を図っていくという、そういう部分も必要ではないかなという気がするんですけれども、そこらへんはいかがでしょうか。これが1点。

2点目に、さっきもこれの関連なんですけれども、今、福祉課長の答弁を聞いていてちょっと気になるんですけれども、グループホームというのは、これを見ていても、高齢者福祉の部分とこれがあったものですから、久米島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の体系という中で、サービス供給利用の確保ということで痴呆対応型共同生活改良という部分があります。これは介護保険でよく、痴呆対応型共同生活改良という部分がグループホームという表現で使われているのではないかという気がするんですけれども、てっきりその方なのかという気がして、そこでやっていたんですけれども、今の答弁を聞いてみると、その助産施設とかそのへんも含めたひとつの答弁の仕方をしていましたものですから、高齢者福祉というひとつのホームの中でしながら、それは複合的にそういうものが可能なかどうか。例えば複合的に、答弁していたように助産施設としての知的障害とかいろいろな部分を含めてこのグループホームを活用したときに、介護保険の保険料を算定するときはどういう算定の関わりになってくるのか、このへん、これは現実問題としてその複合的な運営というものが可能なかどうか、これがちょっと気になるんですが、もうちょっ

と具体的に説明をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

コスト低減ということについてですけれども、確かにこれには触れてないですけれども、この件については、2、3日前も三役、久米島町になって一番まず取り組んで運賃を安くするような取り組みをやりましょうという話をしております。それはまず久米島フェリーしかり、航空運賃等もありますけれども、まず、今、農産物しかり、全ての面がコスト高ということと言われておりますので、これまで両村が別々に、いろいろ話は出すけれども、実際に久米島フェリーなどに交渉をするとかはありませんでしたので、さっそくその久米島フェリーに対して運賃を安くしてくれるような話し合いをしていこうということを考えております。これには、施策には取り上げてないですけれども、この件についてはわれわれも久米島の産業の育成の面から大きな課題であるということで認識をして、そのコストの低減に向けて取り組んでいくつもりであります。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

近々、皆さんの方にもご提示できるかと思うんですが、この内容を少し噛み砕いて申し上げますと、このセンター棟というのが、福祉棟というのがまずあります。この福祉棟の中には、先ほども申し上げたんですが、社会福祉協議会とか身体障害者協会、それからボランティア協会とか、在宅支援センター、あれこれ諸々の福祉団体が入居する、いわゆる各組織が入ってきます。ひとつのこのセンター棟になるわけですね、これが。グループホームにつきましては、これは精神の分野であって、介護保険との関わりはございません。授産施設につきましても、いわゆるこのグループホームに入居する方々は精神に限定しますので、その方々が日中はこの授産施設に通所するというので、介護保険の中の施設ではなく、ただこれを利用する場合には、福祉センター棟に限定してみますと、介護保険の対象の方々も当然こちらに来て施設の利活用というのはできるようになってきます。

○ 16番 平田勉さん

低コストの関連で、ぜひ強力に取り組むをしていただきたいと思います。これはお互いの生産資材、あるいは生産物を輸送するにもこれが大きなネックになっているということを踏まえて、できるだけ他の離島航路のいろいろな現状等も調査をして、説得力のある資料等を元にして国、県、あるいは各会社とも対応をする、そういうかたちでの取り組みで、島をあげてみんなでやるべき課題だと思いますので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

福祉課長、こういう理解でいいですかね。例えば、この総合福祉センター建設事業ということの中で、どこか広いスペースを確保して、そこにいろいろな施設を有機的に配置をして、各々の機能をそれぞれそのスペースの中でいろいろ結合させながら福祉事業トータルを底上げをしていくという、こういう理解でよろしいですか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましては、おっしゃるとおり、総合的な福祉活動のスペースを、そういった空間を設けていこうということでございます。ただし、この生活支援を、質問にはなかったんですが、この生活支援ハウスは、地域的な問題もございます。かりゆしという施設からいずれかこのデイは借りて、今、事業展開をしておりますので、新たな施設を整備して、向こうから出ていただくことになるわけですが、ただ、地域的な皆さんの往來の時間的な問題もあって、場所的にはこの総合福祉センター整備計画とは離れた、いわゆる旧仲里地域の利便性を見ながら、そういった場所にしていきたいということしております。以上でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 9番 上江洲盛元さん

福祉関係ですけれども、若干質問します。先ほど知念さんからありました総合福祉センター建設事業、これは平成15年度から16年度、それで、新町建設計画の平成13年9月の合併協議会で決定されたこれの21ページに「デイ医療と福祉の充実」という項目の中で事業主体と新町とあります。事業名の中に保健医療の充実と社会福祉の充実、二つの項目があります。事業の内容として老人保健施設整備事業、それから今、ここに出てきた総合福祉センター建設事業、それから地域生活支援センター建設事業、それから久米島児童館建設事業というふうな、大きく分けると保健医療の充実と社会福祉の充実ということで予算が計上されているんです。10億4千500万円。お尋ねしたいのは、総合福祉センター建設が14年から16年にやると、これにうたわれている、これは新町建設計画ですよ、この予算を取って造るのか。この予算であればどれくらいなのか、これが1点。

先ほどの生活支援ハウス、できたら老健施設の側がいいという話もされてきましたね。これは県からも了解を得たという話もありましたが、一般質問で出してありますけれども、老健建設については。そこの関連、老健施設を造って、それと一緒にやったらどうかということ。

あとひとつ、これは34ページですが、これも平成14年度から16年度の事業計画です。教育の振興、水泳プール建設事業があります。運動場建設事業があります。どこどこなのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、35ページ、屋内競技場、野球場と書いてあるのは、上に清水地域、今やられているものですね。それで仲里地区に野球場、屋内運動場、セミナーハウスとありますが、そこいらを具体的に説明していただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 4時29分 休憩)

再開します。

(午後 4時30分 再開)

○ 福祉課長 山里昌輝さん

老健施設の整備につきましては、前知事から、大田知事の頃に島の三位一体構想のということで計画があげられまして、当時の三役も、それから現在公立病院の院長でおられる平良院長さんといろいろ協議してきたんですが、老健施設整備につきましては収容人員の問題、そこに入所する方々の人数の問題、ニーズ等の問題、それから収支の問題ということで、総合的な話し合いということで、現在、棚上げになっているが現状でございます。

それから先ほど申し上げました老健施設の側に併設した方がいいであろうと、これはひとつの、基本的にはそうであるのだが、そうでなくてもいいというふうに県からの助言をいただいています、あくまでも新町計画の中から流れてきたものが、今回これにそのまま乗っかっています。ということで、ただ、生活支援ハウスにつきましては、これはこの計画後に儀間のかりゆしのサービス内容が、スタッフも大変な思いしています。そういうことで、これはなんとかしなければいけないということで計画にあげていまして、現在設置してあります。この生活支援ハウス自体、これが新しい事業であるだけに各市町村ともこれには非常に綱引きの状態ですので、もし、できれば何とか早く要請してでもこれを整備したいなということで考えています。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

当初計画は、あくまでもこの予算は情報を見ながら試算で打ち出してきた数字でございます。実施の段階では、これより特別少なくなるかもしれないですけれども、場合によっては又多くなる可能性もあります。そういうことで、大まかな目安として10億円ということになっています。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

上江洲議員の質問にお答えします。水泳プール建設事業は、大岳小学校に決定しております。運動場建設事業については、久米島中学校の運動場を計画しております。野球場は、今、仲里の野球場ということで使っている運動場として屋内運動場については、BGの体育館、屋内運動場については。総合運動場については、仲里村の総合運動公園、そういうことで企画の方から報告となっております。

詳しいことについては、係の方から資料をいただいてからお答えさせていただきます。

○ 9番 上江洲盛元さん

先ほどの総合センター、総合福祉センター建設となって、新町建設計画との関係を問いただしてみます。これはセンター建設のおおよその予算の計画に出ていますか。まずこれをお聞きします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

おおよそといいますか、実は執行部の方でも内部で関係する課でプロジェクトを立ち上げて、今、内容を検討しているところです。

この計画を進めていく当初のいわゆる参考になる資料づくりの段階で島出身のコンサル4業者なんですが、この方々に情報提供をお願いしたいということで要項を書いていた

いたわけなんです、一方的にこのコンサルの方で、今、案として、たたき台として作られたものがいわゆるこの数字です。ですから、これから進めていく中で、例えばセンター棟であれば何平米必要だと、これはそこに入所する、入居する予定のいわゆる社会福祉協議会の方で、ぜひこれだけのスペースは必要です。これはそんなに大きくなくてもいいです。最後の詰めをしてこない限り具体的な数字はあげられないんですが、今、執行部の方では、この作られた案の分の数字については、今現在出しております。ただ、今日この議場の方には持ち込んでないんですが、私の方には資料としてはございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

その数字については、後で見たいと思います。ただ、気にしているのは、老健施設ですね、社会福祉センター建設事業とプールにして10億円余りのお金を提示しているものだから、計画しているものだから、そのお金からじゃあ福祉センターを造ったらいくらは余る、それは老健施設との関係はどうなるのかということで質問をしておりますので、まだこれからの計画のようですから。あとは老健施設については一般質問のところでもう少し質問したいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時38分 休憩)

再開します。 (午後 4時50分 再開)

他に質疑ございませんか。

○ 7番 國吉修さん

過疎地域自立促進計画書の中の15ページ5番の商業の現況と問題点の中で、仲泊・鳥島地区を中心とした市街地域は、自然発生的に、戦後、商店街ができたわけですが、その中でこの売上額が書いてあるんですが、平成6年で43億4千665万円、平成9年で43億8千417万円となっていますが、これ、金額は間違いはないですか。そういうふうが増えてきているということではありますが、後でお聞きしますが、その対策として「21世紀を展望した総合的な新しい街づくりの観点から」と、そして「中央・新興通りの拡張整備を促進する」と書いていますが、ただこの14年度から16年度の計画書の事業計画の中には入ってないんですよ。それで一応その中で大体何年後に計画をしているのか、ちょっと聞きたいんですが、お願いします。

それと、この資料の43億円というのは、どこからの資料で調べてきたんですか、お聞きします。

○ 助役 長井聰さん

ただいまの商工業関係の質疑ですが、前にも申し上げましたが、この過疎自立計画は、旧仲里村、旧具志川村の議会を経て、県と調整した計画書を合体させたかたちで作られております。ですから、その資料の文言等についてもだいたい当初の文言を統制したかたちで抑えてございます。そういったかたちで、事業も前に県と調整されておりますので、ある

程度その部分を抑えて計上してございます。

先ほどのその金額等につきましても、具志川の議会で議決し、県と調整されたその額を抑えて、今回、取っております。その整備事業でございますが、これはあくまでもその当時上がっていた部分で、今後新たに新町建設計画、そしてこれから策定に入ります総合計画等で調整していくことになると思います。今のところ確実に何年ということは今のところお答えできません。

○ 7番 國吉修さん

大体、事業計画、事業を実施するときに、これだけ売上があれば実施計画もやりやすいと思うんです。旧具志川村、新興通り、平成6年から中央・新興通り拡張推進協議会なるものをつくりまして、去年、21世紀のまちづくり推進協というのを名称変えをしております。その中で、今、うちの通り会でこれ書いています。「ゆとりと潤いそして憩いの街」というのは、この通り会でうたったキャッチフレーズです。その文言の中に、拡張整備を促進するというのを見て嬉しく思いましたが、この通り会の売上げなどからしても、この拡張整備は早めに行った場合に、この地域における経済効果というのはまだ50億円とか60億円の経済効果も出てきますので、ぜひ早めに事業採択されるよう行政当局には頑張っていたきたいなと思っております。

もう1点、観光に関してですが、その対策としまして、ゴルフ場等の整備を行い長期滞在型保養地通年型観光地として個性的な観光リゾートの形成を図ると。ゴルフ場の話がありますが、ゴルフ場は煙のように消えてしまって、また出てしまったりという部分がありますが、町長としてゴルフ場を誘致する考えがあるのか。そしてまた、誘致するのであればどの地域を限定しているのかお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

ゴルフ場の問題はもう10年来になります。幻のゴルフ場といわれても答弁もないぐらいですけども、しかし、できるように今頑張っております。久米島カントリークラブが事前協議を県に挙げてありますけれども、新しい法律で、3年間に諸手続をしないと、またさらにやり替えということになっておりまして、これからまたやり替えということになりますが、ただ久米島カントリークラブが今後引き続きやるかどうかについては、その会社の社長と話し合いしてみないとわかりませんが、いずれにしても久米島の活性化または久米島の観光振興の意味からも、また、久米島の若者の雇用の場、またはレクリエーションの場からしてもぜひ必要でありますので、今後も引き続き建設に向けては努力していきたいと思っております。

そして今、候補地としては上阿嘉のパイン畑の跡の50万坪を予定しておりますけれども、予定としてはそこを今予定としております。

○ 7番 國吉修さん

観光は15万人体制とうたわれましてもう何年かなっていますが、その資料を見ましたら、

平成12年9万2千人来たのが、13年に8万7千人と減っているんですね。やっぱりそういうぶんでゴルフ場というのは通年型の観光としてやらなければいけない事業だと思いますので、ぜひ民間と一緒にやりながら町長に頑張ってください、ぜひ早めの実現をやっていたきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

会議時間について皆さんにお諮りします。

久米島町会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長したいと思いますがご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

では、そのようにさせていただきます。

他に質疑ございませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

過疎地促進計画ということなのですが、これを目を通しまして、前期の分だけで平成14年から16年度ということであつたわっております。中身を見ましたら、うたわれている事業が全て平成14年から16年の間ということであつたわっております。これは芽出しを指しているのか、継続を指しているのか、完了を指しているのか。仮にこれだけの事業が平成16年度までにやりますとなると、これはもう合併して町民はもう万々歳ですね。当然、町の方の予算の確保の問題もあります。ですから私は、まず芽出しをいつているのか、完了をいつているのかという答えと、このうちの執行部の方が計画している事業の何パーセントが達成できますという見通しがあれば回答願いたい。

○ 助役 長井聰さん

お答えいたします。掲げてあります事業は、旧両村で計画した事業を網羅してございません。過疎債という起債がございまして、この計画書に上がっていなければ過疎債も借りられません。ということで、当時、村で計画していました事業を両村ともほとんど拾い上げてあります。その中で、ローリング方式にやりまして、先に採択の可能性がある事業、補助事業ですと、それを過疎債に充てるためにそういったかたちでされております。今回も根底にはそういった考え方をもっております。

新町が誕生しましてから、これから平成14年度の予算を今日提案したばかりですから、次年度平成15年度、16年度でどういった事業が取り込めるかということになりますと、あらゆる事業をこれに挙げておかないと再度議会の変更議決を必要としますので、今回の場合はそういった考え方ではほとんどの事業を挙げてます。ですから、これが16年度でこの挙げてある事業が全部完了するということではございません。あくまでも現在予定してます事業を挙げていて、それが過疎の適債事業であるかどうかを見極めて過疎債を充当するために挙げてあるということでご理解いただきたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

完了することではないということですが、芽出しは可能なんですか、それが聞きたいんですが。16年までにこれだけの事業が芽出しすればこれはもうとんでもない事業なんですよ。ですから私は言っています。芽出しが可能な事業についてはほぼ何パーセントかと。私は事業名を言ってもらいたい。というのは、町民が仮にこれを見ましたら、もうすごいですよ、歓喜して喜ぶますよ。しかし、これが現実のものと私は思えない。それはやっぱり町民に事実を報告したいと思いますので、そのへんのところもう一度答弁願いたい。

○ 助役 長井聰さん

この事業の芽出し、執行率ですか、そういったかたちのものは現在、企画が各課の担当、そういった事業をもっている課と調整中でございます。今のところ何パーセントという数字は上げられないところがございます。もうしばらく時間をいただきたいと思います。あと2カ年どういったかたちで、どの事業が国・県と調整ができて、芽出しできるかどうか、そのへん今調整中ですので、数字としては今のところお答えできませんが、そのへんご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 4番 島袋完英さん

観光面の話もだいぶ出ましたが、一般質問でも取り上げてありますが、それに上げてないのをお聞きしたいと思います。まず、14ページの観光リゾートなんですが、これに町長は文章では全く触れておりません。西海岸の開発ですね、全く触れておりませんが、事業の中に、事業内容の方で西海岸開発となっていますが、これも具体的にどんな案があるのか、それはわかりません。世界の観光で発展している、あるいは街が発展しているところは、ほとんどの島が、ほとんどの国が西なんですよ。東が栄えたところはないんですよ。あまりないです。久米島ぐらいかどうか調べてみてください。

観光の売り物にしているのはほとんど西側なんです。これは何かというと、まず観光というのはロマン的なものなんですよ。それには朝日よりも夕陽なんですよ。朝日の影は短いんです。夕陽の影は長くて、その原理はわかりませんが、夕陽を見ると人間は自然に癒されるものなんですよ。そしてこれに特についてくるのが女性なんですよ、そういうものは。歴史ロマンとか探訪とか、それから夕陽の見えるところとか。女性が集まると男性がついてくるわけですよ、男がついてくるわけです。

ですから、この文章では、これは前期のあれなんですがなんですが、町長にお聞きしたいのは、やはり観光客が減ってきているのも、もう少し西海岸を西側を整備すれば絶対増えます、観光客は。ですから、それを本当に頭に入れてもらって、まず4カ年を頑張っていたいただければと思うんですが。

1つには、ハワイ構想、昔からよく東洋のハワイというようなことで、宇栄原総建先生もハワイ、ハワイ。それから與世盛智朗さんもハワイの話をしておりますが、私もハワイ

に行って初めて気づいたのは、オアフ島、皆さんハワイといったらもうオアフ島ですよ、ハワイ島じゃなくてオアフ島、ワイキキビーチのあるところ。この島が久米島と位置が似ているんですよ。よく調べてほしいと思います。東がダイヤモンドヘッドですね、西が飛行場とワイキキビーチがあるんです。向こうでダイヤモンドヘッドは230何メートルしかないです。アーラは280mありますけれどね。空港の方からサンリーフを含めてアーラの写真を撮ったときに、全くハワイのダイヤモンドヘッドなんですよ。ですから、これも構想に入れてもらって、ぜひ西海岸の開発ももっと具体的にやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

観光振興の面で久米島が全体が観光地として非常に優秀だといわれております。そういう中で、今おっしゃるように西側を見えないということですが、私は決して西、東区別しているわけじゃなくて、知恵を出して、皆さんがひとついいアイデア、今おっしゃるように確かにハワイのダイヤモンドヘッドと似ているのは私も感じます。そこで、どういう開発ができるのか、その海を、人工ビーチを砂もつくってやるのか、または今度野球場をつくっているの、今あるサンリーフホテルとどういう具合にセットするか、そのへんの公園化をどうするか。確かにおっしゃるように夕陽を眺めるサンセットというんですか、それを非常にセンチメンタルないろんな哀愁を感じるとか非常にいい、夕陽を見てやるということは、朝日を見るよりは夕陽の方がいいといわれておりますので、サンリーフから見る水平線に沈む夕陽の景色というのはたいへん素晴らしいものがあると思います。そういう意味で、この開発に向けてみんなでまた話し合いをして取り組んでいきたいと思えます。決して上がっているからやらないんじゃないで、整備をしてみんなで計画を案を出して検討していきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

だいたい質疑は出尽くしたと思いますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、久米島町過疎地域自立促進計画についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第18号、久米島町過疎地域自立促進計画については可決されました。

<日程第18>

○ 議長 高良ノブ

日程第18、議案第19号、久米島町監査委員事務局設置条例について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第19号

久米島町監査委員事務局設置条例

上記議案を提出する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町監査委員事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第2項の規定に基づき、監査委員の権限に属する事務を処理させるため。久米島町監査委員事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2条で職員、3条で職務、4条で準用、5条で委任の条例が上げられております。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

進行との声ですが、よろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、久米島町監査委員事務局設置条例についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第19号、久米島町監査委員事務局設置条例については可決されました。

<日程第19>

○ 議長 高良ノブ

日程第19、議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置について、本件の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第20号

沖縄県介護保険広域連合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、豊見城市、本部町、金武町、与那城町、勝連町、嘉手納町、北谷町、東風平町、佐敷町、与那原町、南風原町、久米島町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、具志頭村、玉城村、知念村、大里村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村は、介護保険に関する事務を処理するため、別紙のとおり規約を定め、沖縄県介護保険広域連合を設置する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

地方自治法第284条第3項の規定による広域連合を設置するための関係地方公共団体の協議については、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とする。

沖縄県介護保険広域連合規約（案）

第1条で広域連合の名称

第1条 この広域連合は、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）

2条で広域連合を組織する地方公共団体、3条で広域連合の区域、4条で広域連合の処理する事務、5条で広域連合の作成する広域計画の項目、6条で広域連合の事務所、7条で広域連合の議会の組織、8条で広域連合会議員の選挙の方法、9条で広域連合議員の任期、10条で広域連合の議会の議長及び副議長、11条で広域連合の執行機関の組織、12条で広域連合の執行機関の選任の方法、13条で広域連合の執行機関の任期、14条で補助職員、15条で選挙管理委員会、16条で監査委員、17条で広域連合の経費の支弁の方法等が条例化されております。

附則

この規約は、沖縄県知事の許可の日から施行する。ただし、第4条各号（第4号を除く。）

の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2項で、第17条第2項に規定する別表第3の要介護認定に要する経費の負担割合については、平成15年4月以降の認定審査分より適用し、介護給付に要する経費の負担割合については、介護給付費明細書の平成15年4月審査分より適用する。

経過措置

3 広域連合設立後初めて行われる広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、沖縄県自治会館（那覇市旭町14番地）で行うものとする。

以上、詳しいことについては担当課長の方から質問でお聞きして下さるようお願いいたします。以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置について、広域連合に案としては久米島町も参加するというふうになっておりますが、メリットとデメリットを具体的に挙げてもらいたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

広域連合についてのメリット、デメリットにつきましては、この間の勉強会の中でも、これこれでは確実によくなると言える具体的なメリットはありませんということをお申し上げしました。デメリット、感じるのは今の状況ではいっぱいあります。ただ、これをメリットとして今後事業展開していくとした場合に、いろいろなかたちでまた支援お願いしたいということもこの間申し上げましたが、あえてこれを一つの広域化することによって効果を期待できるようなことにつきまして、これは事務局の方から提示されております。皆さんも資料をお持ちだと思うんですが、2ページの、これが10項目にわたって挙げられております。

この中でも、特に取り上げて申し上げますと、4点5点ほどメリットになるのかなど、転換できるのかなと思えるのが、1つ、認定審査会の任務、医師等の専門的な人材の確保が今現在できないと。ただし、広域連合に加することによって、これが確保されるという、その確保する心配がなくなるということです。それから、財源問題で国・県との対応が進みやすくなると。もう1点、人的配置や電算機器等の運用コストの幅の節減が節約がはかれる。次、介護保険事業の円滑な運営のため必要となる権限移譲を国・県から受けることができ、または要請することができる。最後に、介護保険事業の実施に関連して市町村が行う事務に対して、広域計画に基づいて勧告できるということで、いわゆる保険料は均等に出しながら、サービス給付が非常に乏しいという現状の中で、広域連合の中でもこ

れを取り組んでいけるような体制づくりをこれから要請していきたいと。はっきり申し上げられのは、そういったところをメリットに転換していけるような体制づくりというのをこれから執行部としては考えていこうと思っています。

○ 13番 山城和満さん

従前にこの議案に対する説明会の時も、はっきり申し上げてメリットになるものはないと。負担といいますか、保険料はこれまで以上に大きくなる、サービスがこれまで以上によくなるという保障はないというふうに説明しておりました。そういう中であえて今回、この広域連合に久米島町が加入する必要はないと考えます。これは15年の4月実施ですからあと1カ年近くあるわけです。それまでに、他の市町村の動向を見極めた上で、久米島の介護保険に対する需要、あと事務的な面、また人的な配置、あと担当部局で事務的な仕事をこなせる範囲こなして、この1年間でできない、どうしてもできないのであったらこれはこの広域連合に加入しなければ、この介護保険の事業を円滑に進められないと見極めた時点で一緒になるにしても、これまでどちらかといいますと、旧具志川村、旧仲里村においても一緒かと思いますが、介護保険の制度が導入されたのに、この介護保険の制度を十分に活用してきたとはいえないような状況が続いておりました。

今回、この広域連合に加入するということは、本来自分たちがやるべき仕事を、これを広域連合の方に丸投げといったらおかしいんですけど、責任を投げ出してしまうようなことになりはしないかというふうにも考えます。そして、この久米島に何が必要か、この久米島独自の地域で必要とされる介護保険のあり方というものも、お互いで研究して、どこまでできるかということ、その努力した結果としてどうしようもないというなら、まだこの広域連合の意味も生かされるかと思いますが、これまでの説明の中で、介護保険のサービスがこれまで以上によくなるという保障はないという中で、今回の広域連合への加入について見直すべきだと考えておりましたが、町長の意見をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

今、担当課長が申し上げているのは、目に見えてよくなるということができないということであって、私はこれにすることによってメリットもあると思っています。というのは、介護認定審査員をここの町村で選ぶとか、そういう面においては広域でやるとその面の点では非常に人材の確保という意味からもたやすくなると。また、全県で、もうあと久米島と3カ町村が残っているそうです。そのうち今日、久米島町が決定するとあと2町村は7月の議会に提案するというので、ほとんどの町村が加入すると。これは国民健康保険と同じようにみんなの力で全体で支えていくという一つの奉仕的な目的も兼ねておりますので、各市町村と歩調をあわせて広域連合に加入して、また国から援助を仰ぐ時には全部の力で仰ぐということが、より強力に組合の要請もできるんじゃないかなと思って、私は広域連合には久米島町としても入ったほうがいいと。ただ、申し上げることは、介護保険料がこれまでより高くなるか、安くなるか、この件についてはちょっと見通しは難しいです

けれども、ただ、サービスをよりよくしようと思えば保険料は上がると、また、サービスを受けなくて、保険料を安くしようと思えばサービスが受けられないという、ちょっと矛盾した点もありますけれども、しかし、みんなが全体の力でこの介護保険をよりよくしていこうという趣旨の広域連合でありますので、加入していきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

今の答弁を聞いて、大変気になっているのは、この広域連合への参画というのが保険者の視点でしか議論されてきたんじゃないかという気がします。保険料を払うのは被保険者です。この広域連合でいったときに、21ページに保険料に換算が出たものですがけれども、ここを見てもわかるんですけれども、参画する25の市町村で財政安定化基金から16億円借り入れをしています。これは法律的に3カ年間で、しかも第1号被保険者の保険料に上乗せをして3年間で返済をするということになります。これは久米島町は借り入れ0円ですね。旧仲里村、具志川村を含めて。今回のこの参画によって、これは実績保険料で算定されていますけれども、久米島町の保険料は値上がりをする。今、久米島町の合併しての新しい保険料が実績、基準保険料で月額3千456円ぐらいですかね。しかも、これでいくと3千822円、三段階方式でいくということになっていますから、通常でいけば平均の5千161円。三段階方式にしなければ一気に5千161円に値上がりをするというのがこの制度ですね。それを今、すぐ今日明日にでもこれを議決をしないと置いていかれるという、なんか足元を見られているような気もするんですけれども、平成11年7月から議論されてきているのに、急にこういうものが出てくる、この出方にも問題があると思うんですけれども、何を根拠にしてこの広域連合の方がよりベターなんだという判断をしたのか。先ほど町長がメリットがあるということで答弁していましたが、そのへんの判断をした根拠も含めてもう一度お願いしたいと思います。

併せて、なぜ私が保険者の立場だけで言っているのかということですが、町長はみんなで支え合うということを強調していましたが、それは介護保険の趣旨そのものが個別介護から地域介護ということで介護保険の法律そのものの目的もそうですから、これは否定はしません。しかし、ここに書いてあるところに、この資料を見ても、一広域連合、一保険料というのがあるんです。しかし、一サービスというのはどこにもないんです。施設サービスの充足率を含めて、沖縄本島と離島がかなりの差があります。ここにはどこにも対策は必要だろうということはあるんですけれども、サービス格差を是正するという表現はどこにもないんです。

皆さんは被保険者に対して、保険料の値上げに見合ったサービスを充実しますという説明できるのかどうか。被保険者は確かにサービスがよくなったという実感が持てるような保険制度にすることができるのかどうか、僕はここ大変疑問に思っています。そのへん含めてもう一回明確にしてほしいなというのが1点です。

先ほど質問した部分で、いろいろ判断をするときに経済的なシュミレーションをしたと

思いますので、いろいろ細かい部分で聞きたいんですけど、福祉課長、仮に久米島町が単独で認定審査委員会を設置したとしたら、審査委員会は複数の合議体が必要なのか、あるいはいち合議体で可能なのか。

先ほど委員の数とか報酬の件も聞いたんですが、仮に私の報酬で単独で久米島町が審査委員会を設置をしたときに、どれぐらいの経費になるのか、これもちょっと教えてください。

あと1点気になるのは、先ほど負担金の損失根拠を聞いたんですけども、南部広域の認定審査委員会の負担金の算出の仕方と、広域連合の算出の仕方がちょっと違いますね。均等割と、しかも65歳以上の高齢人口割で50、50ですけども、今回の広域連合の部分では幾通りかの基準があったですね、仮に、現行の南部広域の認定審査委員会に負担している負担金の部分をあの数字に当てはめて、この広域連合の部分で計算をし直したときに、どれぐらいの負担金になるのか。全く同じ数字をつかって両方でやってみて、どっちが得なのか、どっちが負担が重いのか、そのへんも含めてやっているのかどうか、ちょっと教えてくださいませんか。一般会計の予算書を見ると、この認定審査委員会だけの負担額が約44万9千円ですね。それを含めて、例えばあれで弾いたときに、この44万9千円より増えるのかどうか。1つは、例えば、単独で久米島がやったときに、認定審査委員会だけでどれぐらいの経費になるのか、そこを含めてちょっと数字を出してもらえませんか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

先ほども申しあげました数字につきまして私が知る限り、説明資料を持っていないためお答えできないんですが、この会期中、特別委員会の中で具体的に数字を上げて説明させていただきたいと思います。

ただ、先ほどから質問がございます広域加入した場合に、このサービス給付のメニュー整備ですが、具体的にこうなりますとは申しあげることができません。今の時点では。ただその方向に向けて執行部としても努力はしていきたいと。今の状態ではまずいので、保険料が上がったら上がったで、それに見合うとまで確約もとれないわけですが、別のかたちでの制度活用してのメニューづくり、体制づくり、執行部の強化、こういったものを含めてこれから進めていくことになっています。

○ 16番 平田勉さん

基本的にもう一度総括ですが、この経過報告を見ると、町村会の総会あるいは臨時総会等を開催して広域連合で実施していくという決定をしてきているわけです。これはもう参画をするという前提での規約の議決というかたちになっていますから、なぜこの間、私たちにこういう情報がなにもなかったんだろうと、これなんです。しかも、65歳以上の第1号被保険者で、他のところが借入れをした借金を保険料で上乗せして負担するんですよ。65歳以上の第1号被保険者が値上がりするということは、年金だけで生活している人が多い久米島町の中でかなりの負担増になるというのはわかると思います。そうなったときに、

来年4月からこうなりますという部分を、本当に、先ほどサービスのあれがはっきり見えないという答弁なんですけれども、保険料は上がるけれどもサービスはどれぐらい、努力はするけれどもどれぐらいになるかはわかりませんという話をどのようなかたちで住民の皆さんに説明するのかなというのが大変気になるんです。

町長、議決をしたらわれわれ議会も責任あるはずですから、地域に住民の合意形成を図るためには、努力をする責任あると思いますけれども、これがはっきりしないと、僕らも地域で説明できる自信がありません。

数字も持ち得ていないといいますから、これは大変な話だなと思っているんですが、いろいろな単独でやっているものと、これだけ大事な判断をするのに、経済シミュレーションをしたのか、しなかったのかちょっと疑問なんですよ。経済シミュレーションをしたのであれば、こういう数字は手元にあるはずなんです。そこをぜひ町長の答弁をお願いしたいんですが。

○ 町長 高里久三さん

経済シミュレーションはやっておりません。ただ、市町村会の会合などで説明した場合も、広域でもってすれば、いろいろと問題があった場合には全体の問題として国に対して強く要望ができる。これもまた今三段階、何段階でやられているけれども、これも実際にやってみないと出せないということでもありますので、私はまず保険料が上がったならば、その上がったなりのサービスをするわれわれの義務もありますので、そのへんに調整をして、みんなで広域連合で頑張っていたほうがいいということで、私はこれに参加した方がいいということで提案しました。

○ 16番 平田勉さん

再度ですね、はい、そうですかというわけにはいきませんので。経済シミュレーションをするときに、皆さん合併をする前に、合併をするにあたって保険料を賦課するために、かなりの資料をつくっていると思います。被保険者の保険料が3千456円となっておりますが、この数字を使って広域連合は果たして久米島の1号被保険者はどうなるんだろうという算定は当然やってしかるべきだと思います。なぜそういうことがされなかったのかですね。ただ、冒頭申し上げました保険者の視点でしか広域連合は議論してこなかったんじゃないのかなという気がします。もっと保険料について第1号被保険者の気持ちにもなって議論してほしかったというのが実感です。

また、一般質問でも久米島町の介護保険サービスについて質問いたしますが、先ほど出ていた予算書でも格差があることについて、同じ久米島でも格差があるようで、沖縄本島は施設の充足率というのは全国平均より高いほうで、久米島は社協がサービス提供事業者になっておりますが、他の本島内ではいろんな指定業者がいるんです。それに市場原理がはたらいて逆に過当競争といわれるぐらいのいろんなかたちでの対応が、サービスが提供されているわけです。ですから、サービスの質的な格差、量的な格差、2つの格差がある

と思っています。この中では、一保険料、一サービスという気持ちが伝わるのであれば、まだ分かるんですけども。

最後に、これは保険料三段階方式というのは当分の間ということになっているんですけども、保険整備でいけば3年ごとに保険料の見直しということですから、次の保険料見直しの時期までこの三段階方式でいくのか、あるいは単年度、単年度で財政基金からの借入額等いろんなものを見ながら、一段階にしていくのか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。この保険料の賦課につきまして三段階方式を今案として上げております。これは概ね3年ごとであろうと、これにつきましてはまだ具体的にいつからいつまでというふうに決められていないです。3年くらいだということと当面の間というふうには3年くらいということを見えています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 9番 上江洲盛元さん

議論するのちょっと迷っています。今日即決するものですから迷っているんですが、町長それから課長から話を聞いても読みとれない部分もあります。それから、昨日、西原町は参加せずという琉球新報、参加をなぜしないかという理由も書かれております。先ほどとちょっと重複すると思いますが、久米島で認定士、プラスそれに医者が1人でしょ、それから看護婦プラスアルファ、6名おればいいんですよね。久米島独自で単独でできないかという、費用の問題はさっきありました。これ一つ。

例えば、東風平は単独でやっているということのようです。それから、西原ですが、特別委員会を設置して調査もしていますね、特別委員会全員参加で、ですからもうこれ8月で決まるんですか。来年の4月1日スタート、だからこれはわれわれ議員はどっちかという、いきなりといったら失礼かもしれませんが、こういう議論をこれまでやってきていない。これはどこかに怠慢があるわけです。だから、即決議案になって僕らはちょっと不安ですが、それで、先ほど認定審査委員会の質問をしました。もう一つは、3年毎に見直すというが、3年待って、その後様子を見て加入ということではできないのか。ちょっとわがままみたいだが、僕はわがまましてもいいと思う。なぜかといったら、われわれは借金がないですから、借金ある人たちと一緒にあって、保険料が高くなるというわけですから、そういうことが1つ。

それから、先ほどからデメリットということで、広域連合設立必要とするに至った理由の中の10項目の中で、メリット、財源問題で国・県との対応が進みやすい。広域だから進みやすいということをいっています。それから8番、介護保険事業の円滑運営のため必要な権限移譲を国・県から受けることができ、また要請することができる。なぜ単独ではできないのかですね。財源問題も単独では対応進めにくいのか。10項目目ですが、介護

保険事業の実施に関連し、市町村の行う事業に対して、広域計画に基づいて勧告できると。単独の場合はこういうことができないのか。なんかメリットとして、5つのうち、国・県との関係の説明がありましたが、ここいらはどうなんだろうかとということです。

それから、西原町は参加せずの理由をちょっと読み上げます。広域連合の介護保険料3段階設定で、段階的には負担増。そして全額が縮まったが、保険料が単一化できなかったことを参加しない理由に挙げた。さらに、広域連合に移行した場合、受け付け、審査、通知の手続きが複雑になる。ここいらはどうなんだろうかと。2つ目、徴収業務の簡素化になっていない。それから3番目は西原町のことですが読み上げます。町が推進してきた第2期保険料より580円高くなり、町民負担増になる等を挙げて、地域格差の間隔との是正につながっていない。広域になると地域格差が是正できない。こういう理由で西原町は参加しないということなんだが、そこらへんも含めてご答弁願いたいんですが。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。広域連合組織体をつくることによって効果が期待できるというふうには先ほども申し上げました。今ご指摘のございました10項目挙げられております。確かにわれわれサイドから見ても、疑問に感じないとは言えません。疑問に感じる部分もいっぱいあります。ただ、先ほどから返す返す申し上げておりますが、努力していく以外にないんじゃないかと。ただ、西原の問題につきましては、独自で合議体を形成して認定審査事務が可能であると。東風平につきましては、先ほどご指摘がございましたが、東風平も今回の広域連合には加入するというふうになっておりまして、実は先ほど得た情報なんですが、大宜味村と東風平町、それから久米島町、この3町村がまだであると。東風平、大宜見につきましては、町長の方からも答弁がございました。来月早々の議会で可決する方向で話を進めているということも伺っております。

ただ、いろいろ問題もございませうけれども、確かに先ほど平田議員からもご指摘がございました。今、上江洲議員からも指摘がございませう。こういう状況にきて、方法としては3年ほど経過して、先でもいいんじゃないかと、確かにその方法もあるかとは思いますが、早い時期にむしろこれに加わって、周辺の環境整備をしていった方法も、これも一つの方法かなということでは思っている次第です。ちょっと答弁に舌足らずのところもございませうが、数字的な問題等につきましては、担当の方で確認している持ち合わせの数字もございませう。また、必要に応じて委員会の場では皆さんにご提示していきたいなと思っておりますが、今回のこの間の説明会も含めて、ただ執行部としてはぜひご協力願いたいというわけで、こうなりますという確約は正直言って申し上げられませう。ただもう頑張っていくのみでございませう。

答弁にはならないんですが、以上でございませう。

失礼しました。認定審査会なんですけれども、先ほどの質問も併せてなんですけど、合議体を編成するのが久米島で可能かどうか、非常に厳しいのではなかろうかと思っております。こ

のスタッフ、看護婦とか、そういった専門分野の方々、もちろん医師もそうです。それから、福祉保健関係の職員もそうなります。そういう方々を含めて一つの合議体を編成して、例え、1合議体でできるにしても、どれほどの人件費がそこにかかっていくか、そういったことも担当の方では資料を持ち合わせておりますので、あとで確認できますが、ただ合議体を編成していくのも非常に厳しいのではなかろうかと。この問題が解決できれば、単独でも可能かなということもわれわれ執行部サイドでは話し合いをしたこともあります。ただ、現時点では厳しいのではなかろうかというふうに認識しております。

○ 30番 喜久里猛さん

広域連合なんですけど、私も説明会には行きました。その会場の中でも質問になっていました。脱会は自由かということですが。事務局側は、これはちょっと虫が良すぎるんじゃないかと。良ければ入会する、ではちょっとまずいんじゃないかということがありました。その中に、ただし3年を目途に見直しはしますよということだったんですが、残念ながらこの規約の案にそれが出てきていない、文言が。ということは、見直ししますよということは、あくまでも会場の中の質疑応答の中であって、効力発しないということで非常に不安があります。

ということで、地方自治法の法の上からちょっとお聞きしたい。われわれ、町長、あるいは議会が入会したものの、これは久米島のためによくないと判断した時点において、議会決議でもって脱会ができるかどうか。これをお聞きしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時38分 休憩)

再開します。 (午後 4時50分 再開)

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまのご質問にお答えします。脱会についてはできる可能性があります。そして、各市町村での手続きが今現在行われているような手続きが必要になってきます。今回におきましても、この34自治体が既に議会の手続きを得ております。そして、例えば、久米島町がここで否決された場合は、各市町村ともまた調定して、久米島町を抜いたかたちでの議案の上程となります。それで、最終的には6月28日今日で34市町村が揃うという前提で各市町村とも議会の同意を得ているようです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 6時00分 休憩)

再開します。 (午後 6時06分 再開)

議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置については、いろいろ質疑が出ておりますが、議員の中から、これではまだ納得じゃないということですので、32名の議員で構成する特別委員会を設置して、それに付託して次の議会で採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

そのようにさせていただきます。

<日程第20>

○ 議長 高良ノブ

日程第20、同意第8号、教育委員会委員の任命について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第8号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字真謝77番地

氏 名 宇江城昌盛

生年月日 昭和8年10月16日生

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

宇江城昌盛氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 25番 山里昌伸さん

教育委員会委員の任命について、先程、町長から教育委員についての説明がありましたが、校区ごとに説明を行っていました。この5名の任命についてまとめて質問します。

校区ごとに説明がありましたが、それを配慮したもののか。

○ 町長 高里久三さん

委員の数が5名おります。そういうことで当たらない区域もあるんです。例えば比屋定校区は当たらない。また大田校区も今のところ当たらない。ですけれどこの委員の中には1年、2年、3年とありますから、これをローテーションしていけば、この1年の間には必ずそれが出てくるということがありますので、だから6名おれば各地区に配置されますけれども、仮に大岳校区したら、じゃあ比屋定校区はどうするかということになりますの

で、必ずしもこの校区ごとの選任というのは厳しいと思います。ただ、年数の1年、2年、3年、4年という各委員がありますので、これのローテーションによっては配置可能ですので、そのへんで検討していきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 9番 上江洲盛元さん

どこの規約になるか知りません。校区というのは関係ありませんでしょう。久米島町から5名ということであって、こういう説明するからまずいんですよ。そこはみんな理解しておかないと駄目じゃないですか。

○ 5番 仲村昌慧さん

今、校区は関係ないとおっしゃっていますが、旧具志川村において、校区的な配分で配慮しておりました。委員は5名おりました。清水校区から2人、大田校区から2人、それから嘉手苧から1人という5名の構成で選考にあてておりました。そういうことでの先ほどの説明だと思いたいますが、町長に3点ぐらいお伺いしたいと思います。

まず、今回の人選にあたって、選考にあたって、どういう点を配慮したのか、それ1点ですね。それで、今日、議会の同意が得られましたら、先ほど町長がおっしゃっていましたが、4年、3年、2年、1年とありますが、今の宇江城昌盛氏の任期は何年なのか。町長が決めるんです。それから町長は今決めているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

もう1点につきましては、この今日同意された委員の任期はいつから始まるのか。その3点についてお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

今、宇江城氏の任期についてはまだ決まってません。任期の始まりは、皆さんが承認されまして、辞令交付の日からになります。

各皆さんの経歴、実績、それから人の人格等も勘案して選任しました。

○ 5番 仲村昌慧さん

教育委員の選考にあたっては、人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有する者の内から選考してくるということで、これまで大方が学校の教職員関係の方々が選任されてきました。しかし、最近におかれましては、学校の教育現場におきましても民間の人材を活用しようということで、民間側の人材を登用しております。特に学校長におかれましても民間からの登用をしようという機運があります。そういった面から、法第4条の④に地方公共団体の長は教育委員会の委員の任命にあたっては、委員の年齢、それから性別、そして職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるように努めなければならないと。PTAの保護者が含まれるように努めなければならないというふうにしてうたわれています。これは最近の法律であります。今回は4名の

方が学校教育関係者ですね。それで、できるだけ民間からも起用してほしかったなど。それから、PTA、現職の保護者の方からも、そういった面にも考慮されてほしかったなどというふうに思いますが、この点については町長は全く配慮はしておられなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、さっきの任期につきまして、いつから任期が始まるかということでありましたが、初めて町長が招集する議会の会期の末まで、現在の臨時委員の任期は末までとするというふうにしてこれに載っています。そうすると、17日が会期末ですので、18日以後になるんじゃないかなと思いますが、そこのところどうでしょうか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 6時07分 休憩)

再開します。 (午後 6時20分 再開)

○ 町長 高里久三さん

できるだけ職業も偏らず、各階層から委員を選ぶという線がありますが、しかし、今回は私ははっきりいえば《 》と思っています。4名ということで、その代わり、女性参画という意味で《女性 》そのためには保護者も一人いいのではないかと考えています。いまおっしゃるような面では欠けているけれども、ある面では女性参画という面はいいのではないかなと思います。任期については総務課長から答弁させます。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの任期の件の質問にお答えいたします。任期の解釈であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条関係の2項等にも今、仲村議員がいわれたとおり、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までが在任するとあります。これは本来でしたら、このあいだ臨時議会を開いております。当初、執行部としてもこの20日の議会に提案する予定でございましたが、諸々の事情がありまして、その日には上程できないかたちになりまして、今定例会になりました。法律の解釈によりますと、20日までが臨時の教育委員の任期となります。そこで、今回、この10日間は教育委員会は空席のかたちになります。そして決済等においては、上位の課長が処理するかたちで条例の則って処理をやります。そして、今回、今日のこの議会で同意が得られましたら、就任月日は7月1日からというかたちで今、事務方の方としては予定をしております。

○ 5番 仲村昌慧さん

20日から今までの約8日、空白の状況だと。というと、教育長も空白の状況ということですか。教育長なんかも今は、昨日もお仕事しているみたいでしたが、それはどういうことなんですか。

それから、先ほど委員の任期につきましては、4年、3年、2年、1年として年次的に任期が変わってくるわけですが、それはおそらく教育委員の経験者を残しながら年次的に

入れ替えの方が好ましいということだと思えますよ。しかし、今回、旧仲里村の方では2人の教育委員の経験者がそのまま残ってもらって、それで新しい方が入っているんですけども、旧具志川の方には先ほどの校区的な配分は具志川にされているんですけども、それは全く配慮されていないということと、それと2人同時に経験者を全くなくしてそして新人を入れ替えしたということについては、村長はどのようにお考えか、再度お伺いします。

○ 町長 高里久三さん

1人は教育全く経験ないです。しかし、1人は教育のベテランであります。そういう意味で私は2人同時に推薦しました。

○ 総務課長 大田治雄さん

先ほどの回答にも触れましたが、われわれの法律の解釈の手違い等もあります。というのは、この定例議会に上程したものが効力あるかという解釈をやっておりましたが、県と照会し、これは一昨日ですか、やりましたら、既に臨時議会が行われていますから、本来の任期はこの臨時議会の20日であることを指導を受けました。ということで、事務方の判断のミスでもあります。この点に関しては、昨日、直に町長からも現教育長に対してはその内容の説明は通しております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから同意第8号、教育委員の選任について同意を求める件についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第8号、教育委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

<日程第21>

○ 議長 高良ノブ

日程第21、同意第9号、教育委員の選任について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第9号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字謝名堂907-13番地

氏 名 宮城郁枝

生年月日 昭和10年5月21日生

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

宮城郁枝氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第9号、教育委員の選任について同意を求める件についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、同意第9号、教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

<日程第22>

○ 議長 高良ノブ

日程第22、同意第10号、教育委員の選任について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第10号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字儀間9番地

氏 名 高江洲ヤス

生年月日 昭和13年6月28日生

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

高江洲ヤス氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 31番 崎村稔さん

本案に賛成します。高江洲ヤスさんは長い間教育界で働いてこられ、特に久米島高校の進路指導部ではだいぶ頑張ってこられた方です。よって、この方が教育委員になった場合、子どもたちの健全育成、そして体育、教育の面で素晴らしい働きをしたいと思いますので、賛成いたします。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第10号、教育委員の選任について同意を求める件についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第10号、教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

<日程第23>

○ 議長 高良ノブ

日程第23、同意第11号、教育委員の選任について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第11号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字大田539番地

氏 名 松山悦子

生年月日 昭和27年4月18日生

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

松山悦子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

質疑ございませんか。

進行の声がありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

同意第11号、教育委員会委員の任命について、松山悦子さんを反対します。反対の理由といたしましては、合併に伴って旧仲里村から3、旧具志川村から2人という地域的にバランスを配慮しての教育委員の5名となっておりますが、先ほども申し上げましたように、

旧具志川村におきましては、大岳校区2、清水校区2、それから嘉手苧校区1というバランスを配慮しての人選をしましてまいりました。ぜひそういった人選を配慮してほしかったと思います。それで、私はこの人選は町長の独断的な人選になると思ひ反対いたします。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案に賛成します。これまで3名続いて提案されています。これは町長の選挙公約の実行だと思ひます。女性を行政に参画させ登用させるという選挙公約を通して選挙民に訴えてきておりますので、しっかりとその実現に向けた提案であると思ひます。また、これまで教育委員というのは教育畑から出ておりますが、ここに提案されている松山悦子さんは初めて民間登用ということで、また別の角度から久米島町の教育行政に大きく寄与するものを期待しております。そういった意味からして本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

次に、反対者の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから同意第11号、教育委員の選任について同意を求める件についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第11号、教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

<日程第24>

○ 議長 高良ノブ

日程第24、同意第12号、教育委員の選任について、本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第12号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中頭郡北谷町字北前259番地
氏 名 喜久里幸男

生年月日 昭和17年11月11日生

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

喜久里幸男氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

略歴の中に、平成12年4月、県立普天間高校勤務、現在普天間高校の校長先生をなされていると思いますが、校長先生を途中退任というかたちで、それで教育委員として選任したいということについては、どのように町長はお考えなのか。

そして先ほど、教育委員の経験者1人を残しながら新しいのを選任した方がいいんじゃないかと質問しましたが、町長は教育のベテランであるというようなことをおっしゃっていましたが、でも教育委員ではありませんので、経験者を残しながらという僕の質問とは少し答弁が納得できないわけですが、今回、久米島の教育関係者の方々の声を聞いても、昨日情報を聞いてやっとわかったんですけれども、みんなびっくりしていますね。急激にこのようにして替えられてしまって非常にびっくりしていると。今年特に学校週5日制が実施されて、そしてまた新教育課程が実施されてそれに取り組んでいる中で、現体制でそのまま続くものと思っていたと、学校関係者の方々はいっていますので、そして、その中で教育現場が混乱起きないか心配があるという声がありました。そういうことについて町長はいかがお考えかお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

私はまた逆な立場から意見も聞きました。仲村議員に対して先生方の意見もそういうことだと思います。また、私の聞いた範囲では、必ずしもそうでもない。替えたほうが良いという意見もありました。喜久里さんについては、本人が久米島の教育について非常に強い関心をもっていると。特に中高校一貫性があるって、現実にまた久米島高校に赴任をしているということで非常に久米島の教育についての関心があるって、私も本人と直接那覇で会って、彼の強い意志を汲んで、この人なら久米島の教育を真剣にやってくれると、また新しい指導要領、週休2日制に対してもしっかりした教育信念をもっているし、この人なら間違いはないということで、私は彼を推薦しているわけです。

○ 5番 仲村昌慧さん

略歴を見ましても、人的には評価していると思うんですが、今回の町長の人選の仕方に

ついて、地域的なバランスを本当に配慮してほしかった。ということで非常に残念だなど思っています。

それから、先ほども言いましたように、学校現場で一番子どもを預けている保護者にも考慮していただきたかったなど思っています。

○ 13番 山城和満さん

同意12号、教育委員の任命について町長にお伺いします。今回、中頭郡北谷町の住所を置いています喜久里幸男さんが教育委員として提案されておりますが、この人が久米島の教育を変えてくれるんじゃないかというふうに考えたといいますか、提案された一番大きな理由といいますか、久米島の教育をこうあってほしいという町長の思いがあれば、ぜひ伺いたいと思っておりますが。

○ 町長 高里久三さん

私は久米島の子どもたちが心身健やかで、そして何でも積極的にチャレンジする教育、それから人の心の痛みをわかるような、そういう子どもたちになってもらいたい。そして、もちろん学力向上ももちろんですけども、世間のために公僕の人として何でも協力してできる、独善的じゃなくて、独りよがりじゃなくて、みんなと協調できる素直な明るい子どもたちに育ててほしいと、そういうことを喜久里先生にも話しました。彼も、私もその通りだということで、私はこの喜久里先生のこれまでの実績、それからその人の人格等を勘案して推薦をやりました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

学校完全週5日制になりまして、土日の公民館活動とか施設での活動、いろんな体験学習が増えていく中で、行政、地域、そして学校と一体となって取り組む中で、その地域的なバランスを本当に考慮しての人選をすべきであったと思います。そういうことで、人物的な評価というよりは、地域的な選考の仕方は本当に町長はこの旧具志川村側の今までの選考の仕方を全く無視した選考の仕方だということで、本案に対して僕は反対いたします。

○ 議長 高良ノブ

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案に提案されている喜久里幸男氏は、このプロフィールを見る限りに、全県広域的に、まず久米島高校をはじめとして北谷、浦添、海邦高校と勤務され、県の指導主事、そして県立陽明高校、県立首里高校、県の生涯学習課長補佐、県立久米島高等学校勤務、そして

現在、普天間高校の勤務とプロフィールがあります。教育委員としてこれまでほとんど久米島在住で、久米島教育畑内の出身の方々が従事しておりましたが、このプロフィールを見る限りにして、今後久米島の教育委員として、各地域で体験を学んできたその教育を、今後この久米島町の教育委員としてそれをうまく体験を利用して、久米島の教育の発展に大きく寄与する方ではなかろうかと。それを確信して私は本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案12号についてですが、今回提案されています喜久里幸男さん、先ほど町長の教育に対する思いを聞きましたが、討論にもありましたが、県内各地の多くの学校で様々な勤務をしてまいっております。単に、学校現場だけではなく、県の教育庁、教育行政の方でも経験を積んできて、また久米島に対する思いもひとさらにあります。それで、先程来、反対の意見の中で指摘されておりました、町長がことさら具志川の地域に対する配慮が足りないんじゃないかということに対しましては、町長は今後もそういう意見を真摯に受け止めて、久米島町が一致団結して、本当に久米島町の発展に皆さまが協力していけるようなこの行政の運営をお願いすると同時に、久米島の教育が、子どもたちが、皆さんが力をあわせることによって、本当に県下でも優秀だといわれるような、昔の教育熱心な久米島というのを、またこの教育委員の皆さんに大きな期待をするものであります。

そして、教育委員の選任については、町長の特権といいますか、議会の承認を受けるにあたりまして、この喜久里委員の今後の活動を評価して、悪いところは悪くなり、またいいところをいいところなりに評価していただけることを期待するとともに、また、久米島の教育がことさら発展していくことを期待して賛成するものであります。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第12号、教育委員の選任について同意を求める件についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第12号、教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

○ 議長 高良ノブ

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 7時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号7番） 國吉 修

署名議員（議席番号8番） 真栄平 勝 政

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

2 日 目

7 月 1 日

平成14年 第3回久米島町議会定例会

会議録 第2号

招集年月日	平成14年7月1日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	7月1日 午後1時36分	議長	高良ノブ
	散会	7月1日 午後4時34分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	9番	上江洲 盛元	10番	山川 正員
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉隆
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成14年 第3回久米島町議会定例会

議事日程〔第2号〕

平成14年7月1日(月)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		議事録署名議員の指名	
第2	議案第21号	久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	即 決
第3	議案第22号	久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	即 決
第4	議案第23号	久米島海洋深層水ふれあい館条例	即 決
第5	議案第24号	久米島町職員定数条例の一部を改正する条例	即 決
第6	議案第25号	公の施設の廃止について	即 決
第7	議案第26号	久米島町立保育所条例の一部を改正する条例	即 決
第8	同意第6号	監査委員の選任について	即 決
第9	同意第7号	監査委員の選任について	即 決
第10	選挙第3号	久米島町選挙管理委員会委員の選挙	採 決
第11	選挙第4号	久米島町選挙管理委員会委員の選挙	採 決
第12	発議第8号	沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書	採 決
第13	発議第9号	義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書	採 決
第14	決議第3号	儀間川総合開発事業の建設促進について	採 決
第15	発議第10号	日米地位協定の改正に関する要望	採 決
第16	決議第4号	「薄暮時(夕暮れ時)におけるライト点灯宣言」	採 決

(午後 1時36分 開議)

○ 議長 高良ノブ

こんにちは。これから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって9番上江洲盛元さん及び10番山川正員さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第21号、久米島町国民健康保険税条例を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第21号

久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

久米島町国民健康保険税条例（平成14年条例第49号）の一部を改正する条例について、別案のとおり議会の議決を求めます。

平成14年7月1日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成14年制令第117号）地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第44号）が平成14年3月31日公布に伴い、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）、読み上げて説明をし、詳しいことは担当課長の方から説明をさせます。

久米島町国民健康保険税条例（平成14年条例第49号9の一部を次のように改正する。

第16条中「申告書（当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者のすべてが法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が町長に提出されている場合」を「申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書き（法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者（同項ただし書きの条例で定めるものを除く。）である場合」に改める。

附則第9項を附則第10項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6第1項の規定の適用を受ける場合における第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(適用区分)

2. 改正後の久米島町国民健康保険条例の規定は、平成16年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、詳しいことはご質問にお答えし、詳しく担当課長の方から説明を申し上げます。以上、よろしく審議をお願いします。

○ 住民課長 大城行男さん

議案第21号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての主な概要について説明いたします。

まずはじめに、16条関係で、国民健康保険に関する申告について、町民税の申告書の枠の拡大をされております。現行は二つありますけれども、一つは給与支払報告書の提出者、それから公的年金等の支払報告書の提出者を改正後において、この2点は給与支払報告書が提出されているなど、公的年金等の報告書が提出されているものに読み替えをされて適用されております。

そして3番目に、新しく増設されたものについて、上場株式取引報告書が提出しているものを新しく設けられております。それから附則関係、第9項事項ですけれども、上場株式等に係る譲渡損失の繰越に係る国民健康保険税の課税の特例の中で、上場株式等に係る譲渡損失の繰越口座制度の増設、損失が応じた年の翌年以後3年間は譲渡損失控除が繰り越して受けられるということになっております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第21号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第22号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第22号

久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

久米島町附属機関の設置に関する条例（平成14年久米島町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の項の次に次のように加える。

町長、久米島町小作料協議会、農地法昭和（287年法律第229号）に基づく小作料の標準額の設定等に関すること。

久米島町財産調査審議会、財産の管理に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農地法（昭和27年法律第229号）第23条の規定に基づき、久米島町小作料協議会を、また、久米島町の財産を管理するため、久米島町財産調査審議会を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

今日は何日でしょうか。前もって全部訂正した方がいいんじゃないですか。全部、26号まで訂正してください。26号まで全部そうです。

○ 助役 長井聰さん

条例関係の提出日が6月28日、先ほど、町長が税条例の方で7月1日提出ということで申し上げましたが、本来ですと、これは町長が議長の方へ6月28日に提出されています。今日、議会の日程上、今日上程されたということでありまして、提出月日は28日となります。そういったことでもよろしくお願ひします。

先ほど町長が、税条例の場合7月1日ということで提出月日を申し上げておりましたが、これは6月28日ということになります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第22号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第23号、久米島町海洋深層水ふれあい館条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第23号

久米島海洋深層水ふれあい館条例の制定について

久米島海洋深層水ふれあい館の条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島海洋深層水ふれあい館の管理、運営を図るため条例制定をする必要がある。

久米島海洋深層水ふれあい館条例（案）

第1条、設置、久米島海洋深層水を町民及び観光客等に広く紹介し、地域振興を図るため、久米島海洋深層水ふれあい館（以下「深層水ふれあい館」という。）を沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番地の7に設置する。

2条で管理、3条で管理の委託、4条で委託料、5条で委任が規定されております。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 1番 江洲良徳さん

海洋深層水ふれあい館、設置は、海洋深層水を内外に広く紹介して、そして海洋深層水利用関連事業の伸展を図り、地域の振興に寄与するというふうな目的があると思います。そこで、このふれあい館を運営するために何名の陣容が必要であるか。そして臨時を雇うことになっていますが、何名の臨時が採用されるのか、そのへんをお聞きしたいと思えます。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

海洋深層水ふれあい館においては、今、1名の臨時職員で対応をしているところであります。

○ 1番 江洲良徳さん

ふれあい館には各深層水関連事業の商品が展示されると聞いていますが、本来、海洋深層水を宣伝するのに必要だと考えます。最近、この海洋深層水ができてから久米島のお互いの地域内でこの海洋深層水を飲んで非常に体調が改善されたとか、血圧が下がった、あるいは不眠症が治ったとか、いろいろと耳に入ってきますが、非常に大きな効果があるなと思っております。これを久米島全体を見ますと相当の効果が出ているようなことが考えられますが、これを掌握して、実際に住民の喜びの声を収録して、そしてパンフレットにして、屋内展示して来館者に配ったら非常に宣伝効果があると思うんですが、そのへんいかがですか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

おっしゃられるように、非常にいろいろな面で効果が出ているということで聞いております。しかし公的なことは、今、その深層水について、これは飲料的な効果とか、そういうものについては宣伝といえますか、実際にその原因とかが今はっきりされていないようなところで、宣伝とかそういうものについてはできないような状況であります。しかし、住民の声として、こういうことも話にありますよとか、ということは、今後、また奥武島に建設される健康増進施設バーデハウス久米島の宣伝とか、紹介とか、そういうものについてのそういうことには努めていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 7番 國吉修さん

久米島海洋深層水ふれあい館条例（案）についてお聞きします。4条の委託料とありますが、委託はどこにされるのか。それから、町長もご存じのように久米島観光協会は、今、法人化を進めております。そういう関連で、委託は観光協会にさせるのか、お聞きしたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

条例においては、委託をすることができるということであっております。今後において、今現在については、町独自で管理をしているところです。

今後において、そのような観光協会とか、また別の機関があるのかも含めて、より管理が、その施設を紹介するのに管理委託がいいということになりました、また関係者とも十分協議のうえ、管理委託についても進めていきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

ふれあい館条例の3条「管理を委託することができる」、委託することができるわけだからなくてもいいわけですね。それで、次の運営規則との関係で第2条、管理に関する業務、臨時職員とするとあるのは、これと関係して、今回は臨時でいくという意味なのか、どんなですか、別ですか。それが1点。

第3条の3項「海洋深層水の分水管理に関する事」ということなんですが、具体的に説明願いたいと思っております。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

当面の間については、村で管理をするということで、今、臨時職員を置くということになっております。

それから資料の規則関係のことですが、3条の第3号の分水管理に関する事について、ちょっと誤解を受けるような文章になっていますが、その海洋深層水研究所から、今現在、分水を受けて、そこにパイプで引っ張って、蛇口から深層水を出して、直接海洋深層水にふれあうことができるようになっております。その深層水の管理ということの意味です。

○ 9番 上江洲盛元さん

今の説明は、委託ではなくて臨時職員ということですね。それから海洋深層水の分水管理、何か分け与えるのかなと思ったりしたんですが、ここに見学に来た人に、こういう水ですよと触らせる程度、なめさせる程度ということですか。わかりました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 4番 島袋完英さん

既にできている施設なんですけど、13年度のものでしたが、これを今見ていて、そんなに必要な施設なのかなというふうに思ったんですけど。といいますのは、規模があまりにも小さすぎるし、これだけの規模でふれあい館というふうな名前は非常に立派な名前がついているんですけど、元々この深層水は国が県にさせているものですよね。こういう施設も県の方が管理してやるべきではないかなと思うんですよ。それを町が新たにこういうふうにして、管理までして、費用を出してやるべきものなのかどうか。

例えばこの中にいろいろな展示物があるんですけど、これは各生産工場を回れば、逆にそこで詳しくわかるようなものだと思うんですよ。館内に展示するのは、ほとんど製品とパンフレットくらいなものだと思うんです。ですから、それがどれくらいの宣伝効果というのがあるのか、疑問に思うんですが、この予算を使って、これから後ずっと管理人を置いてやるようなメリットがあるのかなと思うんですけども、そのへんどうですか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

海洋深層水事業を導入することにおいて、県が事業主体となって国の補助によって深層水の事業が展開されましたが、当初におきましては、その紹介するビジターセンターという規模の大きな施設の当初のを含めて計画されておりましたが、それにつきましては、今現在ある研究所の施設、その送水管、取水管の工事等の費用が計画以上にかかりまして、そういうことで、ビジターセンターについては事業としてはできないと。そして県においても、このビジターセンターということで仮称を付けられておりましたが、これについては今後設置する予定はありませんというようなこともあって、そして海洋深層水研究所は開設されて全国から非常に注目されて、そういう関連の視察とか見学とかが非常に増えておりました。

その対応につきましても、海洋深層水研究所はあくまでも研究所が主で、その見学者とか観光客に対応するということの態勢が整えられてなくて、非常に島外から見えた方たちにご迷惑をとといいますか、失望を受けさせていました。

それで、これは旧仲里村のことですが、仲里村として、これを今緊急的にこういう観光客とか見学者への対応をするためには、できるだけ予算で早めに、ちょっとでも全国的に発信といいますか、完全ではないですが、できるような施設を早めに整えようということで、今回の海洋深層水ふれあい施設ということになっております。

そして、そこで、今、展示とかについても十分ではないですが、今現在、資料を作成し

たり、接点の内容を検討したりで、今、やっている最中ですが、そこについても、そこに訪れる人たちが各企業が生産している商品を紹介することによって、まずその企業、工場にも訪れる機会が増えるとかということになっていきます。将来において十分そういう海洋深層水の紹介ができる、また、ビジターセンター設置に向けても、町として、今、計画をしていきたいということで、計画しているところであります。

○ 14番 宮田勇さん

分水関連についてですけれども、今、企業が分水を受けて、それを飲料水として商品化していますが、有料分水しているのか、しているんだったら立法当たりいくらなのか。四国の場合は、これは前にも聞いたことがあるんですけれども、それと町民からもそれを分水してほしいという声があるんですよ。せっかく地元でできたものだから、やっぱり家庭でいろいろと使いたいんでしょうね。そういったものはどう考えているかお答えください。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

深層水分水につきましては、1カ年間については研究分水ということで無料の分水となっております。1カ年を過ぎておりますが、その後については払い下げ分水ということで有料ということの条例設定がされております。しかし、各企業ごとにその量、海洋深層水の活用の内容が違いますので、どういう利用のときにはどれだけの単価になるとか、そういうものについて、今、詰めているというところで、今現在についてはそれははっきり決定されたかということでは確認はしておりませんが、今、一律いくらということの決定の仕方ではなくて、その利用種目ごとにいくらとか計上ということでのものが検討されているところだと思います。分水の料金につきましては、県の方で決定をしていきます。

それから町民に対しての分水はということですが、これもずっと当初から、ぜひ町民への分水が受けられるようにということで、旧仲里村としても県にも働きかけてきました。今後においても、それはまだ事業立ち上げはしておりませんが、今後においても地元のふれあい緩和としてそういうことは可能ではないのかということについて、また県に働きかけていきたいと思っております。

○ 14番 宮田勇さん

1年間は無料ということで、もう1年とつくに過ぎていきますよね。四国の場合は有料で、トン400円くらい。これ、財政を持ち出して管理費を払うというよりは、やっぱり企業はそれなりに商品製品化して、販売して利益を得ているんだから、このへんも僕は十分検討して今後やるべきだと思うんですけれども、それと、企業には無料で分水しているのに町民にはこれから検討しますでは、いい返事にはなっていないですけど、やっぱりせっかくここにできているんだから、そこの町民にとっても、やっぱりその潤いは与えてもいいのではないかなと思うんですけれども、それは県と調整しないといけないんですか。それとも企業には、もちろんあんなたくさんの量を無料で与えているのに、というのは何か水カンの一杯くらい欲しいという人がいっぱいいるんですよ。というのは、歯磨きに使ったり、と

きには風邪のときにうがいをしたりとか、あの原水で、とても効果的であるという声も聞こえるので、そのへんを十分検討して、これは検討ではなくて、ここを管理しているんだから、管理している町がそれは決められないものか、そんなにたくさんの量ではないと思うんだが、そのへんお聞きします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今現在、企業への分水について、分水料金を納付しているかということについては確認はしておりません。最近といいますか、そういう分水の料金をいくらにするのかというような話し合いがあって、その後は確認しておりませんが、支払いしているのか、支払していないかについては確認をして後日報告したいと思います。

それから、各企業とか、町民の個人に対しても、今、分水の申請を受けて、どういう目的で利用するのかとか、また、どれだけの量を利用するのか、その分水で受けたものはどんなものに活用しているのかとか、その成果はどうなっているのかとか、ということでも、申請をして分水をするということになっております。

それで、今、宮田議員がおっしゃることについては、一町民が受けて、今のようなものに、いろいろなものに活用するということは、何に使われるかという、その後の処理とか、そういうものについて確認はできないというような状況で、そして各自から申請を受けて、それぞれ審査をしてという、今の分水規定ですね、それに沿った分水ということでは、たぶんそれは不可能ではないかなど。そうではなくて、町が今のように分水を受けて、町の責任においてそれが各町民が必要なものに対してできないのかという部分を今後詰めて、ぜひそういうものが実現するように努めていく必要があると思います。

○ 14番 宮田勇さん

そうなるように努力してください。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 31番 崎村稔さん

最後の休館日についてですけれども、「毎週月曜日を休館日とする。但し、休館日が振替休日、祝祭日であれば火曜日を休館日とする。」とありますけれども、これから見れば休館日が連休が続いた場合は水曜日になるのも考えられるし、木曜日も考えられます。観光を説明しているホテル側から見ても、また、観光案内をしているタクシー側から見ても、レンタカー側から見ても、ちょっとマイナスではないかと思うんですよ。休館日をちゃんと決めた日にしないとまずいと思いますが、例えばウミガメ館は火曜日ですよ。他の博物館は月曜日と決まっておりますので、このように決めた曜日を休館日としてもらうわけにはいけないでしょうか。質問します。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今のご意見につきましては、この資料としてあげてある規則につきましては、条例が議

会を通りまして、執行された後に町長の決済を受けて公布する規則ですので、今のを大体参考にして、また、関係課以下、観光協会とも協議をして、この内容につきましては定めていきたいと思っております。

○ 31番 崎村稔さん

ぜひ、観光振興のためにそういうものを検討してもらいたいと思っております。

○ 10番 山川正員さん

先ほどの宮田議員の質問に対して町民が分けて与えたらそれをどうしているかという答弁がありましたことについて、今の久米島の企業が二つありますが、この企業はどのような処理をしているのか。残ったのはね。それは把握しておりますか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

分水したその深層水の、どんなふうにご利用しているかとか、その処理をどうしているのか、そして残っているのかということについては、町としては把握しておりません。これについては分水をしている、県の方は把握をしていてその分水を許可していると思っております。

○ 10番 山川正員さん

県の方が監視しているんですか。でも、町の方でもこれをやっていかなければダメじゃないですか。もしそこに垂れ流しする可能性もあるし、これは町の方としても把握しておかなければならないと思っておりますが、どうでしょうかね。ただ県任せではなくて、県がわかっていたら県の方から資料を取って、何十トンも運んでいますよね。それで計算して、どれくらい出て、流しているのかという、そこまでちゃんと県からも資料を取って、その資料をわれわれにも知らせてもらいたいんです。どうでしょうか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

余っているその深層水を垂れ流しということに対しての対応ということですが、これについてはまだ情報としても出てなくて、調査もしておりません。当時、そういう実態等は調査をして、それが与える影響とか、またいろいろな公害関係にも関係すると思っておりますので、関係課とも話し合いをして対応をしていきたいと思っております。

○ 20番 仲地宗市さん

今の質問と関連するかと思っておりますけれども、実は私、深層水の現場を2回ほど観光団を連れて行って、中を見せてくれということでお願いをしたら、ただ見るだけだったらいよいよと、ところがこういう設備はどこにもないから、来ている観光団は中身を説明して欲しいということで要望しまして、2回ともそれは断られました。向こうの設定している時間に間に合わなかったから、ここは何時からしかそういう説明はしてありませんよということで断られました。そうすると、今、久米島町はたくさんの観光団を呼ぼうとしている矢先にこういう設備はどこにもないそうです。そういうことでやっている段階で、今、時間が来ないからこの中身の説明はできませんよということで、最近どうやっているか、この1カ月ほど行ってないからわかりませんが、そのへんは課長、どういうお考えな

のか。

そして今、ホテル館あたりは一人でも行きますと中身を全部説明してくれます。県の設備だから時間を限って説明をするのか、そして先ほどもありましたけれども、町としても何かこの時間の関係を、やっぱり県と調整をして、観光団が来たらぜひ、どんなに忙しいかわかりませんが、説明できないくらいの忙しさだと私は思っておりますけれども、そのへんはどうですか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今現在、海洋深層水研究所での見学とか視察等の対応につきましては、久米島町のまちづくり推進課を通して申し込みをして、そしてその研究所の時間帯といいますか、解放の曜日、時間に設定してもらって、許可を受けて今対応しているところです。その中身について見学説明する場合においては、1週間から2週間ほど前くらいに申し込みをしなければ、今、視察見学できないような状況です。

これにつきましても、県としてはあくまでも観光施設ではなくて研究施設ですよということの対応です。そして、そこに配属されている職員についても、一人庶務がいるんですけども、残りは全部研究員です。そういう関係もあって、県としては、今、できる限りの対応は曜日と時間を決めてやっています。それで一般の観光客とか、視察見学者にも十分な対応ではありませんが、それを深層水について、少しでも紹介ができればなということにおいて、今回の海洋深層水ふれあい館の設置ということになっております。

○ 20番 仲地宗市さん

課長のお話では、1、2週間前に申し込みをしてということですがけれども、これは町の広報か県の広報かに載せてもらって、みんなじゃあこの時間に、私どもはこれから夏休みが入りますとたくさん子ども達がこっちに来るようになっているそうなんですけれども、そういう見学者に対して、どうしてここまで制限するのかというような格好になってくると困りますので、ぜひ何かの広報あたりに載せてもらって、時間の関係は周知をしてほしいなと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

休憩します。

(午後 2時17分 休憩)

再開します。

(午後 2時18分 再開)

これから議案第23号、久米島町海洋深層水ふれあい館条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第23号、久米島町海洋深層水ふれあい館条例については、可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第24号、久米島町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第24号

久米島町職員定数条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町職員定数条例の一部を改正する条例

久米島町職員定数条例（平成14年久米島町条例第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「167人」を「164人」に、同条第3号中「42人」を「44人」に、同条第8号中「5人」を「7人」に、同条合計「249人」を「250人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新町条例の専決処分において、事務作業の手違いにより、実際の職員の配置と相違があったため、規定を是正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

この件は、現在の定員を合わせてのものだと思うんですが、10年間合併特例法の10年間ですが、9千名の人口では適正定数というのは何名に設定するのか。そしてそれに向けて特別に町として依願退職とか、あるいは勸奨、要するに年齢を早めるだとか、そういう特例も設けて、早めに人口の9,600名ですか、これに合わせたような定数に持っていく考えもあるのかどうかをお聞きします。

○ 総務課 著 大田治雄さん

今、定数の見直し等がどうかたちであるかという質問ですが、お互い合併協定の中でも採用については退職の2分の1採用ということで取り決めておりますが、今現在、県との定数のヒアリング等が進行中でありまして、その結果を見極めながら今後の適正化計画を定めて、これから何名が適正規模なのかということも調整しながら、徐々に今の初期の目標に向かって調整されるかと思えます。

これは当然、庁舎を一カ所にやった場合と、今の分庁式でやる場合と、それぞれの窓口業務の職員の数の対応が、条件が違ってきますので、そのへんも見極めながら計画を進めてまいりたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、久米島町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第24号、久米島町職員定数条例の一部を改正する条例については、可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第25号、公の施設の廃止についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第25号

公の施設の廃止について

下記の施設を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

名称、位置、定数、久米島町立具志川中央保育所、久米島町字仲泊1155番地、定数60人。

久米島町立西銘保育所、久米島町字西銘1694番の1、定数60人。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

公の施設を廃止したいので、久米島町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成14年久米島町条例第53号）第3条の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

西銘保育所と中央保育所が統合して久米島町立久米島保育ができたためにこの施設が廃止されるということになると思いますが、中央保育所は既に解体されています。そしてまたその中央保育所の跡地がどのようにして使われて行くのか。それから西銘保育所の施設は、その後利用はどのようになされるのか、お伺いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。中央保育所の場合には、ご承知のとおり建物が既に撤去されておりまして、今、更地になっておりますが、跡利用計画については、今後、検討していきたいと思っております。

それから西銘保育所の方ですけれども、これももう既に児童福祉施設としての機能は停止してございます。そういうことで、教育委員会の方と相談しながら、施設機能、または頻度が高まってくるように跡利用計画を、今、検討しているところでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

休憩します。

(午後 2時29分 休憩)

再開します。

(午後 2時30分 再開)

議案第25号、公の施設の廃止については、特別議決となっております。3分の2以上の賛成が必要ですので、ご報告いたします。

それでは、これから議案第25号、公の施設の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

3分の2以上の賛成です。したがって、議案第25号、公の施設の廃止については、可決されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第26号、久米島町立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第26号

久米島町立保育所条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

久米島町立保育所条例の一部を改正する条例

久米島町立保育所条例（平成14年久米島町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「毎月5日までにその月分を前納しなければならない。」を「毎月月末までにその月分を納めなければならない。」に改める。

別表中

「久米島町立具志川中央保育所、久米島町字仲泊1155番地、60人。久米島町立西銘保育所、久米島町字西銘1694番地の1、60人」を、「久米島町立久米島保育所、久米島町字仲泊862番地の33、120人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

提案理由

事務の電算化、保育所の設置及び廃止に伴い、規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

既に運用開始されているわけでありますので、この条例はもちろん賛成であります。

一部、業者等から要望がありましたのでお聞きしたいんですが、設計の段階で、私はそのときも提案したんですが、駐車場の件です。結局保母さんたちは朝来て午後帰るまで、車は動かないわけですよ。ところが屋根付きの駐車場には保母さんたちの車が入っていて、納入業者、牛乳だとか別のいろいろな材料、納入業者がどうも不便だと、車が入れなくてというふうなことだったんです。ですから、職員を閉め出すわけではないんですが、ああいう一日中そこに車を止めるわけですから、途中から家に帰ったりそういうこともないわけですから、職員の車は別の裏の駐車場にして、そこは保育所に連れて来る父母たちの、保護者たちが雨の日でもスムーズに子どもを降ろせるような方法を取るべきではないかということをお願いしたんですが、そういうふうになってないみたいですので、課長のお考えを聞きたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。業者の駐車場、いわゆる横付けして食材等を降ろしたりと、利便性機能を考えてみました場合に、職員の屋根付きの駐車場、一部屋根付きなんですけど、駐車場からとなりますと、むしろ遠くて、路上駐車の方がある意味では時間的な問題等も含めて、考えてみますと利便性はいいのではないかなと。ただ、保育所児童の送迎に関して、雨降り時のことを考えてみましたら、屋根付きの方を一部利用するのもまたいいかなと思うんですが、ただ、中の方での車の迂回するスペースというのが非常に狭いものですから、現場をじっくり見ながら、再度検討させていただきたいと思っております。

職員の駐車場につきましては、公共用地が2面確保されております。当面、聞いてみますと、そこは当面は予定がないということですので、そこを職員の駐車場にあてがっていく中で検討していきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、久米島町立保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第26号、久米島町立保育所条例の一部を改正する条例については、可決されました。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、同意第6号、監査委員の選任についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第6号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字儀間122番地

氏 名 嶺井溪月

生年月日 大正15年10月5日生まれ

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

嶺井溪月を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

同意第6号、本案に賛成します。

提案されている嶺井溪月氏は、長年、旧仲里村の監査委員としてその実績がかわれております。また、元琉球銀行の支店長ということで数字的にも本当に専門の方でありますので、監査委員として適任者だと思い、本案に賛成いたします。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから同意第6号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第6号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により國吉弘志さんの退場を求めます。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、同意第7号、監査委員の選任についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第7号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字鳥島316番地

氏 名 國吉弘志

生年月日 昭和17年1月25日生まれ

平成14年6月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

國吉弘志氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしくお願ひします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 15番 山城節さん

同意第7号についてであります。國吉弘志さんは、温厚で篤実な人柄と、28年間にも及ぶ公務員として積み上げてきた高い識見と実績を評価し、適任者だと考えます。よって、同意第7号に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第7号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、同意第7号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

休憩します。

(午後 2時55分 休憩)

再開します。

(午後 3時10分 再開)

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、選挙第3号、久米島町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。

お諮りします。

久米島町選挙管理委員会委員に、山城京子さん、上里芳男さん、内間清有さん、川上博久さん、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を久米島町選挙管理委員の当選人と定めることにご異

議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山城京子さん、上里芳男さん、内間清有さん、川上博久さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、選挙第4号、久米島町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題とします。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。

久米島町選挙管理委員会補充員に、山城長榮さん、嘉陽田功さん、前里清吉さん、田端善裕さん、以上の方を指名したいと思えます。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を久米島町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山城長榮さん、嘉陽田功さん、前里清吉さん、田端善裕さんが久米島町選挙管理委員会補充員に当選されました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、発議第8号、沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 14番 宮田勇さん

発議第8号

平成14年6月28日提出

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 宮田勇

賛成者 久米島町議会議員 國吉弘志、山城篤三、山川正員

沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

沖縄県民は、恒久世界平和を求めており、今回の有事法制はこの願いに反し県民に新たな犠牲を強いるものと危惧されているので、本案を提出する。

意見書

沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書（案）

政府は、今国会に有事法制関連三法案を提出し、国会で議論されているところであるが、地方自治体、住民の福利、生活や安全を確保する自治体の役割に重大な影響を及ぼすと考えられる。その扱いについては、地方自治体の意見や国民の意見を十分に聞き、慎重を期さなければならないものである。

武力攻撃事態法案は、戦争を進めるための様々な仕事を地方自治体が遂行する責務を明記し、内閣総理大臣が自治体に対し私事権や直接執行県を行使することまで認めているものである。

また、自衛隊法改正案は、道路や海岸、河川、港湾、森林や公園などについて有する自治体の管理権を無視し、これらに対する政府の目的達成のために諸施策などを実施できることとしている。

これらは住民の生活や安全、自然環境の保全をないがしろにするものに他ならない。

そもそも、日本に対する侵略戦争を企てる国の存在を政府自ら否定する一方で、戦争を放棄した日本国憲法の中で、本格的に戦争を進める体制を作り、住民や自治体を動員する制度をあえて立法化することには疑問を抱かざるを得ない。

沖縄県は去る大戦で20数万人の尊い命が奪われ、県土を焦土と化した。県民は、戦後この方、平和な島を建設せねばと願い続けてきたが、戦後60年近くになっても今なお全国の米軍施設の75%が集中させられ、基地による重圧の下に生活することを強いられ、相次ぐ米軍や米兵による事件、事故による被害を被り続けている。

私たち県民の願いは、一刻も早い米軍基地の整理縮小であり、日米地位協定の抜本的見直しである。したがって、今回の有事法制は、この願いに反し、新たな犠牲を沖縄県民に強いるものとなっているのではとの強い機具の念を禁じ得ない。

よって、当町議会は、有事法制については慎重審議を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年4月1日 沖縄県久米島町議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 衆議院議長 参議院議長

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

日本共産党の上江洲盛元です。私は、ただいま提案されています発議第8号、沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書に賛成する立場から討論いたします。

この有事法制は、意見書案にもありますように、戦争を進めるための法案であり、一に戦争法案といっても過言ではありませんし、また、日本が敵に攻められて戦争するというよりはアメリカに追従する海外派兵国家づくりの何ものでもありません。しかもこの法案は、日本国憲法第9条に違反するものであるどころか、憲法をなし崩しにするものであり、会見に結びつけるものであると考えられ、断じて許すわけにはいきません。第一、民主主義に反しています。国民に十分な説明がなされないし、国会論戦を見ても答弁に具体的な説明がなされず、また、内閣そのものが不統一であります。したがって、全国の都道府県知事会でも反対意見や疑問視する意見が出ています。

このようなことから、県内はもとより全国津々浦々市町村議会でこの法案に廃案・反対・慎重審議というかたちで決議され、次々と毎日のように報道されています。

また、提案者である沖縄の自民党県連にも尻尾を向けられています。

自治体関連の労働者で作る自治労連のアンケートには、6月10日現在ですが583人の首長が回答、有事法案に反対が61名、10.5%、慎重審議を求めるのが407人、69.8%で、80.1%が慎重な姿勢を示しています。

このように、全国ほとんどの自治体首長がこの法案を疑問視しています。

この法案は、戦争を進めるための法案であるが故に、特に私たち沖縄県民は去る大戦で本土防衛の楯とされ、20数万人の尊い命を失った県として、そのまま法案を通すわけには行きません。ましてや久米島における日本軍による20名の住民虐殺を思えばこそであります。

私たちが経験したように戦争は敵、味方、子供、お年寄りの区別がありません。よって、

二度と再び戦争を起こさないという日本国民のこの誓いを全世界の人々に、日本国憲法9条を近火玉条として普及させるべきです。そして戦争をこの地上からなくし、平和外交を進めることによって国対国の有効親善の道を開くべきです。このことが日本政府の責務だと考えます。

よって、ただいま提案されています発議第8号、沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書に全面的に賛成し、討論を終わります。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから発議第8号、沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。したがって、発議第8号、沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、発議第9号、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 29番 國吉弘志さん

発議第9号

平成14年6月28日提出

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 國吉弘志

賛成者 久米島町議会議員 山城篤三、山川正員、糸数誠三

義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費

国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

義務教育における教育の機会均等と教育水準の向上を、今後とも国庫負担で行わせるため、また、定数配置基準の改善を求めるため、本案を提出する。

義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費

国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書（案）

財務省は、臨時行政改革推進協議会が義務教育費国庫負担について国、地方の役割分担を見直すべきだとしたことを受け、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費に対する国庫負担金の金額削減を検討しているとのことであります。

これが実現されますと、地方公共団体の財政負担は増大し、将来にわたる加重負担となるばかりではなく、地方自治体の規模、財政力によって学校運営に地域格差が生じ、ひいては学校教育の水準低下を招くこととなります。

本来、義務教育費国庫負担制度は、国が義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持・向上を目的として設けられたものであり、今回の財務省の検討内容は、この精神に逆行するものと言わざるを得ません。よって、政府におかれましては、本来の趣旨に図り、現行制度の一層の充実を図るため、定数配置基準を改善すると共に、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費の国庫負担を廃止しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月1日 沖縄県久米島町議会

宛先 内閣総理大臣殿 財務大臣殿 総務大臣殿 文部科学大臣殿

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議第9号、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持と定数配置基準の改善に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、決議第3号、儀間川総合開発事業の建設促進についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 21番 上里総功さん

決議第3号

平成14年6月28日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 上里総功

賛成者 久米島町議会議員 田里市郎、山城宗太郎、江洲良徳

儀間川総合開発事業の建設促進について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

久米島の地理的環境による下流域の河川による被害を最小限にし、下流域の住民が平和で快適な暮らしを確保するため、本案を提出する。

儀間川総合開発事業の建設促進について（案）

沖縄県久米島町の儀間川総合開発事業の促進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、久米島町は平成14年4月1日に旧具志川村と旧仲里村が合併して生まれた新しい町であります。地理的に台風による自然災害を被りやすい位置にあり、河川は流路延長が短く、急峻なため、降雨時には急激に増水して下流域に甚大な被害をもたらしております。その反面、流域面積が小さく、流峽が不安定なことから濁水が発生しやすく、度重なる水不足状況に悩まされております。

合併に伴う新町建設計画には、治水と利水の問題を同時に解決できる儀間川総合開発事業の促進が位置づけられております。地理的・自然的条件が厳しい久米島において住民生活の安定と観光をはじめとする産業の振興により経済の自立的発展を図るためには、治水・利水の問題を早急に解決する必要があります。つきましては、平成15年度治水事業予算において次の事項の実現に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 平成3年度から実施計画調査を進め、建設段階移行への条件が整った儀間川総合開発事業について、平成15年度建設段階への移行に必要な予算を確保すること。

以上、決議する。

平成14年7月1日 沖縄県久米島町議会

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(午後 3時40分 休憩)

再開します。

(午後 3時41分 再開)

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第3号、儀間川総合開発事業の建設促進の建設促進についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、決議第3号、儀間川総合開発事業の建設促進については、原案のとおり可決されました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、発議第10号、日米地位協定の改正に関する要望についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 23番 山城篤三さん

発議第10号

平成14年 6月28日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山城篤三

賛成者 久米島町議会議員 山川正員、糸数誠三、崎村稔

日米地位協定の改正に関する要望

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14号の規定により提出します。

提案理由

日米地位協定が締結されてから42年余りが経過しており、もやはその運用を改善するだけでは、米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、県民の生命、財産と人権を守る立場から日米地位協定の拡張を全体的に見直すことを求め、本案を提出する。

日米地位協定の改正に関する要望（案）

沖縄県が復帰して30年、本県には、今なお在日米軍専用施設面積の約75%が存在し、とりわけ沖縄本島では約20%の広大な地域が使用されている。この間、県及び市町村においては、米軍基地から派生する諸問題に各種行政需要の増大を余儀なくされ、県民生活もまた米軍構成員による凶悪な事件、事故によって脅かされ、多大な被害を被ってきた。

このため、沖縄県民はこの長年の苦渋が米軍関係者優先の日米地位協定に危惧するものとして、その抜本的見直しを要求し続けてきたにも係わらず、日米政府の対応は、対米関

係を重視するあまり、日米地位協定の改正を求める県民、国民の意志と乖離し、今日にいたっている。

現在、国会内では沖縄県選出国會議員が中心となって平成12年に沖縄県がまとめた見直し案をベースに、新日米地位協定案が素案化され、次期通常国会で議員立法を目指して超党派議論の俎上に載せられたとのことである。

沖縄県民はこのときを待ち望み、今度こそ閉塞状況にある日米地位協定の改正問題が動き出すことに大きな関心と期待を寄せるところである。

よって、政府のおかれては、戦後57年にわたる沖縄の辛苦の歴史に思いをいたされるとともに、このたびの国会内の動向を重く受け止め、日米地位協定の早期改正に向け、全力で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年4月1日 沖縄県久米島町議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 法務大臣 防衛庁長官

沖縄及び北方対策担当大臣 衆議院議長 参議院議長

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号、日米地位協定の改正に関する要望についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第10号、日米地位協定の改正に関する要望については、原案のとおり可決されました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、決議第4号、「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 10番 山川正員さん

決議第4号

平成14年6月28日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 山川正員

賛成者 久米島町議会議員 糸数誠三、崎村稔 上江洲盛元

「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14号の規定により提出します。

提案理由

薄暮時早めにライト点灯を宣言し、交通事故を未然に防ぎ、国民が安全で、住み良い、平和にするために本案を提出する。

「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」（案）

悲惨な交通事故を防止し、安全で、住み良い地域の実現は、私たち町民の共通の願いである。交通事故が多発し、多くの生命が奪われている現状を鑑みると、町民一人ひとりが交通の基本的ルールを守り、交通事故は最も身近な危険であることを認識し、自ら安全な交通行動に努めることが重要である。

特に薄暮時に歩行中の高齢者を中心に交通事故が相当多発している状況の中で、薄暗くなる前に早い時期にライトを点灯して、自分の車の存在を高齢者だけではなく全ての歩行者や運転手に知らせることは、自らを守る基本的な交通マナーであると共に、交通事故防止に大きな効果をもたらせるものである。

また、夕暮れ時に早めにライトを点灯することは、いつでも、どこでも、誰もが簡単にできることであり、安全運転の自覚を高める効果も極めて大きいものである。こうしたことから、久米島町議会は、町民と共に交通事故を防止する基本行動として、薄暮時（夕暮れ時）における早めのライト点灯の徹底を期するものである。

以上、決議する。

平成14年7月1日 沖縄県久米島町議会

○ 議長 高良ノブ

これで提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第4号、「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、決議第4号、「薄暮時（夕暮れ時）におけるライト点灯宣言」については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

6月28日の本会議において議案第20号沖縄県介護保険広域連合の設置については、特別委員会を設置しそれに付託することに決定しましたが、委員長と副委員長の選任がまだなされておられません。

しばらく休憩して、委員長と副委員長を互選したいと思います。ご異議ありませんか。

（多数の「異議なし」の声あり）

○ 議長 高良ノブ

それでは、しばらく休憩します。

（午後 3時50分 休憩）

再開します。

（午後 3時55分 再開）

諸般の報告を行います。

休憩時間中に開催されました議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置についての特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が届いていますのでご報告します。

委員長に宮田勇さん、副委員長に上里総功さんが互選されました。

以上で報告を終わります。

休憩します。

（午後 3時56分 休憩）

再開します。

（午後 4時30分 再開）

○ 議長 高良ノブ

議案第20号、沖縄県介護保険広域連の設置については、去る6月28日の本会議に上程されましたが、本案は32名で構成する特別委員会に付託されております。したがって、本案については、先ほど休憩中に特別委員会を開会し、審議をし、その結論が決定したようですので、特別委員長の報告を求めます。

○ 委員長 宮田勇さん

委員長報告を行います。議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置については、6月28日の本会議において上程され、質疑を受け審議されましたが、その際、本件については32名で構成する特別委員会に付託となりました。本日これを受けて午前10時からの県連合会事務局宮城さん、担当課長、係長等と十分なる勉強会を開き、質疑等を行っております。本日、本案については、先ほどの休憩中に特別委員会を開会し、質疑討論を行い採決を行

いました。本案は挙手によって採決を行った結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

○ 議長 高良ノブ君

これで委員長報告は終わります。

お諮りします。

本案については質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 31番 崎村稔さん

特別審査委員会でも発言しましたが、本案に賛成いたします。ただいま県では、広域連合をつくって、住民の福祉、住民の受益のために一生懸命やろうとしていますので、久米島町がこれに同調してやるべきじゃないかと思い、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ君

他にありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第20号、沖縄県介護保険広域連合の設置については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4時34分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号9番） 上江洲 盛元

署名議員（議席番号10番） 山川 正員

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

3 日 目

7 月 1 6 日

平成14年 第3回久米島町議会定例会

会議録 第3号

招集年月日	平成14年7月16日 (火曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	7月16日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	7月16日 午後3時33分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永 安扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	11番	我謝 政市	12番	糸数 誠三
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉隆
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成14年 第3回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号]

平成14年7月16日(火)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第27号	久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について	即 決
第3	議案第28号	久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例	即 決
第4	議案第6号	平成14年度久米島町一般会計予算について	採 決
第5	議案第7号	平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算について	採 決
第6	議案第8号	平成14年度久米島町老人保健特別会計予算について	採 決
第7	議案第9号	平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算について	採 決
第8	議案第10号	平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算について	採 決
第9	議案第11号	平成14年度久米島町介護保険特別会計予算について	採 決
第10	議案第12号	平成14年度久米島町水道事業会計予算について	採 決
第11		一般質問	

平成14年第3回具志川町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者	質問事項	頁
田里市郎	1. 久小中高前の埋め立てについて	P 227
上里総功	1. 選挙公約について	P 228
	2. 土地改良区の未収入金賦課金処理について	
宮里 勇	1. 慰霊の碑の建設について	P 234
	2. ふれあいの里「久米島一周マラソン大会」について	
仲地宗市	1. シークワサーの生産振興について	P 239
	2. 役場の窓口業務について	
糸数誠三	1. 野鳥の駆除について	P 246
山川正員	1. 一般（産業）廃棄物について	P 247
吉永安扶	1. 山中橋から美栄橋の間の河川浚いについて	P 250
	2. 農地の見直しについて	
仲村昌慧	1. 沖展の誘致について	P 252
	2. 水道水フッ素化について	
上江洲盛元	1. 町政策審議会の設置について	P 264
	2. 老人福祉の充実について	
	3. 観光産業の振興について	
	4. 一般質問での検討事項等の次定例会での報告義務について	
	5. 有事法制について	

翁長英夫	1. 情報公開条例の制定について	P 272
	2. 行政改革の推進について	
	3. 自主性の強い単独事業について	
平田 勉	1. 介護保険について	P 276
	2. 介護保険の広域連合への参画について	
	3. I T事業の導入について	
崎村 稔	1. 最終処分場について	P 284
	2. 振興通りについて	
山城和満	1. 農業の振興について	P 288
	2. 海洋深層水の利活用等について	
仲原 健	1. 8大政策の推進について	P 295
	2. 慰霊塔（碑）の合併、統一について	
國吉 修	1. 環境整備について	P 296
	2. 観光振興について	
島袋完英	1. 商工・観光の振興について	P 302
	2. 海洋深層水の利活用について	
	3. 学校教育の振興について	
喜久里猛	1. 太田地内千歳橋の改修工事について	P 310
	2. 銭田金山跡の有効利用について	
	3. 合併協定書について	
真栄平勝政	1. 真泊漁港の修繕施設建設の早期実施について	P 316
	2. 総合窓口について	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。始まる前に、こちらに新しく教育長に就任されました喜久里幸雄様がお見えでございますので、ごあいさつをお願いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

皆さん、おはようございます。6月28日の町議会において5名の教育委員が承認され、7月10日教育委員の会議をもって宇江城昌盛先生を委員長に、そして私を教育長にということで選出いただきました。7月10日をもって教育長を拝命しております喜久里幸雄と申します。ひとつよろしくをお願いします。

先輩方が築いた業績を基礎にして、また私のこれまでの経験を生かしながら誠心誠意頑張っていく所存でございますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 高良ノブ

改めておはようございます。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって11番我謝政市さん、12番米数誠三さんのお二人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

議案第27号、久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第27号

久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

上記議案を提出する。

平成14年7月16日提出 久米島町長 高里久三

久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

久米島町長職務執行者の給与および旅費に関する条例（平成14年久米島町条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

町長職務執行者の失職に伴い、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第27号、久米島町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については可決されました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第28号、久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

議案第28号

久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例
の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年7月16日提出 久米島町長 高里久三

読み上げて説明に変えます。

久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例
の一部を改正する条例

(久米島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 久米島町水道事業の設置等に関する条例（平成14年久米島町条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 給水区域は、自衛隊基地を除く久米島町全地域とする。

第2条第3項中「(上水道事業設置区域10,530人、簡易水道事業設置区域700人)」を削り、同条第4項中「(上水道事業設置区域5,000立法メートル、簡易水道事業設置区域140立法メートル)」を削る。

第4条を削る。

第5条中「及び簡易水道事業を通じて1」を削り、同条第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(久米島町水道事業給水条例の一部改正)

第2条 久米島町水道事業給水条例（平成14年久米島町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(給水区域)

第2条 給水区域は、自衛隊基地を除く久米島町全地域とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

簡易水道事業を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 4番 島袋完英さん

1条の2項「自衛隊基地を除く久米島全域」とありますが、これは旧具志川村においても何らかの補償を得られる方法がないかということで国に要求していこうというふうな取り組みをしたこともあるんです。ところが実際、本格的に国に要請までは至ってないと思うんですが、向こうは私たちの水源地の一番いいところを取っているんです。その水源地の一番いいところから湧き水を取水して、米軍が作った施設をそのまま維持していると思うんですが、そのままでいいのかどうか。私は納得いかないというふうな気持ちなんです。あれだけの施設が水をただで使えるということはおかしいなと思うし、合併しても、町になっているわけですから、町をあげて国にその分の補償なりを予算化できないものかどうか

かを、これを要請する必要があるかと思えますけど、どうですか。

○ 町長 高里久三さん

おっしゃる件については、今日、初耳ですけれども、特に今、自主財源の乏しい状況の中で自主財源の確保という意味から、これができるならば大変ありがたいことだと思っています。そういう面で料金の徴収ができるかどうか、各方面に当たって聴取してみたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 9番 上江洲盛元さん

第28号の提案のしかたなんですけれども、これは前もって配られてないですね。今日、ここに置かれていまして、何々を削る、「第4条を削る」とかあるんですが、準備不足でそういったものを、資料を持ち合わせていないんですが、提案する場合には対照表を作ってやるべきではないかなと思いますけれども、これではわかりません。どうしますか。

○ 町長 高里久三さん

資料の提案については、今、ご指摘のとおり大変申し訳なく思っています。監督不届きで申し訳なく思っております。

これは、今まで仲里地域において阿嘉、比屋定地区が簡易水道だったんですよ。これら妥当区域においては上水道に編入しようとしたけれども、簡易水道の方が補助率が高いということでこれまで続いてきましたが、合併に伴って全区域ではこの簡易水道は認められないというようなことで、比屋定地区を簡易水道を廃止して上水道に編入すると、全域を上水道でカバーするという趣旨の条例廃止の条例になっております。

○ 9番 上江洲盛元さん

でありますなら、しかる提案の仕方があると思えますので、今後気をつけてください。

○ 30番 喜久里猛さん

ただいま、上江洲議員と全く同じことをございまして、いきなりテーブルの上に置かれて、比較しろと言われても無理な話でございます。今、町長がおっしゃるように、今日の趣旨は簡易水道の廃止ということなんですけど、それは確かに飲料水等についての廃止は、これは衛生上必要だと思います。ただ、この久米島におきまして屋敷、関係屋敷も大きいですね。そのへんも大体、花木とそれから家庭用の野菜を植えます。こういうものまでを対象にするかどうか。これをちょっとお聞きしたいと思えます。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご指摘ですけれども、これは簡易水道と申しましてもお互いの上水道と何ら水の水質そのものに関しては変わりはありません。一緒であります。ただ、濾過の方法が、仲里の今の浄水場の方が急速濾過で上水を提供しています。そして今おっしゃる簡易水道の方が比屋定区域の方が緩速濾過で、具志川の方も緩速濾過ということで、同じよう

なかたちでの濾過の方法で一応水を給水しております。ですから、この簡易水道を廃止したからということでお互いが井戸とかそういうことで利用している水との兼ね合いは何ら関係ございません。

○ 30番 喜久里猛さん

ということは、旧具志川村におきましては、具志川、仲村渠、それから上江洲あたりが使っていますね。あれは別に何の問題もないということですね。はい、わかりました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第28号、久米島町水道事業の設置等に関する条例及び久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第4・5・6・7・8・9・10>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算。日程第5、議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算。日程第6、議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算。日程第7、議案第9号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算。日程第8、議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算。日程第9、議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算。日程第10、議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算。以上7件を一括して議題とします。

この7件の審議について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○ 委員長 宮田勇さん

平成14年度予算審査特別委員会委員長報告を行います。

議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算から議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算につきましては、予算審査特別委員会において審査の経過及び結果を報告申し上げます。

当委員会に付託されました7件の議案につきましては、各課長、係長に出席を求め、7月2日、8日、9日、10日の4日間にわたり、課ごとに審査を行って参りました。

以下、審査の過程における主な概要について申し上げます。

平成14年度久米島町一般会計予算他6議案につきまして、6月定例会28日の本会議において町長により説明を受けました。議案第6号、平成14年度一般会計予算について、平成14年4月1日の両村合併により4月から6月までの間の経費として、暫定予算の編成により業務を行っており、暫定予算では、平成13年度からの業務承継額と14年度義務的経費の3カ月分を基本として予算編成を行い、今回の予算では、暫定予算において計上された予算に、14年度7月から平成15年度の3月末までの経費が合算したものとなっているとの説明がありました。

そこで、一般会計の歳入歳出額を118億4千982万4千円と定め、平成14年度当初予算が100億円を超える大型規模な予算となった大きな要因は、通常4月から5月までの間に設定されている出納整理期間が、旧村の消滅により3月31日での打ち切り決算となったために、平成13年度3月分が平成14年度予算に計上されたことによるものとなっているとの説明でした。

歳入については、平成13年度において、収納できなかった一般財源及び特定財源を含めた額となっておりますが、特に公共工事等の投資的経費に係る補助金、裏負担等に充当する地方債の収納が5月に集中するために依存財源の割合が大きいものとなっているとの説明でありました。

歳入について、構成比、町税4.5%、国庫支出金23.9%、県支出金13.2%、地方債23.2%となっており、全体予算の60.2%を占める普通交付税は29.1%となっておりますが、普通交付税は今後10年間は合併特例により補償されており、10年後は段階的に調整されることになるとのことでもあります。

次に、歳出については、歳入同様で平成13年度から債務承継額を含めたものとなっており、義務的経費が24.0%、投資的経費が42.3%となっており、性質別の構成割合が、普通建設事業が40.9%、補助費等17.6%、人件費16.7%で、今回普通建設事業におきましては、平成13年度事業の暫定予算計上分が40%を越える要因で、平成14年度は約20%で20億余りとなっているとの説明でした。また、庁舎建設等の経費については、基金を設置し当該年度の予算を勘案しながら計画的に積立を行って参りましたとのことでした。また、地域振興基金併せて積立を行いたいとのことでした。特に今回は、平成14年度において暫定予算を専決した後に、新年度予算を編成するという手法となったが、合併初年度の特殊事情等によるものであり、町としては、適正かつ効率の良い財政運営を行い、町民の福祉の向上に努めて参りたいとのことでした。

次に、平成14年度国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出それぞれ10億6千669万7千円と定め、歳入にあたっては、保険税の2億3千645万4千円、構成比で22.2%、国庫支

出金7億2千342万円、構成比で67.8%、医療給付費交付金2千838万8千円、構成比で2.7%。

歳出では、保険給付費5億5千623万5千円、構成比52.1%、老人保健拠出金3億5千282万5千円、構成比33.1%、介護納付金4千865万4千円、構成比4.6%。

以上が国保特別会計の予算概要であります。

次に、平成14年度老人保健特別会計予算について、老人保健特別会計予算歳入歳出それぞれ12億4千904万2千円と定める。

歳入については、支払基金交付金8億8千243万6千円、構成比で70.6%、国庫支出金2億4千308万8千円、19.5%、一般会計繰入金6千249万2千円、5.0%、県支出金6千101万9千円4.9%となっており、次に歳出については、医療給付費が主で、12億2千400万円で構成比98.0%、医療支給費2千144万円、審査支払手数料359万8千円となっております。

平成14年度介護保険特別会計予算について、介護保険特別会計予算歳入歳出それぞれ6億6千865万6千円と定める。

介護保険特別会計の歳入については、第1号被保険者の保険料17%、国庫支出金20%、国庫調整交付金5%、支払基金交付金33%、県支出金12.5%、一般会計繰入金12.5%となっております。

歳出については、93.8%が保険給付費で占めており、今年度は第2期保健福祉計画を並びに老人保健福祉事業計画を見直しを行って、また、基本方針を定め、円滑な事業運営を行う。

次に、農村集落排水事業特別会計予算について、この事業は平成13年度で事業完了となっておりますが、予算につきましては、合併により平成13年度3月31日の打ち切り決算により、平成14年度は暫定予算分の歳入歳出となっております。

次に、平成14年度下水道事業特別会計予算について、平成14年度下水道事業特別会計予算の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ5億2千939万7千円と定めております。

平成14年度の歳入は、国庫支出金2億1千716万7千円、41%、町債1億9千400万円、36.6%、一般会計繰入金1億992万6千円、20.8%、使用料1.6%の割合となっている。

歳出については、工事は字西銘地内管路設置工事、また、両村合併に伴い下水道事業計画を全体的に見直しするため、また、イーフ処理区増変更認可及び清水処理区の再評価を実施する予定となっております。

続いて、平成14年度水道事業会計予算については、収益的収入2億7千633万4千円、収益的支出3億457万5千円、資本的収入2千円、資本的支出5千760万3千円と定めております。本年度は拡張工事はゼロで、字大田の千歳橋改修工事に伴う、配水管の移設を予定し、このための修繕費、材料費、人件費等の費用を見込んでの予算計上となっているため、予定損益計算においては2千872万8千円の純損失を見込んでいます。

以上、平成14年度7会計予算について、6月28日の本会議において町長から概要説明がありました。7会計についてはそれぞれ質疑を受け、32名で構成する予算特別審査委員会

を設置し、これによる予算特別審査委員の審査を4日間に及び慎重に審議をした結果、議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算、議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算、議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算、議案第9号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計、議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算、議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算及び議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算の7件について採決の結果、可決すべきものと決定されましたが、各部署多々指摘や提案もありましたが、執行にあたっては十分に勘案され、予算が執行されることを願ひまして、委員長報告とします。

○ 議長 高良ノブ

以上で委員長報告を終わります。

お諮りします。

委員長の報告については、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、委員長報告に対し質疑を省略することに決定しました。

これから議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算を採決します。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第6号、平成14年度久米島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算を採決します。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第7号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算を採決します。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第8号、平成14年度久米島町老人保健特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第9号、平成14年度久米島町農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第10号、平成14年度久米島町下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算を採決します。

議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第11号、平成14年度久米島町介護保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算を採決します。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第12号、平成14年度久米島町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

(午前 10時35分 休憩)

再開します。

(午前 10時40分 再開)

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、これから一般質問を行います。

本日の一般質問についての発言は、会議規則第56条第1項の規定によってそれぞれ30分以内とします。

一括質問、一括答弁を項目ごとに3回まで行います。順次発言を許します。

○ 3番 田里市郎さん

1点お伺いします。おはようございます。久小中校前の埋め立てについて、久米島小中校の埋め立ては、中学校の運動場、そして双方のプールを建設するとのことで、国・県の助成を受けて埋め立てされたと思いますが、埋め立て完了してから3年にもなりますが、いまだに何もされようという気配は見られません。その事業に対する進捗状況についてお

伺います。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

久米島小中学校前の埋め立て問題について田里市郎議員のご質問にお答えいたします。

久米島中学校運動場建設の早期事業化に向けて平成14年度から基本調査及び基本設計を進めてまいります。

○ 3番 田里市郎さん

ただいまのご説明で、理解しておりますが、この埋め立てをするときに環境保護ではかなりの反対者、そして慎重の考え方の方々がかなりいました。しかし私どもは子供たちが施設がなくて困っていますからどうか理解してください、ご協力お願いしますとやってきたんですが、いろいろな集まりの場で、埋め立てはしたけれどもどうなっているかと、よくいろいろな集まりの場で聞かれて、何もわからないものだから、これの返答に困ってこれまでやってきておりますが、およそ何年後に本体の工事が入るかというような予想はないかどうか伺います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

現在、埋め立ての全体的な施設等の位置づけはありませんので、今年度の予算で埋立地全体の中で久米島中学校の運動場としての補助事業の導入について、どの補助事業が優位になるか検討しながら、関係課と協議して参りたいと思っておりますが、今年の14年度で基本設計が出来上がりますので、それを踏まえながら15年度からどのような事業が導入できるか関係課とこれから討議していくように努力してまいりたいと思っております。

○ 3番 田里市郎さん

この小中の事業が入って、その残地が、埋立地の西側が残るかと思うんですが、その利用計画もあるかと思しますので、できるだけ早めに行けるよう要望いたしまして、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで3番田里市郎さんの質問を終わります。

次は21番上里総功さん。

○ 21番 上里総功さん

私の方から2点ほど質問したいと思います。

1点目、選挙公約について。町長は立候補するにあたり8大政策を掲げて当選されました。8大政策を具体化するために各地域ごとに次のような公約を掲げております。「町民が主体」「町民が主人公」の町政確立と公正、公平、平和な社会づくりを実現するためには、バランスのとれた地域の振興が肝要で、政策実施にあたっては地域住民の声を何よりも大事にしていきたい。」と述べられております。そこで、6地域（比屋定、美崎、仲里、久米島、清水、大岳）の施策実施年度を具体的に伺いたい。

2点目、土地改良区の未収入金賦課金処理について、町内旧仲里村、旧具志川村の各土

地改良区には賦課金の長期未納者がおり、見入金賦課金として残っている。まじめに賦課金を納めた組合員は組合に対して不信感を抱いている。行政も一緒に債務負担行為をし、土地改良事業を進めてきた以上責任があり、未入金賦課金の処理に努めるべきではないか。そこで、旧仲里村、旧具志川村の各土地改良区の長期の未入金賦課金の金額はいくらあるか。また、今後どのように処理していくのか伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

21番上里議員のご質問にお答えします。事業年度について全部は4カ年の内には到底できませんので、できる分だけご報告を申し上げたいと思います。

議員の比屋定地区からということでありますので、比屋定地区からご説明を申し上げたいと思います。比屋定地区においてゴルフ場は引き続き取り組んでいきたいと思っております。

宇江城城跡の整備、これは前年度からずっと継続してやっておりますので、平成14年も引き続き2千万円の予算を計上して整備に取り組んでいきたいと思っております。

それから、久米島紬共同作業上整備については、平成17年度で着工完了をする予定で、今、計画をしております。

松林についての復元は、引き続きこれについても予算の目処がつき次第取り組んでいきたいと思っております。

美崎地区につきまして、海洋深層水総合利用施設の整備促進ということで、ビジター施設を平成14年に実施していきたいと、計画をしております。

また、併行してその中の埋立地の中の道路、区画整備等も平成14年度でやっていく予定であります。

真泊港再開発促進については、船揚場の車路、それから漁船修理工場を14年から15年に実施する予定であります。

紬の里ユイマール館、平成14年で着工し、完了する予定であります。

蔵元の復元については、13年度から発掘調査を行っております。それも引き続き継続していきたいと思っております。

仲里校区、イーフ、奥武島、オーハ島の総合開発について、長期滞在保養施設形成ということですが、体験滞在交流事業の中でキャンプ関連施設、それからバーデハウス久米島整備事業が14年から15年で完成し、16年オープンとなります。

同じくフィッシャリーナは14年から15年に向けて整備に取り組んでいく予定であります。

イーフ観光商業地域の整備促進について、コミュニティーホールを予定をしております。後で年度は教えますので、よろしく申し上げます。

島尻観光道路については、17年から18年くらいに入っていますけれども、一応17年までの任期でありますので、仲里校区については以上であります。

次に清水校区、兼城港の物流拠点整備については、県が引き続き完成し、今年で岸壁が整備されて2千トクラスの船舶が接岸できるようになります。

鳥島漁港の整備で、離岸堤の設置が平成14年に委託設計で15年から取りかかると思っています。

中央新興通りと仲泊商店街の整備は、21世紀町づくりの会が組織されておりますので、向こうと連携を取りながら整備に向けて取り組んでいきたいと思っております。14年に、意向調査に向けて、今、取り組むことで予算の要求も出ていますけれども、そのへんはまだまだ検討の余地がありますので、引き続き21世紀の会の皆さんと意見交換をし、早めに事業が着工できるように取り組んでいきたいと思っております。

野球場の整備、屋内競技場、野球場を14年で実施設計で17年までに完了の予定になっております。

島の学校体験交流施設が14年に設計が入りまして、15、16で建設で17年オープンの予定であります。

大岳校区につきまして、一里松とありますけれども、聞いたら長竹松だそうですけれども、長竹松に訂正していただきたいと思っております。これについて、その美化修復をやっていきたいと思っております。

具志川城跡については、14年度も引き続き1千600万円の予算で整備を進めていきたいと思っております。

具志川城跡から下阿嘉を結ぶ沿岸道路の建設ですけれども、これは今、構想としていつ実施するという年度は示されませんので、ご勘弁をよろしくお願ひしたいと思っております。将来に向けて、是非、この道路も久米島の観光開発、または振興開発の面からやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、自然がありますので地域の皆さんの意見も聞いて、地域の皆さんの了解が得られればという一つの課題を抱えております。

久米島物産公社をもっと強力で育成していきたいと考えております。

久米島紬のユイマール館の建設、是非、大岳校区にこれの設置をしていきたいと。ただ、比屋定の共同事業が17年となっておりますので、そのへんとの兼ね合いをどうするか、幸いにして西銘にありました中央保育所の跡が空いておりますので、ここに紬のユイマール館後継者育成としてのユイマール館ができないか。それとまた、ある方面からはデイサービスの福祉施設に使ったらどうかということがありますので、これについても地域のご意見を聞いて、今後の希望する施設についてやっていきたいと思っております。政策の実施年度については以上といたします。

1番目の儀間・嘉手苅地先埋立地の利活用ということは、これは当然ですけれども、2点目の中央公民館、文化会館、町立図書館の学術文化拠点の形成ということで、私、個人としては、中央公民館を造る中に図書館も併用して造りたいということで平成17年の計画をしていまして、これは大変重要な問題でありますので。久米島に施設が一つしかありま

せんので、場所は、私、個人としてはあの一帯が中央になるので、その方がいいのではないかなという、私個人の考えですけれども、しかしこれはあくまでも地域の皆さんの意見を聞いて、皆さんが納得する場所に造っていきたいと思っております。

総合スポーツ運動公園、これについても、14年から17年になりますけれども、先ほどの久米島中学校の運動場と、いま向こうに400トラックの構想があります。もし仮に中学校の運動場だけ先に造ったら、果たしてこの400トラックを造るときにそれがコースが使えるかどうか、このへんがありますので、久米島中学校の運動場については、今回、全体の調査としてありますから、皆さんと意見を話し合いをして、いい方向でやっていきたいと思っております。

儀間ダムについては、15年から実施設計に入って16年から土地の買収に入る予定になっております。その件で18日に国に要請にまいります。

土地改良区の未収入金賦課金処理について、ご指摘のとおり、旧仲里村、旧具志川村の土地改良区において、賦課金の未納者がおり、借入金返済に大きな支障をきたしております。旧仲里村の未収賦課金額は平成9年度から平成13年度までの5カ年間分で6千942万9千円、旧具志川村の未収賦課金額は1億4千450万2千円、合計で2億1千393万2千円となっております。

土地改良事業の実施については、町も債務負担行為を行っており責任の一端を負わされていると考えます。賦課金の徴収には、各土地改良区においても努力なさっておりますが、徴収率の差異があります。町として近々、各土地改良区との協議会を持ち意見交換を行い、どのような対策、対応ができるか検討していきたいと考えております。

○ 21番 上里総功さん

ただいま、公約については各地域述べてもらったんですが、その中でもはっきりしたあれというのはまだ述べてない、少ないですね。といいますのは、儀間地域でも素晴らしい選挙公約だと、いつまでにできるかということは非常に期待している有権者がおりまして、私たちも地域にこういう素晴らしいことができるという説明する責任がありますから、あえて細かくお聞きしたわけなんです。

それで、公約は4カ年に要するにやるという、住民との約束でありますので、必ずこれは守ってもらわなければならないかと思えます。そういうことで、公約は町長の考えとして掲げた以上はどの程度までやるというというのはあると思うんですが、住民は4年間の間にできるものとおとんどの方が思っているですよ。そういう点を町長は公約に対しての考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○ 町長 高里久三さん

公約にあげまして、全部が全部できるということは到底不可能であるとはっきり申し上げます。ただ、今申し上げた分については、年度の中においてはほとんどできるのではないかな、50%以上はできるのではないかなと思っております。そこでこれにないものもあり

ます。そういうのも合わせますので、予算と伴いますので、予算があれば全部やりたいんですけれども、ただ予算に伴うこと、さらには事業によっては優先順位がありますので、この事業は先にされた方がいいと、後に繰り下げてローリング方式でやった方がいいということもありますので、そのときの予算の状況、またはその必要度も勘案しながら一つずつ全項目が達成できるように努力していきたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

この公約の中にも町長は地域住民の声を大事にしていきたいという、そういうことも示しておりますので、是非、この4年間にできることはめいっぱい頑張ってもらいたいことを期待しております。

次の土地改良区の未収金賦課金について質問したいと思います。旧仲里、旧具志川で2億円余りの未収金があるということは、非常にこれは大変なことだと思うんです。この件に関しては、旧仲里村の平成13年度の3月定例議会でも私は質問しまして、その時の答弁でも町長は、土地改良合同組合と話し合っていてやっていきたいということも述べられております。そのときにどのような話をしたのか、それと今回の件に関しては、各組合と伺いますか、両村のそこと話し合いながらやっていきたいということですが、その他にこの一般会計の予算を見ますと、助成金ということで土地改良区に触れられているんですが、今まではその助成金を丸投げしているのではないかなと、そういう徴収率とかそういうのを全然指導しながら助成金をやっているのか、そこのところもお聞きしたいと思います。

中にはほとんどの土地改良区の方々が取れる人からしか取ってないわけなんです。ちょっと難しい方々はチャンナギートーケーという、そういう感じでやった結果がこういう結果でありますので、そこところは町長の意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

上里議員のただいまおっしゃった件につきまして、去った13年の3月議会に土地改良事務局も協議するというので質問なされて、答弁もなされたと思います。この当時は旧仲里村におきましては、担当課は建設課でありまして、どういった協議がなされたのか、合併してからは農林水産課の方に担当部署が回ってきてます。報告がなくて、その当時、その後旧仲里村の土地改良区の事務局とどう話をされたか、報告はきておりません。その把握も今やっております。

それから助成金についても、土地改良関係に係わる部分については、旧仲里村においては建設課が担当しておりまして、答弁できる範囲で答弁していきたいと考えております。特に助成金についても、旧仲里村については、確か1千100万円余り合同事務局に助成をしております。この助成金につきましては、やっぱり事業がなくなりまして、県、国から事務対応はできないということで、この合同組合、あるいは各土地改良区におかれましての事務費というかたちで1千100万円の助成をしております。私が土地改良の各理事の皆さ

んと話し合いした中では、それでも維持していくのは難しいということで、私が総務課長の時で、何名かの理事長と話し合いを持ちまして増額してもらいたいと、その事務費をです、そういった話もありまして、いくらかは増額をやったこともありました。丸投げということ以前に徴収率の問題も、これは土地改良にお互い行政の方からある程度指導しながら徴収率を向上させる方策も取るべきではないかなと考えています。

それから、徴収金について、取れる人から取っているのではないかと、この件につきましては、われわれの段階で取れる人から取っているのか、あるいは取れない人につきましてはそれなりの対処を講じているのかどうか、まだ把握しておりません。今後、先ほど町長が述べたとおり、旧具志川、旧仲里の土地改良区についても、今後近々、行政の三役も一緒に含めて対応策を協議していきたいと考えております。

それから土地改良区については、本格的に債務負担行為の一端を担っていますので、担当課としても中まで入って行って、対策方法を検討していきたいと考えております。

○ 21番 上里総功さん

本来ならば賦課金でもって運営されるのが正常な道だと思うんですよ。そういうのがなされてなくて、助成金を要求していると。それで13年度の3月定例議会で資料をもらったのを見ますと、これは旧仲里村のあれなんです、最低のところは30%行ってないんですよ。それは軒並み、だんだんと関心が薄くなって、徴収率が落ちてると、やっぱりそういうところは補助金を出す以上はそういうきちんとした資料も必要ではないかなということを考えます。

それで、具志川の方が1億円余りということありまして、これも代理の農協だと思うんですよ。農協の場合には合併が前提にありまして、債務負担行為ということで非常勤理事の皆さん方まで弁償させられております。そういうことで、そこまで持っていけるのかどうか、この件に関して、それくらいやらないとこの土地改良事業というのは運営がうまくいかないと思うんです。今までは甘い体質でそのままやってきているんですが、絶対に見逃せない状況だと思うんです。そういうことで、今、組合員は非常に不信感を抱いているわけなんです。この組合員不信感を取り除くためには、やっぱりそういう面の厳しさを味わわす必要があるかと思っておりますので、そういう点も勘案して、この4年間に町長は土地改良事業を町長自身としてどのように処理していくのか、そこをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

上里議員の、先ほどの3月議会の質問の方でどう土地改良と対応したかということですが、4月1日に、3月31日付けでもって退職しましたので、その土地改良との話し合いはやっておりませんので、勘弁してください。

○ 21番 上里総功さん

いや、これは13年度の話ですよ。

○ 町長 高里久三さん

13年の3月31日で終わりましたので、私の任期は。だから13年度の3月議会後の土地改良との話し合いは私は持っておりませんので。確におっしゃるように、これは当然受益者が負担すべきものだ。しかも金額が余りにも大きいので、これは皆さんも痛みを伴って初めて、まじめに納めた人たちに対する公平が生まれるのではないかなと思っております。そういう意味ではこれから土地改良とも話し合いして、どういう方法があるのか、また、どういう支払い方法があるのか、そのへんも話し合いをしてやっていきたいと。

幸いにして奥武地区においては、生産法人がそこを借りて、その人たちが負担金を負担しているということもありますので、他の地区においても生産法人が面積拡大をして、その負担金を負担してもらえるか、そのへんも一つの徴収方法ではないかと思っております。

全体としてこれは町が債務負担行為が入っていますので、それが入っているからということで組合員の皆さんがそれに責任逃れするような行為であってはならないと思っておりますので、全力で話し合いをして、この徴収に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで21番上里総功さんの質問を終わります。

休憩します。

(午前 11時20分 休憩)

再開します。

(午前 11時30分 再開)

14番宮田勇さん。

○ 14番 宮田勇さん

14番宮田です。2点ほど質問します。まず1点目に、慰霊之塔の建立について、我が県は去った敗戦で最大の地上戦となり、20数万人が犠牲となりました。そのうち久米島においても数百人が犠牲者となり、その御霊に哀悼の意を捧げる意味で、旧仲里村、旧具志川村それぞれ慰霊祭が行われておりますが、合併後去った6月23日においても時間的なズレで仲里が終わって具志川ということで大変不便を期したと思っておりますが、早急に統合する必要があると思っておりますが、当局の見解を伺いたいと思っております。

2点目に、この件は去った特別委員会でも質疑がありましたけれども、また改めてここで質したいと思います。

ふれあいの里「久米島一周マラソン大会」について、開催当初は約1,500名くらいの参加者がいて大変にぎやかでございましたが、年々参加者が少なく盛り上がりがないようがあります。「走るあなたが主人公」ということで、ジョガーは本当に主人公という立場で楽しみながら健脚を競い合っておりますが、ジョガーからの声では、阿嘉の坂がきつくて、これは世界中どこを探してもマラソンコースにはないと、そして那覇マラソンの1月前であるので、その調整のために参加をされていたようだが、阿嘉の坂を上がって、次にまた

比屋定のタキンダ坂といいますか、向こうに差し掛かるとまた膝の関節を壊すとか、そういったために那覇マラソンの調整ができないと、そういう声が多々あるようであります。そういったことで、コースの変更はできないものかというジョガーからの声が沖縄本島でたいへん聞こえております。今年は合併という節目にあたって、こうして盛り上げるためにはコースを変更させて参加者を増やすべきだと思いますが、そのような計画は持ってないか伺いたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○ 町長 高里久三さん

14番宮田議員のご質問にお答えします。慰霊塔の建立について、慰霊祭を両方で執り行っておりますが、不便であり、問題がありますので早めに慰霊塔を統一して建立し、統一した慰霊祭を実施していきたいと、国防のために犠牲になられた皆さんの御霊の冥福をお祈りしたいと思います。そのためにはやはり遺族会の皆さんと相談して、場所等についても相談し、早いうちに慰霊碑といいますか、塔の建立に取り組んでいきたいと思っております。

2点目のふれあいの里「久米島一周マラソン大会」について、ふれあいの里久米島一周マラソン大会は、これまで13大会を行ってきました。ここ数年を比較しても特に減少傾向は見られません。今まで同大会を継続できたのもリピーター、ビジター参加者がいればこそだと思います。しかし、議員がご提案しているコース変更については、ジョガーからの声が多いのであれば、今後アンケート調査を行いながら、地元での意見も集約し次年度大会に向けて参考としていきたいと思っております。

○ 14番 宮田勇さん

慰霊塔の建立について、今の答弁で早急に建立するという答弁ではありますが、去った6月23日に見られたように、移動したりしてたいへん不便をきしたと察していいと思います。そういったことで、やっぱり統合してやるには場所的なものもあるし、今はやっぱり犠牲になったのは沖縄本島南部あたりがそうありますので、やっぱり見晴らしも良くて、景観も良くて、そういった場所を探して提案しますと地域性云々ではなくて、銭田の森とか、あのへんにみどり丸の碑の建立もあるし、あのへんを公園化してやるか、またあるいは登武那覇城趾公園の麓のあのへんも景観も良くて、海も見えるし、那覇あたりからも見えるように、霊が、ああ、我がふるさとはあのへんだなとわかりやすいように、そういった景観の素晴らしい所に建立してほしいと思いますが、それと同時に、6月23日は県でも摩文仁の方で慰霊祭を合同でやっております。そして各市町村町の首長はほとんど参加されているようではありますが、必ずしも6月23日に久米島もあの日に合わせてやらなくてはいけないのか。できれば日をずらして、首長はやっぱり久米島の代表として向こうに出席すべきだとも思いますが、そのへんはどうお考えかお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

1点目の場所の問題、これは大変重要な問題でありますので。私の考えとしては単なる慰霊碑だけではなく、塔だけではなくて平和公園みたいな面積をたっぷり取って、そこでお年寄りや、また若者たちが散策できて、ゆっくり楽しむとか、いろいろな話し合いをするような、リフレッシュできるような、そういうような構想でやっていきたいなと思っております。

そういう面においては、それ相当の面積と、それから今言う景観ももちろんだと思います。それで皆さんの意見を聞いて、特に遺族の皆さんのご意見を尊重しなければなりませんので、そのへんも聞いて、場所についてはこれから皆さんと話し合いをしてやっていきたいと思っております。

さらに23日の慰霊の日の当日の慰霊祭の実施ですけれども、確かに今おっしゃるように23日には県主催の全戦没者の慰霊祭があって、ほとんどの市町村が出席しております。北部の伊平屋か伊是名かわかりませんが、前日にやっているようです。だからもし地元の皆さんも23日でなければおそらく全戦没者慰霊祭の本島の方に出かける方もいるかと思えます。現実にもたいますから、あくまでも遺族の皆さんと話し合いをして、延期してやった方がいいということであれば、延期することについては私は差し支えないと。ただ、23日にありきではなくて、みんなが望ましい日というものについて、これについてもまた来年に向けて話し合いをしていきたいと思っております。

○ 14番 宮田勇さん

しっかりとした答弁で心強いんですけども、今、答弁のあったとおり遺族の方も1年に1回だから、やはり犠牲になった現場は沖縄本島ですので、一度は行きたいという声もあるんだと、そういうふうになっているものですから、行けないという点もありますので、そのへん十分に検討されて、必ずしも23日ではなくて、先ほど別の離島の町村でも前日にやるという例もありますから、そのへん十分検討されて、僕はこの慰霊祭の持ち方をやってほしいと、こう思っております。

次に、一周マラソンの件で、これはこの間の特別委員会でも出ましたけれども、なぜ年々参加者が減ってきたか、その理由もしっかり具体的に答弁されないままで終わりましたけれども。それと弁当とか、マラソンで弁当を出すところはほとんどないですね。糸満の南部トリムマラソンもないし、那覇マラソンもないし、沖縄マラソンもないし、あやはしまラソンも、海洋博マラソン、本部マラソン、私はみんな行っていますけれども、弁当というのは出てないですよ。この弁当をなくして参加料を安くすればいいと思いますよ。というのは、ハーフマラソンで23キロで参加費4,000円というのは、今、航空運賃も高い上に参加費も4,000円では高いと。海洋博マラソンなんかは2,500円なんですよ、ハーフマラソンで。そして八重山の西表マラソンも、向こうは参加費2,500円だが弁当と飲み物が出ていたので、それで経費があるのかなと私は思うんだが、4,000円という会費はフルマラソンならそれなりの経費も、参加者も多くてかかると思うんだが、1,000名ちょっとでき

れば参加者が多いほど予算はそれにあわせて良くなるかもしれませんが、まず交通費も高い上に参加費も高い、走ったジョガーなんかは弁当がほしくて来ません。飲み物一つで僕はいいと思います。それとコースの変更、私もランナーズで入っているんですけども、トップのランナーの人たちが行っているんです。もっとコースを変えて、阿嘉の登り、下りのあれは非常に関節にたいへん悪いそうです。そのために那覇マラソンの調整として出たんだが、足に来て、那覇マラソンは出られなくなったという方もいるんです。実際に。そして今度から那覇マラソンは調整のためにハーフも11月頃にあるというじゃないですか。それは久米島マラソンがしっかりやらないから、みんなからの要望でそういうかたちになっているんです。あっちこちの走ろう会から。だから必ずしも一周でなくても、阿嘉や比屋定、宇江城、あの上の部落の方にはマラソンの状況、自分の部落を通らないのはすまないなと思いますが、これが盛り上がってこうやれば、みんな集中的にその街道に僕は行くと思うんですよ。那覇マラソンだって、それぞれ通っているんですけども、遠くからそれなりに集まって、盛り上がってくれていますよ。だから仲里を起点に、ここを出発した、いろいろなコースを、僕は、飛行場の折り返しとか、あれで十分ハーフじゃなくてフルでも作れるし、折り返しをやれば。島尻も今は橋ができていますし、折り返し折り返しやってやればハーフも作れるし、必ずしも23キロではなくて30キロくらいでもいいですよ。25キロでもいいですよ。とにかく参加者をたくさん盛り上げて、促すには工夫考えて、同じパターンで馴れ合いになっています。だから今度は合併だからみんな久米島に来いよと、自分の「走ろう会」の中でも、たぶんうちのメンバー50名くらい来る計画はしております。だけど一周は走らないそうです。10キロくらい、というのは11月にまた外国のマラソンもあるから、その調整ということで、だからそういった必ずしも一周だからの魅力ではないんですよ。

その持ち方、コースを十分これは何年も前から、参加者が少なくなった前から僕は一般質問ではないけど委員会の方でやっているが、ちっともその結果が両村で協議されたのか、それがちっとも現れないんですよ。今日の答弁もそのようなんだが、それについてはもつと商工観光課長、説明してください。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。確かに参加人数はですね、当初は、これは平成元年から始まっていますが、平成の年と共にこれは計画されております。当初は600名くらいしかいなかったんです。一番ピークになった時期が平成6年で1,500名近くおまして、2、3年うちにガタッと落ちて1,100名前後になっています。それからずっと横ばい状態で今日まできているんです。最近になって特に減ったという経緯はございません。

マラソンに、この大会というのはただ久米島の皆さんの体力向上と健康増進だけではなくて、やはり島のピーアールとしての一つの方法、趣旨もあるわけですから、どうしても島外からお客さんを引っ張ってこないといけないだろうということになるかと思えます。

確かにこの23キロというのは非常にきついということではございますが、きついから走りたくないかということもないということもございます。しかしながら一般的にはきつい坂だから走りたくないという気持ちもあるだろうというふうには考えております。

昨年からそういう話で出まして、リニューアルが必要ではないかということも話し合いに出ておりますが、なかなかその話が進まなくて現在に至っているわけですが、しかし実行委員会、主催者側としてただ耳を貸さなかったわけではございません。あらゆる面から検討はしてまいりました。ここ久米島で42.195キロのフルマラソンができるのかどうかという検討もしております。これはできます。コースの変更によってはできます。それと、小中学生を対象にした2キロ、今回はそれにとりあえず取り組んでいきたいというふうにも考えています。

今、事務局としてはアンケート用紙を準備しまして、来週、過去走ったジョガーに対してアンケートを採ります。その中で現在の23キロというふうに関して、継続して走りたいですかと、きついから走りたくないですかというふうに、フルマラソンをそこで行った場合参加いたしますかという文とか、10項目くらいの項目、質問で8月の中旬くらいまでに回答していただけるということになっております。その後、次期大会に向けて対策会議を設置しまして取り組んでもらいたいというふうに思います。

ただ、今回に関しては、もう既に作業が始まっております、今回のコース変更は非常に難しい。もう既にポスター、それから大会要項もできあがっております、完全にその取り組みに入っております、今回のことに対してのコース変更というのは非常に難しい部分がございます。

それと、予算の使い方なんですけれども、確かに弁当がどこの大会にも付かないということはございます。久米島の特徴を付けるということで、やはりふれあい、もてなしのマラソン大会だということで、ありとあらゆる彼らに対するサービスを行って来たんですけれども、最近、それはそぐわないという実態も出てきています。それも含めて、緊縮財政の中で事業費の中で、そのへんも含めて検討しないと大会実施に向けてはちょっと厳しい状況になりますので、今後、これに関しても検討していきたいというふうに思っております。

○ 14番 宮田勇さん

再度問いますが、マラソンは高校生を含めて何百名と出ていますが、実際に本島からどのくらい来て、盛り上げているかという、マラソンは年々僕は那覇から来るのは減っていると思いますよ。もちろん交通問題、交通費とかの部分はあると思うんですが。

それと、あちらこちらでエリートランナーを一人くらい招待して参加させるということによって、またその人が参加するから自分らもついていこうというふうに、盛り上がるというのもあります。だからそういったアイデア、やり方、そしてコースはもう作業が始まっているので今年に変更できないということですけど、来年に向けて僕は十分検討して、

そしてその宣伝のやり方も、よそのものよりも金がかかるのだが、金をかけた分、やっぱり人を呼べばいいですから、これは久米島が活性化し、そして久米島を全国にアピールするための最大のイベントですから、必ずしもこれはマラソンだけではなくて、久米島というのを知ってもらう大きな観光財源です。そういったことを十分に、もちろん執行部はそういったのも勘案して計画していると思うのだが、工夫を変えてというようなかたちで、早めにこれはやってほしいと思います。弁当は今年もやるんですか。僕はやめてほしいと思う、今年からは。そこを答えて、終わります。

○ 商工観光課長 盛本實さん

今のところ、やる予定をしています。ただ、高校生に関してはとりあえず学校授業一環であるわけですから、学校側と相談しながら、とりあえず高校生の分についてのTシャツ、それから弁当に関しては廃止にしていこうかなというふうに考えます。

今回この予算案つくられていないので、現在ある想定できる予算の中ではたして弁当までできるかどうかというふうなことはこれからの検討になりますけれども、今のところはお客さんに対しては弁当だけは配布したいというふうに考えております。

○ 14番 宮田勇さん

止めた方がいいですよ。

○ 議長 高良ノブ

これで14番宮田勇さんの質問を終わります。

休憩します。

(午前 11時55分 休憩)

再開します。

(午後 1時30分 再開)

次に、20番仲地宗市さん。

○ 20番 仲地宗市さん

私も2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目に、シークワサーの生産振興についてということで質問します。久米島の柑橘類シークワサーにカンキツグリーンング病が異常発生し、久米島の風物詩の一つが消えつつあります。その対策と生産振興を図る考えはないか伺います。

次、2点目、役場の窓口業務について、旧具志川村役場窓口でできた交付申請等が、久米島町移行後、いくつか仲里庁舎での取扱となったため、具志川側の町民が大変不便を強いられている面があります。次の点について、取扱の見直しはできないか伺います。母子手帳の交付、諸届け出(婚姻届、出生届、死亡届)等です。

○ 町長 高里久三さん

20番仲地議員のご質問にお答えします。シークワサーの生産振興について、現在、一部の在来種のミカンの苗作りも行っていますが、果樹振興対策事業でシークワサー及びその他の在来種の苗の増殖に取り組んでいきたいと考えております。生産振興の対応については、今後、関係機関とも協議していきたいと考えております。

2点目の役場の窓口業務について、母子手帳については交付時に保健指導を行っているため、今後も仲里庁舎で交付事務を行っていきたいと考えております。

2点目の住民サービスの低下を招かないように具志川庁舎においては、総合窓口係を配置して窓口業務を行っておりますが、戸籍届出（出生、死亡、婚姻、離婚、その他の戸籍届出）については、戸籍法上戸籍台帳を管理している仲里庁舎でしか取り扱いができないため、現状では具志川庁舎においては、取り扱いはできませんが、那覇地方法務局とも協議をして取り扱いができる方法はないかどうか検討していきたいと考えております。

○ 20番 仲地宗市さん

まず、シークワサーの方から、以前にも旧仲里村の方でこの件についての一般質問が出てきたということをお聞きしましたけれども、その当時はどういうご答弁だったか、そのへんまではまだ調べていませんのでわかりませんが、久米島でもシークワサーが自生、庭先に植えられて食されてきましたが、ところがここ数年来、カンキツグリーンング病なるものが発生し、台風などの塩害等でシークワサーの木が枯死し、実の熟れた頃の風光明媚な島の面影はもうなくなりました。

シークワサーの効能については琉球大学の和田教授の学会発表もありまして、フラボノイドという成分も含まれているということも学会で発表されております。ちなみにシークワサーは糖尿病やリウマチの原因である《MNP S》の抑制作用もあるといわれております。久米島町でこれを奨励するならば、将来は観光資源の魅力も追い風となって表れてくるのではないかと、私はそう思うものであります。これを一概に解決するのは大変でしょうけれども、年月がかかるとは思いますが、県側と一緒に早急な取り組みを考えてほしいと思います。

そしてなおかつ、ウリミバエ、イモゾウムシ等の根絶事業も久米島で成果をおさめました。これをちょっと拾って見ましたけれども、ウリミバエについては、皆さんもご承知かと思えますけれども、久米島で発見されたのがウリミバエが発見されたのが昭和45年、不妊虫の放出が昭和50年、久米島での根絶が昭和53年、さらにいきまして、イモゾウムシについて、不妊虫の放出が平成6年、根絶予定が平成17年ということで資料をもらっております。これは17年は伸びる可能性もあるよということを私もお聞きしましたので、そのへんを付け加えておきたいと思えます。

次、アリモドキゾウムシについては、不妊虫放出が平成11年、根絶宣言予定が平成15年1月、現在、根絶確認中で、順調にいけば、これも平成17年には根絶は可能ですよということまでは私も聞いております。

今、実は旧仲里村の方で委託がよくわかりませんが、後ほど課長にご答弁いただくんですけども、旧仲里村側で苗木を育てている方と具志川村で苗木を育てている方がいらっしゃいます。これを久米島町が買い取るかどうかして、町の施設に、例えば儀間ダム周辺とかカンジンダムの周辺とかに、これを植えて、これまでの久米島の景観をまた取

り戻してはどうかと私は思っておりますけれども、追ってご答弁お願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

ただいまの関連で、ウリミバエの問題からイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶に至るまで経過を述べてもらいました。全くそのとおりでございます。

質問なされている柑橘類、シークワサーにつきましては、ただいまおっしゃっているとおり4、5年前から我が久米島においてもカンキツグリーンング病というのが蔓延しまして、だいぶこれを媒介しているミカンキジラミが久米島一円に媒介の元になりまして、これは菌であります。一端伝染しますと伐根するか、切り取って焼却をせざるを得ないということで対策方法はございません。

ただいまおっしゃっているように、旧仲里村におきましては、苗の増殖につきましては、林務事業で苗の委託管理をしております泊の真栄平清さんの方をお願いしまして、確か100本から200本だったと思いますけれども、あれは在来種名はヒラヨウという在来種を、以前は真謝にだいぶありましたけれども、この在来種を植え付けしてからもう今年で2カ年目ですか、苗作りをさせております。

それとこの件につきましても、以前に平成12年の仲原議員から問題提起されまして、今後はこういった在来種は絶対に必要だということで取り組んでおります。さらに旧具志川村においても、知念議員からでしたか、その提起もあるということで、うちの農林水産主幹からも聞いております。こういった仲地議員がおっしゃった諸々の件を勘案しながら、あるいはだるま山公園、登武那覇山公園、あるいは水辺環境としてカンジダム周辺、あるいは白瀬ダム、上江洲ダム、あるいは儀間ダムとか、この周辺に対して増殖ができましたら、林務事業でこの在来種のミカンの植栽をやっていく計画を、去った1週間くらい前ですか、内部でも検討しております。

ただ、場所については、決定するのはまだいろいろ関係団体、あるいは内部、あるいは関係する皆さんと協議して場所は決定していきたいと考えています。とりあえず今回も種類別の在来種のミカンにつきましては、真栄平さんに種子を確保して植えてもらいたいと指示は出しております。

それとあと1件、仲地の個人的に山里さんの方が1,000本から2,000本のシークワサーの苗を植え付けてあるという話も聞いております。さっそくうちの職員を派遣しまして調査させましたら、何か病気にかかっているのかどうかははっきりはしませんけど、苗は2,000本近くあるということを聞いております。

この件につきましても、行政の方で定期的に散布のできる範囲で、殺虫剤とか殺菌剤、個人が管理している分についても予算が対応できれば防除散布くらいは考えております。

○ 20番 仲地宗市さん

ただいまの答弁はわかりましたけれども、このミカンの病気というのは、一端発生すれば根こそぎ取って焼き捨てるか、それとも切って捨てるか、どちらか一方をしないとこの

カンキツグリーンング病というのはもう防げないということは県もいっております、チラシも配られて、各家庭にもたぶん配られたとは私は思いますけれども、これは課長、実は仲里に今植えられているのは1回も消毒してないそうなんです。それでこれから、具志川にも僕は、あれは立派に植えられているのは7,000、8,000本はあるのではないかなという気はするんです。あれ1回は消毒はしてありますけれども、ところが1回だけではどうしようもなく、何回か数を多くして消毒をしないと、また同じことの繰り返しになるのではないかなと、今、大変心配しているところですが、仲里に植えてあるのは早めに消毒をして、この消毒というのも一般家庭の周辺で消毒をするとなると大変薬剤散布ですから相当危険が伴わないかなという一面もあります。

ところが、今、仲里を回ってみましたが、仲地の方にも、まだ山手の方に大きな木が何本か残っております。この前区民の方が切って、那覇に調べさせるということで持っていったそうなんですけれども、その後はまだ私も話は聞いておりませんが、是非、県と一緒に、この防除をやって、早めに久米島の良さを取り戻してほしいなと思います。

次に窓口、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、実は私が今度これをなぜ出したかといいますと、実は具志川村にある障害者の方が役場の窓口に見えまして、こういう手続きをしたんだけどもということで申出はしたんだけれども、ところがあにはからんや具志川役場の窓口ではできなかったわけです。そうするとどうしたかといいますと、本人は障害者ですから、そこでこれは仲里の庁舎でしかできませんよということでいろいろな話をしていたら、そこで泣き出してしまって、私がこんなに車椅子に乗って、どうしてこれから仲里の役場に行かなければいけないのという疑問を持っていたんだけれども、彼女が持ってきた問題があまりに大きかったものだから、実際には戸籍簿が仲里側にあるものですから、もう泣いて、シャトルバスにも乗れない、タクシーにも乗れない、どっちかといえば軽貨物を頼んで、こっちまで来たかどうか、こっちに来たというのは話だけは私も聞きましたけれども、来たかどうかはわかりません。

そういう皆さんもいて、今、旧具志川村の方は大変困っているわけです。戸籍については、私も納得はしましたけれども、届けについてはいろいろなからみがありまして、結局は国の指導か県の指導かどっちかわかりませんが、できるのは私もあると思うんですよ、具志川の窓口で。これがなぜできないか。

私たちが合併する前に説明はこうでしたよ。これまでどおりの取り扱いは一般住民には迷惑をかけませんよという説明を私も聞いた覚えがあります。なのにかつて合併は実現して、今、新しい船もできて、もう乗りかかっております。そこでこういう諸々が引っかかってきますと、住民に迷惑をかけるのではないかなと私はそう思うわけなんですよ。

そこらへんを町長の施政方針の中に、「社会福祉の面では、全ての町民が安心して、快適な生活が営まれるようにということで、さまざまな不安要因を改善していくことを目的

に身体、精神、知的障害者対象も不可欠である。誠心誠意取り組んでいく公営機関によって住民サービスの低下をきたさないように取り組みをしていく」ということで町長もこの施政方針の中でうたってありますけれども、私はもう少し細かいところを町長の方から答弁をいただきたいなと思います。

この身体障害者の件も、これはこういう方はよっぽど自分が困っているから役場の窓口でいろいろな相談をしに来ると思うんですよ。ところが向こうでできないから、じゃあどうするかといったら、バスもタクシーもない、軽貨物を雇ってしか行けない、夫婦で傷害を持っているものですから簡単に自分の夫に車を動かしてということもできなかったそうなんです。そこらへんも、私は未だかつて引っかかってなりません。

そしてなおかつ、それに付随する問題がまた起きているわけですよ。具志川庁舎の総合窓口で金融機関が3時で閉まるそうなんです。そうすると3時で閉まりますと職員が3時以降の窓口で取り扱いをしたいろいろな関係のお金を預からなければいけない、3月から4月、約100万円くらいあったといっていますから、そこに出納責任者の指命をしてやってあるのか。そこらへんで仲里庁舎との関係がだいぶ変わってくると思います。指命をしない前に現金を取り扱いさせていることこそが、私が考えられないような格好だなということで、これは関連するからそれを申し上げて答弁をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

詳しい事務の取り扱いについては、担当の方から一応詳しく説明させますけれども、この窓口業務について、私は窓口業務の善し悪しは行政全体の用件にもつながるものだと思います。障害者ということで、今のお話を聞いて、私も今、何とかしないといけないなと思ったんですが、とにかくそういう特別は障害者については、役場が直接案内をして、ここまで案内してくれるというくらいにしないといけないのではないかなと、そのために一応シャトルバスは出していますけれども、たまたま時間帯が合わなかったのか、そういう場合にはちゃんと担当の職員が仲里庁舎の方にシャトルバスを回すように手配をするとか、そういう細かい気配りも必要ではないかなと思っています。

それから収入、現金扱いについて担当課の方でご答弁させたいと思うんですが、全体的に窓口業務というのは久米島町全体の浄化にもつながりますので、今後この件については十分気をつけて、そういうことのないように対処していきたいと思っています。

○ 収入役 松元徹さん

今、具志川庁舎の現金の出し入れの件についての質問ですが、今、私の方で全て現金の出し入れは私の決済の元で出し入れされているはずですよ。具志川庁舎で私の決済抜きにして出していっている分があるというような質問ですが、これは再度確認してみたいと思います。

○ 住民課長 大城行男さん

仲地議員の窓口業務についての戸籍届出について回答をしたいと思っています。先ほど、町

長から答弁もございましたが、戸籍簿の管理上、具志川庁舎での戸籍届出については、現状では厳しいんですが、戸籍事務の処理容量というのがございます。それと要項等がありまして、その要項等で定めて戸籍届出の受領と、受領といえば一時預かりということですが、一時預かりをいたしまして、電話等での取り扱い、確認及びファックスで一応仲里庁舎の方まで送付して、そこで戸籍台帳とチェックをして、確認をして、取り扱いできる方法はないか、今、考えております。

○ 20番 仲地宗市さん

収入役の今のご答弁、ちょっと私、頭を傾げたんですけれども、仲里庁舎に三役の詰所があるもので、今、聞いた範囲では、ちょっと具志川庁舎についてはおろそかにしているのではないかなと、私は今、そう考えましたけれども、収入役、どうでしょう。

○ 収入役 松元徹さん

現金の出し入れの決済は仲里庁舎、具志川庁舎共に関係なく出納室の方に回ってきます。出納室の室長の決裁、そしてそれを受けて私の方にまた回ってきて、その決裁でもって現金が支払われてくるはずですよ。

○ 町長 高里久三さん

補足説明します。今、仲地議員が、具志川庁舎の方はおろそかにされているのではないかなということなんですけれども、今、三役でこの議会が終わったら毎日1日三役交代で努めるという話をしています。月曜に私が行くと、火曜日助役、水曜日収入役ということで、1日たりとも三役が具志川庁舎にもいて、そのへんの勤務内容に、議会が終わったらすぐ実施していきたいと思っています。

確かに今、三役はほとんど仲里勤務ということで職員の皆さんにも不便を困っていると思いますが、このままではいけないとわれわれも反省をしています。ですから、この議会後、明日からでもすぐに実施に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいま仲地議員から、収入を受けた場合の時間外の3時以降の取り扱いかと思いますが、その件に関しては、金融機関がその日の整理がありますもので、3時に具志川庁舎を閉めて、4時に仲里庁舎にもってきて、そこで最終の集計をやると。それが1日の日報として整理されるわけなんですけど、3時以降に向こうに例えば国保、税関係を納めに来た方がいる場合には、任命はしておりませんが、今、総合窓口の主幹がそれを受けて、金庫で1日預かって、翌日それを処理するというようなかたちで、今、内部の事務としては確認して実施しているところであります。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの仲地議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則55条但し書きの規定によってあと1回だけ発言を許します。

○ 20番 仲地宗市さん

町長の答弁は納得するのが今ありました。ところが収入役の方から、「この後調べて」というお話じゃなかったかなと思うんですけれども、3カ月もなりますよ、収入役、3カ月に、結局は行って、職員との会話もしなかったというような格好にならないですか。だから私が言うのは、これから町長のお話を聞いてもう理解はしましたけれども、絶えず本土でもこういう合併をしていたところの町村、私どもは行って、直に見てきましたけれども、町長が1週間だったか、1週間こっちにいて、あとの1週間は別の所に行ってとかというような格好でやっていたから、そういうことを私は望んでいたわけですけれども、3カ月になってこれから私が聞いて、後ほど返事をしますということだったから、私は頭ひねっているんですけれども。

そして総務課長、もう一つ、これは変わりますけれども、今、例えば具志川の総合窓口、主幹が常時いる場合は主幹が現金を預かるわけですよ。もし、年休を取って、主幹が休みの時はどうなりますか。これが1点。

そして、次は仲里の今の庁舎で保健婦と、今はもう呼び方が違っているみたいで、保健士と看護師がいて、何名かいるんですけれども、みんなで13名ですか、その13名の中で臨時職員が技術職員で3名ほど臨時職員がいますけれども、具志川役場の方で交付できないというのは、結局人間が足りないからだということを私は聞いているわけです。そして何か出張をすれば自分たちで事務面も全部処理をするために、例えば妊婦の手帳交付の時も、実際は窓口で保健婦と看護婦さんがいて、そこで説明をして、交付をすればいいんですけども、今は忙しいためにそこまでは行かないそうなんです。そしてこの技術職員がそこで手帳を一端交付して、後ほど具志川に帰って行ってから向こうで集団して説明会をしようとしたら集まらない。そこで実際は職員が、三役はどうですかね、今の保健衛生課の職員が業務のために出張したら、島外の出張とかで誰もいなくなったときに、いなくなったといったら変な表現ですけれども、人手が少なくなって、そこには誰かいるだけけれども、その人が妊婦への手帳を交付して、後に説明しようとしたらもうできないと。だから根本的に職員が不足しているのではないかなと私は思うんですけれども、時間的な都合がありますので、このへんで私の質問は終わらせていただきます。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの2点の質問にお答えしたいと思います。まず、主幹が休みの場合の取り扱いをどうするかということなんですが、これに関しては、今日現在、そういう例の話は聞いておりませんが、今後発生するだろうと予想されますので、そのへんは主管課、住民課、総合窓口含めてその対応策については検討していきたいと思います。まずとにかく住民の皆さんに不利益を与えないように処置するように実施したいと思います。

そして2点目保健士の職員等の例えば出張に3名が出ていった場合とか、その対応が手薄になるのではないかなというふうな質問かと思いますが、これに関しても極力全員が一斉に出るようなかたちは、やらないようなかたちで調整できないのかどうか。そして職員が

絶多数足りないのかどうかについては、今、国のヒアリング等も進めている中ですので、保健部門が、職員が足りないのかどうかというのは今後のヒアリング結果によってデータが出てきますので、そのへんで改善する余地がありましたら、その助成をしていきたいということで考えたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

仲地議員の、3カ月にもなるのに未だかつて三役がいなかったということですがけれども、決して全然行かないわけではないんです。私が時間が許す限り、火曜日は向こうで朝礼をいって、午前中居たり、それから5月21日に助役、収入役が就任してまだ2カ月なんですよ。だからそういうことで、3カ月ではなくて、月についてはあまりこだわらないですけども、とにかく今経験してみて、これではいけないなということをも十分反省して、さっき言ったように、必ず三役の誰かが具志川庁舎にはずっと勤める、1日中8時から5時15分までは勤務をするということで明日からでも実施すると。たまたま5月は、全ての総会とかが重なりまして、私も出張が非常に多くて、私が役場に不在になるので助役がどうしても居なければならないと。来客も多いし、そういうような事情もあってでありますので、決して具志川の庁舎をおろそかにしているということでは毛頭ありませんので、そのへんもご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 1時55分 休憩)

再開します。 (午後 2時10分 再開)

これで20番仲地宗市さんの質問を終わります。

次、12番糸数誠三さん。

○ 12番 糸数誠三さん

12番糸数でございます。1点だけ、野鳥の駆除について。野鳥が最近、農作物(スイカ)等の被害が多く、防鳥ネットをしなければ作れない状況にあります。特に宇根あたりで農家がほとんど作っていますが、この防鳥ネットを張る前にも散々やられて、もう手の付けようがないということでございまして、スイカとかあるいはパインとかは観光団にも親しまれる作物でありまして、特にこの4カ年、さとうきびが台風で相当やられて、きび作りでは生活できないのではないかという話まで出ていますが、このスイカなどは植え付けして4カ月では収穫も終わると、台風の来ないうちに収穫できるということで、現在はスーパーとかお店とかは今帰仁からスイカを入れておりますが、そこを考えた場合に、仮に町内でスイカを作れば安く売っても引き合うというようなことでございまして、このカラスの駆除につきましては、猟銃師に依頼すれば彼たちは喜んで来ます。去年は第1回目は彼たちもボランティア的に4、5名来てやって、2回目には旧両村で予算を25万円ずつ出し合って、相当の成果を上げてやってきていますが、この成果も見ながら、今年は予算化もやっていないということで、当局は何を考えているのかということでございまして、是非、

この猟銃師に依頼してやってほしいという意見でございます。

○ 町長 高里久三さん

糸数議員のご質問にお答えします。野鳥のことについて、有害鳥獣のカラスについては、昨年度の12月にも旧具志川村、旧仲里村合同で駆除を行い、一部地域については効果が出ていますが、久米島全体的にはカラスの数が減っている状況ではないと思われま。今年度も狩猟解禁の11月から2月までの3カ月間の期間にカラスの駆除を実施していきたいと考えております。

○ 12番 糸数誠三さん

この猟銃師の皆さんは、依頼をすれば喜んで来るんですよ。1人はうちの親戚にもいますが、彼が主体になって、非常に技術もうまくて、呼べばいつでも来るよとっているんです。そういうことがございますので、去年みたいに8名とかたくさんはいらな。と思うんです。4名くらいで旧具志川地域、旧仲里地域に2人ずつでやれば大丈夫ではないかと思われま。そういうことで、是非、撲滅するまで続けてもらいたいと思われま。

宮古の方は、今カラスは一羽もないという状況でございますので、ああいうところも見習って、是非、農家が安心してスイカなども作ることができればな。

仮に試算してみたんですが、スイカを1町歩、3,000坪に1,500本くらい入れて、1個ずつ成らしても少なくとも150万円の収益は得られるという試算が出ています。そういうことで是非このカラスが撲滅するまで続けていただきたいと希望を申し上げて終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで12番糸数誠三さんの質問を終わります。

次に、10番山川正員さん。

○ 10番 山川正員さん

私は一般廃棄物産業も含めて廃棄物についてお伺いします。

久米島町では一般可燃物が年間おおよそ3,457トン発生しております。焼却など中間処理しても最後まで残る廃棄物の大半が積み積もって旧仲里村、旧具志川村の不燃物処理場にそのまま野ざらし状態になっている。それから不燃物も211トンとなっておりますが、この211トン処理場での実績であって、氷山の一角の数字であると思われま。有機廃棄物、不燃物焼却、自動車、冷蔵庫、クーラー、産業廃棄物など、不法投棄による環境汚染、公共地や観光地などのゴミの散乱など、ゴミの社会問題が深刻化している。廃棄物リサイクル等を考えて、今後は破棄物やリサイクル、減量などを考えていかねばなりません。このまま放置しておく久米島の観光産業にもダメージを与えることになりま。久米島はこのような状態なので次の質問をいたします。

①旧両村の不燃物処理場が一般廃棄物や産業廃棄物まで荒れ放題になっている。町長はどのようなお考えになっているのか。

②島内いたる所に不法投棄が見られる。特に旧具志川村内の通称ベースガマと呼ばれて

いる所に一般廃棄物や産業廃棄物、家庭ゴミが数トン放棄され、環境汚染が心配されます。この件についてお答えください。

○ 町長 高里久三さん

1番山川議員のご質問にお答えします。確かにご指摘のとおり両村とも正式な最終処分場ではなくて、今、仮に最終処分場として称しておりますけれども、これが1日も早くその問題を解決するために、今、最終処分場建設に向けて取り組んでいるところであります。

問1については、両不燃物処理場とも定期的に整理を行っております。それからコーラル採掘場所のゴミについては回収しようかと考えておりますが、危険を伴う可能性があるためその回収方法を検討しているところであります。

○ 10番 山川正員さん

最初の件ですが、町長がお答えされたように、最終処分場を作るという計画で進めているということを知って喜んでおります。

それから私はそこの地主と話をしたんですが、旧具志川村の地主とも話をしたんだけど、何もやってくれないという答弁がありました。そういうことで、あつちは確かに町長が述べられたように危険であります。でも、今後は、その廃棄物が汚水が貯まって、向こうは海とつながっていますので、海水を考えると、後数年したらその汚水が流れて、海に汚染しないか、それが心配なんです。旧仲里村、両村の福祉課の課長もおりますけれども、旧具志川村ではあそこはどのようなふうなやり方で持っていったのか、地主と。今、向こうは本当に公認したチリ捨て場みたいですよ。見ても見苦しくて、そこを防衛策もとったのか。そういうことで、不燃物処理場の件も、今、不燃物処理場は本当に満杯状態で荒れ放題です。そこを今、毎月何回か持たしているんだけど、それも追いつかないで、どんどん貯まる一方です。だからその中に産業廃棄物も混ざっているんです。そこもどうか考えないといけないです。あの産業廃棄物に対しての町の考えとして、どのようなふう処理していったらいいのか。

今、本当に山の中にも産業廃棄物がいっぱい捨てられています。今、国では平成9年には廃棄物処理法を改正し、不法投棄対策として罰金100万円から1億円以下になっております。そのへんも考えて、どうにか利用できないかということです。そういう警告をしたり、自治体としては命令して撤去させる法律もありますが、いろいろ許されている。そういうこともできないかということです。どうでしょうか、お答え願います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

答えいたします。コーラル跡のゴミですが、旧具志川村の担当に聞きましたら、片付け等の約束とかはないようです。

それから、主はコーラルの跡地も管理する義務があるかと思っております。そういうことで、旧具志川村としては、投棄をさせないように指導は行ったようです。

また、現在、不燃物処理場は粗大ゴミ等、産廃、いろいろなものが混ざっています。今

までも定期的に整理して、鉄屑については本島の方に運んでおりますが、引き続き不燃物処理場の整理をしていきたいと考えております。

産廃については、事業者が自らということはありませんが、行政も関わりはありますので、産廃業者に処理してもらうようにと指導はしているところです。今後ともやはりゴミ問題については精力的に取り組んでいきたいと思っています。

○ 10番 山川正員さん

今、課長の答弁で重々わかります。それで、今は不法投棄がたくさんあります。空港通りとか、もうすごいですよ。そこをどうしてやるかということは、今、課長がおっしゃられたんだけど、予算化してやるということ。産業廃棄物もすごいものがあります。産業廃棄物の不法投棄の現状をみても事業者は、自治体が原状回復の回収命令ができます。今後そういうのを使って、聞かなければ1億円の罰金、1回いくら罰金とか、県とも相談して、回収の命令がありますので、そこを利用してやってもらったらどうかと思いますけれども。

先ほどの町長の答弁で最終処分場を造るということで、私は賛成です。早く造ってほしいです。今、産業廃棄物の件は理解してありますので、答弁はよろしいけど、今、私がいった不法投棄の罰則などはどういうふうを考えて、今後、そういうことで、この法律が適用するようなことを持っていますかについて答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

県も産廃の不法投棄については心配しているところです。先だって、保健所から電話がありまして、投棄が多くなっているということでありましたが、調べてみたら資材置き場でした。そういうことで、今後、県とタイアップして、島内一円、調査したいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの山川議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条但し書きの規定によって特に発言を許します。

○ 10番 山川正員さん

どうもありがとうございました。先ほど言い忘れましたが、最終処分場を造る場合、この間、2週間前ですか、国会で自動車リサイクル法が通りました。そのことも頭に入れながら最終処分場にそういうものも設置する考えはないか。車のリサイクル法、これは通りました。クーラーと何だったか、あったんだけど、2週間前だったと思う。今後、最終処分場を造る場合に、こんな施設も処理できるようなものを造ってほしいんだけど。お願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

自転車は破砕できるくらいの施設を予定しておりますが、車については今のところは考えておりません。

○ 議長 高良ノブ

これで10番山川正員さんの質問を終わります。

次、28番吉永安扶さん。

○ 28番 吉永安扶さん

2点ほど質問したいと思います。まず1点目に、山中橋から美栄橋の間の河川浚いについてでございますが、この河川につきましましては、去年も土砂で川が詰まっているから川浚いするように質問してまいりましたが、未だに川浚いされてなくて、今年の大雨に川が氾濫し、民家が被害を受けております。町当局は川浚いする考えがあるか伺いたいと思います。

2点目に、農地の見直しについてでございますが、今年は農地の見直しの年と聞いているが、町当局は見直しする考えがあるか伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

28番吉永議員のご質問にお答えします。山中橋から美栄橋の間の川浚いについて、あの山中橋から美栄橋の間は大雨のたびごとに川が氾濫し、地域の住民に被害を与えている状況であります。早い時期に浚渫できるよう努力していきたいと考えております。

2点目の農振の見直しについて、合併に伴い久米島町としての農業振興地域整備計画の総合見直し作業を進めておりますが、現在町土地利用計画との整合性を図りながら、現況図の作成及び一筆台帳の整理作業を現在進めております。平成14年度を目途に農業振興地域整備計画の総合見直しを進めております。

○ 28番 吉永安扶さん

まず1点目の山中橋から美栄橋の間の川浚いについてでございますが、この箇所につきましましては、今年に入って2回の床下浸水をしているんですよ。先月の5日に洪水で取水場といいますか、170ミリの雨で、もう本当に床下浸水で、その時には消防の皆さんも出てお世話になって、消防署長も、建設から真栄平係長が出て、美栄橋でこの川の調査をしましたが、雑草がいっぱいで、この美栄橋の稼働が半分もしないんですよ。アシタケといいますか、これがいっぱい詰まって、水の捌けが半分も稼働されていない。これは一応建設課の真栄平さんに、ちゃんと写真を撮るように申しましたが、写真は撮れていると思いますが、この箇所は、もう本当にこの被害は天災ではないですよ、人災なんですよ。川がちゃんと川浚いされておれば、こんな被害は受けません。今年に入って2回もすると、雨が降るたびに畳起こしたり、今はどうなのか、今はどうなのか、本当にヒヤヒヤして、去年は床上浸水までして、だいぶ被害も受けております。何軒か。そういうことで、是非、早急に川浚いするように要望したいんですが、当局はどう考えているのかお答えいただきたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かにおっしゃるように、相当の草が繁茂しております。これは去年からの吉永議員か

らの質問で取り上げられていますけれども、9月の補正にでも財政と相談して、是非、実施していきたいと思っております。

○ 28番 吉永安扶さん

この川浚いについては、早急に実現するよう要望して、これは終わりたいと思います。

次に農地の見直しについてでございますが、この農地の見直しは5カ年に1回見直しが行われるということを聞いています。これは町長の答弁では利用計画の中で計画を進めていくという答弁でございますが、この農地の見直しについては、一例あげますと、儀間地区で墓地なんです、農振も被っていないのに墓地が現在ひとまとめにまとまっているんですが、あと2、3軒立つ予定で、敷地はあるんですがこれは土地をほとんど墓敷地として売買されて、農地の見直しがされないために分割もできないし、名義変更もできないということで、この墓地の地主の方々は大変困っている状態にあるんです。そういうことで、この農地の見直しというのも、ある農地にとっては建物がそこに建ったために災害といいますか、建物側はさとうきびを作ってもみんな梢頭部が折られてしまって、農業作物作っても全く利益が取れないと、こういう例が何十年も続いてきているんです。こういう所を見ますと、旧仲里村は10年余りも農地の見直しがされてないということを聞いておりますが、このへんについて、これは見直しを、今年は私の知っている範囲内で除外も決まりましたし、また、具志川の野球場の件にも農地が入るということを聞いておりますが、そのへんはやはり農振から外さなければ事業は進まないと思いますが、それと共というか、関連して事業なすることはできないか。私が知っている範囲内で、これは農地の見直しというのは担当だけでは無理だと思うんです。これは行政も一体となって、本当にできれば予算化して、コンサルタントを入れて、これを早期に実現していただきたいと思うんですが、どうお考えか、答弁をお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

確かに農振の見直しにつきましては、基本的には5年から8年の間という基本見直しがあります。但し、見直す場合は、最初に計画した農振の計画が急激な変化、あるいはどうしても見直しは、施設とかいろいろな土地を利用する、農用地を事業を受けた場合、急激な用途が出た場合に、これは2、3年でも全体的な見直しはできます。この全体見直しの中で、部分的に必要な部所につきましては一部見直しということで毎回農振を絶対外す必要があるのであれば一部見直しというやり方もその間にはやっております。これはただいまご指摘があるとおり、旧仲里村におきましては15年来農振の見直しはなされておられません。この見直しされていない大きな原因につきましては、議員の皆さんもご存じだと思うんですけれども、ゴルフ場の問題で全体見直しをやろうということで何回も手を付けましたけれども、ゴルフ場の位置の問題で見直しをストップせざるを得ないということで、今まで長々旧仲里村の場合は延びてきておりました。

今回の場合は、久米島町としての農振見直しについては、これはあくまでも今は農地で

あるから、原点に戻って、その農振の線引きを今全体的にやっております。

特に合併して後には町長が述べられたとおり久米島町としての農業総合振興整備計画を作らなくてはなりません。旧仲里村においては、昨年度から一筆台帳、現況図はほぼ完成しております。旧具志川村について一筆台帳の整理と、旧具志川村地域の総合計画の現況図、これに今取り組んでおります。予定としましては今年の14年度会計、来年の3月までには是非、この計画書を作成していきたいと。議会が終わった時点ではまた県との調整、あるいは作成に入る前に帳簿、利用計画の中との総合性も図らざるを得ませんので、とりあえず利用計画図と総合性、旧具志川村については図って、久米島町全体のその現況図、農振の線引きをやっていきたいと考えております。

ただ、担当者が業務が忙しくて担当者が足りないのではないかという件につきましては、合併した時点で両旧具志川、仲里農振係ということで業務を兼務していた職員が、今、農振係は2人配置されております。係長と担当、その中には農振もしながら地域農政も兼務はしております。いずれも業務については問題、支障はきたさないと思います。但し、一筆台帳の整理と現況図につきましては、これは委託方式で、今、行っております。この間14年度には見直し計画を是非やっていきたいと考えております。

○ 28番 吉永安扶さん

ただいま、課長の答弁で理解できますが、この件につきましては、業務に対しては差しかえないということですが、この見直しということにつきましては、これは担当だけに任せずに町をあげて、是非、取り組んで見直ししていただきたいという要望を申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで28番吉永安扶さんの質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

再開します。

(午後 3時00分 再開)

5番仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

沖展の誘致について質問いたします。島の若者たちが夢の話を語っている中で、久米島に沖展を誘致して欲しいから、是非、議会で取り上げて実現させていただきたいという声があり、私は平成10年旧具志川村12月定例会において「沖展誘致について、平成12年5月の文化センター落成記念事業の一環として、沖展を久米島に誘致する考えはないか」と伺いましたところ、行政側の答弁は「村民の文化的向上を図る上からも、誘致できるよう関係機関と協議したい」との答弁でしたが、いまだに実現されていません。

今回、初代久米島町長として就任しました高里町長は公約の中で「教育・文化・伝統を重んじる文化の町の実現」を掲げていますが、沖展を久米島に誘致することに対し、いかがお考えかお伺いします。

次に、水道水フッ素化について質問いたします。旧具志川村ではフッ素洗口事業により乳幼児の虫歯がほぼ半分に減少し、児童・生徒の虫歯は約5分の1まで減少するに至った実績を踏まえて、「全ての子どもたちに全く虫歯がなくなること」「子どもからお年寄りまでの歯の健康を守ること」「高齢者になっても自分の歯でしっかり噛めて健康であること」。これらを実現するために平成12年3月に水道水フッ素化要望書が提出されております。それを受けて行政側は、水道水フッ素化を推進してきました。そして、合併後も「住民の合意形成を図った上で当面の間、具志川村の給水区域に限定し、事業を推進していくものとする」と合併協定書で交わされています。

しかし、町長は選挙公約で、水道水フッ素化に反対を表明しています。また、新聞報道では、フッ素事業を導入しないことを明らかにしています。そこで、改めて水道水フッ素化について町長の見解をお伺いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

5番仲村昌慧議員の沖展選抜展の誘致についてお答え申し上げます。平成12年6月の自然文化センター落成記念事業として選抜展が誘致できるよう検討しましたが、当時文化センターの職員体制が不十分だったこと、また、両村の連携不足や財政面のことがあり、現在まで実施できない状況が起こっております。2002年4月1日両村が合併し、文化センターの職員体制も整備されました。「教育、文化・伝統を重んじる文化の町づくり」と位置づけ、久米島町合併記念事業として久米島への沖展（選抜展）を誘致すべく、自然文化センター上江洲館長が主催者の沖縄タイムス社を訪れ調整してきましたが、本年度の事業は前年度の9月の沖展の運営委員会で決定されることから、本年度の開催は無理があります。近い将来、誘致できるよう関係機関との連携を密にし、取り組みを強化したいと考えております。

○ 町長 高里久三さん

5番仲村議員のご質問にお答えします。水道水フッ素化について、水道水フッ素化については、安全性や必要性について旧具志川村が字ごとに説明会、または各種団体との勉強会も行われてきましたが、賛否両論があり結論が得られておりません。また、合併説明会の部落懇談会においても、この問題がたくさんの皆さんから意見として出されております。さらにはまた全国3,000余りの市町村の中でまだどこも実施してない状況であります。それはなぜか、安全面において確たる確信が得られないからではないかと思っております。そういう面で私はフッ素は事業の導入をしない、フッ素は水道水に使用しないということをはっきりと申し上げてきました。今もそのつもりであります。

○ 5番 仲村昌慧さん

沖展の誘致につきましては、担当が教育委員会でありましたので、前回は教育委員会で2回沖展の誘致について質問しました。今回、あえて町長に質問したのは、町長の公約からして、このような沖展の誘致をどのように考えるか町長の考えをお聞きしたいです

ので、町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、私は平成12年に沖展の誘致を文化センターの落成の一環として本物の作品にふれあう機会の少ない久米島の人たちのために、是非、両村で協議して誘致してほしいという意味合いで質問をしましたが、それを受けまして、村民の文化的向上を図る上からも誘致できるように協議していきたいとあって、1年間その動きが全くなくて、平成11年の12月定例会においてその進捗状況をお伺いしました。そのときに関係機関と協議を重ねてまいりましたが、久米島自然文化センターの事業計画、組織体制、財政面においてしばらく状況をみながら検討したい、前から検討されているんですよ、もう検討したと思います。それが本当にされているのか。本当にやろうとしたのかどうか。さっき、できない理由を述べておりましたが、そういったのが本当にされたのかということを再度お伺いしたいと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

関係機関と調整したかということではありますが、やはりまた選抜展を行うには3、4日の期間、もしくは1週間程度の期間が必要かと思います。それで、これまで自然文化センターにおきましては、特別展、そしてまた企画検討を展開しながら地域の皆さんへその他文化財等の広報等はやっております。

○ 町長 高里久三さん

お答えします。現在みたいに物の豊かになった時代において、われわれは心の豊かさ、それから生活の潤いを求めるためには、是非、文化の活動を積極的にしていかないと、これからまた文化を抜きにしては行政は語れないというくらい私は文化は重要だと思います。その文化をいかに利用するかということは、先人たちが創ってきたこれまでの歴史、文化、それを継承発展させていくということがわれわれの大きな課題であるし、また、その特色ある文化を地域を県内外に紹介すると、ひいては国外まで紹介すると、そういう素晴らしい文化を私はこれからもずっと引き続きやっていきたいと。

今おっしゃる沖展も是非実現させていきたいと。これも確かに今報告があったように、2、3年前から企画してやらないとそう簡単にはできないと、そういうことでありますので、これまでは取り組みがちょっと手不足だったかもしれませんが、さっそく自然文化センター、それから教育委員会等々とも話し合いを持って、来年にできるか、または年を改めて何とかできないか。

それとまた、沖展だけではなくて久米島出身で全県で校長先生を定年された《猪俣こうしょう》先生、それから幸地良秀先生など、久米島出身の先生方が7、8名くらいいて、相当な写真を持っているそうです。それもやってみたいという要望もありましたので、その件については自然文化センターに話し合いをやりましたけれども、日程の都合で厳しいということでしたので、いわゆる絵画、いろいろな面においての文化活動をやっていきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

町長の答弁で、2、3年前から取り組みしないと、その開催が難しいのではないかとという答弁でありましたが、実は平成10年に、この質問をして、2回質問しています。そして先ほども言いましたように、その協議をしたかということ、また、当時の具志川村長が、相手がいるからということで、相手の仲里との協議をするということで、仲里と協議はされたのか。そして財政面においても、当時の、今の生涯学習課長が最後に、「ちなみに名護移動展においては2千万円の予算がかかったということで、このへんの予算の関係それはできないというような意味合いの答弁にも解釈されるわけではありますが、実は去年の沖縄市の選抜展の資料がここにございます、その中で予算として171万1千円です。それが約209点の選抜展であります。当然、久米島は船を経由して来ますので運搬賃では相当向こうから比較するとかかると思いますが、それとまた保険等に参加するとそれ以上の予算はかかると思いますが、しかし予算の範囲内でもやろうと思えばできると思います。実は2、3年で取り組みしなければできないのではなくて、1年前にできるんですよ、本当は。実は今年8月に運営委員会がございまして、7月までに要望書、陳情書みたいなものを出しますと、8月の運営委員会に声をかけて、それで平成15年の日程が決まるわけですが、来年は沖縄タイムスの55年ということで、名護移動展が既に決定されているから、来年は厳しいと。再来年だったらできるのではないかとということで、平成16年に向けての取り組みを今から始めれば、おそらく僕は可能性があると思いますが、しかしこの平成10年に質問したときに、担当課の方でこれを進めていけばタイムス側の方は久米島が要請してくるのを待っていたんですよ、本当は。やりたいと言っていました、これは。そういうことで本当にそういう取り組みがされたのか、また、財政面の厳しさ、それから事業計画、組織体制、そういった話し合いがされているのかどうか聞いているんですよ。そういうことは全くされてないのではないかと。その後、やれませんかと言ってからですから、その結果として2回も質問していますから、それに対する誠意を持った回答はしてほしかったと。

今回新しく町長になられて、こういった面に理解を示してくれて、できれば早い時期にできるようにということをお願いしておきたいと思いますが、もう1回、その件に対して、先ほど教育長からの答弁は、今までの成り行きの中での答弁でありましたが、教育長自身としてこの久米島に沖展を誘致する考えについての教育長としての見解をお聞きしたいと思います。

それと、今言った、課長に、さっきの質問の同時にお願いたします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

沖展は今年度浦添市総合体育館ですね、山城課長の話では900点余りの作品が展示されて、私も直接それを鑑賞する機会がございました。仲村昌慧議員から、これまでの流れについて、その取り組みが弱いという強いご指摘がございましたが、やはりそれぞれ一人ひとりの作者の大切な財産ですので、そういうのを取り扱う者としてきちんとした準備を整

えてやっていかないと、いずれ作品は個人個人に返すわけですから、近い将来と申し上げましたら、慎重に対応して、是非、実現していきたいと思えます。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

誘致に向けて協議したかということではありますが、直接事業者の沖縄タイムス社の方にも伺い、担当の方と調整を図っております。それについてどういう種類の、沖展の方におきましては7つの部門、絵画、版画部門、彫刻部門、デザイン部門、書道部門、写真部門、工芸部門の中で陶芸、漆芸、染色、織物、ガラス等の部門があります。そういうことで担当の方からどういうものを開催したいかということなどの指導を受けて協議しましたが、展示会場の問題、そしてまた警備の問題等、いろいろなことがありまして、現在までになっております。

それからこの沖展に変わるものとして、今、自然文化センターの方では今年の11月15日から約1月間くらい、これは合併記念特別展ということで「沖縄の工芸―手わざの魅力」ということで沖縄各地の優れた技術工芸品を広く紹介することにより日頃島では触れることのできない伝統文化に直接目に触れる機会をつくると、それによって島の伝統工芸である久米島紬と比較する機会をえ、特色ある地域文化を創出し、伝統工芸への理解と伝承の重要性を認識させ、さらにまた美術工芸の鑑賞、学習を通じ、青少年の個性や総合性を育成することを目的とするということで、沖縄の漆器、陶器、沖縄の染、沖縄の織ということ、今、企画しております。

○ 5番 仲村昌慧さん

次に、水道水のフッ素化について再質問をさせていただきます。町長の答弁は、導入しないという、今後ともその間替えに変わりはないということではありますが、しかしこれまで具志川村の方におきましては、この水道水のフッ素化については勉強会、それから後援会、説明会、いろいろな関係機関との話し合い等が約50回にわたって、この平成12年から今までの間に、2カ年間の間にそのように相当な取り組みを、そして作業をしてまいりましたが、今回の町長選挙の公約にも、そしてまた当選後の報道関係のインタビューの中にも町長が表明したことによって、今後そういった議論の場が持てないということになりましたが、合併協定書の中においては、住民の合意を図った上で当面の間、旧具志川村の区域を限定として推進をしていくという協定書がありましたが、その中で住民側の、町長はこれは協定書違反ではないかというような声もありますが、その声に対しては町長はどのように考えるか、お伺いします。

○ 町長 高里久三さん

確かに、協定書については尊重をし、また具志川の議会、それから当局のこれまでの努力については大変尊重をしていきたいと十分思っております。ただ、私が公約ということでやらなくても、仮に旧具志川村の皆さんが、やりたいというのであれば私は聞く耳を持っていると。それは考えております。なぜかという、要するに住民と話し合いをして、

住民の意見を採り入れたりすることでありますので、私がやるなど言っても住民がやりたいということであれば、私はそれは私の公約を変更しても、指摘はされるけれどもやってもいいと、そう考えております。

ただし、私が今のような状況で、今の諸々の状況を勘案した場合に、安心してほんとに使えるのかどうか、そのへんの見通しが無い限り、私個人としては導入はやらないということをお願いしておきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

実は私個人としても、この水道水のフッ素化については賛成、反対も判断はしかねるところであります。推進する立場からすると、当然安全性に問題がなく効果があるから推進するわけでありまして、反対側の立場からすると、この件に対しては不安であるということから反対するわけでありまして、私個人としては専門家でその判断はできないのでありますが、しかし住民がそれによって大多数が賛成するのであれば賛成というかたちになると思うし、また反対すると反対するかたちになると思っておりますが、そういった面では、この協定書どおり、今後とも推進という議論というのをやっていくべきではないかと思っております。

それと、今、実はこのフッ素化については、フッ素洗口というのがとにかく効果があって、この成果を踏まえてフッ素化の要望をしたと思っておりますが、現在、久米島の小中、高校はどうか分からないんですが、小中学校、それから保育所においてフッ素洗口がこれまでなされてきたわけですが、小中学校はされているんですけども、保育所の方が旧仲里村の方で取り止めになったと。いつ頃から取り止めになったか。そしてまたどういう理由で取り止めになったのか。そして町長はこのフッ素洗口についてはどのように評価しているか、そしてお考えなのかという件についてお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

私は専門ではありませんので、要するにこれまでの諸々の人の意見、それから先生方の意見を元にして判断をするわけですから、ただ、必ずしも水道水でなくても、コップに入れても使えるのではないかとということで、なぜそのへんのことにはしないで水道に入れるかということの一つの疑問と、仲里村においてフッ素洗口を止めたということですが、今初めて聞きますけれども、これはどういう理由で止めたのかはわかりませんが、保育園の職員の話し合いの元でやったのか、そのへんは定かではないですけども、とにかく今の状況では確たる安心だという絶対的なそれが見えないということで、私は先ほども言ったように反対だと。

それからなぜコップに入れてやれば効果があるという、それをあえてしないでこうするのか、それと具志川は、そう言ったら失礼かもしれませんが、具志川村議会において50回も審議をして、結論が出なかったということは、そんなにやってもなおかつ慎重に討議すべきだというようなことのあるのではないかなと思うんですが、いずれにしろ私はまだまだフッ素化の使用についてはもっと慎重に慎重にやるべきだと思っております。

す。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

再開します。

(午後 3時00分 再開)

○ 5番 仲村昌慧さん

仲里村の保育所の方においては、このフッ素洗口はやる段階においては申請し、許可を受けてやったわけですが、今、担当課の方でもいつから取り止めになったかということははっきり把握できてないということでありましたが、学校の養護教員の方からそういう話がありまして、仲里の方では、今先ほど町長もおっしゃっていたように保母さんたちの話し合いで止めたのではないかなというようなこともありました。

当然このようにして申請を受けたものに対しては、止める時にもその理由をはっきりさせて、そしてまた保護者の意見等も聞いて、それをどうするかについての結論を下すべきだと思いますが、町長は町民が主人公、町民主体、町民の声を聞くということの中で、これを町民の声を聞いてどうするかは判断すべきではないかなと思いますが、その保育所の現状について、今後町長はどのように対応していくのかお伺いします。

それから先ほど具志川村の方で50回もされてきたのに、しかし議会の方でという話がありますが、そのようにしてこの3月議会において50回も重ねてきた中で一方の方から推進決議をしてほしい、一方の方から慎重に審議をしてほしいという要望書が同時に提出されてきて、そしてそれを議会運営委員会の中で、同時に提出された場合はそれを議会に取り上げないということで保留した経緯があるんです。あえて保留して、合併後にそれを議論しようということでしたら、そのようにして今回の公約、それからいろいろな表明の中でそれができないということでもありますので、そういった、先ほど言いましたように、町民の声を聞くという面からすると、しっかりと、本当にやらないんだったらやらないという信念を持ってそれを通すということで、それから具志川側の意見があれば聞く耳も持つという意見、その方は非常に曖昧だなと思いますので、そこらへん、はっきりしてほしいなと思います。

○ 町長 高里久三さん

保育所の、なぜ変わったかという問題については、詳しく調査して、ちゃんとした手順を踏んでやったのか、落ち度があればそのへんはまた反省して指導していきたいと思えます。

先ほども言ったように、仲里村においてはどんなことがあっても使わない。はっきりこえは言えます。ただ、具志川村においては、なぜかといいますと、皆さんの慎重審議した結果を尊重するということと、あくまでも推進派の皆さんがやるということで、意見を聞きたいと、町の方針を聞きたいということで、一応聞く耳は持っているということであって、その状況においても、私が間違いはないという、やれるまでは私はいくら話し合いをや

ってもやらないということは頭においてください。ただ、話し合いをする機会を持つというからすぐやるということではありませんので、勘違いのないようにお願いしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで5番仲村昌慧議員の質問は終わります。

お諮りします。

本日は5番仲村昌慧議員の一般質問で会議を閉じたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

(午後 3時33分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号11番） 我謝政一

署名議員（議席番号12番） 糸数誠三

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 3 回 久 米 島 町 議 会 定 例 会

4 日 目

7 月 1 7 日

平成14年 第3回久米島町議会定例会

会議録 第4号

招集年月日	平成14年7月17日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	7月17日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	閉会	7月17日 午後4時15分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	13番	山城 和満	14番	宮田 勇
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉隆
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成14年 第3回久米島町議会定例会

議事日程 [第4号]

平成14年7月17日(水)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		一般質問	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。本日の会議を開きます。

<日程第1>

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、13番山城和満さん及び14番宮田勇さんのお二人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、一般質問を行います。

本日の一般質問についての発言は、会議規則第56条第1項の規定によってそれぞれ30分以内とします。

一括質問、一括答弁を項目ごとに3回までとなっております。

順次発言を許します。

○ 9番 上江洲盛元さん

私は日本共産党の9番上江洲盛元です。本会議は新生久米島町の最初の本会議であり、また、新生久米島町初代の町長への初めての一般質問であります。したがって、私の質問は、町長の施政方針との関連、また、両村合併協議会で決定された新町建設計画のないよとの関連、その他執行部としての姿勢、また、町民一般の声を行政に繁栄するための内容として5点を質問いたしたいと思います。

まず第1点目には、町政策審議会の設置についてであります。この名称はあくまでも仮称であります。町長は施政方針の中で次のようなことをうたっています。「今後は、21世紀のあるべき姿を展望し、具志川村、仲里村合併協議会で策定されました新町建設計画を基軸にし、今後10年間の久米島町の町づくりの指針となる第一次総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）等を策定することが、まず最初に取り組まなければならない重要な課題であります。」と、私はこの10年計画を具体化するためには、やはり当局の執行部だけでなく、その上に常設の政策審議会（仮称）なるものを設置し、あらゆる分野についてあらゆる角度から提言してもらう必要があると思います。政策審議会には、島内外から大学関係者、県関係者（OBを含め）、企業関係者、その他一般労働者の方々が求められます。これについて町長の考えをお伺いいたします。

第2点目は、老人福祉の充実についてであります。平成13年9月の具志川村・仲里村合併協議会で策定された「新町建設計画」の中で、保健医療の充実として「新町において住民が安心して生活ができる環境を創出するには、保健医療の充実は欠くことのできない条件の一つである」とうたわれています。また、老人福祉の充実として「高齢者福祉は新町の重要な課題の一つである」ともうたわれています。そして、主要事業として、保健医療

の充実（老人保健施設整備事業）と社会福祉の充実に10億4千500万円の概算事業費が計上されています。ところが、町長の施政方針には、そのことが具体的に触れられていないのは残念であります。そこで提案いたします。町長の施政方針の中の第一次総合計画で次のことを取り上げ、最重要課題として具体的に早急に実施に移していただきたいと思っております。

その1つ、久米島特別養護老人ホームの増設についてであります。現在、入所したくても入所できない方々、申請済待機者が33名もいらっしゃると思っております。そして島外には入所者も含めて70余名いらっしゃると思っております。このことは、高齢者をいかに置き去りにしているか、実に情けなく嘆かわしいことでもあります。新町久米島は何よりも早急に特別養護老人ホームの増設から考えるべきではないでしょうか。

2つ目、老人保健施設の敷地は、公立久米島病院の隣に既に確保されています。新町建設計画に予算まで計上されていることから、第一次総合計画に最重要課題として位置づけ、特別養護老人ホームの増設とともに、関係高齢者やその家族が安心して日常生活に励むことができるようにしたいと思っております。町長の決意のほどをお伺いいたします。

3点目は、観光産業の振興についてであります。その1つ、久米島紬「ユイマール館」の駐車場の拡張についてです。現在、ユイマール館の駐車場は、職員や研修生の車で満車です。そのため、観光客に多大な迷惑をかけています。バスの駐車場も含めて拡張する必要があると思っておりますが、どうでしょうか。そこで提案いたします。資料館の東側の土地とユイマール館の前の川に蓋をして、そこを使用する等です。そして、職員、研修生の車は一番遠い地に駐車すること。ご検討いただきたいと思っております。

その2、観光地のトイレ管理はどうなっているのかお伺いいたします。

その3、観光地への道路整備はどうなっているのか、お伺いいたします。

第4点目は、一般質問での検討事項等の次の定例会での報告義務についてであります。昨日から検討事項のことが話されておりましたが、年に4回定例会が開かれ、委員から一般質問が行われます。自治会の首長は「検討したい」「考慮したい」「努力したい」等の回答が少なくありません。しかしその後どう処置したかが問題であります。住民代表である議員の質問に対し最後まで誠意を持って事に当たり、責任を負うところに自治体の発展が期待され、住民の信託に応えることとなります。従って、次の定例会時までには、調査、検討事項の経過を報告することを約束していただきたいと思っております。

さらに、議場における議員の一般質問は、1年間にわたって相当の件数に及んでいます。中には、行政執行に当たって貴重な建設的な提言も少なくありません。一般質問は、地域住民を代表する議員の活動にとっては、執行機関を監視する議会の機能からみても、極めて重要な意味合いをもっているため、各課ごとに「直ちに処置したもの」「2～3年はかかるもの」「何年計画に組み込まれたもの」「当分調査を要するもの」等に分類し、毎年おおむね12月定例議会に報告するよう希望いたします。これも住民のために政治責任を負い、その代表機関の議会で行った答弁に責任を負い、政治姿勢を明らかにしなければなら

ない執行機関にとって、当然の処置であります。難しく考えるものでもないはずであります。こうした努力が実って、執行機関の信頼が高まり、町政刷新に一役を果たすことになるのではないのでしょうか。ぜひともこの提案を受け入れ、町政発展のために実行していただきたいと思います。特に新町のスタートに対しての提案であります。町長のご所見をお伺いいたします。

最後に、有事法制についてであります。現在、小泉内閣が提案している有事法制について、高里町長は町長就任時にマスコミのインタビューに対し反対の立場を表明したようでありましたが、その立場は現在も変わらないものと信じていますが、改めて本議会で表明していただきたい。

有事法制は、米軍に自衛隊が従属し、戦争を誘発し、戦争をおこす戦争法であります。私は考えます。我が沖縄は去る大戦で、日本本土防衛のための地上戦で、子供からお年寄りまで20万余の犠牲を被っています。日本軍は、住民を守るどころか住民を盾に自らを守る軍隊でありました。そして、また久米島においては、子供から大人までスパイの汚名を着せられ、20名が日本軍によって虐殺されました。しかも、沖縄戦が終わった6月23日の後であります。10名は、太平洋戦争終結の8月15日の後であります。子供、乳飲み子を含め10名の虐殺。私たちはこの無惨な犠牲の反省に立ち、二度と戦争を起こさないという憲法9条のもと、この有事法制の廃案を目指さなければなりません。

沖縄県においては、県議会をはじめ54の市町村の内の53の市町村が反対や慎重の意見書を決議しております。本久米島議会も去る7月1日に全会一致で決議いたしました。再度、町長の明確な表明を請うものであります。

○ 町長 高里久三さん

町政策審議会の設置について、ご質問のあります町政策審議会の設置について、ご提言のとおり、ぜひ設置したいと考えております。ご質問のあります町政策審議会の設置については、新町建設計画を推進するに当たり大変重要なものと認識しております。この審議会は、久米島町振興計画審議会として立ち上げの準備をしておりますので、より多くの町民の意見や学識経験者からの提言が繁栄されるように、又、幅広い分野からの人材登用について考えていきたいと思っております。

老人福祉の充実について、ご指摘の件につきましては、今回、私の施政方針では具体的に触れていませんが、住み良い町づくりの条件とは福祉の充実が不可欠であることは十分認識していきまして、さまざまな角度から検討を進めているところです。新町建設計画における総合福祉センターは、まさに町の福祉活動の集大成であり、全力を傾注して参ります。特に間近に迫りつつある、4名に1名という高齢化の中にあって、今、行政の果たす役割、町民から求められているものは、と考えるみますと重要かつ緊急な問題が山積しています。介護保険の広域連合立ち上げを目前に、民間、行政が情報を提供しあい、実現可能なメニューから早急に検討し、支援体制を組み立てていくよう担当課に指示しています。従いま

して、特別養護老人ホームの増床問題、介護老人保健施設の件については、別角度からもこれらのニーズに対応すべく方法を合わせて検討をしております。近々に社会福祉法人「久仙会」から具体的な計画について状況を提供していただけるものと思われま

す。次に、観光産業の振興について、駐車場不足の影響により、観光客に迷惑をかけているのは現状であります。その対策方法はいろいろありますが、理想的なのはユイマール館に隣接する土地を確保し、駐車場を建設する事だと思います。しかしながら、その土地は私有地であり用地確保については土地の借り上げもしくは買い上げをすることになります。今後、町の土地利用計画や財政計画等の調整を図りながら地主との交渉も含めて検討いたします。

それから河川に蓋をして駐車場を確保する件については、河川の維持管理又は防災面から適切な処置ではないかと考えます。

2点目の観光地のトイレ管理はどうなっているか。観光地のトイレ管理については、委託業務として執り行っております。

3番目の観光地への道路整備はどうなっているか。観光地へアクセスする道路整備については、補助事業のメニューを模索しながら整備を行って参ります。

一般質問の検討事項の次定例会までの報告義務について、ご質問のあります一般質問での検討事項の次定例会までの報告義務についてであります。報告義務については行政執行上、義務として扱えるか、他市町村等の取り扱い等を参考にし処理したいと思

います。今後については議会と執行部の信頼関係を保つことから、答弁については12月定例会でできるだけ報告をするよう努力してまいります。

一般の議員の質問に対しては、最後まで誠心誠意事に当たり、その実現に向けて取り組むことはわれわれ公務員の全体の奉仕者としての大きな責務でありますので、12月議会においての措置状況をまとめて報告をしていきたいと思っております。

それから有事法制について、ご質問のあります有事法制についてであります。この件については、現国会におきましても大きな焦点として審議されております。この法律が成立しますと、戦争のために、自衛隊や米軍の軍事行動が何よりも優先し、特権を与えるとともに、国民を強制的に動員する、かつてない法律であります。私たちは去る沖縄戦の苦い経験を二度と起こさないためにも、この法案には反対を主張すべきだと考えています。

○ 9番 上江洲盛元さん

町政策審議会の設置については、大変いいご答弁をいただきました。さらには、今、旧仲里村では村おこしプロジェクト委員会というのもありましたが、やはりここからよくものが見える、「慶良間ヤ見イシガ、睫毛ヤ見ーラン」という言葉があります。久米島内で井の蛙ではないんですが、周りの人々が一生懸命はやっていますが、そこいらも含めて、審議会にも提案し、いろいろヒヤリングはこれまでプロジェクトチームはやっていますけれども、やっぱり一つの大まかな青写真はできて、ヒヤリングに臨んでいますが、もっと

それなりの政策マンをここに掲げた県のOBとか、あるいは大学関係者とか、そういう者にも一つフィルターを通していただきたいということをお願いしたいと思います。

この件はぜひとも久米島町になって、これまでの具志川村と仲里村と旧態依然の行政ではなく、なるほど、合併して変わったなというふうなことのためにも力を尽くしていただきたいと思います。これは答弁はいりません。

2点目、老人福祉の充実についてですが、何回かこれは仲里村議会の場合にも2回ほど一般質問しました。非常に気になっていて、というのは、実際にこれに書いてあるとおりに家庭において非常に家族が苦勞している人たち、あるいは95歳の独り暮らしの方とか、ベッドと台所をようやく行き来している方とか、そういう方々が実際にいるわけで、老健施設は老人ホームとは違うわけで、これもあとでお伺いしたいんですが、あるいはまた、今、新しいメニューもあるという答弁でしたが、必ずしも総合福祉センターをつくって、それと老人ホームとどういう関係になるのかということのも、そこはこれからの問題だと思いますが、要するに、今、特別老人ホームは30床なんですね、久仙会は、確かにたまたま昨日一昨日、高良施設長から福祉課長充てに事業計画案が来ていると思いますが、あと20床増やしたい計50名です。これは去年の議会でも、今でも高良さんはもう皆さんが協力すればすぐにできますよということでしたが、なかなか村が二つあって折り合いがつかないということもありまして、今日に至っているわけです。

合併したわけですから、ぜひともやっていただきたいと思いますが、私たち仲里村の議会は県外研修をやってきました。2000年の5月です。福島県の西会津町、こちらは実は人口が久米島とやや似ています。9,845人、これは2000年5月現在ですが、研修行って来て、議会で取り上げたんですが、向こうはこの人口、やや久米島よりちょっと多い人口ですが、特別老人ホーム入所定員が70名なんです。前に取り上げた、今日は具志川から見えた課長さんたち、あるいは議員さんたちもいらっしゃるので、久米島と人口が同じで、福島県の西会津町は70名の定員の特別老人ホームがあるわけです。久米島は30名、半分にも満たないですね。それから老人保健施設、予定が50名入所できるんです。1日に通所の方が20名、報告が向こうでありました。同じ人口の規模にしる、これくらい私たちは遅れているということでもありますので、とりあえず新町で最も早く手をつけていただきたい、テーマにしていきたい、これを主張したいと思います。

それから先ほど町長は、他のメニューの話もありましたが、すぐできない部分との関係があると思いますが、課長、いろいろなメニューがあると思いますが、どういうメニューがあるのか、報告していただきたいと思います。お願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

基本的にですが、特老と申しますと民間法人ということで、民間法人が主になって、行政の方は側面支援していくというのが本来の立場でございます。しかしながら島の実情を考えてみますと、行政としても早くこの問題解決、環境整備に向けて取り組んでいかなければ

ればいけないということがございまして、最近、マメに特老の方とも連絡を取り合っているところがございます。先ほど議員から、総務の方から、久仙会の方からの資料が手元にあるということも伺っているわけですが、この中でも特老の方に行政としても、できれば、早めに方向性を見い出していきたいというふうに最近話し合ったショートステイ、これは短期間になるわけですが、これの増床、これはわりかし早くできるのではなかろうかと。

それからあと1点、痴呆対応方のグループホームというのが最近非常に各市町村ともひっぱりだこでございます。これまた法人の方で取り組まなければいけない施設でございまして、ユニット9名までというふうに整備をされております。したがってこれは、法人ごとにこのユニット一つずつしかもたないという制約はあります。聞くところによりますと、県の担当窓口の方での、あっちからもこっちからも要望が上がっているというふうに聞いておりますが、早めに越したことはないということで、早急にこの問題について取り組んでいきたいと考えております。

それからあと1点ですが、これは町が主体となりまして運営は町社会福祉協議会の方に委託ということになるかと思うんですが、早い時期に、最近、新しく出たメニューの中に、生活支援ハウスというのがあります。これは介護保険施設ではないですけれども、市町村の状況によっては、要支援者、それから場合によっては介護度の低い方を入所させてもいいのではなかろうかということを経営の担当課の方と話し合いの中から出てきておりますので、久米島の地域性を見た場合に、特老とこの30床以外に頼れる施設がないと、老健施設もなければ療養型施設もないという久米島のこの事情からすると、それもやむなしかなと考えておまして、早い時期に儀間のデイサービス施設、これも今、既存の施設を借りてやっている関係で、サービスの平準化には至っていないと、そういうこともございますので、デイサービス施設の移設も含めて、この生活支援ハウスを併設したいと。これは10名から20名まで入居できますと。いわゆる生活空間を設けるわけですから、通所でもなければ一時入所でもない、この目的はあくまでも独居老人、または老人世帯の不安解消というのが基本的な施設で、基本的にはなっていないわけですが、いくらか特老の今の入所者の方々と調整して、これは入れ替えとか。いわゆる早めにこの問題を解決しながら、その先に老健施設とか、ただこの老健施設の整備については、これは否定するものではございません。計画の中にはそのまま上げてはいるんですが、いずれの日か必要になってきた場合に、どうしても必要だとなったときには、そのまま整備計画を進めていこうということで計画の中にはそのまま生かしているわけですが、当面はこれらの、これに代わる類似施設を整備していく中で、長期計画でこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

いろいろなメニューがあるようですが、何か今の話を聞きますと、各地方地方で取り勝負のような感触も得ましたが、真っ先に手を挙げて、県と交渉していただきたい。

グループホームについて私が知っているのがあるんですが、一つの部屋に4名、区切ってますが、なかなかうまく経営がなされております。この方はこの2年間に沖縄全体に100くらい作りたいということでもありますので、また課長に具体的に相談申し上げたいと思いますが、こういう方も那覇にはいらっしゃいます。

それから生活支援ハウスですか、これは福祉総合センターの中に含まれているんですか。関係して。

それからいろいろメニューはあるけれども、私が非常にこだわっているのは、結局は老健施設なんですよ。一例、あまりおもしろくない話をするんですが、最近、老健施設にショートステイで入って1週間です。もう期限切れで連れに行ったら、家に帰らないと言って、あまりいい話ではないが、家に帰ったら首を吊って死ぬと、そういう言葉まで出した、本当にこれは95歳の独り住まいの方です。そうしたら施設長と事務局長が騒ぎまして、どこかにもう一つベッド空いてなかったかなと探すが、結局、満杯でどうにもならなかった。何とかかんとかいて説得しているうちに帰したと、こういう事例もあるんですよ。これは一例です。この方は70歳以上の娘が一人今いて、本島で暮らしているんですが、この方自体が病弱なんです。ですから子供が親をみれないということ、一例ですが、こうしてお年寄りが高齢者で、独り住まいの方があっちこっちにいらして、場合によっては家族もろとも、家族が疲れて疲れてというの、これは全国的に、新聞報道もあります、疲れたために悪い話も聞こえるわけですけども、あくまでもこだわりたいのは、老人ホームの増設です。もう一度町長からお答え願いたいんですけども。

○ 町長 高里久三さん

特養老人ホームの件について、これについて私も支援していきたいと。民間ができるものは民活に入れてやった方がよりいいサービスもできるとも言われておりますので、できるだけこの支援についてはやりたいと。

先ほど福島県で、人口1万で70名と言っていましたけれども、沖縄県全体ではこの施設が一番多いそうです。だから国は非常に厳しいと、沖縄については。そういうことで、いま、久仙会もわれわれも一緒に県にもお願いしてまいりました。また、かつては何名かで山里明さんが県の保健部長の頃に作ろうということで、組織も立ち上げていきましたけれども、それもだめでした。ですからこれはねばり強く頑張って、全国一律に同じ基準で出るのか、離島という特殊な例外が認められないのかどうか、そのへんも検討して頑張っていきたくて思っております。ぜひ支援をして、20床といわず、できるならばあと30床でもいいし、やらないといけないと。それに並行して、さっき福祉課長が言ったような、それを補完する施設として、その面にも力を入れていきたくて思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

観光産業の振興について、入る前に、いまの話で沖縄県は全国ではだいぶ充実というよりは平均的には多いと。しかし市町村個々を比較したらそうじゃないんですね。必ずしも、

久米島はむしろまだきそうだということになっていますが、そこいらはお互いに認識を一つにしておきたいと思います。

観光産業の振興ですが、ぜひともユイマール館、実は私も観光客をたまたま再々連れていくんですけれども、車が満杯して、客がないのにどうして満杯しているのかなと聞いてみたら、職員と研修生の車です。結局、観光に行った人の車は入れないんです。土地を購入して、それから作る間でも、そこは職員はどこか別の所を指定して空けていただきたいなと思います。

それから観光地のトイレですが、これは具体的に出していませんで申し訳ないですが、例を挙げてみますと、具志川の五枝松、3カ月前にお客さんを連れて行ったら、トイレがもうだめですね、掃除もされてない、水も出ない、その1カ月後に行きまして、その時は役場に電話をしましたが、何とかしてくれるだろうと、したかどうかわかりませんが、1カ月後に行ってもそうです。ここいらの管理をちゃんと責任のある人にちゃんとさせてください。もう恥ずかしくて、お客さん連れて行ってこんな恥ずかしいことないですよ。これは一例。

台風との関係、これは山川議員が、先に質問していたんだが、イーフのトイレも女子トイレは戸も外れて落ちていますね。そこいら、台風対策はやったのかどうなのかということが問題だと思いますが、まだあれからちゃんと整理したかどうか。ちゃんとそういう所を見て回っていただきたいと思います。

観光地の道路についてですが、ミーフガーのことを課長に例に挙げたんですけれども、豊石周辺はバーデハウスができるので、それまで待つ積もりなのか、もうそこはひどいです、豊石。ベースを入れて、間に合わせてでもやった方がいいのではないのかなと思います。

それからミーフガーの道路ですが、この間、建設課長の話では、予算が入ってしまって、わずかし道路を造らないという話でしたが、途中まで立派に道路ができていて、どうして一挙にできないのか、どこか無駄遣いの金が、いらぬ所に金を使っているものはないのか、十分吟味する必要があると思います。例えば久米島自然文化センターに行く道路の左側、カラーのセメントでやっております。あれは何するためですか。そこで子供たちが何しに行くんですか。

それから道路パークとって、これもこの間話を出したんですが、久米島自然文化センターの下の方にグランドゴルフ場を造ってあるそうですが、どのくらいの人が1年間そこに来てグランドゴルフをやるのか。頻度の問題なんです。僕はあれは、ああいったものを無駄遣いと言いたいんです。こういうお金をちゃんとした道路に回すとかやっていただきたい。慎重審議で、何が現在必要なのか、あるいは造ったけれども使用は何もできないという部分、無駄遣いにならないようにひとつお願いしたいと思います。もう答弁はいりません。

第4点目の一般質問での検討事項、このことについては、町長は12月にはできるだけ報告する努力をします。できるだけではなくて、ぜひともお願いしたいと思います。われわれ議員が質問したものについて、検討しますと、検討されたかどうか大きな問題がありますので、そういうことでぜひともお願いしたいと思います。

有事法制について、これは法案に反対すべきだという町長のものすごい強い決意がありました。われわれ沖縄県民あげて、これにはこぞって反対する必要があるだろうと。今、国会も曖昧で、たぶん廃案になるのか、継続審議になるのか、全国で市町村自治体津々浦々議会で抗議決議をしている、これも一つの小泉内閣への抵抗が効いたのではないかと思います。ですから議員というものが非常に大事だということが、ここでもわかると思います。さらに二度と戦争を起こさない憲法第9条を遵守することが私たちに課された義務だと考えます。

○町長 高里久三さん

有事法制については、国民生活に甚大な影響を及ぼす恐れがあるといわれておりますので、こういう法律は、我が沖縄は国内唯一地上戦が行われ、多くの尊い生命、財産が失われて、想像もしがたい苦しい体験をした。さらに復帰後30年後になってもなおかつ全国の75%米軍基地がある。さらにその基地から発生する事件、事故で、平和な生活を侵害されている現状では、この法案は廃止、または慎重審議をして、国民の生命が尊重されるような法律になっていただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで9番上江洲盛元さんの一般質問を終わります。

お諮りします。

11時10分前ですが、10分間トイレ休憩取りますか。それとも続行しますか。

10分休憩します。 (午前 10時50分 休憩)

再開します。 (午前 11時02分 再開)

次、2番翁長英夫さん。

○ 2番 翁長英夫さん

本定例会は、久米島町合併して初めての定例会で、3点ほど通告しました。いずれも合併に伴って住民の声に繁栄されるのではないかなと思っております。まずはじめに、情報公開条例の制定について質問いたします。国・県においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が平成11年に成立しております。その中において、地方公共団体も情報公開法の趣旨に則り、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないとされております。もとより、町民の行政に対する信頼を高め、公正かつ民主的な行政運営を確保するために、本町においても早急に情報公開条例を制定すべきであると考えますが、町長の見解を伺います。

2点目に、行政改革についてであります。我が国の内外情勢の展開を踏まえ、変化への

対応力に富み、簡素で効率的かつ住民の信頼を確保しうる行政を確立するため、行政の制度、運営について徹底した見直しを行うべきではないでしょうか。長い歴史と文化を築き上げた旧具志川村、旧仲里村が本年4月1日を期して合併、それに伴い本町においても行政改革の必要性を強調し、また、統合性、多様性、弾力性の確保等を通じて地域社会のみならず、活力ある久米島町建設の重要性を重視していくべきと考えますが、町長の所信を伺います。

3点目に、自主性の強い単独事業ということですが、政府の方針としては、自主的、主体的な地域づくりの推進と、生活者、消費者の視点に立った社会資本の整備を図るため、地方債を活用した単独事業の積極的推進を提唱されております。補助金が見つからないため、国からの規制、制約がなく、地域のニーズに合った自主的な事業が執行できるものではないかと考えます。また、その種類によっては、将来の元利償還金の一部は地方交付税で補填されるとのことですが、こうした観点を考えますと、今後、久米島町づくり事業合併特例債の性格は、一般単独事業の一般事業債ごとに留意する必要があるのではないかと考えます。町長の見解を伺います。

○ 町長 高里久三さん

情報公開条例の制定について、ご質問のあります情報公開条例の制定についてですが、この件については、沖縄県においては平成4年7月1日より施行され、県内市町村におきましては、本年1月現在14市町村が条例制定されております。本町におきましても条例制定に向けて取り組み作業中であります。目標年度については、平成15年度中の予定であります。

2点目の行政改革の推進について、ご質問のあります行政改革推進についてですが、この件については、ご提言ありますように久米島町建設の重要性を重視していくべき考えは私も同じであります。旧具志川村、仲里村におきましては、平成8年に行財政改革要綱が施行され、その間、両村において組織機構や事務事業の見直し等を行ってまいりました。新町におきましても、来年度を目処に行政改革大綱を策定し、重点事項を一つひとつ点検しながら、改革すべき課題については、早急に改善できる体制づくりに取り組んで参ります。

3点目の自主性の強い単独事業について、新町建設計画で計画している事業の中で、事業の内容に照らして有利な起債を充当していく考えであり、合併特例債についても十分な活用をしていきたいと考えています。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいまの町長の答弁では、情報公開についてですが平成15年度を目安として検討していくということですが、たいへん結構なことだと理解しております。そういう考え方の姿勢はたいへんよろしいことですが、今、テレビや新聞等からよく報道されていることがありますのでよくご承知のことと思いますが、こういった情報公開制度は皆さんも既にわか

るとおり、これは1980年ですか当時の大平首相、この首相が一応、住民が行政がもっている情報にはまだ住民が知らないことがあると思います。まず、総理がおっしゃることには、行政のもっている情報、差し支えない限り、住民に公表していくということをおっしゃっていますが、これから確かに今日、我が県でも非常にこの情報公開が叫ばれているわけですが、何といたっても住民が主体ですので、住民に応じていかなければならないと思うんです。ここにある資料は皆さんもご存じかと思うんですが、市町村改革に関する資料ですけれども、この中身は、今、町長が申し述べられたそういった方法とか、あるいは制定予定年度とか、そして制定予定なしとか、そういった答えが出ております。この中身は、今、平成14年、15年、16年とありますけれども、予定されております。これは平成14年の1月1日現在の調査資料ですけれども、その中に旧具志川、仲里もこの中では制定予定なしというふうに回答をしておりますが、こういうことを踏まえた場合は、これは住民が期待すべきことではないかなと、住民にとって期待と、望みをもってよいのではないかなと見ています。この情報公開はぜひとも早めに審議に移してほしいと思います。将来、町長は年度も掲げてありますので、ぜひその年度までぜひやっていただきたいと思います。回答はよろしいですけれども。

2番目の行政改革ですけれども、各市町村においても関連してきますけれども、行政改革については、自治省の運動もあって行政改革が華々しく取り上げられていることではありますが、本町としても合併に伴って行政改革を進めていくべきだと思います。ましてや一過性のものでなく、継続して進めていくべきだと私は考えております。まずそこでお聞きしたいのは、今、合併してじきですので、たいへん失礼なことになるかもわかりませんが、まず町長、久米島町合併に対して、町長の職員に対してですけれども、職員数についてお尋ねしますが、自治省では定員管理委員会を組織されているようですが、そこで都道府県、政令指定都市、または人口1万人以上の町村、1万人未満の町村の定員モデルを作成されていることはご承知のことと思いますが、そこで本町の定員数は、自治省が示す定員モデルに比較して多いのか、少ないのか、または町としては何名なのか、もし把握しておればお答えをお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

新町になりまして現在の職員数が一般行政職が163名おります。消防を含めて各施設含めると253名おります。今回、実は今日、うちの係長が県の方にヒアリングに出ておりますが、この資料の中で、今、議員からおっしゃるような、対比した場合には定員漏れ対象の職員が一般行政職、現在163名おりますが、160名になります。定員モデルの対象職員数ですね。そしてもう一つ、定員モデルの試算値というのがあります、これですと156名、よって現数よりは7名が超過ということになります。これは、この間もお答えしましたが、これから退職が出た場合には合併協定の中でもうたわれておりますが、退職による2分の1採用、4名の退職がいたら2人を採用するというように、年々そのバランスを

調整していくということで、方針は進めております。そういうことで、現時点での超過数は7名ということでご理解をお願いしたいと思います。

○ 2番 翁長英夫さん

総務課長のご答弁よくわかります。ありがとうございます。それで、これは今、旧村の当時の定数の方が、資料として、沖縄県市町村課から編集されて、市町村振興会からも発行されていますが、まず、総務課長が今おっしゃるように、これから職員数に対してはぜひいぶん基準職員数にもっていくということは、今おっしゃるようにたいへんいいことだと思っておりますが、せつかく公務員となったからには、それぞれの地位、権利でありますので、すぐにはこうだと思って、退職の通告ということはたいへんだと思っておりますが、これは旧村、これも平成13年度現在をもって報告されておりますが、まずこれは問題だと思っておりますが、これを踏まえて、今の町職員の身分を位置づけしているわけですから、その事は私はないと思っておりますが、旧仲里村、これは13年の仲里村のことですので、いろいろ島外団体、それから類似団体、いろいろと出ておりますが、やはりこれから見ると人員は多くなっているわけです。具志川村も同じとなっておりますが、やはりこれまでにいろいろ住民は職員について考えるわけですが、と申しましても、今、住民から聞かれるのは、合併して職員も半分になるのではと、そして議員も減って2年内になるということは、既に皆さん、公表されておりますので、そこでよく出てくるのが、職員はどうなるのかということを探ねる人もいます。こういうことを含めて、私は今回申し上げたわけですので、これからこういった、市町村の財政状況は厳しくなるので、そういったことも是非、そのためには強力にと思っております。そういうことが話し合われてますので、そういった姿勢でひとつ住民を指導することをお願いして、2点は終わります。

3点目に、これまでの単独事業ですけれども、やはり、よく似たようなものですけれども、いざ合併はしましたけれども、これから出てくるのは、町づくりということでたいへん予算がかかるというような現状です。これ等も含めて、単独事業のそういった利点と申しますか、非常にいい条件があるので、これを政府は主に進めてきているわけですけれども、ここでたいへんお互い自治体は補助事業を優先していかなければならないと思っておりますが、それは一般から見て、この単独事業起債してやるからにはこういった、今の時点でこういういい方はしていきませんが、この単独事業は何割あるのか。国から一応資金を借りて、そしていざ返していくからには、お互いの負担でありますので、これを補助事業と比べてどういったところに利点があるのか、本定例会の最初の日には審議した過疎事業債との関わりもあるかと思うんですが、なぜ国は補助事業を進めないで単独事業をすすめるのか、その単独事業を進めるからには非常にこれから後20年先、30年先もお互い、特に償還はありますので、非常に負担が大きくなってくのではないかなと思っております、補助事業とはどういう関係で、国はこういった単独事業をすすめていくのか、このへんがなかなかわかりにくいですので、そのへんをお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

単独事業というものは、補助の対象にならないものを単独事業というんですけれども、国が進めているのは、地域の特色を活かしたものを独自の発想で進めてもらいたいということが単独事業を勧めているものだと思います。今回、合併しましていろいろなメニューを今準備しているわけですが、このメニューの中で補助の対象になるもの、これは補助金交付額に該当するものを補助の対象にするわけですが、そういうものができるだけ補助を使ってやって、その補助裏というんですけれども、一般経費を使うものについては、いろいろな過疎債、あるいは辺地事業債とか、いろいろ有利な事業をそれに充てていくと。また、今回合併しましたので、合併特例債もまた有利な起債ですので、そういうものを、有利なものを優先にやっていくというかたちになります。

それから一般単独事業についても、補助金はつかないわけですので、まるまる一般財源というわけにはいきませんので、そういうものについても起債を充当します。起債についても合併特例債とか有利なものをやっていきたいというものが、この単独事業でありますので、今回、合併によって国からいろいろな支援策はありますので、これを有効に使っていくと。それで有効な起債を使って町づくりに活かしていくということになると思います。

○ 2番 翁長英夫さん

今、企画課長からの説明がありますが、いろいろと市町村行政がやっていくうえで補助事業のメニューはいっぱいあるんですけれども、なかなか該当しないということでありまして、残念ですけれども、この補助事業と、今、市町村が単独事業をやる、それぞれ、あくまでこれは国の金ですけれども、何が有利になるのかなというふうに考えますけれども、そのへん考慮していただきたいと思います。これを質問して、終わります。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

一般単独で起債を充当してやった方が有利な部分と、それから補助事業を使って有利な部分に分かれると思います。これは補助率の問題とか、それから補助を使ったときの補助裏にはどういう起債が使われるとかということでの選択によってまるまる起債を使った方が有利な場合も出てくると思います。

○ 議長 高良ノブ

これで2番翁長英夫議員の一般質問を終わります。

次、16番平田勉さん。

○ 16番 平田勉さん

私は介護保険関連で2点、IT事業の導入について1点質問したいと思います。

最初に介護保険について質問いたします。久米島町の誕生により、介護保険が統一されました。統一に際して、保険料については一保険、一保険料の原則に基づき統一されております。しかし給付されているサービスについては格差があるとの指摘がされています。そこで町長にお伺いをします。本当に格差があるのかどうか。格差があるとすればどのよ

うにしてその格差を是正をするのか、その具体策について説明をお願いいたします。

2つ目に、介護保険の広域連合への参画について質問します。第3回久米島町議会定例会7月1日の本会議での議決により介護保険は来年4月1日より広域連合で運営されることが確定的となりました。この間、被保険者、すなわち住民への情報提供は皆無だと言わざるを得ません。このような状況で住民の合意形成が図れるのかお伺いをします。

また、広域連合への参画に伴い第1号被保険者の保険料の値上げが予想されますが、それに見あったサービスの充実及び本島地域と離島とのサービス格差の是正は図られるのか、ご説明をお願いします。

最後に、IT事業の導入についてお尋ねします。この事業の導入によりネットワークの共通インフラの整備が急速に進められています。この事業は一体何のために導入されたのでしょうか。その導入目的について具体的に説明をしてください。

また、このネットワーク今後どのように利用するのかご説明をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

介護保険について、町誕生で介護保険料が統一され、介護サービス及び予防サービスも統一化され、町社協のスタッフが頑張っているところでもあります。しかしご指摘のとおりサービス提供施設に大きな問題があり、これらの改善に向け調整を行っているところです。旧具志川地区の居宅介護支援事業所わかみずは、デイサービスを目的に整備された施設で、スタッフも大きな不便もなく通所者の方々を向かい入れ日々楽しくサービスを受けている状況であります。一方、旧仲里地区の通所介護事業所かりゆしでは、一般的に健常老人の活動施設である高齢者コミュニティーセンター施設を借用している関係で、通所者、スタッフともに大変な思いをしているのが一目瞭然であり、早急に改善を進めてまいります。

介護保険の広域連合の参画について、広域連合移行に伴う問題につきましては、ご指摘の件を真摯に受け止めます。機を逸した面もありますが、今後は広報を活用する等努力を重ねていく中で町民の理解を求めて参りたいと考えています。

なお、各種サービス事業につきましては、現時点では具体的な答弁はできないものの先ほども答弁したようにさまざまな角度から検討し、可能性を見極めながら最前を尽くして取り組んで参ります。

3点目のIT事業の導入について、現在、旧具志川村地域インターネット、イントラネット事業を導入し、小・中・高校を含む各公共施設回線を光ファイバー専用線で接続しております。また、旧仲里村地域においても同様に地域インターネット事業を導入し各施設をNTTのISDN回線で接続しております。本年度の地域イントラネット事業は旧仲里村地域の小・中学校を含む島内全域の施設を自前の光ファイバーで接続し、データ及びアプリケーションの共有化を図りながらインターネットを活用した情報教育の展開及び地域間交流を実現し児童・生徒の情報活用能力の向上を図りたいと考えております。また、各施設がネットワークされることに伴い、各種申請書をデジタル化し、申請、交付等の住民

サービスがインターネットを介して行えるように基盤整備を進めています。

また、今回の光ファイバー網インフラ整備は、郵便局も接続対象としておりますが、先の国会で郵便局においても住民票の写しの交付が可能となる法案が可決したことに伴い、当該インフラを十二分に活用した住民サービスが実施できるよう島内郵便局との連携を図りたいと考えております。今回整備する光ファイバー網は途中での分岐が可能であり、将来的に各字公民館まで延長し、そこを拠点に無線LAN等を活用し、各戸まで接続できるように地域情報化基本計画に盛り込む整備を進めたいと考えております。

○ 16番 平田勉さん

介護保険の最初の分からいきたいと思います。早急に整備をしたいという答弁なんですけれども、私は時期的に保険者としての久米島町が14年度内にこの格差を是正をして、広域連合に移行するためには今日段階で具体的な策が出てきて当然だと思います。ですから私は格差是正のための具体策を聞いているわけです。来年4月1日まで残された期間もわずかなんです。これだけ小さい人口1万人満たない島での二つの保険者が統合するだけでもこういうサービスの格差は存在している。同じ保険料を払って同じサービスを受けるのは当然の話でありますから、具体的にこう是正をするんだというこの具体策をもう一度説明願います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

具体的な方策ということでございますが、先ほども上江洲議員の方にも答弁いたしました。確かに保険料等々、諸々のものは町合併以来全て統一されてきたと。しかし町長の方からも答弁がございましたように、デイサービス施設の施設機能そのものが非常に厳しい状況にあります。かりゆしの場合には、そういうことでこれの施設整備、これを急がなければいけないということで、今、県の関係窓口と調整しているところでございます。行政としては早ければ平成16年、これはデイサービス施設だけではなく、先ほども答弁いたしました生活支援ハウスというものも併設計画を進めております。その関係でこの生活支援ハウスというものが非常に綱引きの様子を呈してきておりますので、早い時期に行政としては取り組んで、いわゆる関係する機関、例えば町の社協なんです、早い時期に調整を終えて、県の関係窓口と調整していきたいと。できれば本年度中に補正あたりで事業計画をあげていきたいというふうに考えておまして、早ければ平成16年には開業させられるように努力していきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

先ほどもいろいろ関連した質問がありまして答弁がありましたので、それと関連してあと1点最後に聞きたいんですが、介護保険の皆さんが久米島町の計画として出している基本理念がありますね。これは介護保険法第2条の第2項から3項、4項までの法案の文案はあちこちから抜き取って貼り付けたような分ですけれども、皆さん、この計画の中でもこの理念に基づいてサービス供給費用の確保というのが提供されております。この中で、

先ほどからも老健施設とかいろいろな施設整備の部分だけが議論されていますけれども、この中で皆さんおもしろいことを書いてあるんです。これはまさに保険あってサービスなしの状況を私は認めているのではないかなという気がします。ちょっと読んでみましょうか。「介護保険における法定サービスの内、現在、島内でのサービス供給が困難なサービスは訪問看護や訪問リハビリ等、11項目となっています。」これが皆さんの評価なんです。これも含めて、私は被保険者の立場というものをどれくらい考えているのかというのが気になっている。

それで次も介護保険と関連しますので、次との関連もあるのでこの質問をしているんですが、今の項での最後の質問として、これは町長にお尋ねしたいんですが、介護保険という法定サービスというのは大体何項目くらいあると思いますか。

○ 町長 高里久三さん

ご指摘なものはわかりませんので、調べて報告したいと思います。

○ 16番 平田勉さん

次に移ります。これは居宅、施設含めて、サービス、これは特養とかいろんなものですね。これを含めて18項目、18項目の内11項目がサービス困難なんです。こういうサービス格差があるということを前提に、2点目に移ります。このような状況の中で広域連合に参画したときに、沖縄本島と離島とのサービスの格差、これはどうなるんでしょうか。社会的に保険者としての久米島町としていろいろなかたちで整備をしていこうという部分は、いろいろなかたちで制約を受けてくると思います。広域連合の事業計画の中に久米島の地域ケアサービスをどう充実させるかという基本理念をもって具体的な政策を事業計画にどう繁栄をさせていくか、これが一番大事だと思います。まさに今の久米島町の保険者としての責務をどう果たしていくのか、これが大事だと思います。そのことによって保険料がいくらアップしても、こうなりますという説明を住民にしなければいけないはずなんです。

その点も含めて、先ほど広報等を活用してという話なんですけれども、この第1号被保険者というのは65歳以上なんです。この人たちに庁舎内に座っていて、書き物にしたものを配布をして、読んでください、理解してくださいという、こういう方法ではだめじゃないでしょうか。もう来年の4月にスターとするんですから、これまで全く情報提供してないんですから、私は介護保険への住民参画という介護保険法の法令で義務づけられている部分も踏まえて、本当に膝を交えて対応しながら理解を求めていく、こういう手法での合意形成を図る努力をしないと混乱が生じるのではないかなという気がするんですけれども、そこらへんいかがでしょうか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

先ほど町長の答弁で、広報等を活用してということも申し上げておりましたが、これはあえて広報に限定はいたしません。あらゆる手法で、例えばミニデイサービスとか、それ

からユイマール事業というふうにご各地域活動を行っております。そういった中で、これから徐々に皆さんの意識啓発を高めていきたいということでありまして、広報活用というのは一手法にすぎないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから先ほどの法定サービス18項目ありますよということでしたけれども、この18項目のうち久米島で今現在やろうと思っても非常に厳しいサービスがいくつかございます。ただ、できる範囲のことは行政としては最善の努力を重ねていかなければならないということは基本理念としてもっているわけですが、例えば一例あげてみますと、老健施設の整備をします。しようとした場合に、これは数字ではじき出すのもどうかとは思いますが、ちなみに申し上げますと3千いくらかの赤字になると。これに変わる施設サービスではなく在宅サービスを中心に行政としては取り組んでいく中で、できるものについては是非必要なものについては、その都度考えていこうというふうにご考えている次第でございます。

○ 16番 平田勉さん

再度、今後のこの介護広域連合参画に当たっての町長の取り組みの決意なりも含めてお答え願いたいんですが、これまでの、先ほどから指摘しました説明責任の問題、これを踏まえて、今後具体的にという部分を住民にも被保険者に明らかにしなければいけないと思います。これは来年の4月まで期間がわずかしかありません。これを、これは行政だけではなく、私たちも7月1日に議決をして賛成して手を挙げた以上、私たち議員にも説明責任は負わされていると思っています。そのためにも今後具体的にどうしていくんだという久米島の地域ケアをどう充実させるのか、そのへんを保険者の皆さんがいろいろな具体的なものとして出して、それをもってお互いが地域住民の対しての責任責務を果たしていくという、これはぜひやっていただきたいなという気がします。それは協力するのはやぶさかでもありません。私たちも。賛成した責任がありますから。

議会の中であと1点、この広域連合の部分でどうしてもあと1点わからないのがあります。現在の保険者の連合に移行した後の構成自治体の責任の所在というのが全く見えない気がします。そうであれば、これは大変失礼な言い方になるかもしれませんが、勘違いしないでほしいんですけれども、どうも介護保険運営事務を外部委託をするような気持ちで広域連合に参画をしていたら大変なことだなという気がするわけです。まさかそういう気持ちはないとないと思うんですけれども、どこかにそういう気持ちがあるとなれば僕は基礎自治体としての責任の放棄だと思っています。3月31日はあくまでも保険者でありますから、そのへんを含めてこの広域連合参画に向けて、あるいは今後の老人福祉の計画を含めて、僕は今こそ一番大事な時期だと思っています。この時期に本当の島の久米島の福祉行政をこうするんだという大きな骨を作らないと、今後大きな、こうすればよかったという気持ちに追い込まれていくのではないのかなという懸念をしています。その点について、これは最後ですから、できたら町長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

広域に参画することは、私は全体で難しい問題はやると、さらに個々の町村でできないようなものをやると、こういうようないい面もあるのではないかなど。確かに今、料金の面でいくらか上がるのではないかなどという懸念はされておりますけれども、その点についても、それなりの上がった極端な保険料の上がりではないと、それに見合うようなサービスはぜひやってもらうと。また、今の現状のサービスよりは落ちるんではないということ、私は広域に入って全体の問題として地域の保険行政をします。さらに先ほどご指摘のありました広域連合に入るということは管理を委託して、自分たちはその仕事の肝心の保険の地元の業務がおろそかにしているのではないかなどということをおっしゃっていただきましたけれども、決してそういうことはないと思います。むしろ広域に入っているからこそ難しい点は自分たちで努力してやるということが当然われわれに求められているものだと思います。

それから説明については、これだけの皆さんの各個人回って、各戸回って説明ということは大変難儀な仕事でありますので、担当課と話し合いして各公民館に集まってもらって、介護保険の広域連合に加入する、なぜ加入しなければならないかというような点について、このへんの説明は当然やるべきだと思っておりますので、担当課と話し合いをしながらやっていきたいと思っております。そこは課長に答弁をさせます。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

一般住民に対する広域連合参画のことにつきましては、あらゆる機会を利用して、今後住民に理解してもらえるように努力していくということはお約束いたします。

それから、先ほどから広域連合も含めてサービス給付の面でいろいろご指摘もいただいております。ただ、何々をどうしますと、この間から同じことばかり申し上げて大変申し訳ございませんが、執行部としてはあらゆる角度から検討するようというふうに担当課としてとにかくいろいろ検討していくという指示を町長から先だっただいておりますので、これから現場を中心に動いてもらう社協とも調整しながら万難を配して取り組んでいきたいと、このように考えております。

○ 16番 平田勉さん

次に移りますけれども、その前にぜひ町としての早急な具体的な青写真みたいなものを作って、本当に住民参画で被保険者の代表も含めて多様な議論をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、IT産業の導入についてですけれども、町長の答弁は、今整備をされつつあると、急速に整備をしている共通インフラの整備状況だけの答弁だったような気がします。私がこれをなぜ質問するかというのは、これだけの金をかけて、これだけのネットワークを整備をしました。14年度も1億9千500万プラス2千800万円くらいです。あと14年度のメンテ料でかなりの額のメンテ料が計上されております。システム補修料で1千249万円、サーバ

リース料で2千529万円、一体これだけの金をかけてでも導入をするこの目的は何ですかというのが私の一番知りたいところです。これが14年度で整備をした分も含めて、これでほとんど整備は終わると思うんですけども、あとまたいくつか出てくるとは思うんですけども、オフコンとのあれとの関連もいろいろ出てくるので、あとあると思うんですけども、このネットワークを今後どういうふうに使いたいと思っているのか、どういう使い方をしたいのか、ここが知りたいところです。もう一度そこから教えてください。

○ 総務課長 大田治雄さん

この件に関しましては、今、既に旧具志川ではインターネット事業、イントラ事業を導入しまして既に各学校間でのLANをつないでの教育が非常に効果を発揮しております。よって今回は旧仲里地区を対象にこの回線を結ぶわけなんですけど、これはあくまでも自前の回線でありますので、互いの使用料については、金もありませんし、既にご承知のとおり全国各地で過疎地域、離島問わずに今この事業は進められております。よって従来と違ったかたちでの子供たちの、今はもうおもちゃ変わりに使えるようなかたちで、小学校課程からコンピューター等については既に効果を上げてきております。今回はそれが実施されますと、もちろん将来的には各々の公民館にも回線を無線LANでつないで各皆さん、議会を含めて区長とか各家庭にもLANを、無線を利用して使えるようになってくると思います。

これからはとにかく離島地域、へき地問わずにどこでも同じサービスが受けられるようなということの効果が出てきます。この分野においては近い将来は衛星を使って回線を使わずにやろうという国の計画も出ているようです。画質等についても、肉眼で見るような画質が近い将来われわれの画面でも見れるような時代がすぐ来ると思います。

とにかく小さい子から大人まで全てがサービスを受けられるというような効果が一つの大きなねらいがあって、今回は金がかかるんですけど、これも今これをやらないとわれわれはおそらく取り残されるかたちになってくるかと思えます。利用もやり方によっては病院での手術も那覇の先生方とこの移動画像を使って向こうの指示を仰ぎながらこの公立病院でもそういう手術を可能にするようなこともいわれております。そういう面では島民一丸となってこの分野については協力し、推進すべきかと思っております。

○ 16番 平田勉さん

最後なので細かい議論は避けますけれども、1点だけ、どうもここは私と皆さんと認識が合わないと思うのは、皆さん、このネットワークを整備するのか、目的化してないのかなという気がするわけです。今までの答弁を聞いていたら。これは確かに、今、総務課長が言っていたように、今やらないとおそらく単独事業で整備をしないといけないはめに追い込まれるでしょう。

これは1999年12月の総理大臣決定でのミレニアムプロジェクトからスターとしてE・ジャパン戦略、E・ジャパン2002プログラム、このへんの国策としての事業のスケジュール

を高くこなしているわけのような気がしてならない。

昨日もいろいろな疑問が出ていました。決済の問題も出ていました。例えば人間の配置の問題も出ています。例えば昨日の決算の問題でいくと、確か導入したシステムには財務会計システムが入っていると思います。あれを使って電子決済にすれば人の動きもいらないうんです。町長の公約にあるワンストップサービス、これはパソコンのネットワークを活用した行政サービスだと私は思っております。町長の公約でワンストップサービスというのがどういうイメージなのかわかりませんが、行政サービスを役所の都合に合わせたサービスから住民の都合を優先するサービスに浸透していく、これがワンストップ行政だと私は思っております。そのことによって住民の満足度をより向上させていく、これだと思います。

幸いに合併をして分庁方式という初めての形態を今経験しているわけですから、それを今実際に業務をしながら旧態依然にやっていた業務の進め方、業務運営形態というんですか、そこを今分庁方式に当てはめたときにどういう不都合が出るのか、検証をしながらせっかく整備をした、このネットワークに載せられるものがないのかどうか。そこで載せることによって人的な稼働化をして、より人を必要としているところに柔軟的に人材をシフトしていく、このような今の厳しい状況下では地方分権で仕事は増えたけれども人件費に見合う財政が増えるという補償は全くありません。逆に少なくなっています。自分たちで知恵を出して人間を弾力的に仕事する方法以外ないと思います。

ですから、このネットワークを使って業務のローコスト化、つまり経費の削減です。それとハイスピード化、迅速化です。そういうことを実現するためには、私は今一番いい機会だと思います。業務運営形態の抜本的な見直しをするのは、今おいてないと思います。人間ももっと僕は人間稼働が浮くはずだと思っています。今まで2カ所でやっていた仕事を1カ所にまとめたわけですから、ここで当然人間は浮くはずなんです。それをネットワークもうまく稼働することによってもっと効率的なものができる、経費の削減ができる。そういうかたちでやる方法がないのか。だから私は、あくまでも今整備をしているのは箱物だと思っています。作った箱物をどう活用するのか、これは大事だと思っています。

いい例で、これもちょっと気になっているんですけども、参考例として今後の検討に使ってほしいんですけども、教育委員会、いろいろ課ができてスタッフが強化されたように見えます。課が増えて、課長が増えて、係長が増えただけなんです。実際に課長とか係長を中心にしているいろいろな業務を進めていくときに、フル稼働で動いてくれる兵隊さん、こういったら失礼ですけど、一般の平の職員がほとんどいないですね。あれで何か地域で生涯学習とかいろいろやるときに支障ないんでしょうか。学校教育でもしかりだと思っておりますけれども、そういう部分にこのネットワークを、これだけ金を掛けているわけですから費用対効果というものを考えて、人材の仕事というのも考えていく、これは今の時期でないとできないと思います。そのことが私は職員の意識の改革にもつながると思います。職

員だけではなくて住民、執行部の皆さん、私たち議会、今、久米島はみんなが意識の改革も求められていると思います。そのためにぜひ、これを有効に使ってほしいなという気がします。ここが私と皆さんの先ほどの答弁とずっと噛み合わないところです。最後にそのへん、どういう使い方を考えているのか、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまご提言ありますように、行政としては当然ワンストップサービスについては計画の中に入れてあります。これはもちろん分庁方式をやっておりますので、両庁舎でこのケーブルを使って住民票、諸証明それぞれワンストップサービスで提供できるように検討しております。そしてその他についても、電子掲示板、行事情報、スケジュール管理、施設予約、会議室の予約、備品情報等の計画も含めて考えております。よって今回は地域情報化基本計画も予定しておりますので、その中でもこういう諸々のものについては、箱物を作っただけではなく、それを十分活用できるようなかたちで金の無駄遣いにならないようにより効果を上げあるというかたちを第一目標にして考えていきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで16番平田勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 12時09分 休憩)

再開します。

(午後 1時00分 再開)

○ 31番 崎村稔さん

31番儀間出身の崎村です。所属は日本共産党に入っていますけれども、これからまた1年5カ月、執行部の皆様よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、最終処分場について、儀間地区に最終処分場が計画されている。下流には泉や小川などがあり、琉歌にも歌われている白瀬川もあります。そこから飲料水を取水している民家も2軒あり、白瀬側周辺には県の天然記念物に指定されているクメジマボタルやキクザトサワベビなども生息していると思われまふ。処分場からの汚水が心配されまふ。なぜ、泉や小川のない平らな土地に建設しないのか疑問です。ぜひ見直すべきですが、町長の考えをお伺ひします。

2番目、新興通りについて、仲泊の新興通りの両車線駐車は、毎日のバスなどの運行に支障をきたしてあります。一方通行にして新しい交通体系を作るべきと考えまふ。今現在、千歳橋の架け替え工事を行ってあり、8月に完成する予定だと聞いてありますが、この橋の完成を機に新町として検討、計画して頂きたいと思ひまふが、町長の考えを伺ひまふ。以上、よろしくお願ひします。

○ 町長 高里久三さん

最終処分場について、用地選定については、用地選定委員会において、久米島を一円として考えた場合の利便性、それからクリーンセンターの連携、それから敷地が町有地であ

るという立地条件などを十分に議論し、検討を重ねた結果が決定した場所であり、計画地域周辺は生活環境影響調査を行っており特に問題はないとの結果が出ており、見直す考えはありません。

新興通りについて、仲泊新興通りの違法駐車は、ご質問のとおり車輛車線での駐車が多く、交通に支障をきたしている状況にありますが、今後、警察や通り会とも協議しながらその対策を講じていきたいと思っております。一方通行については、通り会から反対の意見がありますので難しいと思っております。

○ 31番 崎村稔さん

私も最終処分場の必要性は認めますけれども、場所が何で山の上かなんです。水は上から下に流れます。将来、20年か30年後までは管理型ですので、管理している間は安全の保障はできると思っておりますけれども、30年、50年、100年後のことを考えたら心配して、低地、平地にもっていくよう質問を出してありますけれども、何で山の上か、何で儀間ダムの近くか、何で白瀬川の上流か、これは本当に疑問だと思います。

町長は合併前のことで、あまり責任がないことと思っておりますけれども、町長が議員のときに今のゴミ焼却場の、町長が議員のときに造ったと思っております。なんで、きれいな言葉でクリーンセンターですけれども、私はゴミ焼却場といいますけれども、なんで儀間ダム、儀間池、比嘉池、クサクナ池の上流に造ったか、これも最初から間違っていたと思うんですよ。その頃、議員団の皆さんは何でこれに反対しなかったのか、私は本当に疑問に思います。そういった意見で、町長、昔を振り返って、どういう、先見の明がなかったとか、そういうことを含めて再度答弁がありましたら、またご答弁を後でお願いしたいと思います。

今の執行部の皆さんが一生責任を持つてしたら、これは問題ないですけれども、皆さんは人事異動や退職、中で異動しますので後はもうおさらばということで責任はないので、今の現状の顕示でもってやっておりますけれども、私は一生自分で責任を負うくらい、執行部が責任感をもってやれば誰も反対しないと思っておりますよ。そういう点も町長の方からお願いしたいと思います。

下流の白瀬川にはクメジマボタルとか、まだはっきりはされておられませんけれどもキクザトサワヘビも、キクザトサワヘビは私が中学校の頃の校長先生喜久里教達先生が発見した蛇ですけれども、これも大岳小校区では発見されておりますけれども、白瀬川の上流はまだ発見されていないということですが、完全にいるという専門家の意見でありますので、何で県の天然記念物、あるいはキクザトサワヘビは国の希少動物にも指定されております。そういう貴重な動物がいる白瀬川、そして琉歌でも有名な白瀬川です。50年、100年後にはたぶん処分場のシートなどが全部切れて、ダイオキシンが流れ出して、われわれ子孫の時代には必ず汚染されるような懸念があると思っております。儀間部落で説明会を何回かありましたけれども、来ている人は反対じゃないですね。反対発言する人は少なかったんですけども、昨日は嘉手苺でも説明会をやったらしいですが、課長、関連しますが、どんな状

態だったか、これをお願いしたいと思います。

私の考えですけれども、平地にもって行って、その地下水が海に流れるか心配している方もおりますけれども、私の考えでは川、沼、泉などを汚染して海に流れるよりは直接地下を通って海に流れた方が公害は少ないと思っております。特に海は浄化作用が川の何十倍とあると思っておりますので、そういう点で私は心配ないと思っております。

皆さんもご存じのようにタンカーの事故などで石油が流れた場合、いつかは海はまたきれいになると、浄化作用で戻っている状態ですので、そして那覇市や南風原町あたりは、し尿処理は海に海洋投棄してあるんです。し尿とか、だから海はそれだけの浄化作用があるので、海には心配ないと思っておりますので、私はこれを提案したいと思っております。

先ほどのを振り返って、クリーンセンターを造った当時に、何でダム付近にクリーンセンターを造ったのか、答弁がありましたらお願いします。

○ 町長 高里久三さん

クリーンセンターをなぜそこに造ったかという確かな経緯は、経過はわかりませんが、まず、両村の境界だった、そして両村から便利であると、さらに土地が村有地であったと、当時はそういう環境問題があまり厳しくなくて、それで十分だということで造ったものだと思っております。

今考えてみると確かにそこはまずいということで、今度、移転ということを考えておりましたが、最終処分場、クリーンセンターと同時の新築は財政的にも厳しいということで、クリーンセンターについては平成14年に国のダイオキシンの基準に適合するように6億5千万円掛けて改良してあります。あと5、6カ年はここを使って、次の移転のときにもっといい場所について考えていくということになるかと思っております。

それから、なぜそこにと、今の現場に処分場を造るかということですが、それは建設選定委員会が十分に検討して、久米島一円を頭に入れて、4地区の候補地をあげて検討した結果、さらにはまた先進地の事例も視察して、それに基づいて決定したということです。審査委員会の建設選定委員会の決定したのも尊重しなければならないし、また今久米島が全て県の自然公園になっていまして、平地の場合に農振との兼ね合いが出てくると。それから県立公園にも1種、2種、3種というのがありまして、2種、1種からはとてもじゃないけど利用できないと、そういうことで、今の地域はまず3種の中でそれができるということで今の場所に選定したと思っております。

それから20年、25年後、100年ということですが、これは25年まで常に監視できるシステムが出ていて、それからその池の中も区切られて、水漏れしてもすぐわかるようにちゃんと全ての設置がされております。そういうことで万一水漏れしても大丈夫だと。また、放流する場合も25年経ってなおかつ普通の水より品質が落ちると流せないということですので、必ずしも25年経って問題あるというときにはまた継続してやると。25年経って、もう大丈夫だということが立証できればそのまま放流すると、さらには下の方

に沈砂池を、貯水池を造って、そこで200、500トンの貯水池を造って、そこでカバーすると。また、100ミリとか200ミリの雨でもその貯水池でもってカバーするというようなシステムであると。国の基準にかなっているのです、私たちはできることならばその水を流さないということ。

それからもう一つ、先ほどクリーンセンターとの連携といいましたけれども、この水をクリーンセンターに持って行って、クリーンセンターの機械の冷却水に使うということで、場合によっては流さないと、ほとんどが流れないというような状況になると思うんです。そういうこともあって、ここで大丈夫ではないかなということでもあります。

それから先ほど町長が替わったらもう責任ないということでしたが、行政というのは簡単なものではないと思うんですよ。議員も、じゃあ崎村議員が終わったら次はもう誰もいないかとなると、全くそんなあれではなくて、これはもう世のある限り続くわけですから、ただ私たちは、今やったものを次の方々に負債として残していかないように、できるだけ今われわれの時点で最善の努力をして、よりよい方法でやって、次の皆さんには責任を負わさないような方法で事業実施をしていきますので、決して50年後、100年後ということで私が終わればこれは終わりということではありませんので。ただ、もしその時に間違っておれば、われわれは責任は問われるとは免れないと思っております。先ほどのクリーンセンターの場合も、確かに私はその時に議員でありましたので、そのへんについては、今、改めてまずかったなということを感じております。

ただ、今回の場合は、そういうような当時と比べて施設そのもの、また、国の基準も相当厳しくなっていると、また、今現在の放流する水も、国の基準よりなおかつまた倍に基準も厳しくしてということでもありますので、そのへんを入れて、私たちは選定委員会の審議の結果を検討して、またさっきいった条件なども勘案して、現在の場所で建築しようと思っております。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

選定方法について若干説明します。選定委員の構成であそこを選定したということで町長は説明しておりますが、その中で、4つの候補地をあげて、11項目をあげて点数制で設定して、今の候補地が一番最適地だと、それで選定してあります。11項目といいますと、用地取得の可能性、立地条件等、項目あげて慎重に審議した結果であります。そういうことで、今、最終処分場はわれわれは進めておりますが、実は4月3日付の県からの文書で、今の両方の最終処分場は不的確であるので、消却灰はもう搬入停止ということで、われわれに文書が届いています。そういうことで、今月の29日にヒヤリングが入っています。もしそういうことができなければ消却灰が1日3トンも出ます。そうするとどういふふうに対処しようかと、今非常にこれも悩んでいるところです。だからぜひお互いの一般家庭から出たゴミの収集施設でありますので、ひとつご理解をしてお願いしたいと思っております。

それから、先日、嘉手苺で説明会を持ちまして、いい話ができたと私は思っています。そういうことでほとんど集まった嘉手苺の住民の皆さんは理解を示していると、こういうことで私は解釈をしております。

○ 31番 崎村稔さん

町長の答弁は、理論的にはわかるんですよ。でもこの理論を、今は大丈夫ですけれども、必ず50年後、100年後に必ず流れ出すという懸念があります。久米島は第3種特別地域に指定されているので、生活環境の保全、自然環境の保全についても特に注意しなければならない点ですけれども、低地に、例えば仲里でいえばトクジムのあのへんですね、そしてシンバル、旧具志川では大原の広いところ、低地になっていて、将来的にはゴミ消却処分場の移転すべきだと私は思っておりますが、そういう大きな考えはないか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、それに関連して、その処分場の下の方に儀間ダムの土取場という、巨大な穴が空くような情報も聞いておりますが、建設課当たり、そのへんわかりましたら説明お願いできませんか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 1時19分 休憩)

再開します。 (午後 1時20分 再開)

○ 31番 崎村稔さん

次の新興通りについて、これも具志川側のことはあまりよくわかりませんので。21世紀町づくりの会が発足しているみたいですので、そういうところに任せて、新興通りについてもいろいろな意見がありますけれども、仲泊商店街がもっと活性化するように期待しまして、簡単ではありますが終わります。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 1時24分 休憩)

再開します。 (午後 1時25分 再開)

これで31番崎村稔議員の一般質問を終わります。

続きまして、13番山城和満さん。

○ 13番 山城和満さん

日本共産党の山城和満です。先日来、本定例議会の委員会審議の際に私の不適切な発言や行動があったということで反省しております。今後そういうことがないように真摯に議会に対応してまいりたいと思っております。

村長の施政方針に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、村長の施政方針の中で産業の振興の項目、農業の振興、その最初の方に「地産地消費、現地生産、現地消費の推進に努めてまいります」ということが載っております。具体的にどういうことをやろうとしているのか、久米島は昔から自給自足が可能な島とも

言われてまいりました。近年、島内の自給率が低下していることは皆さんご周知の通りだと思います。地産地消費を進めるということは地域の農業にとってもこの活性化についても計り知れないものがあると考えております。この事業と申しますか、このことは大変有意義な事業だと考えておりますが、残念ながら本年度の予算執行を見る限りにおきましては、そのための予算というのが見受けられません。どのような方策を考えているのか、予算の伴わない計画の実現というのは難しいのではないかと考えますが、村長の考え方を伺います。

次に農業の振興の中で、種々さまざまな作物の振興を必要とすることを取り上げておりますが、その根本にある土づくりの必要性について、私は避けては通れない問題だと考えております。これまでも旧具志川村の中でも堆肥センターの早期建設を何度か要請してまいりました。久米島町合併した今後は早急に堆肥センターを建設する考えはないのかどうかお伺いします。

次に、畜産の振興についてですが、町長の施政方針の中に、「畜産については、昨年5月のBSE狂牛病発生以来消費者の肉離れと共に本町においては子牛価格の暴落など、畜産農家は大きな打撃を受けました。そのことを解消し畜産の振興を図る上から平成14年度から18年度にかけて畜産基盤再編総合整備事業を導入し」とありますが、この畜産振興について基盤再編総合整備事業は狂牛病とは何ら関係がありません。他の地域では何年も前からこの事業は導入されて、実施されているはずですが、今回、町長にお伺いしたいのは、こういうすり替えではなくて打撃を受けているという畜産農家に対して町独自の助成策を講じてはどうかということでお伺いしたいと思います。旧具志川村では合併のために間に合わないということはありませんでしたが、独自の助成策を講じようという動きがありましたが、時間的な都合でできなかったという経緯もあります。

そして次に、海洋深層水利用についてですが、海洋深層水が事業化されるということは工事が始まった時点で何年度からこれが供用できるということは十分に認識されていたはずですが、それに対する企業を誘致しようという考え方、またその方法、遅れた原因、要因をお伺いします。そしてこの海洋深層水関連用地の申込状況はどうなっているのか。これまでに企業誘致もしたかと思いますが、クルマエビの組合以外に参入予定の企業があるのかどうか。以上の点について町長の考え方をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

農業の振興について、地元で生産したものを地元で消費してもらおうということで、産地・地消のキャッチフレーズで県も取り組み、消費者に対しても推進を図るよう指導を行っております。久米島においても地元で生産される野菜などの食材については、現在ほとんど本土市場へ出荷となっております。特に食材等についてはJA久米島支店との連携を取り、久米島給食センターへの食材として、ゴーヤーを7月から使用してもらうことで了解も得ております。今後はJA久米島支店、久米島商工会、久米島観光協会との連携を図

り対応できるものから取り組んでいきたいと考えております。

農業の振興について、堆肥センター設置については以前から建設計画を予定しておりましたが、事業主体をどこが担うのか、堆肥原料の種類別の量の確保が難しいと、生産量や価格の問題で採算性が難しい等、クリアすべき問題点を抱えており、解決できないまま現在に至っております。現在の農業体系を考えますと堆肥センターはぜひとも必要と考えております。前に述べたようにクリアすべき問題点が解決できれば事業計画に向けて取り組んでいきたいと考えています。

畜産の振興について、国のBSE（狂牛病）対策事業としては、子牛生産補給制度、子牛生産拡大奨励事業があります。また農家に対する融資事業として、大家畜経営維持資金、BSE対応畜産経営安定融資事業等があります。県の事業としては今述べた国の融資事業に対する利子補給事業、沖縄県和牛子牛生産価格安定特別対策事業等が実施されています。町独自の助成策については今のところ考えておりませんが、各市町村の動向も考慮して対応していきたいと考えております。

海洋深層水の利活用等について、①企業誘致の遅れた要因を伺います。企業用地内の道路整備などのインフラ整備がまだ十分でなく、企業を積極的に受け入れる状況にはありませんでした。14年度には、道路整備も実施することになっていますので、企業の受け入れ体制を整えて積極的に企業誘致活動ができるようにしていきたいと考えています。

2点目の関連用地の購入申込み状況、企業用地の申込状況については、沖縄県クルマエビ漁業協同組合が平成14年度より稚エビ生産供給施設の導入を計画しており、現在、その手続き等で条件整備を行っているところであります。

3点目のクルマエビ組合以外に参入予定企業は何社あるか、クルマエビ組合以外には、正式には申込みはありませんが、分譲希望として久米島町海洋深層水開発株式会社、東海産業株式会社から申込みがあります。また、先日、沖縄県産業振興公社からの紹介があり、アワビ養殖をすぐにでも始めたいということで、用地の相談もありました。その他にも電話で企業用地の申込み条件等についての問い合わせが何件かあります。

○ 13番 山城和満さん

町長の答弁の中で地産・地消について、対応可能なものからこの現地で生産されたものを消費していただくように町の方がどうアピールするかということですが、実は7月は沖縄県の県産品愛用月間と位置づけられているのは皆さんもご存じのとおりであります。久米島町で町として、この現地生産されたものを現地で消費するようにしましょうというような運動、そして先程来話がありますようにできるだけ自給率を高めるという考え方でしたら当然JAとも協力して、地元消費向けの減農薬といいますか、健康野菜を生産していけるような組織作りをすとか、町長が施政方針に載せたものに対する予算の裏付けがないことを僕はどうということだと聞いているわけです。実際に自分はこういう仕事をしたというんでしたら、それに伴う経費、当然出てくるべきだと思いますが、これを

予算を使わないで実現できるものなのかどうか。絵に描いた餅は食べられませんというのを一緒じゃないかと思うんですよ。そういうことがないように、こういうことをやりたいというんでしたらきちんとしたものを方向付けていただきたいと思います。そのことに関して具体的に、予算はなくてもできますというんでしたらお答えを伺います。

○ 農林水産課長 平良進さん

この地産・地消については予算が伴うとは限りません。これは特に一次産業の農産物、畜産物については、2、3年前から国、県も地元で生産されたものについては地元の活性化を図るうえからも地元でも消費していく運動を推奨しようということで地産・地消を打ち出して国、県、末端の市町村までピアール指導体制をうっています。

県においてもこの地産・地消については特別な予算は取っておりません。これは普及センター、農政経済課、農林総務企画ですか、向こうを中心にソフト事業でこういった地元の生産物は地元で消費していく運動を展開しようということで、今、進めている状況であります。もしこの事業を展開するうえでピアールに伴う、あるいは宣伝に伴う事業が必要であれば、これまた予算化しながらその取り組みを実現していきたいと考えております。現在のところはソフト事業、横の連携の協議を図るうえで予算は取っておりません。

○ 町長 高里久三さん

補足します。その件については、前々から私たちは何とかしてせっかくの町内野菜を余ったら捨てるとか、私も野菜は作っていますけれども、玄関によく置かれているんです。それでホテルとも、話し合いしたホテルは、継続して十分に毎日決まった量を入れてもらうんだったら取るといっているんです。ですけれども肝心のJAさんの方がそれだけ組織だてできないということで、今、できないんですけれども、今後は三つのホテルと、それから民宿等にもお願いして、本当に農協さんが地元で消費できる分の量を確実に生産するという体制をこれから作っていききたいと思います。ただこれは一朝一夕にはできませんので、徐々に徐々にですね。

それから前に私は農協の理事長に朝市を競り市場で、せめて夏の観光シーズンのときにもやったらどうかとやりましたら、あいにく夏は野菜がないと、品物がないということで断られたことがあります。そのようにして皆さん議員の中から朝市を開催するといって頑張っておりますので、これをぜひ成功させて、またイーフなどでも、港のある所でもこういうのをやって、島内産の消費、または生産の売上げを伸ばしていけたらなと思っております。

○ 13番 山城和満さん

現在、農業を取り巻く状況は大変厳しいものがあるということは情勢から十分認識しているかと思えます。JA久米島もはっきり言いまして4月に合併しています。今後、行政のこれまで以上の農協、または農家に対する指導、意欲の強化を、今、町長もお話のように受け皿、現地でものを生産できる体制づくりですね、強力に推進していただきたいと思

います。

次に、堆肥センターについてですが、採算性の問題、事業実施主体の問題、これもJAに絡んでくるかと思いますが、実は私の考え方では堆肥センターは他のさまざまな公共事業に比べても費用対効果、または久米島全体に対する経済の波及効果、他のどういう物を作ることに比べても絶対に、この方が採算性が悪いといわれるようなものはないと思います。久米島の農業が衰退していくということは現状として何とかしなければという考え方、実はサヤインゲン、サトイモなど伸び悩みの対策が急がれておりますが、これが伸び悩んでいるのは何かといいますと、一番大きな原因は反収が落ち込んでいるということです。これは連作障害以外の何ものでもないという専門家の指摘もあります。作物の連作障害を防ぐのには堆肥を供給する、地力を付けること以外に連作障害の防ぎ方はないとも言われております。その点からもこの久米島の農業を本当の意味で農業振興しようとするのであれば、この堆肥センターの必要性は行政の皆さんも十分認識していると思いますから、単に採算性で片付けられる問題ではないということを強調したいと思いますが、今後、久米島全体の1千戸余りの農家がこの利益を管理できるというこういう施設は私は早急に対策、または推進していくべきだと考えています。今日、行政の側が、これから採算性の問題を盾にこれをそのまま先送りするのか、重ねてお聞きします。

○ 農林水産課長 平良進さん

確かに堆肥センターを久米島町としては絶対に必要だと、これは本当に考えています。この堆肥センターに係わる、山城議員がおっしゃったように標対効果、それから経済の波及効果というのは本当に計り知れないものだと予想しております。その観点からも、本来はこの問題は、今に始まった問題ではございません。14、15年前にも私が農政係長の頃、旧仲里村の経済課にいた頃も生産総合整備事業、あるいは農業構造改善事業の中にこの堆肥センターも組み入れをして、事業を実施していこうと、行政の方では計画はしておりますけれども、JA、あるいは久米糖さんも集中脱葉機の問題、あるいはその当時は畜産農家も少なく、その原材料になる堆肥の原料が乏しいということで挫折したことがございます。この件につきましても、それ以後もずっと検討してきております。ただ、先ほど町長が答弁したとおり、原材料の確保、あるいはまたJAさんにも聞いてみますと、今、堆肥センターの稼働している地域は全部赤字だとおっしゃっております。これは経済連、JA久米島農協が調査した結果です。この報告が行政に入ってきています。こういった諸々の諸条件も重なって厳しい状況にあります。ただし、これは財政が伴って、これは内部のまたあるいは町長の方針で赤字でもやるんだということになれば、これはわれわれは事業を遂行したいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 1時50分 休憩)

再開します。

(午後 1時51分 再開)

○ 13番 山城和満さん

ただいまの件ですけれども、さまざまな問題があるということは十分認識しておりますが、実は畜産農家に取りましても平成16年からは10頭以上の畜産農家は、この牛糞など堆きゅう肥を野積みにはいけないという環境法の観点から堆肥舎の建設が義務づけられます。そうでなくても大変厳しい農家経営の中で、新たな負担を強いられますものですから、できましたらそれに合わせて堆肥センターが建設できれば農家にとっても、またはこの堆肥センターにとっても大変有意義な施設になるのではないかというふうに考えております。今、担当課長がお話のように、町長がリーダーシップをとって、この久米島の農業を絶対に発展させていくためには絶対にこれは必要だという認識をお持ちいただいて、ぜひ早急に、これを実現してもらいたいと思いますけれども、町長の考え方をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

私も農業は全く素人ですけれども、まず生産性を上げるためには土づくりが一番肝心要ではないかなと考えております。幸いにして公式ではないんですけれども、ある建設業の方がそういうものをまとめてやってみたいということの話でありまして、今おっしゃる畜産の10頭以上の皆さんからの糞が出れば、この話し合いをして、より現実的なものになるのではないかなと思っております。この方は本業は建設業ですけれども、これからの厳しい時代に向けての事業方向の転換として自分の事業をしながらそれも兼ねられるということで、この間、これは公式ではないですけれども、そういう話がありまして、私も一緒にやりましょうということを行いましたら、これはぜひやってみたいなと思っております。

○ 13番 山城和満さん

次に、畜産についてですけれども、BSE対策、施政方針の中で畜産農家の大きな打撃を受けましたこのことを解消というくだりで、この畜産基盤再編総合整備事業をBSEと絡めているのはおかしいのではないかということで指摘しているわけですが、町長の説明のとおり、国や県でもこれは農家の側に責任があることではなくて、はっきり言って行政のミスだということで、国としてもBSE対策の特別補助金を出しておりますが、実は本来でしたら、これが畜産農家個々の責任において発生したものでしたら町としても別に問題にする必要はないと思いますけれども、行政の側が国や県でもこれはやってはいけないことが起きてしまったということで特別は助成策を講じているわけです。国や県はこのことで農家に打撃を、損失を与えたことに対する助成策が必要だと感じているわけですが、行政としては、町長が先ほどお話のように、他の地域の動向を見比べながらということですが、町長が先ほども話しておりますが、この一つひとつの産業、久米島という地域へ畜産、特に牛ですけれども、牛に対する考え方ですね。町長の考え方でこれはできるものだと考えます。他の地域の農家を見極めなければできないというものでしたら、これは国の政策に反することでしたら大変判断は難しいかと思えます。BSE（狂牛病）に対する助成策は国や県でもぜひやらなければいけないことだということでやっているわけです。町

が何らかの予算措置をして、この範囲内で畜産農家の皆さん、狂牛病に負けるな、行政も応援しますというふうな気持ちだと思います。僕は。そういう点から、旧具志川村では議会の皆さんも同意し、行政とも調整までしておりました。4月1日の合併に間に合わなかったというだけのことで、これができなかったという経緯はありますが、町長は毎年のように台風災害やさまざまな困難にも立ち向かって頑張っている農家の皆さんに、どうこれをやるかは別に、金銭的な面ではないと思っています。心からの応援といいますか、頑張れよという思いが町独自の助成策という、BSEに対する見舞金というのはそういうものだと考えておりますが、町長、どんなものでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

確かにそこで他町村の動向を協議していくとありますけれども、私も畜産はぜひ奨励していきたいと。現在、2,000頭までいったと将来の目標は2,200頭まではぜひ持っていきたいということで、具志川の畜産組合の皆さんとも話し合いをしているし、また、仲里の畜産組合の皆さんとも話し合いしました。

今、議員がおっしゃる具志川村で補助をするということは、当時、両村の三役会議で話題に出ました。それで仲里村もやろうということで進めていましたけれども、当日前後、具志川村はその補助の助成の積算基準、それから支払い方法等もしっかりやられていたので、じゃあ仲里も具志川村に準ずるからひとつやりましょうということでやったんです。たまたま先ほど指摘があったように、合併も迫って、時間的にその余裕がなくてできなかったですので、この積算の基準が旧具志川村でやられた資料があると思いますので、それを再検討して、そういうことも検討してみたいと思っております。

○ 13番 山城和満さん

町長の今のお話のように、立ち後れた点と、久米島町が他の離島に比べて畜産に関して、牛に関しては立ち後れたところがあるかと思えます。特に先島、宮古、八重山地区に比べまして畜産に関しては立ち後れている面があると思えます。それとあと農家の高齢化とか大変な率で進んでいるともいわれてます。この高齢者がある程度の高齢になってもできる農業、そして元気であればそんなに労力のいらぬ、機械化がある程度進んでいる畜産というものについては、長い目で見て本当に定着していけるように、黒島当たり進んでいる地域では本当に80歳のおばあさんでも牛飼いをしているような事例を多々目にします。われわれも将来年取ってもこういう程度の仕事といいますか、生き物を相手にする仕事は老後の健康のためにも大変有意義な仕事だと考えていますので、この畜産が今後伸びていけるように町長の今の答弁、特段のご配慮をいただけるものと信じて、この件に関しては終わります。

あと、海洋深層水については、他の議員からも質問が出ているようですので、先ほどの答弁で私の方は終わらせていただきます。

○ 議長 高良ノブ

これで13番山城和満議員の一般質問を終わります。

次、22番仲原健さん。

○ 22番 仲原健さん

私の質問と内容はほとんど同じものが前に二方の議員から質問されております。私は私なりに席の方でお尋ねしてみたいと思います。

まず1番目に、8大政策の推進について。町長は8つの大きな政策を掲げて、町長選挙で勝利を得ました。誠にありがとうございます。ところで、その政策をより100%に近い実現をみるには政策推進スタッフが必要ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

次に、慰霊塔または慰霊の碑の合併統一について、旧仲里村、旧具志川村の合併に伴い、今後あらゆる面において「島はひとつ」という政策に移ろうかと思えます。旧両村にある慰霊塔、慰霊の碑を1カ所に移設し、公園化し、6月23日の慰霊祭を大々的に催したらどうか、町長の見解をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

ご質問のあります8大政策の推進についてであります。この件については政策を一つ一つ実現するためには職員一人ひとりが住民福祉の向上を目指し、責任をもって業務に精通し、前向きな姿勢で取り組むことが最も大事なことだと考えております。よって、新たな政策推進スタッフがどのような形でつくるか、内部改善も視野に入れながらやっていきたいと思えます。

9番上江洲議員の指摘にもあったように、私は政策スタッフは、是非やってみたいなど思っております。それをどういう組織にするかはこれから検討していきたいと思っております。

それから2点目の慰霊塔の合併統一についてですけれども、申し訳ないんですけれども、14番宮田議員に答弁したものでよろしいですか。もしよければ、また別の角度から答弁やりたいと思えます。

○ 22番 仲原健さん

前に質問されたものに大体の答弁はされておりますので。その中で、政策審議会とかいうふうな、仮称ですけれども、言われていたと思えますが、やはり町は役場の三役はじめ各課長とかのメンバーだと思えますが、やはり専門的な政策の推進にあたっては、たくさん数はいらんと思うんです。専門家2、3名で十分だと思えます。例えば大きな国の代表当りの、その位のものですね、そういうかたちの、私的な政策頭脳集団を何名か、今回特に両村合併によってできた新しい町ですので、政策の推進方について、十分研究して、ぜひそこらへんの設置をしてほしいなど、このように要望します。

○ 町長 高里久三さん

幸い、今度地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律はできているんですよ。これは5カ年間、だから今指摘された特殊な専門の人、そういう特別スタッフです

ので、これが14年5月29日に施行されて、施行後3カ月後に実施するという法律ができておりますので、これも詳しく勉強して、こういう専門的なシンクタンクみたいなことが必要なのか、または2、3名の大学の先生、または県の退任された皆さんが必要なのか、先ほど上江洲議員に答弁した政策審議委員会とも併行しながら、こういう政策ブレーンというものも私は必要ではないかなとおもっております。それにできるかはこれからですけれども、できるだけそれに向けて努力して取り組んでみたいと思います。

先ほど失礼を申し上げて申し訳ないんですけども、慰霊塔については、これは統一して上等な慰霊碑を建立して、統一した慰霊祭をやるものと私は思っております。そこで宮田議員に答弁したように、単なる慰霊碑、慰霊塔だけではなくて、その地域を公園化して、本当に公園の中に慰霊碑があって、いつでもそこを散策できて、また、この戦争で亡くなられた皆さんの御霊を慰めて、世界の恒久平和を願うと、この世から戦争を無くするという意味の創造的な公園等を考慮に入れてやっていきたいとおもっております。

○ 22番 仲原健さん

僕が質問をそこらへんも含めてやろうかなと思っていたところで、町長が先に答弁なされて、僕も公園化をこれにも書いてあるんですけども、まず先ほどの行政施策の推進ですけれども、そういう内容の趣旨の質問に答弁していただいてありがとうございます。これはアメリカのルーズベルト大統領が、ニューデール政策の時にそれから始まったらしいんですけども、ひとつよろしくをお願いします。

慰霊塔については、他の議員からもありましたけれども、やはり銭田の森とか、地域は私は限定しませんけれども、やはり久米島は島一つですから、位置の選定も十分に考えて、久米島は非常に丘も近くにあるし、眺望のいいところ、一度に東シナ海とか太平洋も遠望できるわけですから、そこらへんを選定してもらって、本当に町長がおっしゃるみたいに公園化して、最近父の日や母の日、子供の日とか、気分で公園に行ってゆっくり遊べるようなかたちの慰霊塔、名前については慰霊の碑でもいいでしょう、作って、大いに地域の人たちが亡くなられた方たちへより近づいて、そこで楽しく過ごせるような場所、そういう施設を作ってもらえるように要望したいと思います。私の質問はこれで終わります。

○ 議長 高良ノブ

22番仲原健議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(午後 2時14分 休憩)

再開します。

(午後 2時30分 再開)

○ 7番 國吉修さん

先月の台風5号、6月12日の台風、それと15日の集中豪雨、それから、一昨日の台風7号の通過まで、この1月間で久米島に相当の雨がもたらされました。そのお陰をもちまして、水瓶は潤ったわけではありますが、漁業関係者や観光の関連業者から、赤土対策はどうなっているのかという苦情が出ているが、町として今後どういう取り組みをするのか伺い

ます。

赤土が発生した年というのは、オニヒトデが大量に発生するそうであります。具志川地区、仲里地区で異常発生しているとの、漁師、ダイビング業者からの報告がありますが、早急に駆除しなければ珊瑚礁が荒廃します。町当局として早急に取り組まれる意思があるか伺います。

2点目、観光振興について。町長は、施政方針の中で観光振興については大きな政策として取り組んでおりますが、観光関連施設の整備についてはお粗末なものがあります。特に、先ほど上江洲議員からありましたトイレ、トイレというのは観光客が来たときに一番印象に残るそうであります。そこで、泊フィッシャリーナの施設のトイレが観光客から不評を買っておりますが、早急に整備する考えはないか伺います。

○ 町長 高里久三さん

環境整備について、町では関係課を網羅しての久米島町生活環境衛生等調査プロジェクト班を設置して取り組んでいるところであります。また早急に赤土等流出汚染防止対策を推進するため、久米島町赤土等流出汚染防止対策協議会を設置し対応していきたいと思っております。

2点目の、環境整備についてのオニヒトデの駆除についてお答えします。オニヒトデの駆除対策について県に問い合わせたところ、補助事業が無いとの回答があり、村単独事業で実施する場合は、予算の問題もあるので、今すぐには対応できない状況にありますが、駆除対策については急を要するものと思われるため、久米島漁協や観光協会及び関係機関と協議し、また漁民やダイビング事業関係者の皆さんでボランティア活動事業として実施できないものか検討していきたいと考えております。

観光振興について。泊フィッシャリーナ施設のトイレの観光客からの不評について。泊フィッシャリーナの背後地においては、トイレ設置だけではなく周囲の土地利用も含めて総合的な整備を考えております。今後の整備手法としては補助事業のメニューを模索しながら進めてまいります。平成15年に実施計画を予定しております。

○ 7番 國吉修さん

赤土対策問題では、環境プロジェクトチームを立ち上げていろいろ取り組んでいくということですが、今回久米島町で条例制定されていますよね。その条例制定された条例というのは、旧仲里村で制定された条例なんですけど、それを今回新しく町ということになっておりますが、あまりにも泊と漁師、観光関連業者等の不評が多いもんですから、この赤土対策に対しては、それで、この赤土対策協議会の委員が23名か24名おりましたよね。その分で、委員の方から防止条例の条例集を借りてきたんですよ。その条例の中に、第1条、この条例は事業行為に伴って発生する赤土の流出を規制する。土地の適正な管理を促進する等によって赤土の流出による公共水水質の汚濁の防止を図り、もって良好な生活環境の確保を目的とするという部分と、2条の環境保全とは、村民が健康で快適な生活を

営むことのできる生活環境及び自然環境を保全することをいう。

村の対応としまして、4条、町長は赤土等の流出汚染防止に努めるため、自然的、社会的条件及びあらゆる施策を確定し、これを実施するものとする。という意味で、いろいろ流出防止を図るための流出の発生を指導しなければならぬとかいろいろあるんですよ。それで、指導または勧告、7条にありますね。赤土等の流出汚染防止に関する責務を怠っていると認めたときは、当該、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、または勧告することができる。等いろいろな問題があるんですよ。それを町長は今回、合併で町になって初代町長として当選されたわけでありましてね。旧仲里の村長としても、そういうものをうたっているわけでありまして、そういう意味で業者、農業関係者等に勧告指導をしたのかお伺いします。それで、罰則を受けた業者がいるのか。赤土対策に対しては、仲里の方では平成12年に条例が制定されていますよね。その分でもう2年経つわけですが、まだ赤土対策が改善されないという、いろいろなダイビング業者等の意見もあります。

その中で、第2回赤土流出防止対策のお願いということで、平成12年5月23日にダイビングサービス イーフマリンホリデーの小川真司さんが、赤土に対しての、どうにしてくれという要請ですけど、これ第2回です。話に聞きますと5年ほど前から町長には要請したということですが、何ら対策も講じられていないということでした。それに対して町長、今後この赤土に対しては本当にどう考えているのか、真剣に取り組む意思があるのかお伺いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

旧仲里ではプロジェクト班、それから赤土汚染協議会の事務局が結成されておりましたので、私の方でできる範囲で答弁をしたいと思っております。旧仲里では生活環境プロジェクト班を設置し、これはゴミ、赤土等の汚染等について役場職員でもって設置し、他に赤土等流出汚染防止対策協議会を設置して、赤土調査に取り組んでまいりました。引き続き町になりましても、プロジェクト班は編成されております。次に流出防止対策協議会についても設置しております。旧仲里では赤土問題、それからホテアオイ等が流出して漁港関係者から要請も2、3回ほどあって、赤土の流出の原因を調べてみましたら、ほとんどが畑関係であります。その他、原野等からの部分もありますが、努めて出来る範囲のことをしようということで、調べた結果、タイバル比嘉の上の方に池があります。大雨になりますと、ホテアオイ等についてはそこからの流出ということでありました。それから、赤土のほとんどがこのダムにその地区は入っていきます。そういうことで、最近、ホテアオイの防止の網を、ワイヤーですが、これを工事費で設置、それからダムの水を抜いてあります。ある程度、水を抜いて沈砂池代わりにできないかどうか、その対策を講じてあります。その他、いろいろ関連、各種防止の対策の事業等も導入しながらやっております。今後とも細かいところの、旧仲里では先進地視察も行って、その中で畑の内側に月桃を、これが今帰仁等で流行しているということで、そのへんも視察は行ってあります。今

後、事業の推進が大事ではないかと思っております。

○ 7番 國吉修さん

課長のご答弁はやるということではありますが、私はすぐやってほしいんですよ。この台風のために、特に仲里地区を重点的にまわったんですよ、河川を。そしたら、先ほど吉永安扶議員からありました山中橋の上流、そこなどを見て回りましたが、側溝の蓋より畑が上がっているものですから、雨が降ったらまともに受けるんです。ある農家の方は、ちょうど畑の端の方に木を植えている方もいましたが、土の流れを防ぐためのものだと思いますけど、これがやります、やりますじゃなくて、早めにやらなければ非常に困ると思うんです。といいますのは、このイーフ地域、今年字イーフとしてできましたよね。そこは観光客をターゲットにしている町なんですよ。当てにしている町なんです。この赤土があるばかりに、実際の例として出ていますのは、ダイビング業者、はての浜渡船業者から聞きますと、台風後、集中豪雨の後、本当に港から出るというのが恥ずかしいらしい。そして、ダイビング業者の中には、ボンベ3本潜る予定だったのが2本、もしくは1本というふうに、死活問題の状況になってきているわけです。はっきりいってイーフビーチ地区おかしくなりますよ、ダイビング業者というのは敏感ですから、きれいな地域というのはたくさんあるわけです。ケラマ、ここで優先順位を考えたらどうなんですかといたいんです。優先順位を考えて、農家、漁業従事者、そして観光関連業者、3者で本当に真剣に話し合わなければ、久米島の観光15万人入域というのを打ち出しましたが、あと5年で観光客5万人に減るんじゃないかと思う。5万人に減ったとき、この地域がもちますか、もたないと思います。

そういうことでありますので、真剣に今後取り組んで、自然に流れる地域であれば、側溝を積むなり、少々の金がかかっても僕はこれからするべきじゃないかと思いますが、あの地域がリゾートホテル2件、僕が一番残念に思ったのは、この赤土対策協議会の中に両ホテルの関係者が入っていなかったのが、ちょっと疑問に思ったんですけどね、ダイビング業者が1人いまして、そういう意味で、今回、町として立ち上げていると思いますが、そういう観光関連業者も大いに入れて、結局観光がなければ、このイーフ地区というのは成り立っていかないわけです。今約9万人前後来ていますけれど、9万人の人間が来た場合、だいたい農業生産と匹敵するぐらいの観光関連業者というのは寄与していますので、その意味からも、とにかく赤土はもう本当に。

前の対策協議会の資料をみましたら、沈砂池の部分ありましたよ。そうしたら、ダイビング業者は、こういうまずやり方ではいけないという部分で提言をしたと。そういうことで、今後、この件は早急にやってください整備は。久米島の観光が終わります。はっきり言いまして。そういう意味で、すぐ取り組むのか、今年いっぱい取り組んでやるのか、やらないのか、再度ご答弁お願いします。

それと、先ほどのオニヒトデの件でありましたが、こちらのダイビング業者に聞きまし

たら、何年か前に予算をちょうだいしてやったという話も聞いておりますが、この仲里地区はダイビング業者あれだけのメンバー結構多いですから、そういう分で漁業従事者と連携をとってやりやすいと思いますが、具志川地区におきましても、オニヒトデが非常に発生しているんですよ。そして、サンゴが荒廃している分で、やっぱりウニ、タコ等の魚介類が本当に少なくなっているという話でありますので、とにかく久米島の財産は僕は海だと思っています。その意味からも、予算というのはそんなにたくさんいる予算じゃないと思いますので、先ほど話しましたように、優先順位を決めて、そんなにオニヒトデの駆除に対しては何百万円もかかるような問題じゃないです。

町長、オニヒトデの件に関して、町単独でしかできないということで、6月27日の県議会の一般質問にありますよね。「異常発生しているオニヒトデの駆除対策について、永山マサクニ文化環境部長は、緊急の予算措置として県緊急地域雇用創出特別事業基金など、国への支援要望も検討していると述べ、国の支援を得て早急に駆除対策をとりたい考えを明らかにした」とあります。そういう分で県なども、この環境問題に対しては敏感になっておりますので、これは県と相談しながら、県から駆除に対して予算を取ることができないか、再度、これはやっぱり沖縄の海は県民にとって財産だと思いますので、そういう分でこういう予算が取れなければ、単独事業でもやっていただきたいと思います。再度答弁お願いしたいと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

先ほどの質問の答弁で抜けておりますが、赤土に対しまして罰則した者はありません。それで、この赤土に対してはいろいろ事業として各々の関係課に計画もあると思います。そういうことで、関係課と話をして、早急にこれは引き続き従来の協議会も開いて対処していきたいと。

それから、先ほど言い忘れましたが、側溝を高くして、沈砂池について、その件も9月あたりの補正でできれば、沈砂池も従来まだしばらく沈砂池の浚いもしていませんので、その点も取り組んでいきたいと、こういうことで今相談はしているところです。諸々の事業については、計画する関係課と調整して、話し合っ進めていきたいと思っています。

○ 町長 高里久三さん

赤土問題については、これはもう全県的な大きな問題であって、今の技術等では100mm、200mm降るととてもじゃないけどこれは防止できない。これは皆さんもご承知かと思えます。そして、われわれもこれは大変重要な問題だということで、去年、仲里村において、真謝地区に赤土防止対策事業で億の金をかけてやろうとしたら、地主が反対して、結局できなかったという経緯があります。ですから、今この問題についてはみんなのできるだけ赤土を出さないようにということで、やはり取り組まなければならないものだと思っています。1カ所だけやったにしても、全体の問題もありますので、そうかといってやらないわけにもいきませんので。ただ、儀間ダムが整備されてきますと、治水も入っています

のでだいぶよくなると思うんですが、先ほど課長から話があったように、使わないダムの水を半分抜いて、そこで豪雨のときにはそれを溜めるという方法もとろうということで、ターバル池については半分水を抜いて今テストをやっております。それから、ウーリなどもホテイアオイがいっぱい入っていますけれども、あれをとっていいのか、また自然保護の団体の皆さんとも話し合いをしないといけないと思いますが、そういう使われていないダムについては、ある程度の最低限の水を溜めておいて、それでその赤土を防ぐということも一つの対策だと思っております。できるだけそれが出ないように、赤土が出ないように努めて努力していきたいと思っております。特にできるものからやると。

それから、オニヒトデについては確かに國吉議員がいうように、予算的に大した額でなければ、村独自で計上して、その駆除に取り組んでいきたいと思っております。

○ 7番 國吉修さん

今町長は村独自と言っていましたが、町独自ですよ。オニヒトデに関しては、僕が今回質問しているのは、僕が言っていることじゃないんですよ。地域の皆さんから切なる願いなんです。僕が言っているのはダイビング業者、観光関連業者が言っていることです。ということで、勘違いをしないでください。

赤土に対しては9月補正でも、まだ確定はしていません予定だということでもありますので、とりあえず赤土対策に関しては質問を終わらせていただきます。

オニヒトデに関しても補助なければ町独自でやるということでもあります。

あと、2点目の、フィッシャリーナ15年の事業で行うということでもあります、その間に観光客はどんどん見えて来ると思います。観光客は年間9万人ぐらいと。9万人の中で約3割4割ぐらいはこのフィッシャリーナを利用しています。というのははての浜です。ダイビング業者はそこから船が出ます。実際、この議会が終わったら、課長か職員暇があれば、あのトイレのぞかれたらいい、そして入られたいいです。1カ所しかないです。ダイビング業者の方というのは女性の方はスーツをつけています。あの狭いトイレの中で、汚いトイレの中で、こう下ろして用をたそうとしたときに、夏場さうとう臭いらしいです。それはそうですよ。熱されるわけですから。ああいうところで用を足しなさいといっても誰もやらない。トイレに関してだけは、僕は15年まで待つ必要ないと思います。はっきり言って、向こうの関連業者というのは、もう言ったって聞かないんだから、という諦めている部分があります。何をそんな諦めるなど。君たちが諦めたらお客さんが大事であって、観光客が大事であって、あなた達が入る入らないは別に関係ないと僕は言ったんですけどね、そういう分で観光客1人でも誘客したい思いがありましたら、先程来優先順位というのがありますので、これも何千万円もかかる事業ではないと思います。広々としたトイレで、ゆっくり用をたして、気持ちよく帰すというのが、この観光客に対する礼儀じゃないかと思っておりますので、ぜひ早めにやるということ考えていただきたいと思っておりますが、再度、今年度中にでもできないかご答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

観光施設関連のトイレということは非常に重要な施設だと思っております。先ほど上江洲議員からも管理の面で指摘ありましたけれども、泊のフィッシャリーナについては、必要については大変痛切に感じておりますので、事業を繰り上げてできるかどうか、財政とも相談しながら、できるだけ早い時期にできるように努力をしていきたいと思っております。

ただ、フィッシャリーナの実施計画はしておりますので、あれもつくる、これもつくるということで、予算の無駄遣いがないのか、そのへんもみながら1カ年待って上等をつくるのか、仮に仮設として一時的なものをつくるか、このへんを検討していきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで7番國吉修議員の一般質問を終わります。

次、4番島袋完英さん。

○ 4番 島袋完英さん

高里町長は合併初代町長ご就任誠におめでとうございます。また、長井助役、松元収入役、喜久里教育長、皆さん4名は、今後この4年間、久米島町の約1万弱の町民の福祉向上、そして所得向上に向けて意思を一つにし、頑張ってくださいと思います。私たち議会の方も車の両輪といわれていますように、お互いに協力していきたいというふうに思います。

それから、先月襲来いたしました台風6号、それから7号の台風によって甚大な被害を受けた皆さんには心からお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問通告書に従いまして、3つの点をお伺いしたいと思います。まず、商工観光の振興についてであります。町長は公約の中で、イーブ地区並びに仲泊鳥島と一緒にしておりますが、新興通り、中央通りの商店街づくりに積極的に取り組むと、力強い表明があり、大変心強く思っております。さて、旧具志川村議会では、中央通り、新興通りの市街地開発事業を新町建設事業計画の中にぜひ明記させるべきだというふうな議論もやりました。これがなければ合併は延ばしてもいいんじゃないかというような意見も出たぐらいであります。しかしながら、県知事の説得に負けたようなかたちで、4月1日の合併に至っております。空港と商港を備えた同地域は、将来においても久米島町の中心となるべきところであり、ぜひ開発事業を入れるべきであります。今後どのような手法で高里町長がこの事業を展開していかれるかをお伺いします。

次に、観光産業は総合産業であり、関連産業への波及効果が大きいことは周知のとおりであります。そのために、空港の拡張整備とジェット化を推進し、東京直行便も就航しました。ところが、入域観光客は年々減っております。観光協会の統計では、平成10年164,156名の観光客、商港もあると思いますが、久米島を訪れています。それが平成13年154,0

00人、その中で観光客は平成10年が92,000人です。13年が87,000人と。要するに久米島に訪れたお客さんが、この4年の間に9,000人余りも減っている。しかもその中で観光客が4,000人余り減っているということになります。

町長は施政方針の中で、横ばいと言っておりますが、1年に1,200名ずつ観光客が減っているかたちになっております。何が原因でしょうか。運賃の高騰もあろうかと思いますが、私は第一には久米島の宣伝不足であると思います。町長が心から観光振興をお考えでしたら、関東地区、関西地区において、より強力な宣伝マンを配置してもよいのではないかと考えるわけです。

第二には運賃の問題ですが、J T Aの算出基礎、どうして片道9,000円も、あるいはピーク時には1万円も取らないと運行できないのかですね。これをJ T Aに提出を求めてもよいのではないかというふうに思います。

全日本航空同盟沖縄支部というのがあります。これはパイロットなどが構成している航空同盟であります。皆さん家の中にもアンケートがきていたと思いますが、この中にアメリカでは地方路線、効率の悪い路線も飛行機を飛ばさせているようではありますが、この補助金は赤字の分は国がもっていると。国が立て替えているというふうにいわれておりました。私はこの制度は日本でもこういう制度を取り入れてくれるように強く要望すべきではないかと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

2番目に、海洋深層水の利活用についてであります。久米島における新たな産業創出並びに雇用創出が期待できる海洋深層水事業がスタートしたのですが、期待したような有力な企業が来ないのではないかと心配しております。将来、何社の進出を目標にしているのか。また、企業誘致はどのような方法で考えているか。企業誘致班の設置もお考えのようではありますが、これは非常にいいことだと思いますが、いつ頃から立ち上げるか。また、メンバーはどういうメンバーをこの企業誘致班に入れるのかお聞きします。

次に、温度差発電所、これは耳慣れない言葉だと思いますが、町長はお聞きになっておられると思いますのでお聞きします。これは佐賀大学の確か大城さんという、ちょっと名前は忘れましたが、この海洋学の教授であります。彼が研究しておりまして、海底10℃の海水を地上の30℃、この20℃ぐらいの温度差で相当な発電が起これるということで、この機械は既に開発されているわけです。この教授は沖縄県に県知事宛にこの説明をいたしまして、沖縄県はこういう環境汚染のない発電、これを導入したらどうかという話もしたようですが、沖縄県はあまり乗り気じゃないということをおっしゃっていましたが、それで久米島がさらに深層水が開発されたものですから、これをなおい発電ができるようにということをおっしゃっておりましたので、私は前研究所長の方にも、このお話はした経緯があります。

まず、久米島に企業を誘致する前に、ここで企業を興したら何が特なのかというふうなことを考えた場合に、このエネルギーで電気を起こし、その周辺に入る企業に少なくとも

電力を供給すれば、かなり安い電気料で事業できるということは、私は世界中に誇れるところだと、宣伝できるものと思うわけです。ですから、この温度差発電について町長がどうお考えかお聞きします。

3番目に、学校教育の振興について教育長、町長お二人の考えをお聞きします。第4期県立高等学校編成整備計画の最終案が発表され、久米島高校は連携型による中高一貫教育が指定されております。平成24年の高校進学予定数は93名、これは久米島なんです。93名となっており、その後も更に減少するのではないかと思います。このままでは久米島高校の存続さえ危惧されます。よって、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒や保護者の選択の幅を広げるとともに、6年間の中高一貫教育でゆとりある教育の実施、幅広い年齢集団による学校生活、多彩で豊かな教育を展開することにより、個性や創造性を一層伸ばす地域の特色に合った学校、いわゆる「中等教育学校」の設置に向けて取り組む考えはないかお聞きしたいと思います。

次に、学校の統廃合についてお聞きします。加速する少子化傾向で、平成24年の幼稚園児が116名となっております。教育予算を惜しむ考えはないのでありますが、1校あたりの生徒数があまりにも少ないと施設維持費に予算がかかり、ソフト面の整備等が遅れるものと思われまます。また、互いの競争力も低下し、学習意欲も劣ってくるものを思われまます。そこで、早めに学校統合、研究委員会と書きましたが、推進委員会でも設置して、すぐに調査を始めるべきだと思いますが、町長と教育長のお考えを伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

商工観光の振興について、町づくりに対しての地域の意向を十分踏まえ、地域と行政との協調の下、町づくり整備計画を策定し、国や県など関係機関との役割分担を確立し、町づくりの基本的条件である道路網や商店街整備など関連事業の事業化を推進してまいります。

2点目の観光産業は総合産業であるについて、ここ数年における観光入域客は若干の減少傾向にあります。その原因については様々な要因が考えられますが、1つの理由として、議員が申し上げているPR不足もあろうかと思えます。今後、議員の指摘のように、関東関西への宣伝マン配置が可能かを検討しながら、また、別途手法についても模索しつつ観光客の入域増を目指してまいります。

第2点目のJTA運賃について、平成12年2月に航空法の改正に伴い、需給調整規制が撤廃になり、事業者の裁量なりで運賃の設定がされております。また、航空費補助の国庫負担については随時要求してまいります。

海洋深層水の利活用について、現在企業用地として準備している場所については、クルマエビ漁業協働組合を含め4、5社ほど分譲可能だと思います。将来は島全域の適所も含め、可能な限り誘致を進めていきたいと思えます。県の商工労働部企業立地推進課や東京・大阪事務所等とも連携をし、また役場内部に関係課の課長、係長を中心とした海洋深層

水対策プロジェクト班を7月中に設置し、海洋深層水関連事業や企業誘致などの推進を図っていききたいと思います。

海洋深層水利活用の温度差発電を推進する考えはないかということで、海洋深層水を利用した温度差発電については、10年前にハワイで実施されていたという情報もあります。コスト高で現在は稼働していないという報告もあります。県の振興開発室でも温度差発電がコストが安いという根拠がわからないということであり、現在のところ推進していく考えはないということでした。しかし、施設内の空調設備については深層水を使った冷房効果の実績がありますので、そのへんのPRはできると思います。ハワイの海洋深層水利用施設の所長のダリエルさんが、久米島の海洋深層水の視察に来たときに、海洋深層水を利用した発電所は久米島の人口、規模、または企業等の条件を考えた場合にはコスト高になるので、深層水を利用した温度差発電は事業としては取り組まない方がいいという指摘がありました。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

学校教育の振興について、その1点目、中高一貫教育についてお答えします。平成13年1月に文部科学省から国の教育の現状や課題を踏まえた21世紀教育新生プランが出されております。その7つの重点戦略の中に主要施策として中高一貫教育の推進が掲げられております。また、平成14年3月、今年度の3月に発表された、向こう10カ年、平成14年度を初年度とする向こう10カ年間の県立高等学校編成整備計画が出されておりますが、その中で久米島地域においては、地域の4中学校と高等学校が連携するかたちの連携型の中高一貫教育が進められております。そういう関わりもあって、久米島高等学校、それから久米島中学校、具志川中学校、この3校が平成14年、15年、2カ年の取り組みとして、中高一貫教育研究推進校として指定を受け、現在研究中でございます。ですから、現段階では、その研究成果に基づく連携型の中高一貫教育を推進し、中等教育学校については今後研究を重ねながら関係機関と協議していききたいと考えております。

2点目の学校の統廃合についてお答え申し上げます。少子化や過疎化減少によりご指摘のとおり、児童の数が減少傾向にあります。学校の統廃合については避けて通れない課題と考えております。この問題については、児童の登下校の安全確保、通学距離の適正化、学校が地域の文化の中核になっていることから、慎重に取り組まなければいけないと考えております。今後人口の動態をみながら、類似地域の調査研究も踏まえ、学校統廃合研究委員会の設置についても十分な論議をして対応していききたいと考えております。

○ 4番 島袋完英さん

商工観光について再質問いたします。町長の答弁で納得もいくんですが、その事業は島にとっても一番重要な課題として考えてもいいんじゃないかと私は思うわけです。空港と港を備えたところですね、そこについてはもう観光客もそんなに望めないという考えです。この事業を推進するにあたっては、向こうでは21世紀の町づくりというふうな団体が立

ち上げされておりますので、その団体とも連携をとって、町の意向等も取り入れて推進していただきたいというふうに思います。

ただ、観光についてはもう、これどうしようもないのかなというふうな感じもするんですが、どうして久米島だけこんな減っていくのかというふうなことですよね。まず、観光だけじゃなくて、久米島にお客さんが来ている事態が、もう4年間で約1万人も減っていることは、運賃が高いから船にいつているんだという人もいますけれど、そうじゃないんですよ。船も減っているんです。飛行機だけじゃなくて。この減少がどこにあるのか、本当に行政も観光協会、商工会、なんか原因を突き止めてやる必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

私がいう宣伝マンというのはやっぱり役場の皆さんも一生懸命仕事をやっているんですが、ことこの観光についてはやはり役所仕事とは違うわけですよ。ですから、私が今言っているのは、逆にキャリアのOBだとか、エージェントのOBだとか人を1年とか2年とか、そういう委託営業でもいいからJTAの東京事務所だとか、あのへんに事務所のどこかに置いてもらって、向こうと一緒に久米島の宣伝活動、営業活動をまわってもらえる人、そういうふうなできる人を委託しておいてもいいんじゃないかなと思っているわけです。

それから、運賃の問題は、これはぜひ行政側からJTAに求めてほしいんですが、どうしてこの運賃がこの計算になっているかということです。100kmの久米島の距離が、ジェットに変わったら何が高くなってこうなっているのかですね、これを積算の、まず運賃の基礎を出してくれと。そうすれば私たち住民にも説明できますよね。ただジェット機に変わったから、飛行場が大きくなったから運賃が高くなったでは、これは住民は納得しないわけですよ。ですから、これだけコストがかかっているんですよというようなことをやっぱり出してもらったほうが説明がしやすいということです。

今のこの点についても一度町長のお考えをお願いします。

○ 町長 高里久三さん

なぜ観光客が減ったかということで、確かに今指摘のある運賃の問題もあるんじゃないかと思います。それと、運賃と長引く不景気、これも影響しているんじゃないかなと。それから、アメリカの同時多発テロ事件も一つの要因ではないかなと。また、独占という中で競争の原理が入っていないと。今日の新聞を見たと思うんですが、JASとJALが合併して、東京ー那覇間が3万1千100円だという新聞に出ています。そういうふうな競争原理が働かなくなって、独占のためにそういうことになるんじゃないかなと思っていますが、それと、PR不足ももちろんだと思います。そういう諸々が重なって客が減ったのか、その原因についてはまた専門の方々とも、なぜ来ないのかということ調査をしてみたいと思います。

それから、確かに指摘のあるように、観光についての本当の久米島の農業に次ぐリーディング産業として取り組むならば、それなりの施策をしないと、ただ受け身だけでは事業

発展はないと思います。そういう意味で今指摘のある、提言のある関東、関西への営業マンを配置するのも一つの方策だと思っております。そのへんについて、今後、担当協会とも検討して実施して、振興方向に向けて取り組んでいきたいと思っております。

なぜ今、観光客が9万台なのか、われわれも空港ができて、東京直行便ができて、ジェット化になって、15万人を目標をあげたけれども、遅々としてその目標に達成できないと、議会の皆さまからも指摘をされて、今、何とかせねばいけないということでやっておりますので、海洋深層水の久米島健康増進センターが今年から着工されるし、また、来年から島の学校の設計にも入るし、そういうインフラ整備も兼ねながら観光入域の増に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 4番 島袋完英さん

ぜひ最善の努力をしていただきたいと思っております。確かに独占運行で、航空会社が有利なところがあるんですね、ここは。しかし、航空会社のどういうところに路線を伸ばすかという、40万人人間が出入りしていないとですね、要するに片道20万円、帰る時に20万人、40万人の人が出入りするところには別の航空会社は飛ばさないようです。もう赤字なんだから。例えばうちの方でも、早く全日空を要請しようとかいろんな話がありますが、これは要請は十分やるべきだと思うんですが、ただ航空会社の意向としては、20万人、30万人以下ぐらいのところではもう目に見えて赤字だから、そこに入り込む会社は毛頭ないだろうというふうな、これはJTAもそれは安心感があるわけですよ。全日空は到底入らないだろうというような。だから、そういうところはまた私たちも一緒に、この誘致運動をしていかないといけないと思っておりますが、一丸となって頑張りたいというふうに思っています。

それから、海洋深層水の温度差発電ですが、ハワイでのあれは、アメリカがこれを開発したと思っておりますが、だいたい軍事用ですね、軍事に海の沖で戦艦の中で発電できるということで開発したのが最初だと思うんですが、コスト高というんですけれど、私はここはコストもかからないと思っているわけですよ。というのはもう水は毎日1万3,000t汲み上げて捨てているわけですからね。ですから、この水を既に国・県が開発した施設を利用して発電をすれば、そんなにかからないんじゃないかというふうなことをいっているわけです。この佐賀大学の教授は、大学に小さな施設があるようです、その機械が。久米島が試したいというのであればいつでも貸しますというふうに言っていました。だからこのハワイの学者が言っているのは、発電のために設置するとコスト高になるというようなことじゃあないかなと私は思うんですね。そこをまた話し合っしてほしいと思っておりますが、これは答弁はいいんですが。

次は、学校教育についてであります。先ほども冒頭にあいさつしましたように、4年間です皆さんの任期は。4年後にまた私たちの審判を受けるわけですので、4年後のことは考えないで、4年間で何ができるかをやってほしいわけですよ。ですから、まず学校の

教育振興についてであります。私は今のように子どもが減っていくと、久米島においては、より特色ある学校としては、やはり中等教育学校という、これはもう理想的な学校になるんじゃないかなと、高校と中学校がそこにみんな集まって学校ができると。あと小学校が4つぐらい、2等分されれば理想的な教育環境じゃないかと思うんですね。より学校の効率的運営をするためにも、今みたいな6校ありますよね、これに予算を分散しているわけですが、やはりこれをまとめると、この分予算がより効果的に整備できると思うんですね。子どもたちのソフト面でも。ですから、その意味でも、今で皆さんが就任した最初の合併特例法のこの10年間で、これも何年を目途に統廃合するということを立ち上げてほしいわけですよ。

これは国頭村が去年から推進委員会をつくりまして、もう2004年、4年後には統廃合するという決定していますよね。6中学校を1つの中学校にまとめるというふうなことになるわけですよ。向こうでもいろいろ歴史的、文化のあれもあると思うんですよ。しかしそれを考えていたら、いつまでももう財政は厳しくなっていくし、ですから、皆さんの任期のときに何年にはもう統廃合するんだと。小学校いくつ、中学校いくつというふうなことを、早く研究委員会でいいから立ち上げてやるべきだと私は思うので、もう一度お考えを伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

おっしゃるように、われわれは久米島の両村の合併の時点でも、この問題が取り上げられていました。特に美崎、比屋定、大岳、そういう少ない学校の地域での、特に比屋定などは学校の統合をすることには反対とはっきり言っておりました。そういう意味で、じゃあしばらくの間は学校の統廃合は棚上げしてやろうということでの経緯があります。今考えてみますと、比屋定が小中合わせて80名ぐらい、体育館つくるのに1人400万円ぐらいかかるんですね。大岳にしても80名から90名ぐらいだと思いますので、だいたい300万円ぐらいかかると。だからそういう意味からすると、小学校2つ、中学校2つにするということが理想的じゃないかなと。それで、スクールバスを買って、それで通学しても私は十分子どもたちの教育、学校の登下校について差し支えないんじゃないかなと思っています。むしろ一括にたくさん集まって競争させたほうが子どもたちにもいいんじゃないかなと思っています。6校ということ、そこに全校のあれだけの予算を投入するよりは、集中した施設整備ができるんじゃないかなと思っています。そういう意味では、早く学校の統廃合というものは、今指摘のありますように、取り組むべきだと思っています。

その前には、地域の皆さんの同意をまた尊重しないとイケませんので、まだ学校があることによってこの地域が今まで現状維持をされていると。また逆に、学校がなければそこに教員住宅しかり村営住宅をつくって、その地域の学校の複式学級の廃止をするとか、そういう方法はありますけれども、島全体が子どもの出生率が低下して人口の減少が起りますので、今の学校の統廃合も避けては通れない問題であるし、早急に方向付けするた

めのまず委員会みたいなやつは当然設置して然るべきだと思っております。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

島袋議員がご指摘の中等教育学校というのは、中学校4校と久米島高等学校を1つの学校にしてしまうというかたちで、それが実現すればご指摘のような教育効果がかなり得られるものと考えております。県教育委員会が出しておりますこの編成整備計画の中では、中等教育学校は美里高校と那覇の方につくろうと。美里高校がインターナショナル高等学校ということで国際性を帯びた授業なども英語でやるぐらいの学校にしよう。そして中学校何校かと美里高校を1つの学校にしよう。那覇にもそういう学校をつくろうというかたちで進んでおります。当地域でこういうかたちが採用できるかどうかですね、現状としては、全国5,500校ぐらいの高等学校がございますが、その中で中等教育学校が実現したのは公立2校、私立5校、国立2校、計9校でございます。やはり、それ相当の予算措置が伴う問題ですから、ご指摘のとおり中学校4校、高等学校を県立の中等教育学校にさせていただくわけですから、その場合の中学校への対応費は地域の対応費はなくなるという感じでございます。

しかしながらまた、ある意味からは、現在中学校が切磋琢磨して伸びているところに、一つの学校になってしまうわけですから、例えば、スポーツ面の練習試合ができない状況とか、地域住民の皆さんがどういうふうにご覧になっておられるか、そういう地域のコンセンサスを得ながら、また設置者が違うものですから、県教育委員会との関わりとか、とりあえず連携型の中高一貫教育を推進しながら、その中においても地域の機運が盛り上がってくれば、また要請してということがございますが、その場合の学校敷地の問題、予算の問題、大きな困難が伴っております。

○ 4番 島袋完英さん

ありがとうございます。では最後に、中等教育学校はいろんな問題があると思いますが、私は中学校2校、小学校4校ぐらいにまとめるのを、そういう検討はもう皆さんのいろんな段階でもそういう立ち上げはいいんじゃないかと思うんです。といいますのは、先ほど別の議員からいろいろ老人ホームの件とかありましたけれども、結局施設は、やはり学校を統廃合して、空いた学校をまたいい利用方法があるわけですよ。屋久島の屋久町では、高校が廃校になって、鹿児島に、今1校は残っているんですけど、その廃校になった学校を老人ホームとしてつかっているわけです。屋久島の上屋久町ですね。あれもたいへん素晴らしい老人ホームになっているんですよ。まず行ってみたいと思うんですが、そういうふうに、例えば、人口を増やす増やすということを行っているんですけど、じゃあ具体的にどうして増やすかというのは全く言っていませんよね。ですから、やはり僕は学校の統廃合は、これはもう避けて通れないものですから、早めにそれを打ち出して、できるのであれば空いた学校を大学とか専門学校だとか、そういう融資投資してくれる会社に貸して学校を開いてもらうという方法いろいろあると思うんですよ。ですから、その伝

統文化、百年も経っているとか、これも大事なんですけれど、でも今はそういつている状態ではないわけですから、いかに島の活性化をと考えた場合には、僕の言ったとおりになれば3校ぐらい空くわけですよ。それをまた別の有効活用にという考えも出てくるわけですから、それをぜひ提案して質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 高良ノブ

これで4番島袋完英さんの一般質問終わります。

続きまして、30番喜久里猛さん。

○ 30番 喜久里猛さん

新町の6月定例会、最初の一般質問ということなのですが、久米島町におきましては、職員、臨時、課長、係長クラスの配置、それから4役につきまして、幹部体制につきましてもほぼ固まったということで、久米島町のスタートが6月から始まるんじゃないかということで、皆さんに頑張っていて素晴らしい久米島町をつくっていただきたいと思っています。

ということで、まず質問なのですが、太田地区の千歳橋の工事、これは県営ではございますが、当然住民との関わりが非常に大きいので質問させていただきますが、工事費と工期、工期におきましてはその中に変更がなかったかどうか。それと一番大事なのが、その工事によって、あるいは変更によって、周辺食堂、商店などの売り上げは減少しております。これはもう明らかであります。ということで、その売上高を承知しているかどうか伺います。それが1点目。

2点目でございます。銭田の金山跡でございます。銭田の金山跡の有効利用は考えていないかという質問でございますが、実は、私の手元の方に、ある機関紙の資料があります。私もびっくりしたんですが、1千億円が眠る宝の山となっております。これは当然久米島ではございません。島外です。ですから島外からこの金山について興味があるかということを示しております。他にも資料がありますが後でまた必要があれば再質問をやりたいと思います。ただ、この金山につきましては当然、試掘権、それから採掘権が被さっているわけですが、そのへんの調査はたぶん前にも言ったことと私は思います。現在どうなっているか知りたいと思います。このへんの回答を願いたいと思います。

それと、参考までに回答の参考になればと思うんですが、ワールドカップで一躍有名になりました大分県の中津江村、カメルーン行ったところですよ。向こうに金山跡があるんですよ。向こうは目だった観光施設がないもんですから、この金山跡を利用して沖縄の高校生の修学旅行生をわざわざ金山堀に誘致しております。実際沖縄の子が、もちろんこのぐらいの小さな小粒であるんですが金を拾いました。ということで、そのへんの有効利用もあるので、そのへんを回答の参考にしたらどうかということでもありますので、よろしく回答願いたいと思っております。

それから3番目は、合併協定書なのですが、これは非常に大事なことです。これからの

久米島にとって。高里、内間両村長が、旧両村長が5年余りの歳月かけて合併協定書並びに協定書に基づく新町建設計画を作成しました。また、両村議会におきましてもその協定書を十分熟知し、協定書を理解しまして、旧仲里では全員賛成、旧具志川では多数の賛成者を得まして合併は議決しております。当然、合併協定書に基づく新町づくりになることと思うんですが、現高里町長におきましても、自分の下で、自分でつくられた新町建設計画をやり遂げたいという強い思いから町民の審判を得まして、今回5月12日に高里町政がスタートしたわけです。

ただ、その中におきまして、選挙期間中の発言、それから当選後の発言に私はどうも納得いかないものがございました。それは例のフッ素でございます。宣伝カーで私は直に聞きました。高里は水道水にフッ素は添加しませんとやっております。それと、新聞につきましては、これは私は直に町長の生の発言を聞いておりませんが、反対だという趣旨の発言がされているようですが、この自分でつくられた、いわゆる高里町長本人が作り上げてきた合併協定書、これを反故にするかたちになるんじゃないでしょうか、そういう発言は。これは普通の町長選とは違うんですよ。今までの政策に対して異議があるから私立候補しますということなんですが、これはお互い両村長が総意に基づいてつくった合併協定書です。これを町長になった直後に単独でこれは辞めますという発言は私はどうしても理解できない。これは間違っているかもしれない。強いて言うのであれば、合併協定後において、フッ素について疑問が出てきたと。疑問が出てきたものですから、町長の意見を具申して、旧具志川村、現在でもこれは解散していませんから生きています。具志川村水道水フッ素推進協議会に意見を具申して、慎重審議してくれというのが私は町長の役目じゃないかなと思います。ということで、そのことがあったものですから、果たして今後、この久米島町をつくっていく上において、この合併協定書、あるいは新町建設計画が反故にされるんじゃないかなという疑問が当然湧いてくるわけです。

私はこの場ではっきりと町長から明確に回答いただきたいというのは、あくまでも合併協定書を遵守し、それを推進していくという答えがほしいということであります。

○ 町長 高里久三さん

太田地内千歳橋の改修工事について。千歳橋の工事費及び工期の変更の件につきましてお答えします。本工事は、工事費については変更ございません。工期につきましては、当初平成13年9月15日、それから平成14年3月25日までの工期で工事を進めてきましたが、この地区は軟弱地盤なため、基礎杭を打っておりますが、住宅地に隣接していて、通常の杭打機による施工が困難なため、特殊工法での杭打ちによる施工を行っております。このことにより時間を要したものと専用物件等の移転のための調整に時間を要し、それに伴い工期も平成14年8月30日まで変更されております。工期内には完了する予定をしております。地域の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、いましばらくご辛抱とご協力をお願いしたいと思います。

2点目の銭田金山跡の有効利用について。銭田の金山は字銭田が管理し、金杭口から取水し簡易水道として利用しています。

この金山は観光資源としての活用が有望と考えますので、利活用について地域と相談しながら考えております。

試掘権、採掘権についてですが、Kさんという方が権利を設定しているようであります。

3点目の合併協定書について、ご質問のあります合併協定書の遵守についてであります。合併前において合併協議会で協議を重ね策定されたのがこの協定書であり、事務事業については、協定書を遵守し業務の推進、建設計画の実現に努めてまいります。

周辺食堂の商店街の売上げの件ですが、確かに誰が考えても当然売上げは落ちているものだと思っておりますけれども、売上げは減額になっているものだと思っておりますけれども、個々の店の全体の減額はわかりませんので、あとでそのへんを調査してお答えしたいと思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

工期もさることながら、私が一番心配しているのはこの売上げです。私の一般質問通告書は6月27日に事務局に届いております。今日まで20日間あります。当然、周辺の聞き取りはやっているものと私は解釈して質問しているわけです。今、町長の発言ですと調べていないと。担当は何をしていたんですか。昨日からの議員の質問は、議員個々の質問をするために、わざわざ資料を取り寄せたり、調査をして聞き取りして質問しているんですよ。私も同じです。私が調べた範囲では、ある店の売り上げが、食堂が、この工事始まる前の年は947万6千円、これはほぼ確定的な売上げです。8カ月の金額です。工事始まってからの8カ月の売上げが568万5千円。8カ月で379万円も落ちているんですよ。これ死活問題ですよ。皆さんはそういう対策をどうするかということなんですよ。これは県営工事ですから、工事については県に文句を言えばいい、また注文すればいい。しかし、この周辺の方々についての生活の問題があるわけですから、そのへんのところもうちょっと真剣に考えていただきたい。私は非常に期待していました。当然調べてくれるだろうと。これは各担当課も調べていないということですね、町長の発言ですから。この回答願います。

それと、工期が8月30日までという工期になっております。これはたぶん建設課長の答弁になると思いますが、これは理論的に無理でしょう。現在現地が天上まで2段残っていますね。それから橋桁が2段のうちの1段残っているんですよ。そこから本体の橋の枠組みを鉄筋加工して、それからコンクリ打ちします。コンクリートは20日以上必要なんですよ。特に橋なんていうのは20日ではたぶん開通できないはずですよ。本当にできるんですか。もしこれ以上遅れるようでしたら、その周辺の店の営業補償も考えないといけない状態になってくるんじゃないでしょうか。そのへん回答願いたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

この工事は県営でありますので、そのへんの工期の変更、延長というのは、当然県の行

政だと思っんです。その売上げの減少については、売上げの原因についての分については、当然承諾を得る場合に、県との話がなかったかどうか。また、その点については、今後町も一緒になってこの問題解決に取り組んでいきたいと。これはあくまでも工事主体は県でありますので。それと、おそらくこの工事を施行するときに、地域の皆さんはそういうものを覚悟の上で承諾をしてやったと思いますが、たまたま工期が長くなったということで、その補償の問題に商店主がどういうはからいをするか、そのへんはまた県の意見も聞かないとわかりませんので、しかし、町としてもそれはほっておくわけにはいきませんので、地域の皆さんと話し合いをして、どういうことで解決をするか、県と一緒に要請するか等々もこれから地域の皆さんを話し合いをしたいと思っんです。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの工期の問題について説明いたします。8月30日に間に合うかということでございますが、普通、橋梁をする場合には、下部工と上部工を分けて、だいたい2年にまたがってやっているような状況でございますが、この橋につきましては、ご指摘のとおり商店街の皆さんの長期に渡る売上げ等の影響もありますので、単年度で仕上げるということで、下部工と上部工を同時施工して、今現在、那覇の方でPC桁を制作中でございます。下部工が完了すれば運搬してきて乗せるだけの工法になると思っんですので、そんなに時間は要しないと思っんです。予定通りに8月30日で完成する予定で現在進めているところでございますが、町長から説明ありましたとおり、諸々の埋設物とか道路専用の移転とかで時間を要したということで、あとは橋桁を乗っけるだけという工法になりますので、予定どおりの工期を目指して、業者の方も頑張っって今やっているところでございます。

○ 商工観光課長 盛本寛さん

商工の立場からなんですけれども、確か、商店街の個別の損害調査はやっておりません。しかし、以前に商店街からちょっと厳しいよということの話がありまして、商店街の数名と私で南部土木の所長に、先月の19日に陳情を、要請に行ったわけです。そうすると、確かに今建設課長がおっしゃっているような工期の問題はどうなるかということで、きちんとそれは工程表出していただいて、8月で終わるという所長直々の約束をしています。

ただ、この損害については、これは確かにいくらの損害が出たかということ調べたにしても、現状はわかっている。確かに売上げは落ちていると。じゃあそれに対して補償はどうするかという問題は非常に難しい問題なんです。ですから、われわれが出来る範囲では、その工事を早く終わらせて、通行を早くさせるということしかならないんじゃないかというふうに考えます。

○ 30番 喜久里猛さん

よろしくお願ひしたいと思っんですが、私は現場打ちだと解釈しておりましたがPC工法ということで安心しております。それであればたぶん間に合うでしょう。ただ、橋の欄干が間に合うかどうかちょっと疑問ですけれども、少なくとも、再度土木に要請していただ

きたい。もうこれ以上の工期変更は絶対やらないでくれと。本当に死活問題なんです。家庭的な料理屋がこのような売上減になったら、そのへんの回答はお願いできますか。やり直すということをもう一度。強く要望しますということの。

○ 建設課長 仲村昌保さん

8月30日の工期は絶対守るように、また、南部土木の方ともたえず工程表を睨みながら調整して現場の方も工程表どおりに進むように努力して、ぜひとも8月30日には完成させるような方法でいきたいと思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

2番目の質問に移りたいと思います。再質問です。先ほどの町長の回答では、これは場所を勘違いしていることはないですよ。銭田の皆さんは銭田の井戸をつくって、それから簡易水道をひいていますね。それから、ガマの中からもホース引いているんですよ私見しています。だから町長が言っているのが何を指しているのか。金山跡につきましては、権利はKさんという方がもっています。4月現在ですね、今年の。これ那覇在住なんです。次の回答は収入役をお願いします。試掘権につきましては切れていますよね、4月26日。ということは4月ですから職務執行者として対応しているはず。町としてどういう態度をとったか。早い者勝ちなんです、こういうのは。申請は。なぜこの試掘権、それから採掘権にこだわるかといいますと、実はこの採掘権に被さっている面積が膨大な面積なんです。銭田地区26万坪なんです。囲ってしまっているんですよ。

もう一カ所は、儀間も金山跡ありますね。儀間から牛代あたり嘉手苧に向かって、これがなんと99万5,000坪囲っているんですよ。恐ろしいことなんです。かといって地上の皆さんが別に害を受けるというわけじゃないんですが、何かの折りに対して、いわゆるこういう鉱山権で権利を囲われてしまった場合に、町が何かをしたいときに障害になる可能性がある。それでこの問題を取り上げているんですが、試掘権について、たぶん現収入役聞いているはずですので、切れたあとどうしたか。このNさんという方が持っていますが、Nさんは、これも那覇の方です。総合事務局に対して、町が欲しければ譲りますよという話だったと私は聞いているんですよ。そのへんを含めて再度回答願いたい。

それと、この採掘権の件につきましては、これは私が直接確認したわけではないんですが、人伝に聞いてみたら、町と共同開発の意志があると。この方は決して自分だけの利益を追求する方ではありません。というのは、名の通った方の一族です。ですから、私は、町が接触すれば何らかの可能性が見出せるんじゃないかなと。少なくとも試掘権、採掘権に関しては町も絡んでほしいということです。町であれば当然、Kさんということですので町長はもうご存じだということですね。後で資料あげます。

私が要望したいのは、その金山跡の権利を共有してほしいということなんです。町が。そうすれば共同開発もできます。何らかの折りにストップもかけられるということですので、これはぜひ再度回答願いたいと思います。

それと、参考までに、4年ほど前、那覇のある方から私に直接会いまして、どういうわけか知りませんが、この金山跡はぜひ町がとれよと。いわゆる村ですねその当時は。さっきの見出しにもありました1千億円の宝の山。今のミネラルウォーターに金の水として売れば莫大な利益があると。これは果たしてどうか私もわかりませんが、しかしそういうことでわざわざ電話がありました。ただ、採掘権の問題があるのでどうしてもできないということを私は報告したんですが、現在幸いにして、採掘権は沖縄の方に移っています。それも話の出来る方だと私は解釈しています。その前は実は4人ほど渡られています。内地の方です。その中でも一つ問題なのは、いわゆる久米島の土地を利用して、権利を売買するごとに金が動いているということなんですよ。これも心情的に私はどうかと思う。そのへんもありますので、もし町として、この金山跡を有効利用しようとお考えでしたら、ぜひそのへんのところを接触していただいて、何らかのかたちを見い出してほしいということです。試掘権について回答願います。

○ 町長 高里久三さん

まず、われわれが町で金山の金の試掘権をとると、採掘をするという、採掘権は相手のもんであるし、そこに試掘権をできるかなと僕は疑問に思うんですがね。人の権利をするのに何のそういう権利もないのにそれができるかどうか、その疑問と。また、果たして仮に採算ベースに合うかどうか、おそらく今後とも、昔は幾たびが掘っているけれども含有量が非常に少ないと。金そのものはいい粒があるけれども、金の含有量が非常に少ないということで、企業ベースとしては採算が合わないという話を聞いております。今後、もし皆さんが話をこれでやるべきだという意見があれば、一つ研究をしてみる一つの方策はあるけれども、私は今のところ試掘はやりません。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

喜久里議員から質問があつて、この鉱山の件について調べた関係で、私の方で答えていきたいと思つています。試掘権については、私有地であろうが、公有地であろうが、誰がでも申請すればもらえるということになっているようです。そのときには、所有者あるいは行政と協議して、意見を聞いて、国、今は総合事務局の観光資源課というところがそこを主管していますけれども、そこで県とも協議してその権利を与えるということになっているようです。それは2カ年間の権利であるようです。

それから、この申請をみますと、ほとんどといっていいほど金銀銅の試掘申請が出ております。そのような状況です。

それから、採掘権ですけれども、採掘権については全体的には調べておりませんが、銭田の金山については、ここはずっと昔から永久権ということで、この権利を持っている人が放棄しない限りはずっとその人のものになっているようです。それで、銭田の場合、これは採掘されたのが大正末期ぐらいに事業されているようですけれども、その中から、今現在水をとって簡易水道に使っていると。地域の皆さんの話を聞きますと、中の方に陥没

して今非常に危険な状態だということもあって、この杭口は今ゲートを閉めて、鍵締めでやっております。ですから、そこをどういう活用をするかというのはこれまで検討されていないと思うんですけれども、いろんな歴史的な状況もこの看板等を設置して、この観光客等に見せる、あるいはそこからひいた水の、湖ですので、そこで何か受け口をつくって飲ませるとか、いろいろそういう部分ではそのままの状態を観光客に見せるとか、観光コースに入れるとかということにすれば非常に価値のあるものになるんじゃないかなというふうに感じております。

○ 30番 喜久里猛さん

私は金を掘るために試掘権をとるといえることは言っておりません。それは試掘権については別に金もかからないし、早い者勝ちですからやったらどうかという話でございます。

それと、採掘権につきましては、これは先ほど申しましたように、観光に利用できないかと。いわゆる金山跡を利用した、先ほどの中津江村じゃないんですけれども、そういう可能性もあるんじゃないかなと。

それと、いわゆるミネラルウォーターとして金の水、いわゆる金山ですから当然金の水になります。これも有望なひよっとしたら商品になるんじゃないかなという解釈の下で、採掘権を共同でもったらどうか、あるいは接触したらどうかという私の質問でございます。そこで金を掘って引き合うわけじゃないです。そんなの誰も知っています。ということです。

3番目の質問です。合併協定書を遵守し推進していくということで、明確な回答がほしいということでの質問でございました。町長は幸いにして遵守すると、推進していくと回答を得ましたので、十分に尊重していただいて、素晴らしい久米島町をつくっていただきたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

これで30番喜久里猛議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

あと50分残っておりますが、休憩してからやりますか。それとも続行しますか。

(「続行」の声あり)

最後、8番真栄平勝政さん。

○ 8番 真栄平勝政さん

真泊漁港の修繕施設建設の早期実施について。船の大型化により、現施設は使用できない状況にある。また、小型船の修繕時に出る粉塵（ファイバーグラス）、ペンキ等で周辺住民に大変迷惑をかけている。よって、真泊漁港の施設建設を早期実施する考えはないかお伺いします。

総合窓口を仲里庁舎にもおき、全ての手続きが両庁舎で行えるようにしたらどうか、当局の見解を伺います。

○ 町長 高里久三さん

真泊漁港の修繕施設建設の早期実現について。当初平成14年の事業実施予定でありましたが、船揚げ場施設事業との関連もあり、県と調整した結果、船揚げ場施設を平成14年度に県営事業として設置し、平成15年度に漁船用修理施設を建設する予定で県との事業申請手続き中であります。

ご質問のあります総合窓口についてであります。合併前においてワーキンググループで協議を重ね、分庁方式による住民サービスの低下を招かないように決定されたのが現体制であります。この件につきましては、職員の定数に限りがありますので、現行を維持しながらシャトルバスを最大限に活用し住民に不利益を与えないように努めてまいります。

○ 8番 真栄平勝政さん

1点目の真泊船揚げ場施設建設早期実現については、前向きな回答でいいと思います。利用者が安全、安定した操業ができ、サービス向上により観光産業に貢献ができると思いますので、早期実現をお願いします。これについての回答はよろしいです。

総合窓口の件につきましては、仲地議員の方から、具志川側の意見として出ておりましたが、仲里側からの意見としまして、水道課が向こうでしか取り付けできないということで、その総合窓口じゃなくてもでもいいですから、町民が身近に関係する水道課、窓口だけでも仲里庁舎におく考えはないか。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの総合窓口の件についてであります。この件に関しましては、担当課の方と再度どういう問題が課題としてあるのか検証しながら、先ほどの町長の答弁にもありましたが、職員については今定数の減の問題等もありまして、増員というのは非常に難しいかと思えます。今いる中でどういうサービスが可能なのか、そのへんを今合併して3カ月、4カ月目なんです。これまでのいろんな問題点等を一つひとつ検証しながら、今後については住民にとにかく不利益を生じないようなかたちで関係課と調整しながら、ご指摘のあるような問題については解決してまいりたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

これで、8番真栄平勝政議員の一般質問を終わります。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成14年第3回久米島町議会定例会を閉会します。

(午後 4時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号13番） 山城和満

署名議員（議席番号14番） 宮田 勇